

平成27年1月19日
子ども・若者部

「世田谷区子ども計画（第2期）」（案）について

（付議の要旨） 世田谷区子ども条例第25条第1項に基づき作成する世田谷区子ども計画（第2期）（平成27年度～平成36年度）の案をとりまとめたので報告する。なお、子ども計画は子ども・子育て支援法第61条に基づき作成する「子ども・子育て支援事業計画」を内包する。

1. 主旨

「世田谷区子ども計画（第2期）」の策定については、平成25年6月に世田谷区地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの中間まとめを受け、平成26年9月に計画素案を作成して、パブリックコメント等により区民の意見募集を行った。

この度、平成26年11月の審議会の答申を踏まえ、区民意見等を参考に計画案をとりまとめたので、計画素案への主な区民意見と区の考え方とあわせて報告する。

2. 計画案等の内容

別紙1～3のとおり

別紙1 「世田谷区子ども計画（第2期）」（案）概要版

別紙2 「世田谷区子ども計画（第2期）」（案）

別紙3 「世田谷区子ども計画（第2期）素案」への主な区民意見と区の考え方（案）

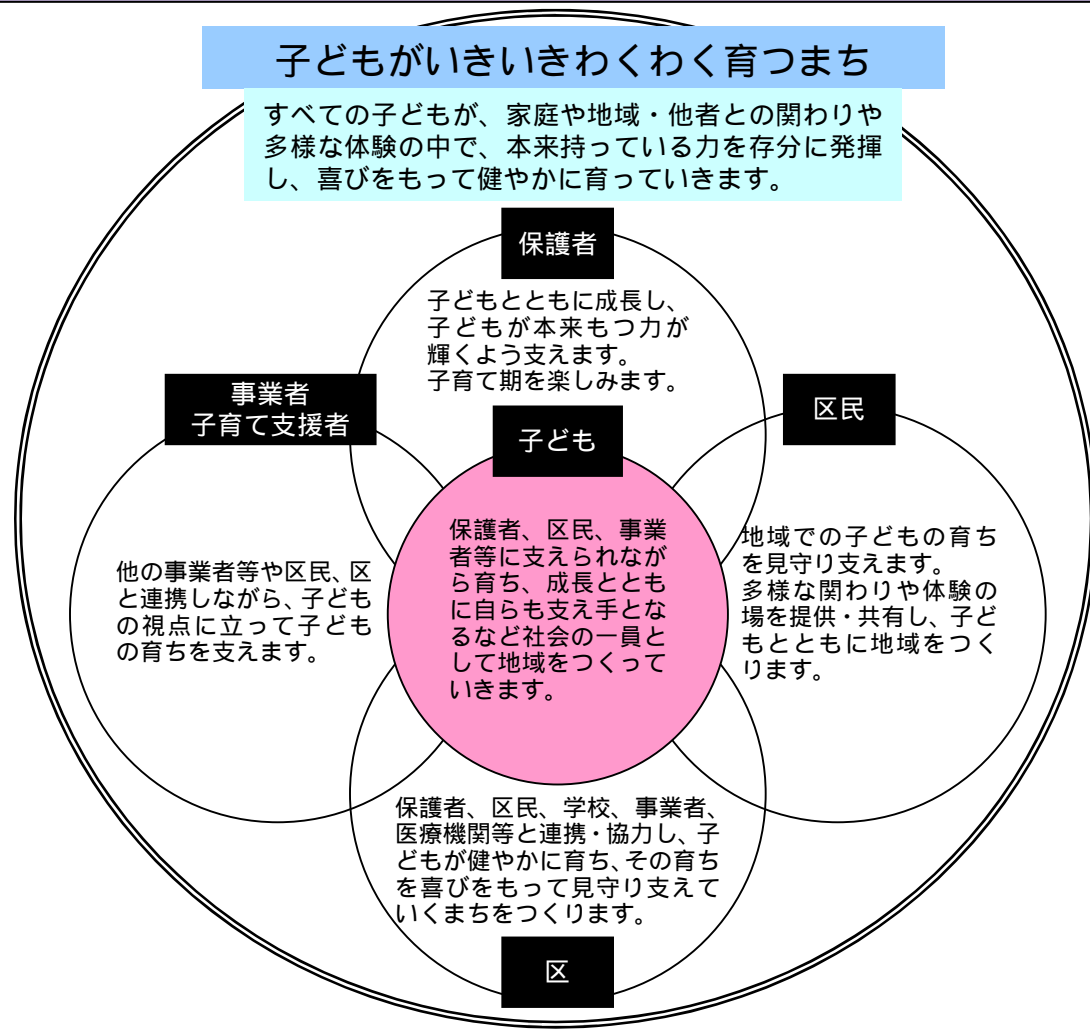
3. 今後の予定

平成27年	2月 4日	福祉保健常任委員会（計画案の報告）
	2月15日	パブリックコメント結果等の公表
	3月末	計画策定

基本理念

子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。
子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を区民と力をあわせ実現します。

目指すべき姿



重点政策

妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

子どもの生きる力の育み

大項目

1
子育て家庭への支援

2
保育・幼児教育の充実

3
支援が必要な子ども・家庭のサポート

4
質の高い学校教育の充実

5
子どもの成長と活動の支援

6
子どもが育つ環境整備

中項目

(1)身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

(2)子育て力発揮への支援

(3)子どもと親のこころと体の健康づくり

(1)保育施設・多様な保育の整備・拡充

(2)保育・幼児教育の質の向上

(3)保育と幼児教育の一体的な提供

(1)養育困難家庭・要保護児童支援

(2)配慮が必要な子どもの支援

(3)ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援

(4)悩みや困難を抱えた子どもの支援

(1)地域との連携・協働による教育

(2)「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

(3)信頼と誇りのもてる学校づくり

(1)成長と活動の場と機会の充実

(2)子どもの社会への参加・参画の機会の充実

(1)地域の子育て力の向上

(2)社会環境の整備

(3)子どもの権利擁護・意識の醸成

あつた計画策定視点

当事者の参加・参画の推進

子ども自身や保護者が、当事者として事業運営や事業の実施主体とどのように関わっていくか。その仕組みをどのように構築し、支えていくか。

地域で包括的に支える仕組みの構築

身近な地域で安心して子どもを生き育てられるよう、また、すべての子どもの育ちが子ども自身にとっても保護者にとっても喜びとなるよう、どのように区民・地域の育て力を高め、地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか。

若者期を見据えた子育て支援

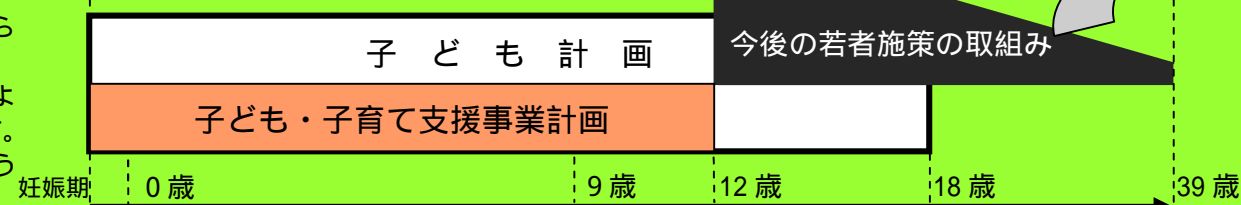
やがて社会を担うとともに子どもを育てる立場ともなっていく子どもに対し、どのような体験が望まれ、どのような支えや見守りが必要か。若者が直面する課題を見据えたとき、その手前でどのような施策が求められるか。

区が果たすべき責任と役割

サービスの実施主体が多様化する中で、区が目指すサービスの質や利用者である子どもの人権や安全・安心をどのように確保していくか。区が主体となって運営する事業が果たす役割をどのように位置づけるか。

子ども計画と若者施策との関連

子ども条例は、「子ども」を18歳未満としている一方、区では、12歳から39歳までを若者と位置づけ施策を進めています。
若者施策は、子どもの頃から継続して取り組むべきものや、早期支援により問題の深刻化が防げるものなど、子ども期の施策と密接に関わっています。
このため、子ども計画策定にあたっては、若者施策を見据えた検討を行うとともに、今後の若者施策についても示しています。



若者の交流と活動の推進
生きづらさを抱えた若者の支援
若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援
子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携

重点政策

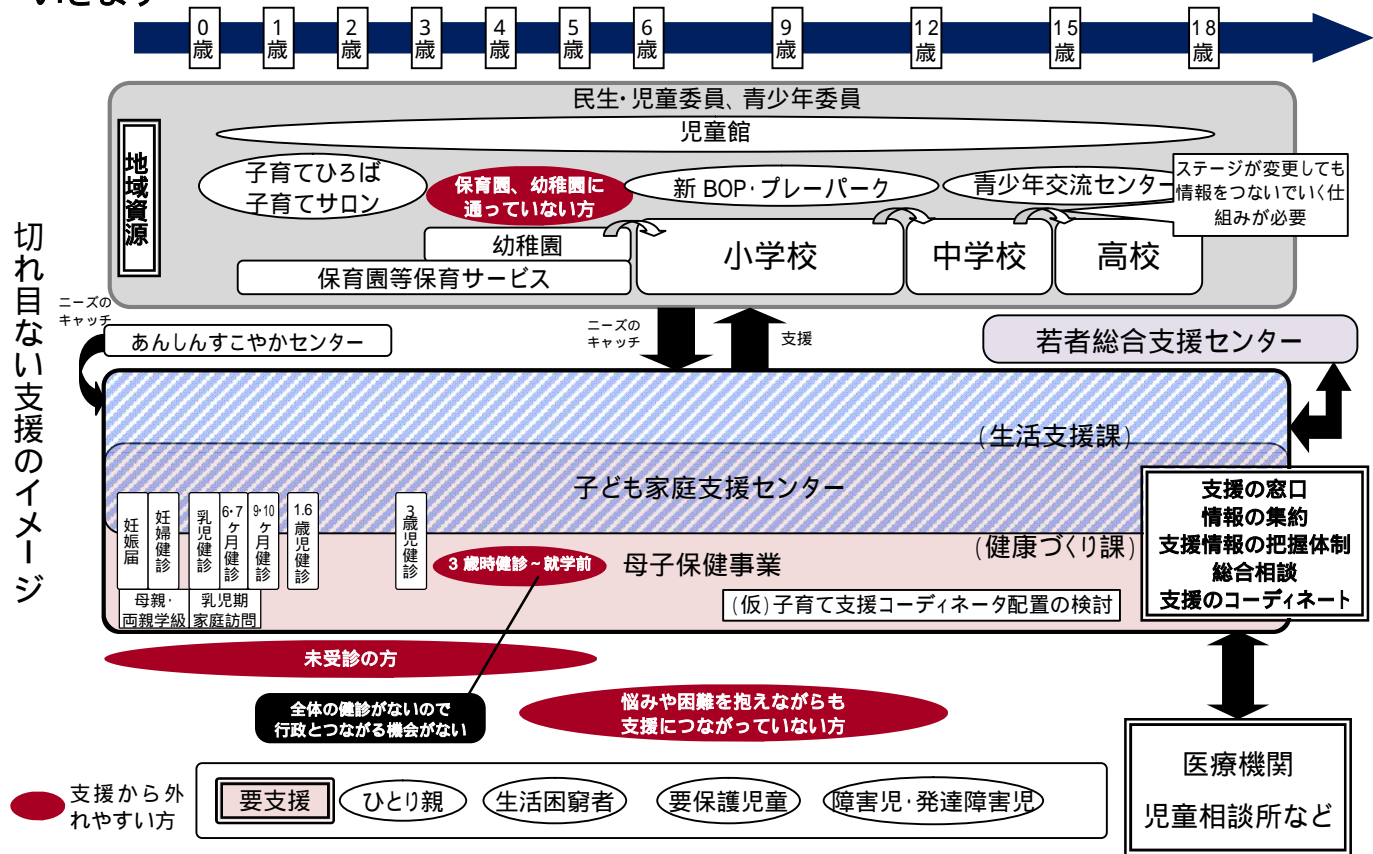
1 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増してきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

喜びと楽しさを感じられる子育てを、身近な場から支えていきます

子育て家庭に潜在しているニーズの把握に努めるとともに、ニーズや状況の変化に合わせ、切れ目なく支えていきます

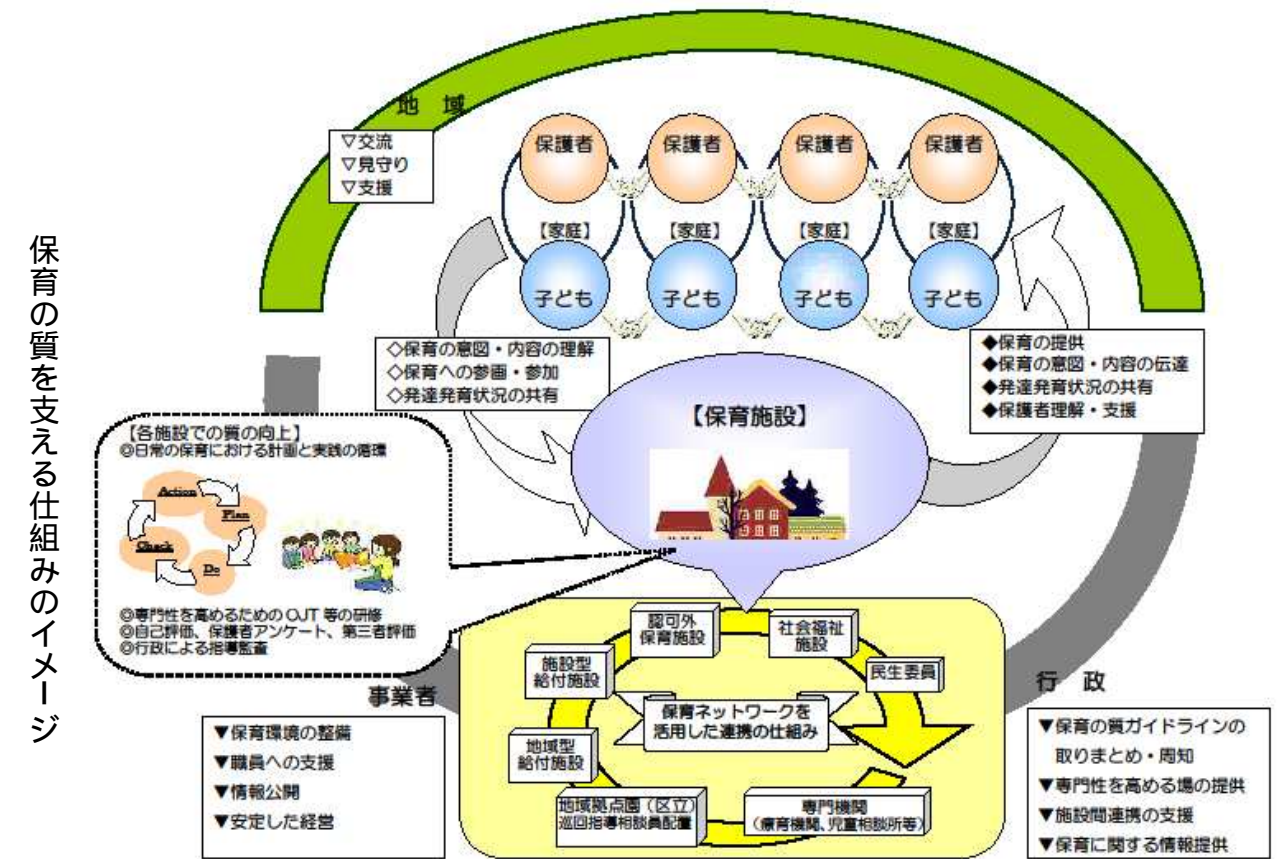
地域包括ケアシステムの推進により複合的課題を抱えた子育て家庭を包括的・継続的に支援していきます



2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

喫緊の課題である保育待機児解消に向けた保育基盤整備を中心として、すべての子育て家庭を支える基盤の整備・拡充を図るとともに、サービスの質の確保と向上を図ります。

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び、子ども・子育て支援事業の基盤を整備します
区が定める基準等に基づき、保育の質の確保に向けた取り組みを進めるとともに、子どもや保護者が当事者として、事業運営や事業の実施主体と関わっていく仕組みをつくり
保護者のサービスを評価・選択をする力を支援します
子ども・子育てを支える人材を確保し育成します



3 子どもの生きる力の育み

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが生きる力を育むことのできる環境を整え、地域・社会を担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

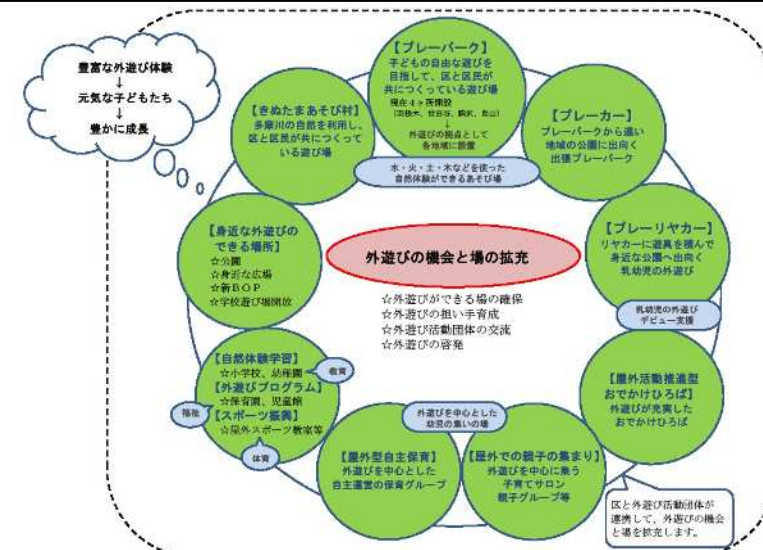
地域で豊かな社会体験を重ねられる場と機会を充実していきます

すべての子どもが、居心地のよい場・力を発揮できる場を身近な地域にもてるよう環境を整えます

外遊びを推奨し、外遊びの環境を整備します

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成を支えます

児童館が地域で果たす役割を充実していきます



世田谷区子ども計画（第 2 期）

（案）

平成 27 年 1 月

世田谷区

子ども計画の基本理念

子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。

子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。

世田谷区は

子どもが健やかに成長・自立でき、
また、安心して子どもを生み、育て、
子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を
区民と力をあわせ実現します。

はじめに

をめざして

世田谷区長

保坂展人

【子ども・子育て応援都市宣言（イメージ）】

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない大切な存在です。
うれしい時には笑い、悲しいときには涙を流します。子どもには、
元気に遊び、学び、育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。大人が子どもをしっかり支えることで、
子どもは成長に応じて社会に参加し責任を果たすことを学んでいき
ます。親や家族、施設と学校、地域の大人は、子どもが自分らしく
安心して育つ環境を、つくっていきます。

子どもは、未来の希望です。若い芽がすくすく育っていくように、
子どもの今をしっかり応援します。子どもと子育てにあたたかい地
域社会をつくれます。

ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	1
（1）全国的な社会状況と国の動向	1
（2）世田谷区の世界状況と区の動向	2
2 子ども計画（第2期）策定の趣旨	5
（1）策定の趣旨	5
（2）計画の位置付け	6
（3）計画の期間	7
3 子ども計画後期計画の評価	8
（1）子ども計画後期計画 指標の進捗評価	8
（2）目標事業量の達成状況	11
（3）世田谷区子ども・青少年問題協議会による評価・検証及び課題整理	12
第2章 計画の基本的考え方	15
1 子ども計画（第2期）で目指すべき姿	15
2 計画策定にあたっての視点	16
第3章 重点政策	17
1 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防	17
2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	20
3 子どもの生きる力の育み	23
第4章 計画の内容	27
体系	27
年齢別子ども・若者施策	29
1 子育て家庭への支援	31
（1）身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実	31
（2）子育て力発揮への支援	33
（3）子どもと親のこころと体の健康づくり	36
2 保育・幼児教育の充実	41
（1）保育施設・多様な保育の整備・拡充	41
（2）保育・幼児教育の質の向上	44
（3）保育と幼児教育の一体的な提供	49
3 支援が必要な子ども・家庭のサポート	51
（1）養育困難家庭・要保護児童支援	51
（2）配慮が必要な子どもの支援	56
（3）ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援	59
（4）悩みや困難を抱えた子どもの支援	62

4	質の高い学校教育の充実	65
	(1) 地域との連携・協働による教育	65
	(2) 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進	67
	(3) 信頼と誇りのもてる学校づくり	71
5	子どもの成長と活動の支援	75
	(1) 成長と活動の場と機会の充実	75
	(2) 子どもの社会への参加・参画の機会の充実	79
6	子どもが育つ環境整備	81
	(1) 地域の子育て力の向上	81
	(2) 社会環境の整備	83
	(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成	88
第5章	子ども・子育て支援事業計画	90
1	圏域の設定	90
2	推計人口	91
3	需要量見込み及び確保の内容と実施時期	92
	(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	92
	(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	95
第6章	今後の若者施策の取組み	102
1	若者支援施策の推進	102
	(1) 若者の交流と活動の推進	102
	(2) 生きづらさを抱えた若者の支援	105
	(3) 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援	108
	(4) 子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携	109
第7章	実現の方策	110
1	指標	110
2	推進体制	112
第8章	資料	114
1	計画策定にあたっての検討状況	114
2	用語解説	119

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

(1) 全国的な社会状況と国の動向

わが国は、高度経済成長期以降これまでに経験したことのない長期にわたるデフレ経済に直面しています。リーマンショック以来、再び大きな社会問題となっている保育待機児童の問題については、長引くデフレ経済を背景として、子どもの乳児期に子育てに専念したいという思いを持つ方も働かざるを得ない状況となったことも要因の一つとしてあげられます。こうした状況下で所得格差も広がり、子どもの貧困が社会的な問題として取り上げられるようになっていきます。

また、ICTの急速な高度化による情報化の進展や、外国人の増加などがもたらすグローバル化の進展も、子どもを取り巻く環境として大きな影響を与えている事象といえます。

とりわけ、人口構造の変化は著しく、少子高齢化の急激な進展に歯止めがかからず、わが国の65歳以上の人口は全人口の25.2%（平成26年1月時点）を占め、同割合が21%を超える「超高齢社会」と呼ばれる状況となっています。これと反比例するように、生産年齢人口（15歳から64歳）、年少人口（14歳以下）は減少の一途を辿っています。このことは、社会保障費の増大をもたらすとともに、それを支える世代の減少を表しており、社会保障制度そのものをゆるがす状況を示しています。さらには、死亡数が出生数を上回る状態が続く人口減少社会へと突入することとなってしまいました。

国は、平成6年の「エンゼルプラン」にはじまる少子化対策を打ち出しましたが、その後も少子化の現象は留まることはなく、平成15年には、「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策に一層取り組んでいく姿勢を明確に打ち出しました。

こうした状況の中で、ワーク・ライフ・バランスの概念が社会に浸透し、また、女性の力を最大限発揮することが、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにつながるといった意識が広まってきました。これにより、企業の育児休業制度の制度化や女性の管理職登用も進み、出産を期に離職をする女性の割合が徐々に減少の傾向を見せたことで、女性の就労率が高まるなど、生産年齢人口の減少がもたらす生産力の減少に対する対策として一定の効果が認め

られるところです。

しかし少子化が依然として進行していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感と負担感が増加していること、都市部における待機児童問題等課題が山積していることから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月からはこれらの法に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指した「子ども・子育て支援新制度」が本格実施されます。新制度により、各自治体が主体となって、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実に取り組んでいくこととなります。

(2) 世田谷区の社会状況と区の動向

少子化という全国的な流れがある中で、世田谷区では子どもの数が増加し続けています。特に平成 21 年からは、0 歳から 5 歳の子どもが毎年 1,000 人近く増え続けており、全国的にも数少ない自治体であるといえます。主な要因として出生率の回復があげられ、平成 17 年に 0.80 であった合計特殊出生率は、平成 25 年には 1.04 まで上昇しています。一方で、上記の女性の就労率の上昇もあわせて、保育需要は全国の自治体でみられる状況を凌ぐ勢いで増加しています。

また、子どもや子育て家庭は増加していますが、核家族化が進んでいる傾向は全国と同様です。地域社会との関わりも希薄化しており、子育てについて、身近に相談する人がいない、必要な情報が得られない、適切な情報・サービスを選択できない保護者が増加し、家庭の養育力の低下が懸念されています。こうした状況は、子育ての不安や悩みを一人で抱え込むことともなり、児童虐待やネグレクトを引き起こすことにもつながりかねません。

さらに、都市化の進展により、子どもが外で友達と自由に遊ぶ場や機会が減少しています。また、地域コミュニティの希薄化により、子どもの声が近隣問題になるなど地域で子どもを育てるという意識は薄れてきているのかもしれませんが、近年、子ども・若者のコミュニケーション能力が低下していると言われていますが、地域の中で他者との関わりを持ちながら様々な体験をすることが、子どもの成長を育むものであり、こうした体験が少ないことが要因のひとつと考えられています。また、情報化の進展により、子どもが情報機器を介して過ごす時間が増え、集団の中で対人関係を築く機会が減っていることも、要因のひとつと言われています。

世田谷区では、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力を合わせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを掲げ、平成 13 年 12 月に「世田谷区子ども条例」を制定しました。

子ども条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、区は、平成 17 年 3 月に「世田谷区子ども計画」を策定し、その後、社会状況の変化等に対応するため、中間年での見直しを行い、平成 22 年 3 月に「世田谷区子ども計画後期計画」を策定しました。

区では、後期計画に基づき、その基本方針である「子どもの視点」を重視しながら、保育待機児解消への取組みや子どもの成長の支援を進めるとともに、子育ての負担や不安の軽減等の虐待予防の取組みから、早期発見、支援を必要とする家庭への継続的なサポートなど段階に応じた適切な支援を進めてきました。

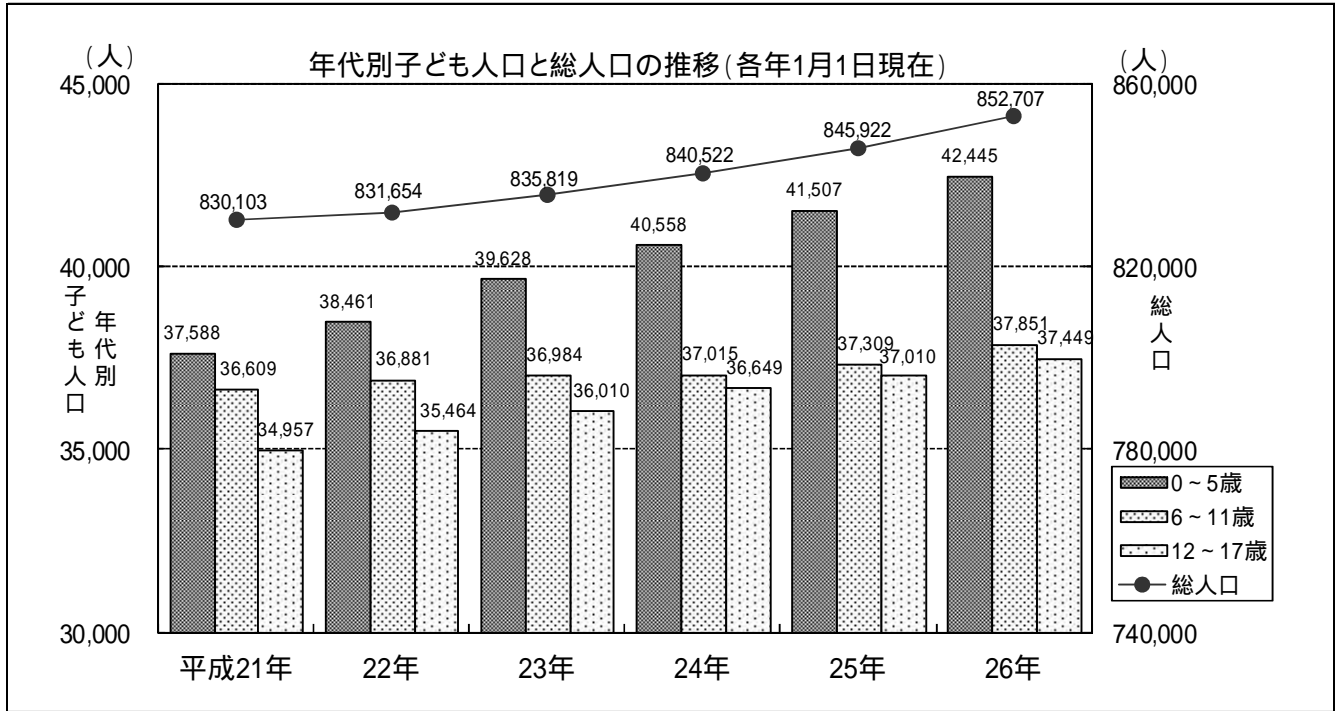
なかでも、保育環境の整備は、喫緊の課題であるとして認可保育所の整備を中心とした対策を講じてきたところですが、保育待機児童数は、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で 1.8 倍になるなど大きな課題となっています。子育て家庭の家族形態、就労形態もますます多様化しており、保育だけでなく、様々な子育て支援についてもより多様な受け皿が求められています。

また、国における地方分権の動きが具現化していることに平行して、区も自治権の拡充に向けた取組みを進めています。特に児童相談所については、東京都と特別区での都区の事務配分を議論する「都区のあり方検討委員会」において、区に移譲することを検討する事務としての方向付けが示され、平成 24 年 2 月に「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、具体的な検討に着手したところです。こうした自治権拡充の動きについても、住民に身近な事務は基礎自治体である世田谷区が行うという視点がこれまで以上に求められています。

こうした経緯を踏まえ、今後の持続可能な世田谷のまちのあり方を展望するとき、すべての区民の参加と協働による地域づくりが不可欠であり、とりわけ、地域づくりの中心には、今を生きる子どもの成長・発達と子育ての支援を捉えることが必要となっています。

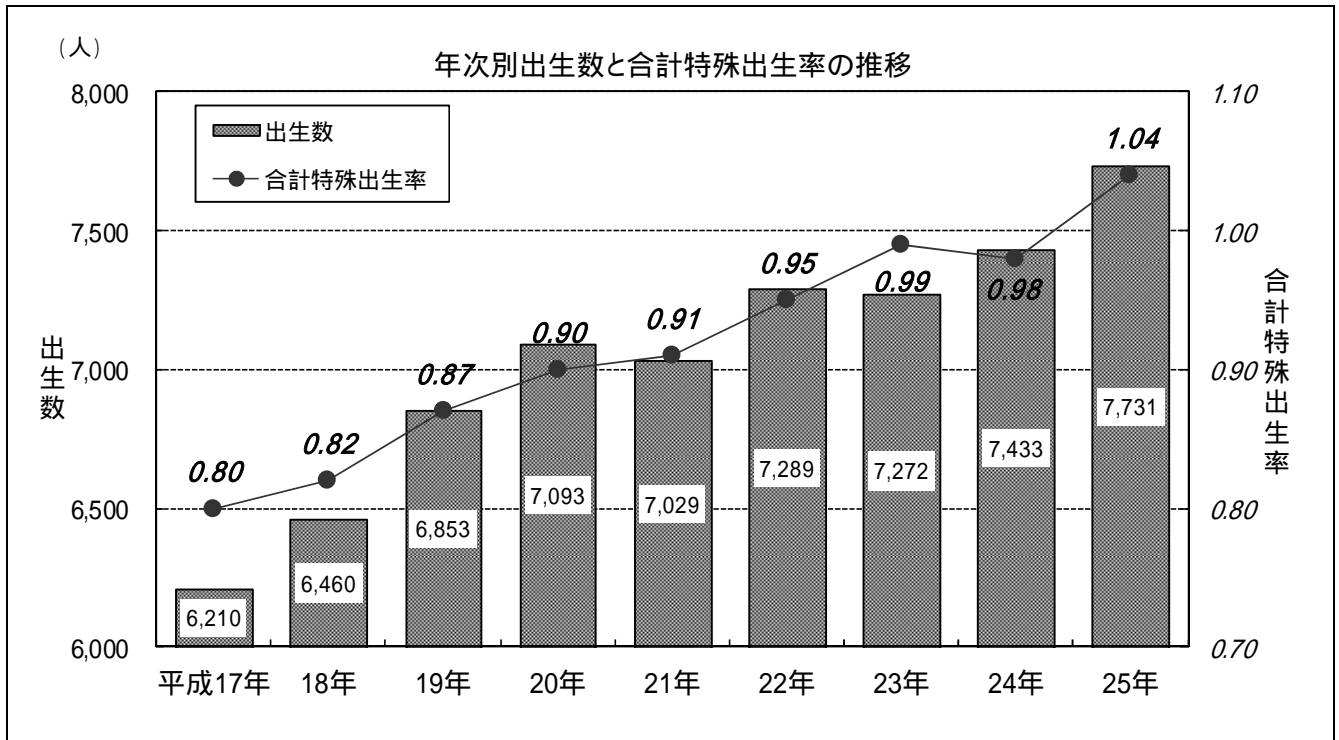
このような地域づくりを実現していくためには、子ども・子育て支援施策の総合的な展開の基本となる行政計画の策定が必要であるとともに、地域住民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。そして、様々な施策・事業の成果をより実りのあるものとするために、保護者、区民、事業者、区が共通の目的意識をもって、子ども・子育て支援に取り組むことが重要となってきています。

年代別子ども人口と総人口の推移（各年 1 月 1 日現在）



「世田谷区統計書」（世田谷区）より作成

年次別出生数と合計特殊出生率の推移



「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」より作成

2 子ども計画（第2期）策定の趣旨

（1）策定の趣旨

世田谷区は、区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後20年間の公共的指針として世田谷区基本構想を平成25年9月に策定しました。さらに基本構想の理念を実現するために、今後10年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を示す基本計画を平成26年4月からスタートさせています。基本計画では、基本構想の9つのビジョンのうちの一つである「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」というビジョンの実現に向けて、「子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」を重点政策に掲げ、「子ども若者・教育」の分野別政策において施策の方向性を定めています。

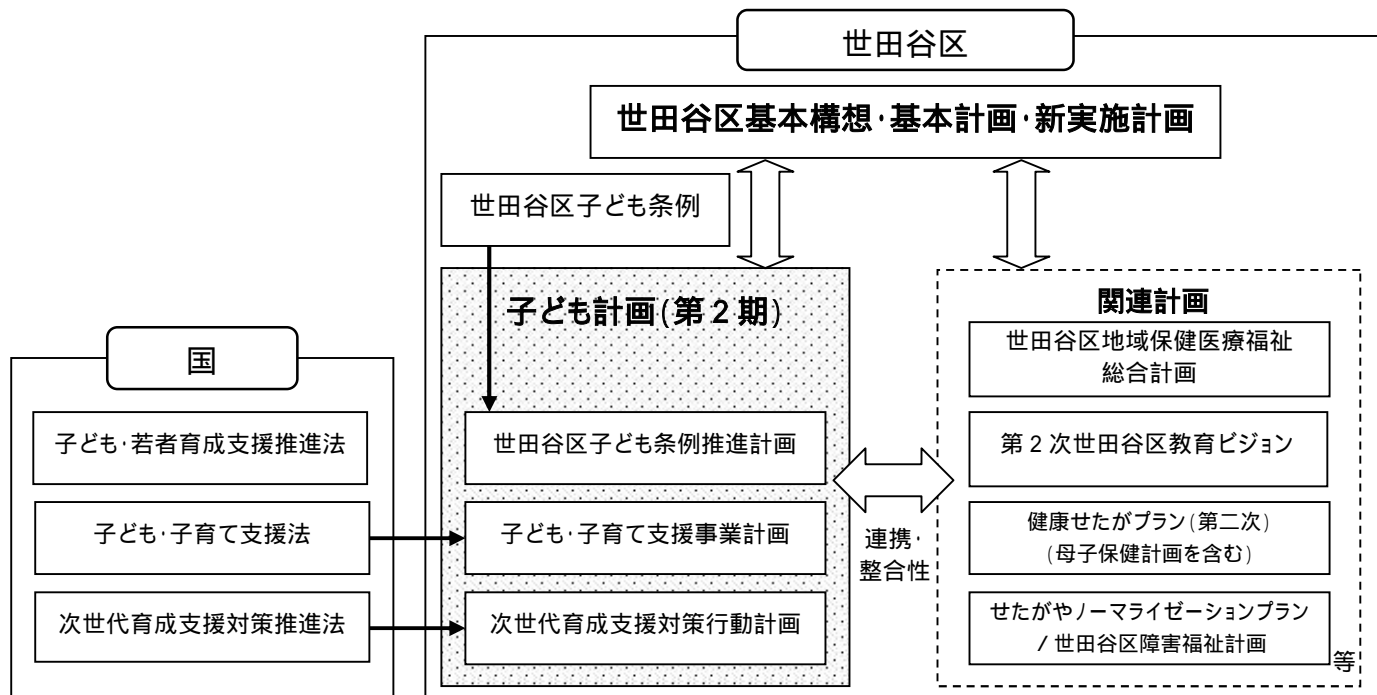
また、子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である基礎的自治体に対して、保育・幼児教育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を計画的に実施していくことを求めています。

「世田谷区子ども計画」が平成26年度に最終年度を迎えることから、基本計画等上位計画の方向性や国の定める「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、近年の子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化に対応すべく、子ども・若者にかかる新たな個別計画として「世田谷区子ども計画（第2期）」を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定します。また、子ども・子育て支援法で定める子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画を内包します。

同時に、区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」や、関連計画である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」「世田谷区教育ビジョン」「健康せたがやプラン」等との連携・整合性を図っていきます。

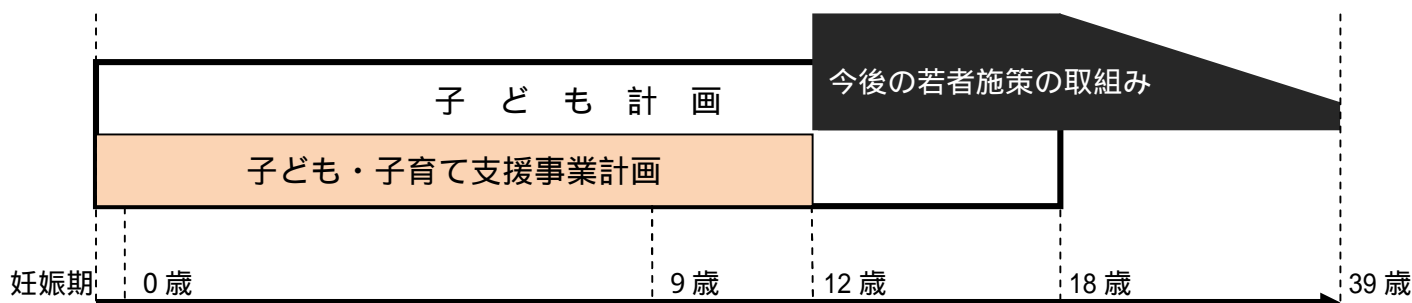


若者施策との関係

子ども条例では、18歳未満のすべての人を「子ども」としています。一方、区では、12歳から39歳までを若者と位置づけ、施策を進めています。

若者施策は、子どもの頃から継続して取り組んでいくべきものや、早期の支援により問題の深刻化を未然に防げるものなど、子ども期で展開する施策と密接に関わっています。このため、子ども計画策定にあたっては若者施策を見据えた検討を行うとともに、今後の若者施策についても示すこととしました。

国は、平成21年に子ども・若者育成支援推進法を定め、自治体に対して子ども・若者計画の策定に努めるよう求めているところです。



(3) 計画の期間

「子ども計画(第2期)」の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とし、内包する「子ども・子育て支援事業計画」は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画策定後の国の子ども・子育て施策の動向や、社会経済情勢の変化に合わせて、必要な調整を図るものとします。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国	次世代育成支援対策行動計画(H17～H26)										次世代育成支援対策行動計画(H27～H36) 策定は任意									
											子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画				
世田谷区子ども計画	世田谷区子ども計画(H17～H26)																			
											後期計画(H22～H26)									
											<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">世田谷区子ども計画(第2期)</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援事業計画</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策行動計画</p> <p style="text-align: center;">世田谷区子ども条例推進計画</p> </div>									
世田谷区	世田谷区基本計画(H17～H25)										世田谷区基本計画(H26～H35)									
	実施計画 H17～H19			実施計画 H20～H23			実施計画 H24～H25				新実施計画 H26～H29									

3 子ども計画後期計画の評価

(1) 子ども計画後期計画 指標の進捗評価

子ども計画後期計画に基づく子ども・子育て施策の推進状況について、次世代育成支援対策推進法で定められた全国共通指標と、区独自の指標に基づき評価を行いました。

全国共通の指標

子育て中の女性の就労率は平成 25 年までの 5 年間で上昇し、保育入園申込者数は平成 21 年度から 26 年度の 5 年間で約 1.6 倍、待機児童数も約 1.8 倍になるなど、子育て環境が大きく変化しました。こういった状況を反映するように、子育てをしやすいと感じる層が減少し、子育てをしにくいと感じる層が増加しています。一方、育児休業取得率は父母ともに上昇し、父親の育児参加も含めた両立支援が推進されました。

子育てに対する不安感はほぼ横ばいで、不安感や負担感を軽減する施策が十分行き届いていないことが見てとれます。

子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

『ニーズ調査アンケート』

子育て楽しいと感じるか、辛いと感じるか	平成 20 年		平成 25 年	
	就学前	就学後	就学前	就学後
楽しいと感じることが多い どちらかという楽しい	81.3%	76.2%	80.2%	75.1%
同じぐらい	14.5%	16.8%	15.5%	19.1%
辛いと感じることが多い どちらかという辛い	2.9%	4.7%	3.3%	4.6%
その他、わからない、無回答	1.3%	2.3%	0.9%	1.3%

希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合

	平成 21 年 4 月	平成 26 年 4 月
認可保育所申込者数	3,376	5,363
保育サービス待機児童数	613	1,109
待機児童数 / 申込者数	18.2%	20.7%

子育てが地域の人に（もしくは、社会で）支えられていると感じる割合

保育サービス等の充実について子育てしやすい環境であると思う区民の割合

『区民意識調査』（家族形成期 + 家族成長前期）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
子育てしやすい環境 どちらかといえば子育てしやすい環境	36.7%	35.9%	38.8%	34.1%	33.6%
子育てしにくい どちらかといえば子育てしにくい	33.2%	33.2%	31.8%	35.4%	36.7%
わからない又は、無回答	30.0%	30.9%	29.4%	30.5%	29.7%

在宅子育て支援について子育てしやすい環境であると思う区民の割合

『区民意識調査』（家族形成期 + 家族成長前期）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
子育てしやすい環境 どちらかといえば子育てしやすい環境	25.9%	27.5%	27.9%	22.9%	22.1%
子育てしにくい どちらかといえば子育てしにくい	27.6%	27.5%	24.7%	27.3%	26.9%
わからない又は、無回答	46.3%	45.1%	47.5%	50.0%	51.0%

仕事と生活の両立がはかられていると感じる割合

『ニーズ調査アンケート（就学前）』

	平成 20 年	平成 25 年
母親の就労率	31.8%	45.6%
母親の育児休業取得率	19.7%	32.0%
父親の育児休業取得率	1.1%	3.9%

区民意識調査では、回答者をライフステージ別に 13 の類型に区分し分析を行っており、次の 2 区分に該当する回答を使用しています。

家族形成期：子どものいない夫婦（20～39 歳）あるいは、一番上の子が小学校入学前

家族成長前期：一番上の子が小・中学生

区独自指標

自己肯定感や自尊感情に関わる調査では、一般的に学年が上がるにつれ肯定的な回答が減り否定的な回答が増える傾向が見られますが、区の調査結果では設問により傾向にばらつきがありました。今後も、すべての年代の子どもに対し、自己肯定感を育む施策を行っていく必要があります。

子ども自身が、自分が大切にされていると感じる割合

『小学生対象アンケート』、『中高生世代アンケート』

自分自身が好きだと思うか

	平成 25 年		
	小低学年	小高学年	中高生世代
そう思う(すごくそう思う、まあそう思う)	54.0%	54.6%	39.6%
そう思わない(あまりそう思わない、ほとんどそう思わない)	14.9%	19.4%	22.6%
無回答	3.0%	1.2%	1.4%

他の人から好かれていると思うか

	平成 25 年		
	小低学年	小高学年	中高生世代
そう思う(すごくそう思う、まあそう思う)	41.5%	48.5%	43.1%
そう思わない(あまりそう思わない、ほとんどそう思わない)	22.3%	23.0%	14.8%
無回答	5.1%	1.1%	1.2%

(2) 目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法では行動計画の策定が義務づけられており、世田谷区では子ども計画後期計画で目標事業量を設定していました。達成状況は下表のとおりです。平成27年4月には、概ね目標事業量を達成する見込みです。

しかしながら、予想を上回る就学前の子どもの人口の増加と家族形態や就労状況の変容などを背景として、保育サービスをはじめとする子ども・子育て支援全般の需要が増加しており、供給が不足している状況にあります。

事業名		目標事業量	実績	
		27年4月	22年4月	26年4月
保育5サービス(1)	(人)	14,140	9,943	13,454
保育6サービス(2)	(人)	15,010	10,737	14,298
夜間保育事業	(人)	30	30	30
延長保育事業	(人)	2,555	1,750	2,321
トワイライトステイ事業	(人)	3	3	3
休日・年末保育事業	(人)	50	40	50
放課後児童健全育成事業	(人)	4,795	3,931	4,338
病児・病後児保育事業	(日)	15,000	10,200	17,400
ショートステイ事業	(人)	5	5	7
一時預かり事業	(日)	101,514	69,800	96,800
地域子育て支援拠点事業 A(児童館型)	(か所)	26	26	26
B(子育てステーション併設)	(か所)	5	5	5
C(単独)	(か所)	6	5	7

1 保育5サービス:認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、認証保育所、その他

2 保育6サービス:保育5サービス+幼稚園預かり保育

(3) 世田谷区子ども・青少年問題協議会による評価・検証及び課題整理

平成 23 - 24 年度世田谷区子ども・青少年問題協議会では、「世田谷区子ども計画後期計画の評価・検証及び課題整理」を検討テーマに議論を重ね、平成 25 年 4 月、「次期子ども計画で取り組むべき施策について」として報告がまとめられました。

中間の提言等に基づき着手した取組みについて

子ども・青少年問題協議会が検討を進める中で、平成 23 年 10 月に「最終報告を待たずに、実現に向けてすぐに着手すべき項目」として中間提言を報告しました。この中間提言にあった項目及び協議会から報告等を受けた項目の中で、すぐに着手した取組みについては以下のとおりです。

子ども自身が相談しやすい仕組みづくり

提言

子ども自身が相談しやすく、他者の力を借りて自身で悩みなどを解決していく仕組みが必要である。

取組み

- ・子どもの人権を擁護し救済を図るため、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関「せたがやホッと子どもサポート」を設置（平成 25 年 4 月）。平成 25 年 7 月より相談等を開始した。

妊娠期及び周産期の子育て支援策

提言

児童虐待予防には、妊娠期あるいは 0 歳児対象の支援策の充実が必要である。

取組み

- ・1 歳以上を対象としていた理由を問わない預かり事業（ほっとステイ）を、一部で生後 4 か月以上に対象拡大した。（平成 24 年 4 月より）
- ・0 歳児を対象とした短期間の預かり事業（ショートステイ）を開始した。（平成 24 年 10 月より）

震災時の子ども支援

提言

震災時の子ども支援について示していく必要がある。

取組み

- ・「子どもに関わる事件・事故・災害等の情報」を電子メールで配信するシステムを構築。(平成 23 年 6 月より)
- ・保育園防災対策事業研修の対象施設を広げた。
- ・「保育園防災マニュアル」を策定した。(平成 24 年 3 月)

青少年施策を担当する行政組織の位置づけ

提言

総合的な青少年施策の実現に向け、行政組織の位置づけを提言。

取組み

- ・専管所管である若者支援担当課を設置(平成 25 年 4 月)

最終報告における提言

平成 25 年 4 月の報告の中で「次期計画（平成 27 年度～36 年度）策定に向けた留意事項」として、次の 6 項目の提案が出されました。

保育環境の整備

- ・日常的な寄り添いといった家庭的な関わりと環境の確保。
- ・安全・安心の保障のため、地域施設を有効活用した複数の人の目が行き届く環境での預かりの推奨や、保育所、児童福祉施設等との連携を図るといった施策の検討。
- ・在宅の子育て家庭や支援を必要とする保護者が、気軽に交流できる場の拡充。

事業を実施する際の留意点

- ・事業実施にあたっての課題の対応・改善を速めるため、条件が整備された地区からモデル事業としてスタートして検証を行うなどの工夫が必要。
- ・前例の少ない新たな試みの際には、試行錯誤期間の設定、十分に地域の住民や町会・自治会、団体などとの関係を深めながら、事業を進めていくサポートが重要。

地区の特性・資源活用に配慮した支援策の充実

- ・子ども・子育て支援や若者に関わるサービスに参入する N P O 法人や民間企業の事業者のもつ社会的な資源（機能・施設・人材など）の活用の検討。
- ・世田谷区の 5 地域 27 地区のそれぞれの特性に配慮したきめ細かな施策展開。

青年期（概ね 18 歳以上 30 歳未満）の計画

- ・次代を担う若者が地域で住み続けられるまちであるための総合的な施策展開。
- ・計画の策定にあたっては、若者のおかれている現状をしっかりと認識し、当事者の参画に配慮して作成するとともに、実施状況の点検・評価などを行うべき。

寄附文化の醸成

- ・地域全体で子どもと子育てを支援する事業においては、寄附の呼びかけを P R するなど、実績を積み重ね、定着させていくことが必要。
- ・若者の起業支援や若者の就労支援事業者に対し寄附を募るといった事業の検討。
- ・寄附だけに依存されないよう、段階的に自立を促すようなサポートの検討。

健康や生命の安全を脅かす災害・事故への対応

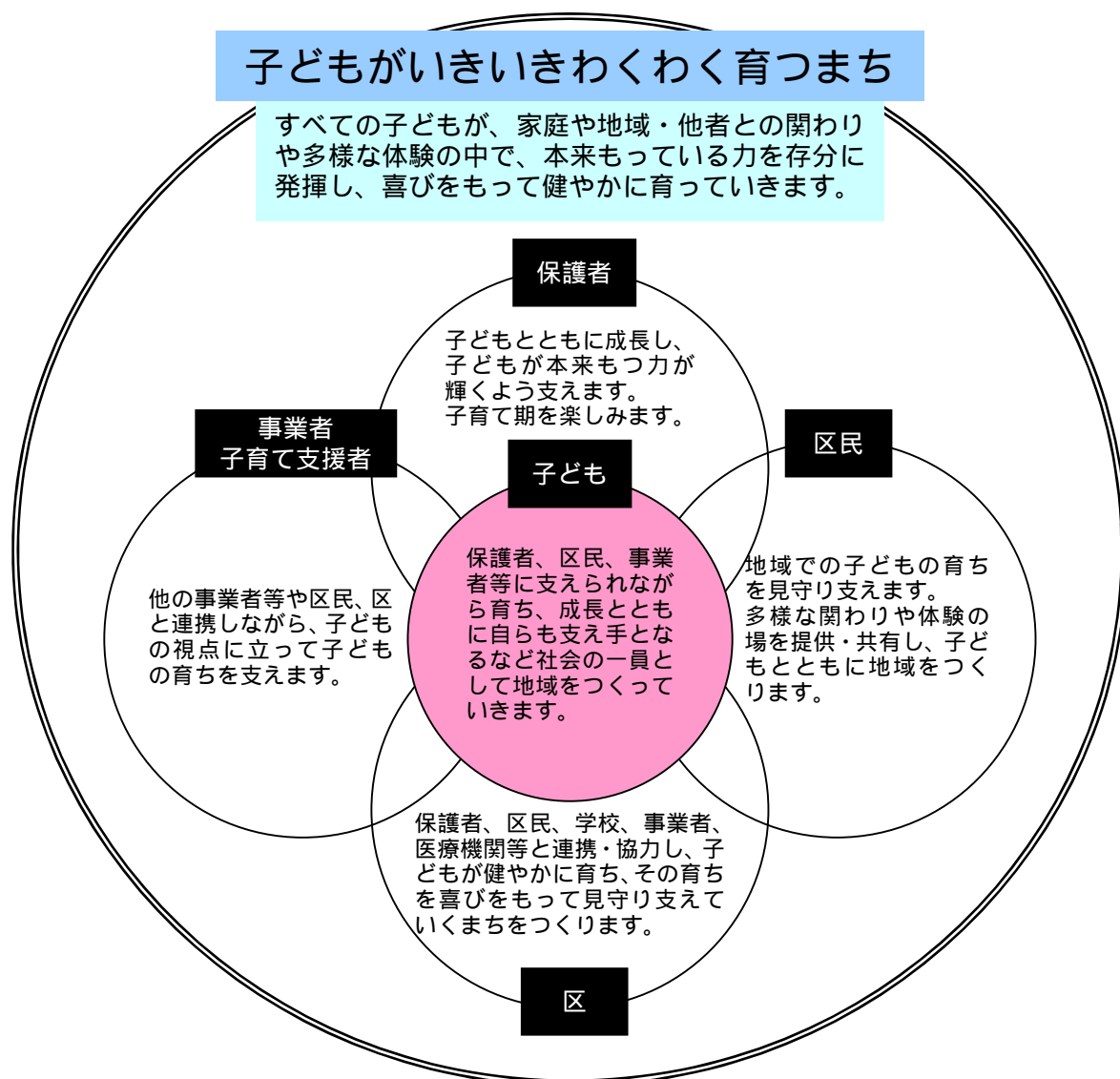
- ・災害時の着実な対応や子どもと子育て家庭における放射能汚染への対応の検討。
- ・被災地での被災地以外の大学や N P O などと地域の協働による復興支援の取組みは、地域の子ども・子育て支援の参考事例であり、策定の視点に取り入れるべき。

第2章 計画の基本的考え方

1 子ども計画（第2期）で目指すべき姿

すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指します。

保護者と区民、事業者等は、すべての子ども子ども時代が豊かなものとなるよう、見守り支えていきます。



2 計画策定にあたっての視点

出生数の増加などにより平成 21 年から平成 26 年の 5 年間で約 4,900 人増となった就学前人口は、今後平成 30 年にピークを迎え、その後漸減しながらもほぼ横ばいで推移すると予測されています。また、子どもを育てながら就労する保護者も増加するなど、働き方やライフスタイルが多様化しており、子ども・子育てを支える基盤の量的な拡充が求められます。

一方、核家族化やひとり親世帯、外国人の保護者・子どもの増加、地域のつながりの希薄化により保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに感じる不安感、負担感の軽減が課題とされています。

これまでも、子ども・子育てにかかる支援は、区民、事業者、支援活動団体など様々な主体により実施され、子ども・保護者を支えてきましたが、多様なニーズの高まりから、今後、その実施主体は一層多元化が進むことが予想されます。

こうした社会状況を踏まえ、次ページ以降に示す計画体系、施策・取組みの策定にあたっては、地域の様々な資源が提供する支援が最大限生かされるよう、次の 4 つの視点をもって検討を行うこととしました。

当事者の参加・参画の推進

子ども自身や保護者が、当事者として事業運営や事業の実施主体とどのように関わっていくか。その仕組みをどのように構築し、支えていくか。

地域で包括的に支える仕組みの構築

身近な地域で安心して子どもを生み育てられるよう、また、すべての子どもの育ちが子ども自身にとっても保護者にとっても喜びとなるよう、どのように区民・地域の子育て力を高め、地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか。

若者期を見据えた子育て支援

やがて社会を担うとともに子どもを育てる立場ともなっていく子どもに対し、どのような体験が望まれ、どのような支えや見守りが必要か。若者が直面する課題を見据えたとき、その手前でどのような施策が求められるか。

区が果たすべき責任と役割

サービスが量的拡大し実施主体も多元化する中で、世田谷区が目指すサービスの質やサービス利用者である子どもの人権や安全・安心をどのように確保していくか。また、区が主体となって運営する事業が果たす役割をどのように位置づけるか。

第3章 重点政策

1 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

妊娠、出産、子育てに関わる父母の不安感や負担感が増してきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

喜びと楽しさを感じられる子育てを、身近な場から支えています

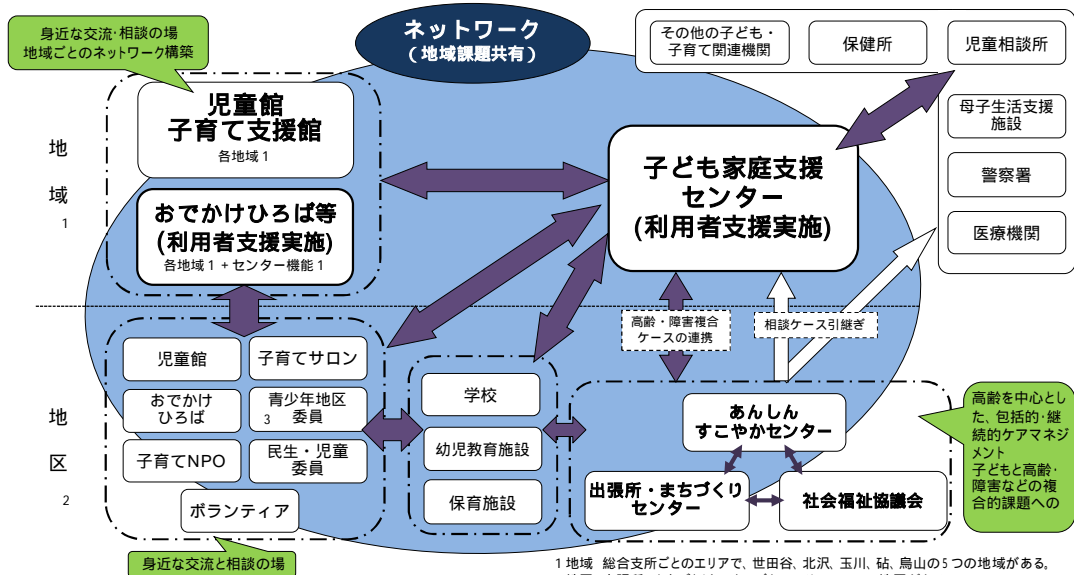
妊娠期や産後、乳幼児の子どもを育てる時期は、様々な不安を抱える時期です。これまで、それらの不安の軽減や親としての学び・成長を家庭や地域が支えてきました。しかしながら、核家族化や地域社会との関わりの希薄化の進展により、サポートが受けられず、悩みをひとりで抱え込み、子育てに孤立感と負担感を覚えるケースが増えています。こうした悩みを抱える保護者同士が気軽につどい、交流し、情報交換などができる場を充実することや、自分の時間を持ちリフレッシュする機会をつくることで、育児不安の軽減を図り、子育てに喜びと楽しさを実感できる環境を整えます。

また、日常的に利用できる身近な場所において、気軽に相談ができ、必要に応じて適切な支援につながるができるよう、利用者支援事業を展開するなど敷居の低い相談体制を整えます。

関連項目

- 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
- 1-(1)- 就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実
- 1-(2)- 親がリフレッシュできる場・機会の充実

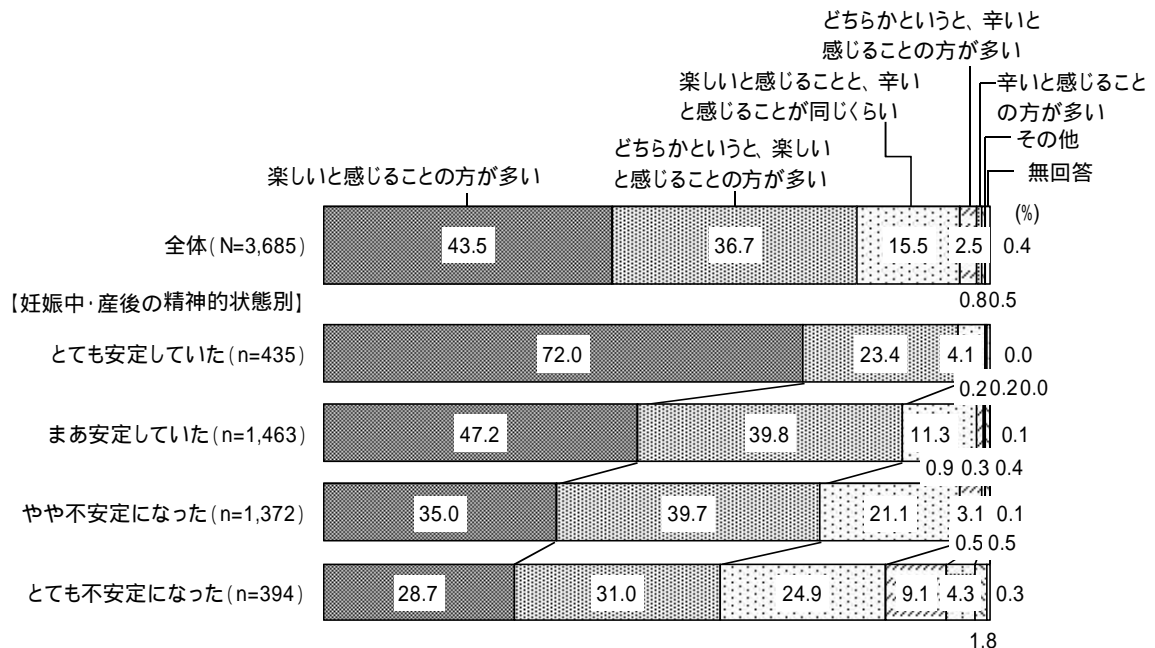
子ども・子育ての相談支援体制図



1 地域 総合支所ごとのエリアで、世田谷、北沢、玉川、砧、鳥山の5つの地域がある。
2 地区 出張所、まちづくりセンターごとのエリアで、27の地区がある。
3 「おでかけひろば」には、子育てステーションおよび子ども・子育て総合センターのひろばも含む。

妊娠中・産後の精神的状態別子育てについての感じ方

妊娠中や産後の精神状態が不安定だった方は、子育てを辛いと感じる割合が高いという傾向が見られ、妊娠期など早期からの支援の重要性が裏付けられたといえます。



『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査 (平成 25 年) より作成

子育て家庭に潜在しているニーズの把握に努めるとともに、ニーズや状況の変化に合わせて、切れ目なく支えていきます

子育て家庭の孤立化の予防や不安感、負担感の軽減を図るために、相談体制を整えることは重要ですが、課題を抱えていても、それを認識していない場合など、相談・支援につながる事が難しい家庭もあります。こうした家庭が課題を抱えたまま、リスクを高めてしまうことがないように支えていける体制を整える必要があります。

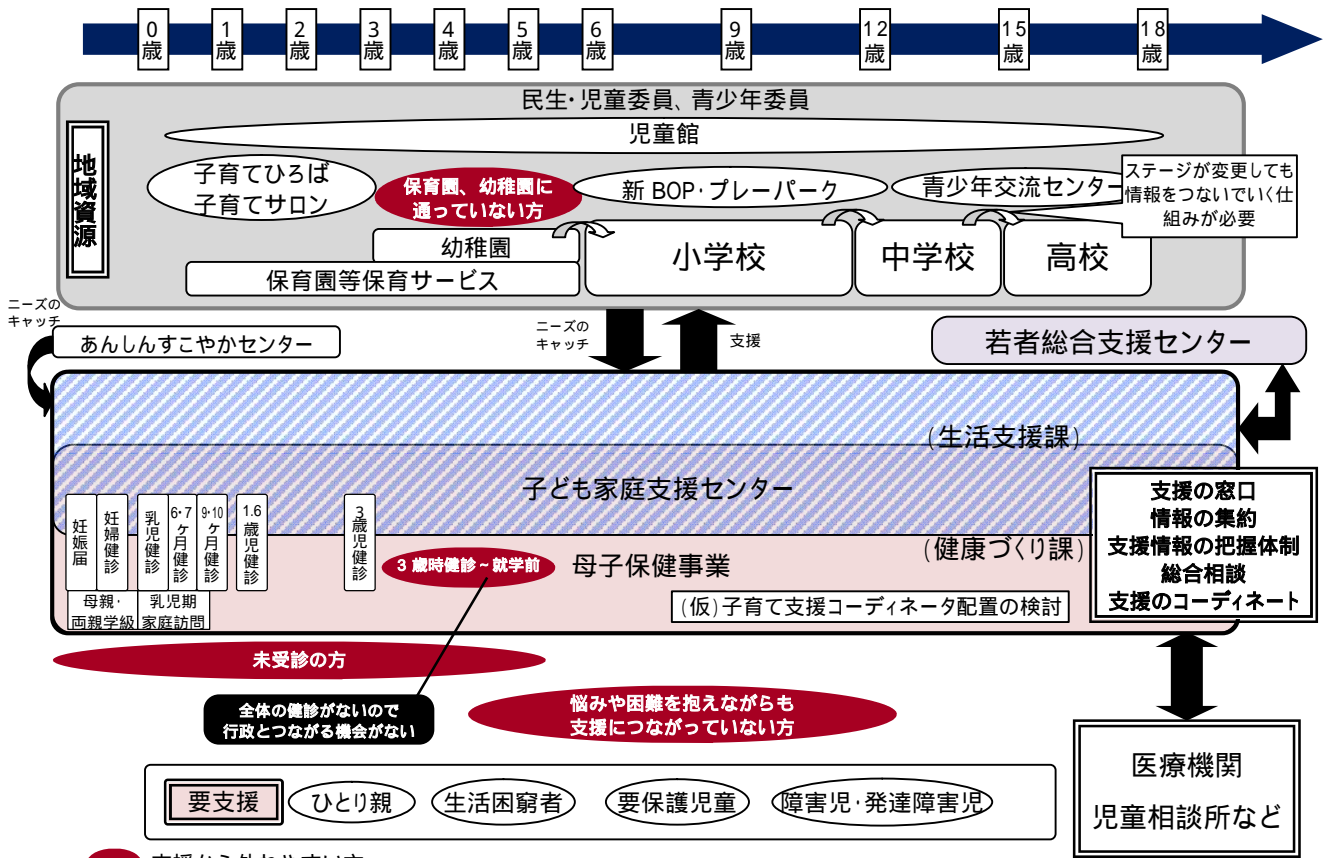
乳幼児健診や乳児期家庭訪問などの機会や、児童館、ひろばや保育所、幼稚園、学校など、日頃利用する場において、関わる支援者の気づきの感度を高め、リスクの高い子育て家庭を早期に適切な支援につなげ、地域社会で子育てを支援する体制づくりを進めます。

また、時間の経過や子どもの成長、親の環境の変化により、必要とされる支援も変化していきます。個々の家庭の置かれた状況を継続的に把握し、寄り添った支援を展開するため(仮)子育て支援コーディネーターの配置など体制の強化を検討し、整備していきます。

関連項目

- 3-(1)- 養育困難家庭・要保護児童の早期支援の充実
- 3-(1)- 継続支援・生活支援の仕組みの充実
- 1-(3)- 子どもと親のこころと体の健康づくり

切れ目ない支援のイメージ



● 支援から外れやすい方

地域包括ケアシステムの推進により複合的課題を抱えた子育て家庭を包括的・継続的に支援していきます

区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけられることを目的とした地域包括ケアシステムの推進を目指しています。

子どもの出生時の母親の年齢が35歳以上の割合は年々高まっており、平成25年には42.6%となっています。こうした状況から、子育てをしながら親の介護をするなど、複合的な悩み・課題を抱える家庭がますます増えていくことが予想されます。

区では、これまで高齢者を対象としていたあんしんすこやかセンターの相談を、子育て家庭や障害者(児)などにも拡大することにより、子育てと介護、障害のある方の子育てなど、複合的課題を抱えた子育て家庭の相談も可能な窓口を27地区に整備していきます。また、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、三者が連携して身近な地域で潜在化している問題の早期発見や相談支援体制の強化、地域生活を支える地域資源の開発等に取り組みます。

複合的課題を抱えた子育て家庭に対しては、利用者支援事業により構築していく子ども・子育てネットワークと連携しながら、子ども家庭支援センターを中心に包括的・継続的なケアマネジメントを行っていきます。

2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

喫緊の課題である保育待機児解消に向けた保育基盤整備を中心として、すべての子育て家庭を支える基盤の整備・拡充を図るとともに、保育・幼児教育の質の確保と向上を図ります。

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び、子ども・子育て支援事業の基盤を整備します

就学前人口の増加や共働き家庭の増加等を背景に、増え続ける認可保育園の入園申込者数や、子育て家庭の潜在的なニーズに対応するため、区有地や国・都有地などの公有地のほか、区独自の賃借料補助等により民有地の活用を促進し、認可保育所を中心に計画的に保育・幼児教育施設や事業の整備を行い、保育待機児の解消を図ります。

また、多様化する働き方やライフスタイルの変化など個々の子育て家庭のニーズに沿った保育が受けられるよう、病児・病後児事業の拡充など、体制の整備を進めます。

さらに、相談・交流の場と機会の提供や一時預かり事業の充実を図るなど、在宅子育て家庭を支援する事業について、子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に整備を進めていきます。

関連項目

- 2-(1)- 子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の整備
 - 2-(1)- 子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の提供
 - 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
- 第5章 子ども・子育て支援事業計画

区が定める基準等に基づき、保育の質の確保に向けた取組みを進めるとともに、子どもや保護者が当事者として、事業運営や事業の実施主体と関わっていく仕組みをつくりま

す
 保育ニーズの高まりに応えるため、認可保育所の整備を中心に、小規模保育事業などの新たな保育事業の整備を進めます。これにより、実施主体はこれまで以上に多元化することが予想されます。

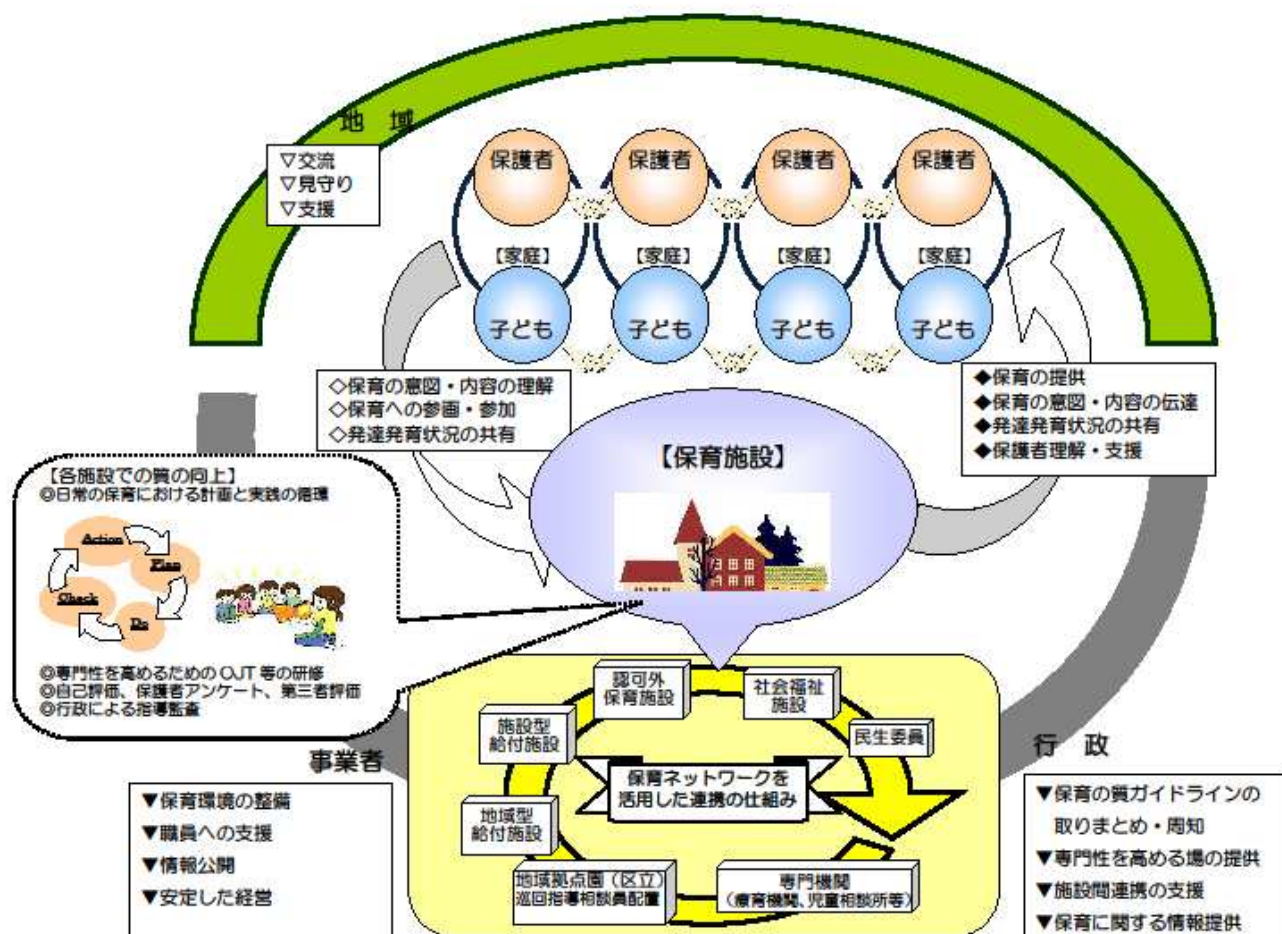
そうしたなかで、保育の質を確保し、さらなる向上を図るため、指導・監督や巡回指導相談を通じて、各保育施設において専門的な知識・技術を身につけるとともに、第三者評価の実施や地域の保育施設間のネットワークを強化していきます。

また、区が目指す「子どもを中心とした保育」を実践するための『保育の質ガイドライン』を活用し、事業者・保護者・区民と共通理解を深め、ともに保育の質の向上に取り組むとともに、子どもや保護者が事業運営に関わっていく取組みを推進します。

関連項目

- 2-(2)- 保育の質を支える仕組みの構築
- 2-(2)- 区立施設が果たしていく役割の強化

保育の質を支える仕組みのイメージ



保護者の施設・事業を評価・選択をする力を支援します

保育・幼児教育については、子育て家庭のニーズの多様化に応えるため、多様な形態で運営されていますが、そのためにそれぞれの施設・事業の特徴などを理解することが難しくなっています。

保護者が働き方や就労時間など自身の家庭の状況にあった施設・事業を選択することができるよう、身近な場所で十分な情報が得られ、必要に応じて気軽に相談ができるような体制を整えます。

また、手軽に情報が得られるとともに、正しく情報を読み取れるよう、情報提供の工夫を図ります。

関連項目

- 2-(2)- 保護者の保育・幼児教育等の選択への支援

子ども・子育てを支える人材を確保し育成します

保育をはじめとする子ども・子育て支援の基盤の整備に伴い、保育士等の確保は大きな課題となっています。現在保育・幼児教育などに携わっていない有資格者に対する研修など復職に向けた支援や、保育・幼児教育施設の就職支援を通じて、幼稚園教諭や保育士など保育・幼児教育の担い手の確保に努めます。また、研修や他の施設・事業との交流・情報交換の機会の提供などを通じて、保育・幼児教育に携わる人材の資質・能力の向上を図ります。

また、保護者が気軽につどえる場や相談できる場などにおけるスタッフのスキル向上や地域で子どもの育ちを見守り支える地域人材の子育て力の向上に向けた支援を行います。

関連項目

- 2-(2)- 保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成
- 2-(3)- 保育と教育の一体的な提供に向けた職員の育成
- 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実 ほか

3 子どもの生きる力の育み

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが生きる力を育むことのできる環境を整え、地域・社会を担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

地域で豊かな社会体験を重ねられる場と機会を充実していきます

地域の中で、子どもが安心して過ごすことができる場所や、本来もっている力を存分に発揮し活躍できる場と機会を拡充するとともに、地域での活動に参加することを通じて、多世代と交流する機会を充実します。

地域社会の担い手の一員としての活動や多世代交流の体験を通じて、社会性、主体性、協調性などの生きる力を育むことを地域とともに支えます。また、子どもの頃から地域で活動することや、地域との関わりをもつことで、地域に対する愛着を培い、地域社会で若者、大人、親へと成長し、地域の子どもの活動を支える立場として関わりを継続・循環していくことができる環境を整えます。

関連項目

- 5-(1)- 地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実
- 5-(2)- 参加から参画へ、地域での場と機会の提供

すべての子どもが、居心地のよい場・力を発揮できる場を身近な地域にもてるよう環境を整えます

悩みや困難を抱えた子どもやその保護者が抱えている問題は、複雑化かつ多様化しています。こうした問題に対応するため、総合的な支援や専門的な相談など、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた支え方ができる体制を充実し、問題を早期に発見するとともに、適切な支援につなげていきます。また、ここにいてもいいのだと思える安心して過ごせる居場所が求められており、身近な居場所を整備し、そうした場所で同年代や多世代での交流が図れるよう、支援・運営を行う地域での活動を支えます。

配慮が必要な子どもが日常過ごす場や地域の中で安心して過ごすことができ、自分らしい生き方が実現できるよう、地域における障害理解の促進と子どもに関わる支援者のスキルアップを図るとともに、活動や参加の場を確保していきます。

子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもの学習の機会を提供するとともに、多様な大人や年長者との交流の機会を提供することを通じて、子どもが社会の中で生きる力を育み、自立へと向かう支援を行います。

関連項目

- 3-(4)- ニーズに応じた相談機能の充実
- 3-(4)- 子どもの居場所の拠点整備
- 3-(2)- 日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実
- 3-(3)- ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実

外遊びを推奨し、外遊びの環境を整備します

子どもは季節を感じながら屋外で仲間たちと思いきり遊び、たくさんの体験を通して豊かに成長していきます。

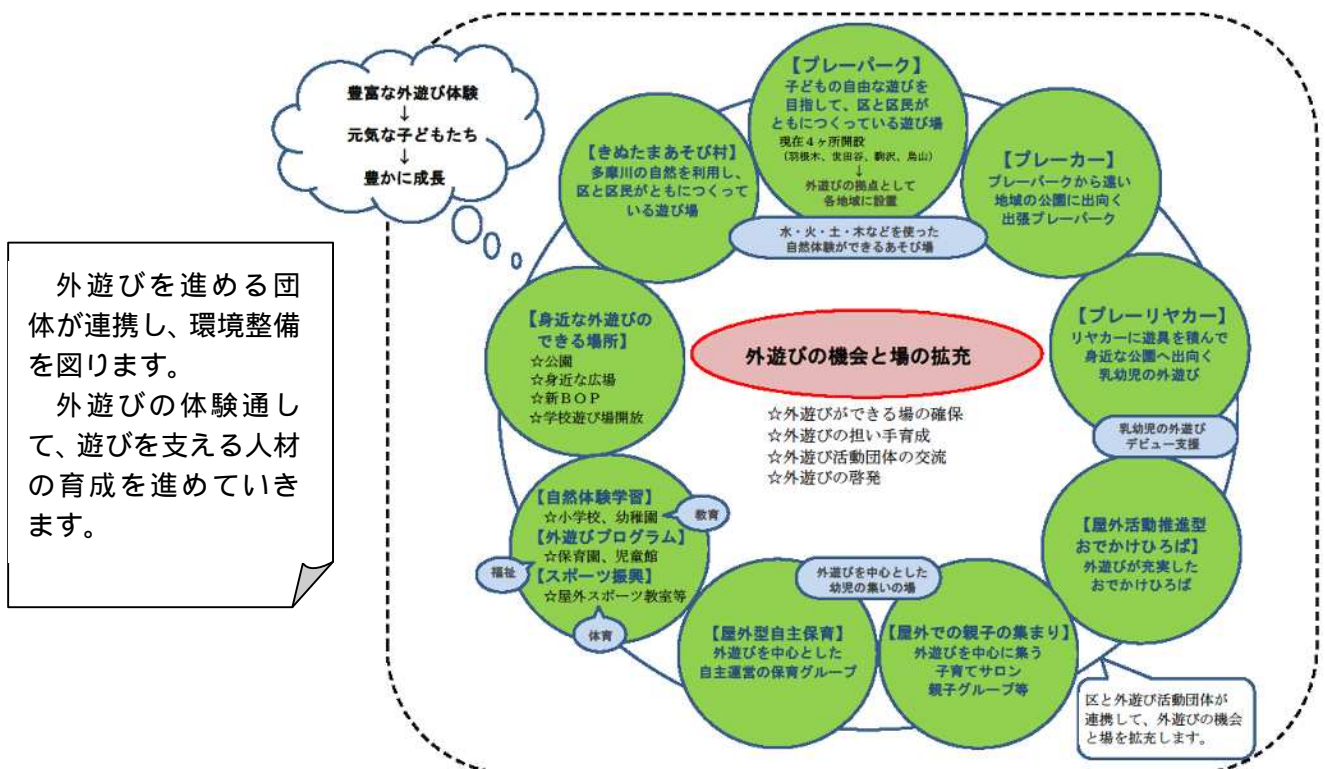
しかし近年は都市化、核家族化、パソコンや携帯電話の普及などの影響で、子どもの遊びは屋外遊びから屋内遊びへ、遊びの種類の減少と単純化、集団遊びの減少など大きく変化してきています。その影響で子どもの身体機能は体力・運動能力が低下し、社会性・忍耐力・想像力・好奇心の不足が問題になっています。

今後、すべての子どもたちが身近な場所でいきいきと外遊びができる環境を拡充し、外遊び体験を推奨していきます。そのために各地域にプレーパークを整備し、外遊びの拠点機能を持たせながら、子どもやその保護者が気軽につどい、遊ぶきっかけをつくる活動を支援していきます。

また、外遊びを支える人材を育成するとともに、外遊びの機会拡充を区と区民がともにつくっていく体制を整えます。

関連項目

- 5-(1)- 外遊びの機会と場の拡充



子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成を支えます

都市化の進展や地域コミュニティの希薄化により、地域で子どもを育てるという意識は以前と比較し薄れていると言われていています。子どもが地域の中で安全にかつ安心して過ごしたり、活動したりするためには、その育ちや活動を見守り支える地域の大人の存在が欠かせません。

子どもたちが成長し自立していく過程で、子育て中の親と子育てを終えた世代など幅広い世代や立場の違う者同士がともに支えあう関係づくりを進めていくことにより、子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運を増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識を醸成していきます。

関連項目

- 6-(1)- 子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成

児童館が地域で果たす役割を充実していきます

従来、子どもの健やかな成長については、まず、「家庭」が中心となって育ちを支え、さらに、地域や多世代との関わりの中で育まれてきました。しかし、近年の核家族化や都市化の進展に伴う多様化された社会の中では、家庭をはじめ、地域と子どもとの関係づくりなど、必要な支援や機会の提供が困難となる場面が増加してきています。

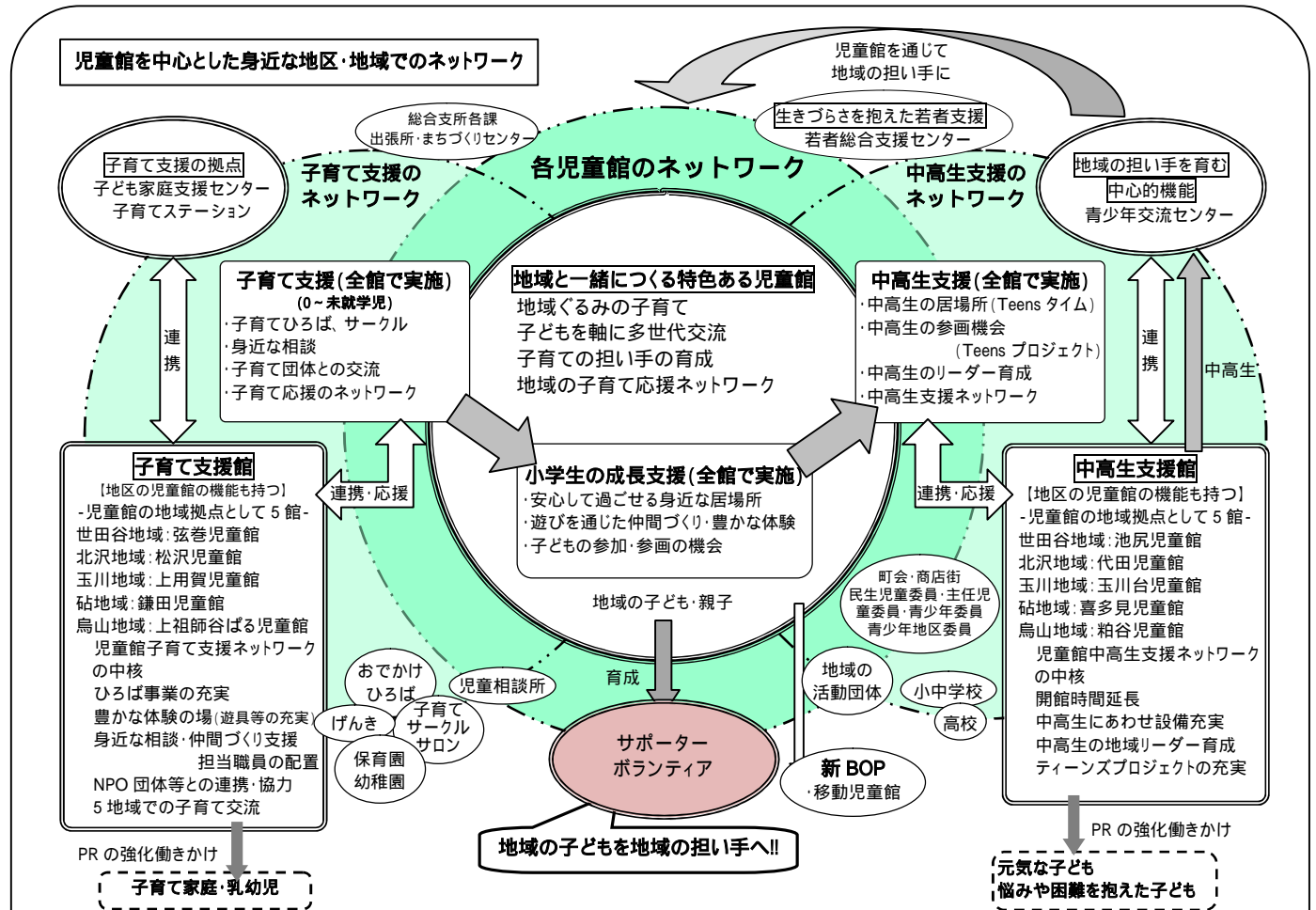
また、子どもたちは、出生から、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校といった年齢やライフステージによる区分の中で、それぞれの時期に的確な関わりや支援、見守りを必要としています。

子どもたちが成長し、自立していく過程では、家庭や地域がともに子どもたちに目を向け、ともに支える地域のコミュニティの形成が必要です。

児童館は、乳幼児期から、小・中・高校生まで、子どもの成長に継続的に関わる施設であり、多様化した子どもの成長支援を地域とともに進めることが大切です。これらの取組みを進めるために必要な児童館職員の人材確保、育成を図りながら、特に、様々な不安を抱える親に対する見守りや寄り添いなどの子育て支援と、心身ともに大きな成長過程をむかえる中高生世代に対して、地域で活動できる様々な経験をもとに、地域の担い手となっていける取組みを一層充実していきます。

関連項目

- 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
- 1-(2)- 親の学びの支援
- 5-(1)- 成長に応じた放課後の居場所の確保
- 5-(1)- 地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実



今後の児童館のあり方について、本計画の策定にあわせ、有識者や地域の関係者等と検討する「世田谷区立児童館のあり方検討委員会」を設置し、検討を行いました。

検討委員会からは、子育て支援、中高生支援をはじめとした子どもの成長支援を、これまで以上に地域とともに進めていくことや、地域への情報発信について、以下のような提言をいただきました。また、これまで児童館が担ってきた役割を継承しながら、機能の拡充を進めるために必要な児童館職員の人材確保、育成の必要性についての提案もいただきました。このことを受け、さらなる検討を行い、児童館の運営や事業実施に反映していきます。

【児童館での具体的な取組みについて】(「世田谷区立児童館のあり方検討委員会報告書」より)

中高生世代への支援と担い手育成

ひとつひとつの児童館における児童館単位の中高生支援から、中高生支援館を中心とした総合支所単位の地域で進める中高生支援を、学校や関係機関と連携しながら進めていく。

子育て支援

児童館単位のネットワークを総合支所単位の地域に広げることで子育て支援活動を活発にし、より専門的な相談や専門機関との連携機能を持つ児童館を、各地域に設置することについて検討する必要がある。

地域との連携

地域の大人が児童館との関わりの中で充実感を得て、利用者から協力者(サポーター)へと役割を持つ大人を増やすことにより、児童館事業の充実につなげていく。

児童館からの情報発信

児童館が子どもの「遊び」の場だけでなく、子どもを軸にした地域コミュニティの側面もあることとあわせ、地域に広く広報していく。

第4章 計画の内容 体系

基本理念	目指すべき姿	大項目	中項目
<p>子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができ、地域社会を区民と力をあわせ実現します。</p>	<p>子どもがいきいきわくわく育つまち</p>	<p>1 子育て家庭への支援</p>	<p>(1) 身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実 (2) 子育て力発揮への支援 (3) 子どもと親のこころと体の健康づくり</p>
		<p>2 保育・幼児教育の充実</p>	<p>(1) 保育施設・多様な保育の整備・拡充 (2) 保育・幼児教育の質の向上 (3) 保育と幼児教育の一体的な提供</p>
		<p>3 支援が必要な子ども・家庭のサポート</p>	<p>(1) 養育困難家庭・要保護児童支援 (2) 配慮が必要な子どもの支援 (3) ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援 (4) 悩みや困難を抱えた子どもの支援</p>
		<p>4 質の高い学校教育の充実</p>	<p>(1) 地域との連携・協働による教育 (2) 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進 (3) 信頼と誇りのもてる学校づくり</p>
		<p>5 子どもの成長と活動の支援</p>	<p>(1) 成長と活動の場と機会の充実 (2) 子どもの社会への参加・参画の機会の充実</p>
		<p>6 子どもが育つ環境整備</p>	<p>(1) 地域の子育て力の向上 (2) 社会環境の整備 (3) 子どもの権利擁護・意識の醸成</p>

小項目

子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実

親の学びの支援
親がりフレッシュできる場・機会の充実

子どもと親のこころと体の健康づくり 思春期のこころと体の健康づくり
食育の推進 歯と口の健康づくり

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の整備
子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の提供

保育の質を支える仕組みの構築
区立施設が果たしていく役割の強化 保護者の保育・幼児教育等の選択への支援
保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成 幼保小連携の促進

認定こども園の普及・促進に向けた取組み
保育と幼児教育の一体的な提供に向けた職員の育成

養育困難家庭・要保護児童の早期支援の充実
継続支援・生活支援の仕組みの充実 地域支援体制の構築

配慮が必要な子どもの早期支援の充実
日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実 途切れのない支援の実施

ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実
情報提供・相談機能の充実 ひとり親家庭の自立に向けた就労支援の充実
ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実

ニーズに応じた相談機能の充実
子どもの居場所の拠点整備

地域が参画する学校づくり 地域コミュニティの核となる学校づくり
地域教育力の活用

豊かな人間性の育成 豊かな知力の育成
健やかな身体・たくましい心の育成
これからの社会を生きる力の育成 特別支援教育の充実

教員の資質向上のための支援 信頼される学校経営の推進
ニーズに応じた相談機能の充実 安全安心と学びを充実する教育環境の整備

成長に応じた放課後の居場所の確保
地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実
外遊びの機会と場の拡充 子どもの活動を支える地域の子育て力の向上

参加から参画へ、地域での場と機会の提供
子どもの意見表明の推進

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成
子育て活動の支援とネットワーク形成の支援

子育てしやすいまちづくり 子どもの安全・安心 ワーク・ライフ・バランスの推進
子どもを生み育てやすい環境の整備 文化・芸術・スポーツと親しむ環境づくり

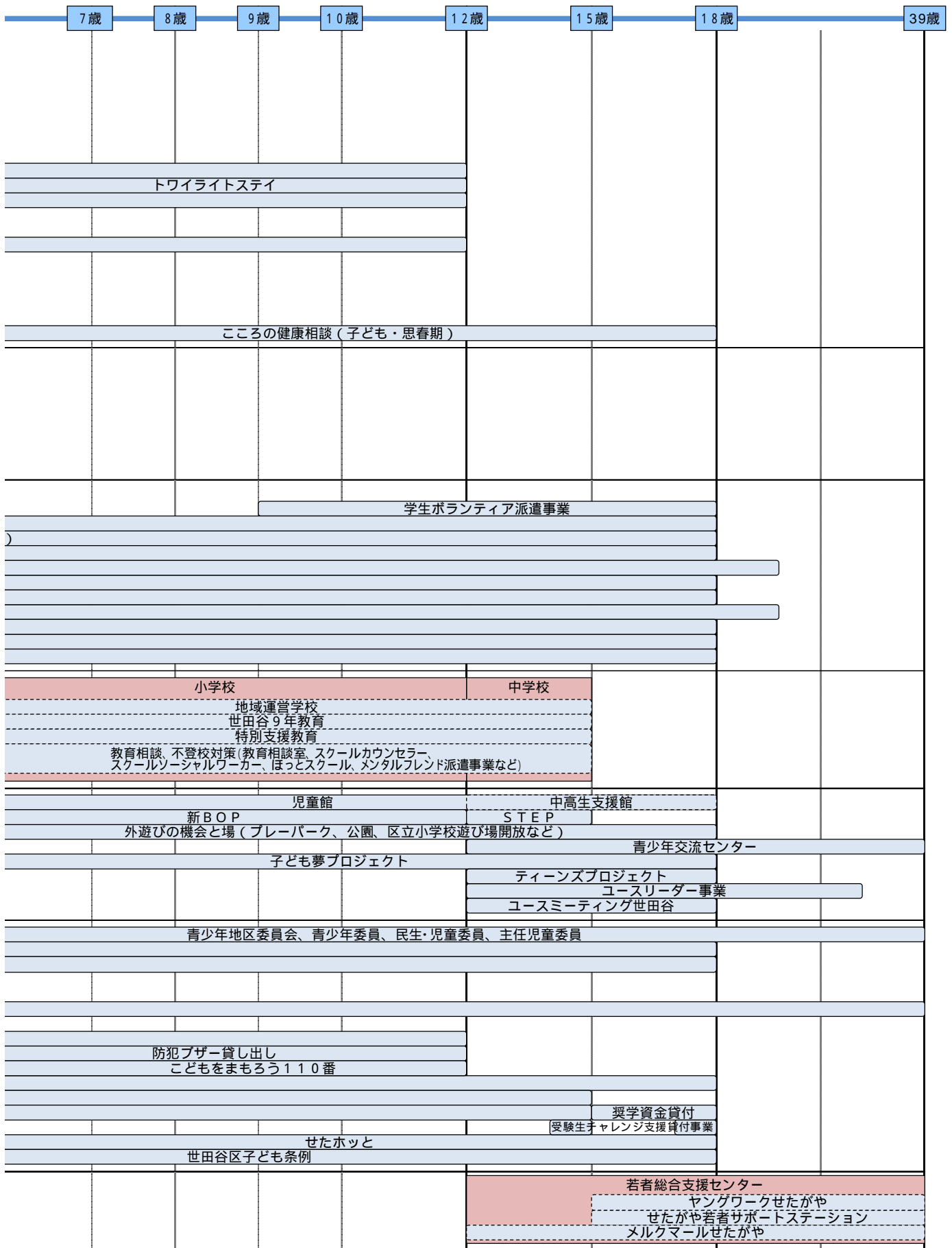
子どもの権利への意識の醸成
子どもの権利を守る体制の充実

重点政策

- ・ 子どもの生きる力の育み
- ・ 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上
- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

年齢別子ども・若者施策

大項目	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
子育て家庭への支援								
保育・幼児教育の充実								
支援が必要な子ども・家庭のサポート								
質の高い学校教育の充実								
子どもの成長と活動の支援								
子どもが育つ環境整備								
若者支援施策の推進								



1 子育て家庭への支援

(1) 身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

現状と課題

- ・ 核家族化の進行、地域社会との関わりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が問題となっています。他者との交流が少ないため、課題を抱えていても当事者が認識していない場合があります、周囲の気づきや状況に応じた適切な支援の場へのつながりが課題です。
- ・ 在宅子育て家庭にとって、身近なつどい・交流の場であるひろばは、保護者の負担を軽減し、子育て家庭の孤立化の予防となることからニーズも高く、今後はおでかけひろばの拡充や児童館子育てひろばの機能の充実が求められています。
- ・ 小学校就学以降の子どもをもつ親が、身近で気軽に交流できる場や機会が不足しています。また、子どもの区外進学などによって地域とのつながりが薄くなったり、親同士の交流の機会が減少しており、親同士の交流や気軽に相談できる場所が求められています。

目標

- ・ 情報交換や交流の機会、気軽に相談ができる場が身近で得られている。
- ・ 身近な場での交流や相談をきっかけに、適切なサービスや支援につながる事ができている。
- ・ 子育て中の親が、身近な場で知りたいことを知ることができ、必要なサービスを自ら選択して使う事ができている。
- ・ 在宅子育て家庭を中心として、孤立化の予防や交流が図られ、子育てに喜びと楽しさを実感している。

施策展開

子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

子育て中の親子が、身近な場所で気軽に相談や交流ができ、ニーズに応じて適切なサービスにつながるなど安心して子育てができる環境を整えることにより、在宅子育て家庭を中心とした孤立化の予防や子育てに対する不安感の軽減を図るなど、子育てに喜びと楽しさを実感できるよう場と機会を充実します。

子育て中の親子が気軽につどえる場の拡充

子育て中の親子が、身近で気軽につどい交流することができる場を拡充します。

身近な場で親子を支える機能の充実

日頃の関わりのなかで気軽な相談ができ、適切な支援やサービスへの案内を受けられる場として、児童館やおでかけひろばなどの機能を充実します。また、児童館の子育て支援館や利用者支援の拠点などを中心に、地域ごとの子ども・子育て関係機関の連携を強化することにより、身近な資源をより有効に活用するとともに、必要に応じて新たな地域資源開発も行いながら、地域で支えていく仕組みを構築します。

スタッフの人材育成

おでかけひろばや子育てひろばのスタッフに対する研修等を充実し、子どもと関わる人材の育成を図ります。

子育て情報の提供の充実

子育て中の保護者に必要な情報が行き届くよう子育て情報の提供方法を工夫するとともに、子ども家庭支援センターや、利用者支援事業を担う拠点などを中心に、利用者一人ひとりに合った子ども・子育てサービスの利用案内を行うコーディネート機能を強化します。

就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実

学童期、思春期の子どもをもつ親が、気軽に悩みを打ち明けたり、同世代の子を持ち、同じような不安や悩みを抱えた親同士が知りあい、交流できる場や機会を充実します。

身近な場での相談の場の充実

身近な場所で相談できる場を充実し、保護者の不安解消を図ります。

親も含めた多世代交流の機会の充実

若者が活動できる身近な居場所づくりを通じ、地域での多世代交流の機会の充実を図ります。

(2) 子育て力発揮への支援

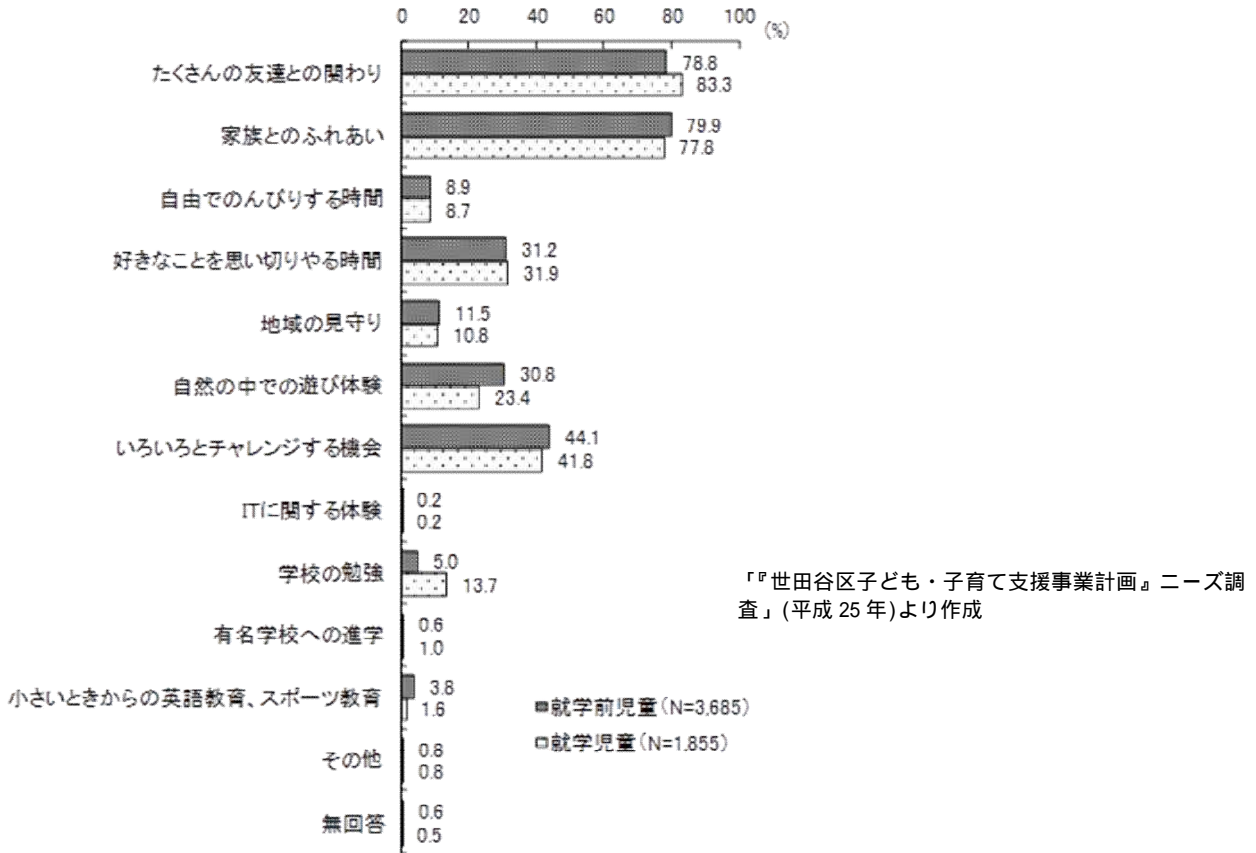
現状と課題

- ・ これまで、親族や地域に支えられながら家庭が中心となっていて行われてきた子どものしつけなどが、核家族化や地域社会との関わりの希薄化に伴い、親だけが抱え込む、または保育・幼児教育機関、学校等に任せるといった状況がみられます。
- ・ 各学校のPTAが中心となっていて家庭教育学級を開催するなど、家庭の教育力の向上に向けた取組みが進められていますが、子どもとともに、親が学び成長するためには、家庭教育の情報提供や相談機能、親同士や地域との連携の機会のさらなる充実が求められています。
- ・ 子育てによる不安や負担を軽減するためには、子育て中の生活を楽しむためのサポートが重要です。保護者が自分の時間を持てる仕組みをつくるため、一時預かりの拡充や急な預かりニーズへの対応が求められています。
- ・ 保護者は子どもの発達に多かれ少なかれ不安を抱えているものですが、不安を抱えていても、専門機関等へ相談に行くことに抵抗を感じ、一人で悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

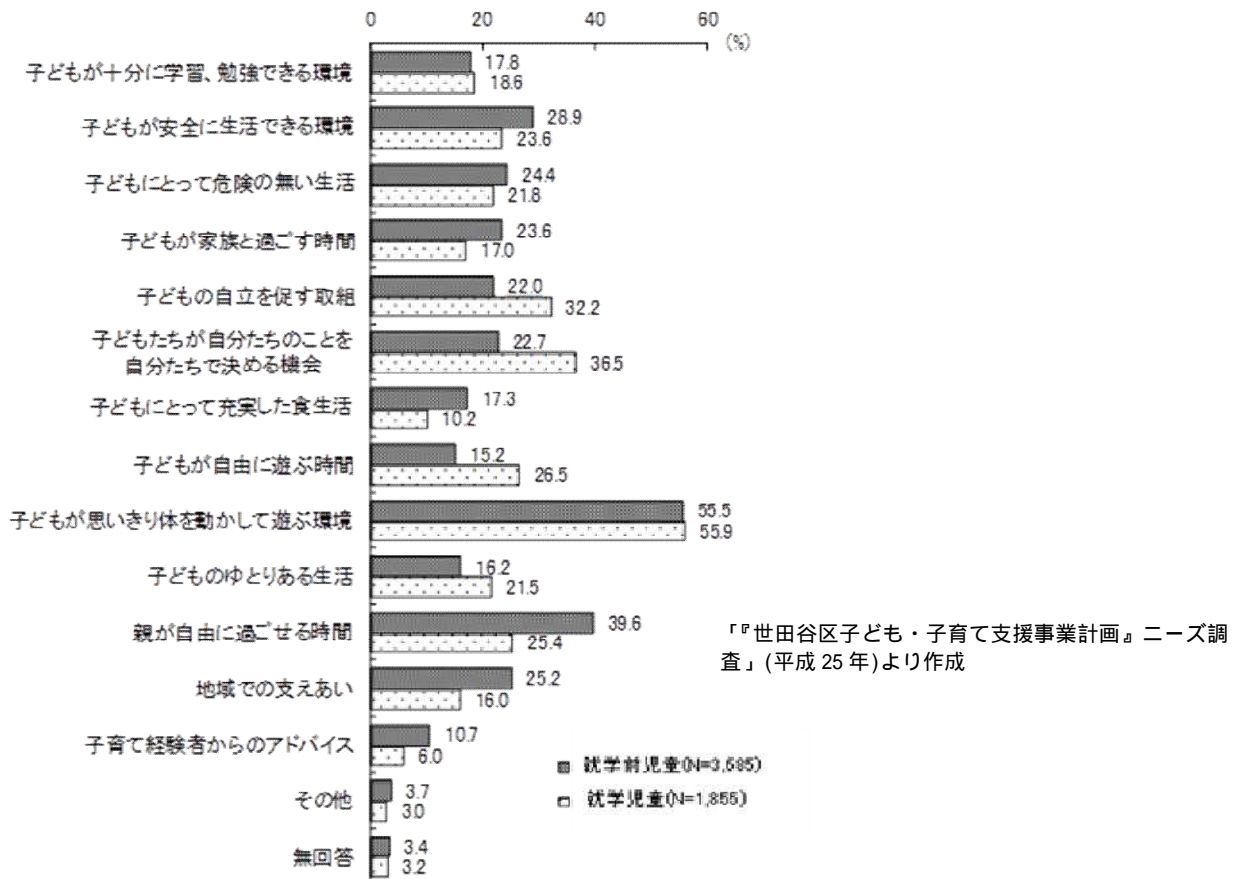
目標

- ・ 親が子どもとともに成長し、子どもを育てる力が高まっている。
- ・ 親が子育てに対する意識を向上させ、自ら解決できる力が育まれている。
- ・ 親が自分の時間を持つことで、リフレッシュする機会がある。
- ・ 父親の子育て参加の意識が醸成され、母親だけではなく、父親も子育てを楽しめる。
- ・ 子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に参加でき、その子にあった関わり方に気づき、また同じような不安を抱えた親同士が知りあえる機会がある。

子どもが成長する上で、大切だと思っていること



子育てする上で足りないと感じていること



施策展開

親の学びの支援

親が子育てに対する意識を向上させ、自ら解決できる力を育むことができるよう講座や講演会、家庭教育学級などの取組みを通じて、親自身が学び育つための学習の場や情報の提供を図ります。

親としての学びや育ちの支援

親の子育てに対する不安や負担感を軽減し、自ら解決できるよう親向けの講座や、親同士で学び語りあう機会を充実するとともに、参加の機会を得にくい保護者や孤立しがちな保護者に対しては、地域人材を活用したサポート環境づくりを進めます。

親同士や地域との連携の機会づくり

親が地域で多世代と交流できる機会の充実とともに、親同士が地域で情報交換しながら助けあい、ともに子育てを楽しみ育ちあえる機会を拡充します。

発達支援親子グループ事業

子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、子どもとの遊び方や子どもの特徴への理解を深め、養育力の向上を図ります。

親がリフレッシュできる場・機会の充実

妊娠期からの仲間づくりや父親の子育て参加の意識づくり、親がリフレッシュできる場や機会をつくることで、仲間や自分の時間を持ち、親が子育て期を楽しめる環境をつくります。

一時預かり事業の拡充

おでかけひろば内での一時預かりを含めたほっとステイの拡充やファミリー・サポート・センター事業の実施など、理由を問わずに一時的に子どもを預けることのできる場を充実します。

ショートステイ、トワイライトステイ事業機能の充実

出産、就労、レスパイト等を理由とした預かり事業であるショートステイやトワイライトステイ事業の利用を促進します。

父親の子育てへの参加の促進と意識醸成

父親も子育てを楽しむことができるよう、父親の子育てへの参加の機会をつくり、子育てに対する意識の醸成を図ります。

妊娠期、産前・産後の不安軽減、孤立感の解消

育児に関する負担感や不安感が最も強くなる産前と産後の時期に、必要な知識を提供し、不安の軽減を図るためのケアやサポートを行います。

(3) 子どもと親のこころと体の健康づくり

現状と課題

- ・ 出産や子育てについて、正しい知識を得る機会がないまま成長することが多くなっています。子育てのイメージを持たずに妊娠・出産を迎えたり、出産後に育児不安や産後うつなどから不適切な育児に陥ることがないように予防する必要があります。
- ・ 乳幼児健康診査では、健康状況の確認に加えて、健やかに育ち、育てるための支援が重要になっています。個々の状況に応じた個別相談、歯科保健や栄養等についての指導・相談を行い、健診後の経過観察健診や精密検査につなげるほか、個別支援だけではなくグループによる育児支援も連動させた継続的・重層的な支援も必要です。また受診した方の満足度をあげ、さらに未受診者の把握から必要な支援につなげる仕組みについて検討が必要です。
- ・ 思春期のこころと体の健康づくりは大切ですが、困ったときに利用できる相談窓口の周知が十分ではありません。若い世代に対して、性感染症予防や望まない妊娠の予防に関する啓発の強化が求められています。
- ・ 育児期は家族全体の生活習慣を見直す大きなきっかけとなります。妊娠・出産・子育て知識の普及・啓発だけでなく、望ましい生活習慣の獲得に向けた支援が求められます。
- ・ 食の情報が氾濫する中、正しい選択ができずに、子どもの状況にあった食事づくりが困難となっている場合があります。
- ・ むし歯のある子どもは減っていますが、一人で多数のむし歯のある子どもが一定割合おり、健康状況の二極化が進んでいます。歯に良い生活習慣の実践のための歯と口の健康づくりの支援が求められています。

目標

- ・ 妊娠に関する相談ができる。
- ・ 若年層が、妊娠・性に関する悩みやこころの健康について、基本的な知識を得られ、悩みなどがある場合には安心して話せる相談窓口に容易につながるができる。
- ・ 妊娠期から家族や子どもの成長・発育にあった生活習慣が理解され、食生活・口腔衛生習慣の習得の上で実践されている。
- ・ 子ども・保護者が、自分や家族の健康に関する相談を気軽にできる仕組みが整備され、適切な支援を受けられる。
- ・ 妊娠期からの多様な支援とネットワーク構築により、切れ目のない支援が受けられ、安心して妊娠期から育児期を孤立感なく生活できている。

施策展開

子どもと親のこころと体の健康づくり

若年層から、妊娠・出産に関する正しい知識を持てるよう啓発の機会を設け、相談窓口の周知を図ります。また、母子を基本として、家族のすこやかな成長を図り、その状態に応じた適切な支援を提供するとともに、親自身の育児への自信を深めるための支援を行います。

女性のからだの相談窓口の設置

不妊・不育症など妊娠に関わる相談や年齢による女性のからだの変化や心身の不調について相談できる窓口の整備を図ります。

妊娠期からの支援の充実

妊娠が分かったときから、必要な情報へのアクセスを容易にするとともに、母親学級等の開催により地域での交流を促進します。また、妊娠届時のアンケート実施をはじめとした、妊娠期や出産時の不安へのアプローチの充実を図ります。さらに、妊婦健診費用助成については、より利用しやすい制度となるよう見直します。

乳児期家庭訪問の充実（産後の支援継続）

子育てスタート期の家庭への全数訪問により、母子の心身の健康状態を把握し適切な支援へとつないでいきます。

乳幼児健診の充実

乳幼児健診対象数の増加や個別相談の複雑化に対応し、継続的な支援につなげていくために必要な体制の再構築を検討します。また、社会性等の発達や母子関係のつまづきを確認しやすい1歳6か月児健診後のフォローグループを実施し、子どもの成長支援・保護者の相談を行います。

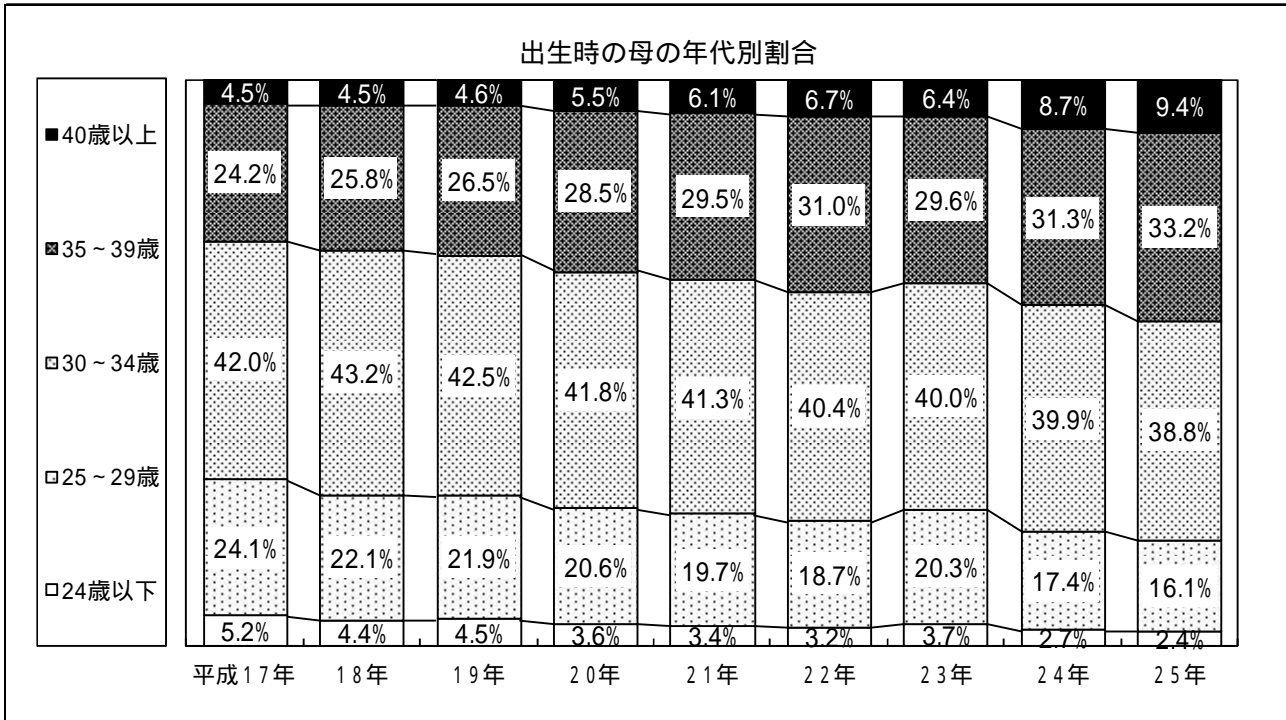
育児講座などの情報提供と地域の連携ネットワークによる育児支援の充実

健康や育児に関する情報の提供と共有、交流も含めた支援により、育児ストレスの軽減を図ります。同時に、支援者側の連携を深め、人材育成を図ります。

育児不安や困難に対する支援の充実

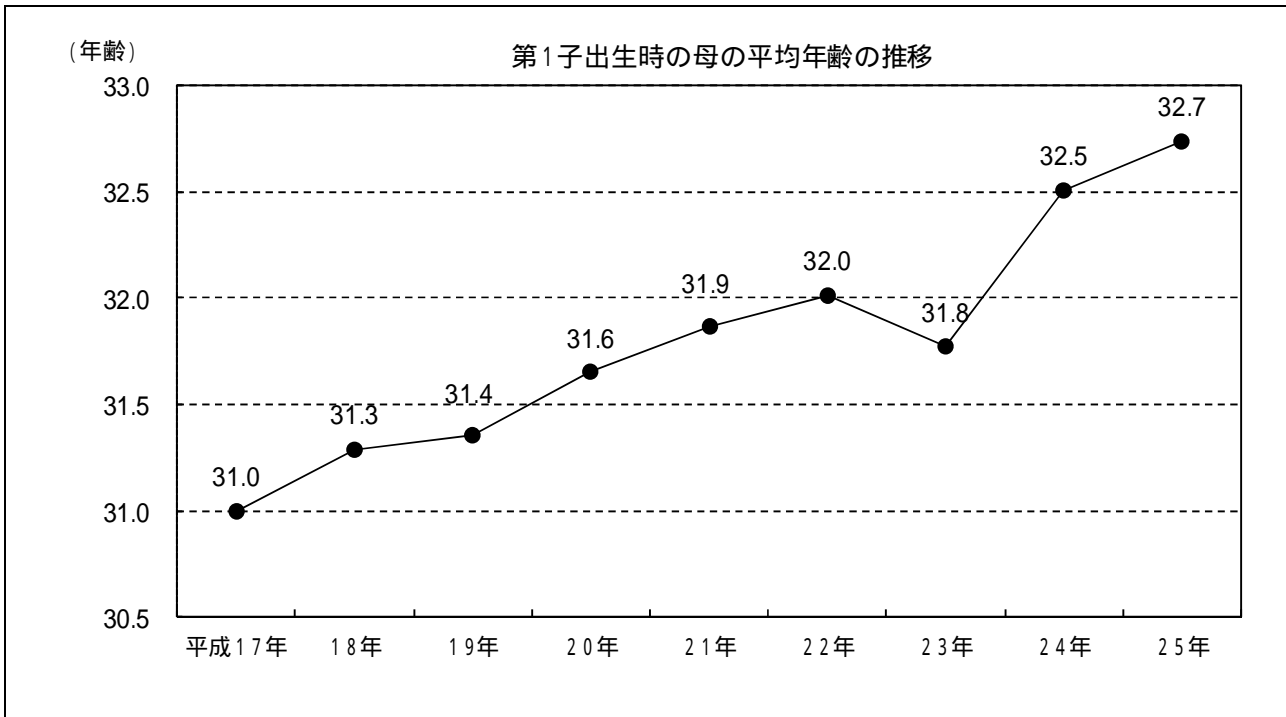
母親の育児不安や家族関係のストレスについて話することができるグループミーティングの機会を提供し、個別支援との連携によって育児不安の軽減や虐待予防を図るとともに、育児支援サービスを導入します。

出生時の母の年代別の割合



「世田谷区保健福祉事業概要 統計編」(世田谷区)より作成

第1子出生時の母の平均年齢の年次推移



「出生統計集計表」より作成

思春期のこころと体の健康づくり

思春期世代のこころと体の変化について基礎的な知識を得て、自分の成長を受け入れ適切な行動を選択できるよう支援を広げます。また、思春期の不安や悩みに対応する相談窓口の整備と周知により、悩みを抱える思春期世代の本人やその家族への早期支援を行います。

「こころと体を知る」出前講座の充実

若者の心身の成長に合わせ、基礎的知識の普及のために行う出前講座を充実させ、知らないためにおこる不安や悩みの軽減を図ります。また、命の育みや感染症予防、薬物使用に関する予防的取組みを充実していきます。

思春期こころの健康相談の充実

保護者の相談を受け、受診の要否や家族対応についての専門的支援を行います。そのために、医師の確保等相談体制を整備します。

思春期のからだの相談窓口の周知

思春期のからだの変化や心身の不調、あるいは性感染症予防や避妊について相談できる窓口の設置を図り、紹介・周知を通して、早期からの支援につなげるとともに、若年層への計画的な啓発を進めていきます。

他機関との連携による相談支援の充実

思春期世代の本人が相談できる相談窓口との連携の充実により適切な支援につなげます。

食育の推進

妊娠期から、家族及び子どもの発育・発達にあった食事づくりを学び、考えられる力を育むとともに、食事を通じて伝えられていた食文化や、あいさつなどの食の基本を知るための支援を行います。

妊娠期から、家族・子どもの望ましい食習慣の定着に向けた情報発信

母子事業、健診事業を通じて、子どもだけでなく家族の健康づくりのための栄養・食生活の情報を提供し、食生活を組み立てる力をもてるよう支援します。

家族や、子どもの成長・発育にあった食生活の実践に向けた支援の継続

子どもの成長にあった食事づくりや、食事形態についての不安や悩みについて、個々の生活スタイルに合った実践可能な支援を実施します。

地域ぐるみで食事を楽しむことができる機会の提供

異世代交流による共食の機会を設け、食文化・食事のマナー、料理の組み合わせや栄養バランスなど、地域で食の大切さを伝えるとともに、家庭での食育につなげます。

歯と口の健康づくり

子どものむし歯や口の外傷など歯科疾患の予防に努め、健全な口腔機能の発達を促すため、歯と口の健康に良い生活習慣を習得できるよう支援します。

親と子の歯と口の健康意識の向上と生活習慣の定着支援の充実

むし歯などの歯科疾患を予防し、健全な口腔機能を獲得維持できるよう、親と子の望ましい生活習慣獲得への普及啓発・健康づくりの対策を進めていきます。

歯と口の健康への環境づくりの整備

誰もが歯と口の健康づくりに取り組めるよう、かかりつけ歯科医の定着促進など地域の支援体制の整備を図ります。

2 保育・幼児教育の充実

(1) 保育施設・多様な保育の整備・拡充

現状と課題

- ・ 共働き家庭等の増加により、保育の需要が増大しており、保育待機児の解消が急務となっています。
- ・ 親の働き方がますます多様化する中で、働き方や就労時間などその家庭にあった多様な形態での保育・幼児教育の提供が求められています。

目標

- ・ 保育施設・事業の整備を促進し、保育待機児が解消されている。
- ・ 質の確保された多様な保育・幼児教育の提供体制が整い、各家庭にあった選択をすることができる。

用語について

本計画において、保育は、保育所等において就学前までの子どもを対象に養護と教育を一体的に行うもの、幼児教育は、満3歳児から就学前までの子どもを対象に幼稚園が行う教育や預かり保育などの子育て支援と定義する。幼保連携型認定こども園は、これらの保育・幼児教育をともに実施するものとなる。(なお、第5章 子ども・子育て支援事業計画の用語は国に倣うため、この限りでない)

施策展開

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の整備

子育て家庭の潜在的なニーズも汲み上げながら、保育・幼児教育施設や事業の整備を行い、保育待機児の解消を図ります。

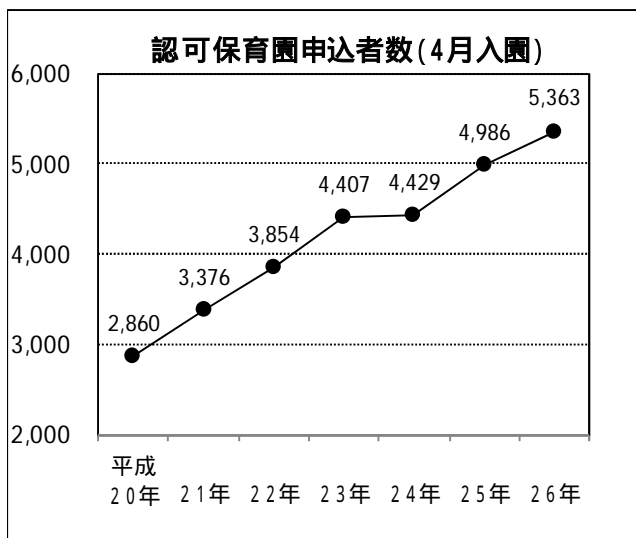
保育施設の整備

喫緊の課題である保育待機児の解消に向け、区有地や国・都有地などの公有地のほか、区独自の賃借料補助等により民有地の活用を促進し、区民要望の高い認可保育所の新設を中心に、計画的に保育・幼児教育施設や事業の整備を進めます。また、既存の認可外施設に対し、新制度の給付施設への移行を支援します。

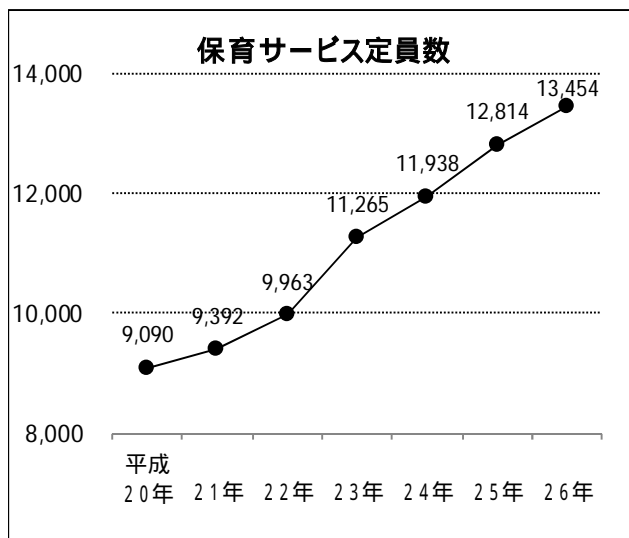
認定こども園の整備

多様化する保護者のニーズに柔軟かつ適切に対応していくため、就学前における保育・幼児教育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的に、区立幼稚園の用途転換を中心に認定こども園の整備を促進するとともに、移行を希望する既存施設の支援や、普及に向けた周知を図ります。

認可保育園申込者数の推移

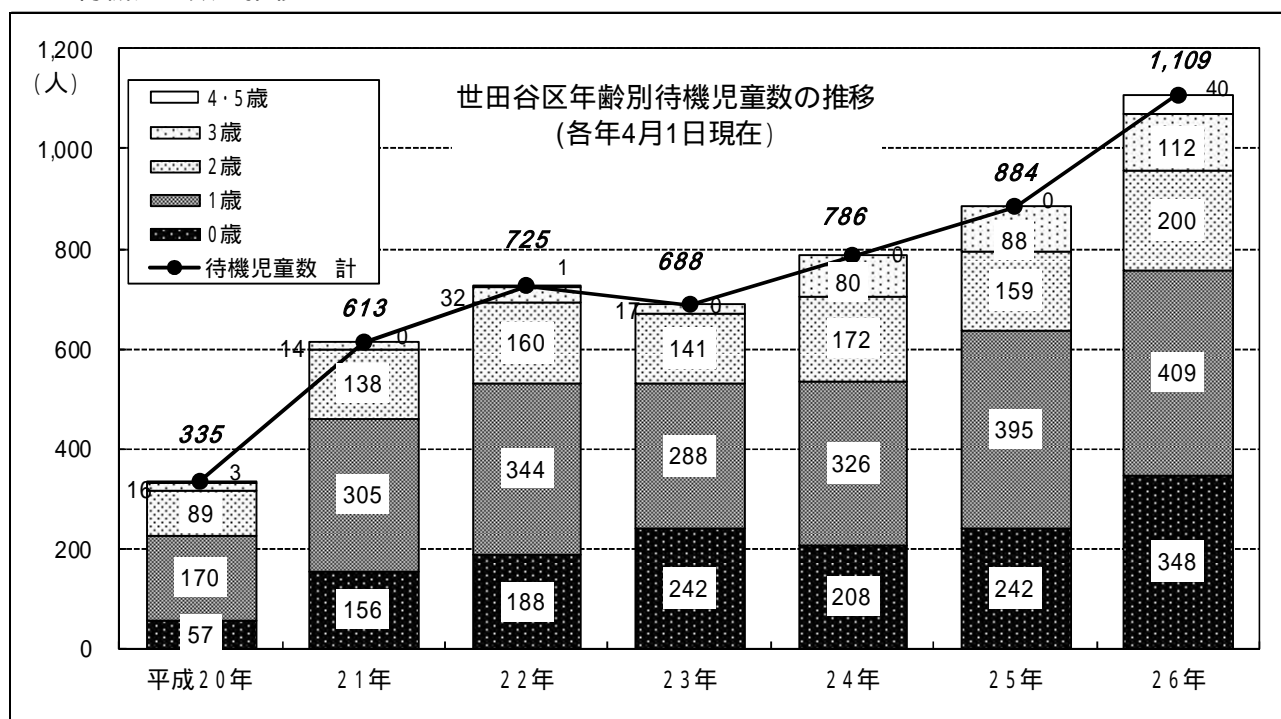


保育サービス定員数の推移



「保育サービスの統計資料」(世田谷区ホームページ)より作成

待機児童数の推移



「保育サービスの統計資料」(世田谷区ホームページ)より作成

子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の提供

多様化する働き方やライフスタイルの変化など個々の子育て家庭のニーズに沿った質の確保された保育が受けられるよう体制を整備します。

時間外保育事業の拡充

多様化する保護者のニーズに対応できるよう、保育所等での通常の開所時間を超えて保育を行う事業を拡充します。

一時預かり事業の拡充

保育所やその他の場所において、一時的に子どもを預かる事業を拡充します。

幼稚園における預かり保育等の拡充

幼稚園型の一時的預かり事業を創設するなど、現在実施している幼稚園における預かり保育の拡充に向けた取り組みを行います。

病児・病後児保育事業の拡充

病気やケガ等で集団保育が困難な時期に専門施設において保育を行う病児・病後児保育事業を拡充します。

(2) 保育・幼児教育の質の向上

現状と課題

- ・ 保育需要の急激な高まりに対応するための保育施設整備が進められる中、子どもや保護者が安心して保育・幼児教育を利用できるように、これまでの保育・幼児教育の質を確保するとともに、さらなる向上が求められています。
- ・ 保育・幼児教育を保護者が選択するにあたり、施設やサービスの情報提供とともに、情報の読み解き方を伝えるなどの支援が求められています。
- ・ 全国的な保育需要の増加に伴い、保育士が不足しています。他職種と比較し、平均勤務年数が短いこと、保育士、幼稚園教諭の相談の受け皿の不足なども課題です。
- ・ 学校教諭、幼稚園教諭、保育士の交流や情報交換の場は少なく、いわゆる「小 1 プロブレム」や保育・幼児教育と学校との継続した連携の困難さなどが課題です。

目標

- ・ 区が定める基準等に基づく質の高い保育・幼児教育が提供されている。
- ・ 区立施設で、保育・幼児教育の質の向上を図る先導的な取組みが行われている。
- ・ 区立施設が中心となって、地域の保育ネットワークが充実・強化され、保育・幼児教育の質の向上に向けた連携・協力が図られている。
- ・ 保護者が施設やサービスについて、十分な情報が得られ、その情報を読み解く力をもって適切なサービスを選択できる。
- ・ 職員の処遇改善や、職員間の交流・情報共有の機会の充実が図られ、不安や悩みが軽減され、モチベーションを保って質の高い保育・幼児教育を提供している。
- ・ 学校教諭、幼稚園教諭、保育士などが、互いに交流し、それぞれの保育・幼児教育を知る情報交換の機会をもつことで、幼保小の連携が図られ、子ども、保護者が安心して新たな施設の利用開始を迎えている。

施策展開

保育の質を支える仕組みの構築

指導・監督や巡回指導相談を通じて、各保育施設において専門的な知識・技術を身につけるとともに、地域の保育施設間のネットワークを強化することにより、質の向上を図ります。

巡回指導相談の拡充

区内保育施設に保育士、看護師などの専門職が訪問し、保育内容や子どもの健康状態などを確認し助言等を行うことにより、保育の質の確保・向上を図ります。

指導・監督体制の強化

地域型保育事業の認可権、認可保育所等の指導・検査業務の一部が区へ移管されることに伴い、東京都と連携し、指導・監督業務を強化します。

保育施設間ネットワークの強化

区内5地域で設置されている、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に向けた取り組みを行う保育関係者のネットワークの支援・強化を図ります。

保育の質ガイドラインの活用

子どもを中心とした保育を実践するために作成した「世田谷区保育の質ガイドライン」の周知・活用を図ることにより、事業者・保護者・区民と共通理解を深め、ともに保育の質の向上に取り組んでいきます。

区立施設が果たしていく役割の強化

多元化する様々な実施主体が多様な形態の施設を運営することとなる中で、当面日頃から多くの事業者と関わりが強い区立施設が核となり連携を図ることで、質の確保を図ります。

認可外保育施設・地域型保育事業への支援

小規模保育などの地域型保育事業や認可外保育施設に対する支援や連携を通じて質の確保を図ります。

拠点園の整備

老朽化した区立保育園の再整備に伴い、各地域に子育て支援の拠点的機能を持つ区立保育園を整備していきます。

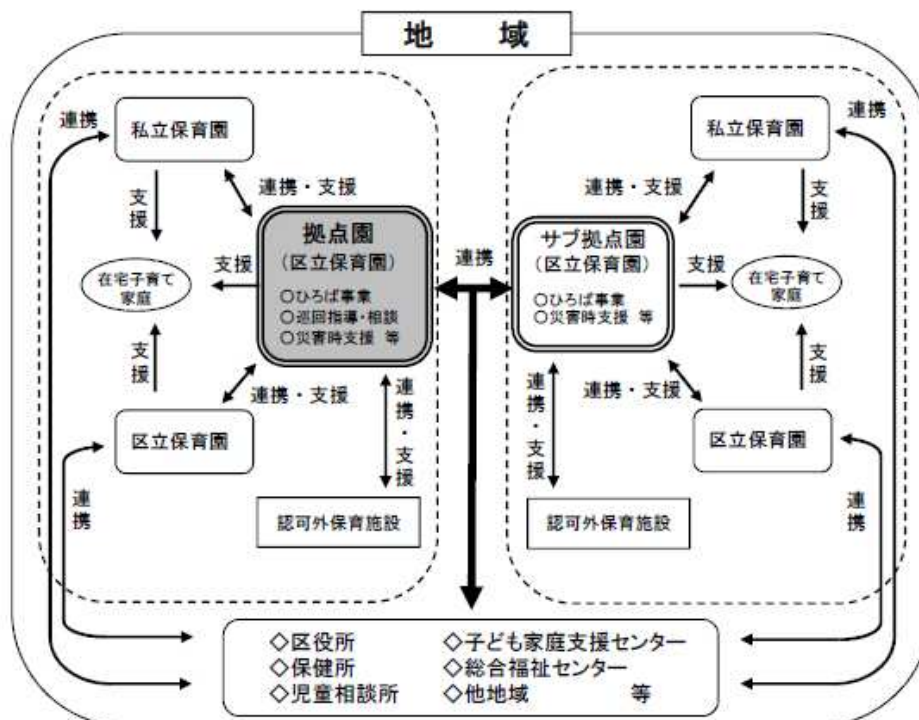
災害時の保育施設支援

認可保育施設・認可外保育施設を問わず、園児の安全確保と保育の継続に向けて支援していきます。

区立幼稚園の用途転換を見据えた取組み

区立幼稚園の用途転換に際し、区の幼児教育の役割を果たしていく観点から、幼保一体化の推進をはじめ、「小1プロブレム」に対応した幼保小の連携及び小学校への円滑な接続、幼児教育の充実を図るための研修や研究の場、また、配慮を必要とする子どもに対する支援や身近な子育て支援などを行っていきます。

【保育施設間の連携強化と拠点園の考え方(概念図)】



保護者の保育・幼児教育等の選択への支援

多様な形態で運営される保育・幼児教育等について、保護者が十分な情報を持って、家庭の状況やニーズにあった施設・サービスを選択できるよう支援します。

身近な場での相談・情報提供

妊婦や親子が気軽に行ける身近な場所で、保育・幼児教育等の情報が得られ、必要に応じて相談が受けられるよう、利用者支援事業の実施を含め体制を整備していきます。

情報を得るツールの工夫

手軽に保育・幼児教育等の情報が得られるよう「子育て応援アプリ」の活用を図ります。また、新制度実施に伴い都により公開される施設・事業の情報とあわせ、区HP等によりチェックすべきポイントなどを伝えるなど、情報の読み解き方について周知していきます。

保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成

幼稚園教諭や保育士など保育・幼児教育の担い手を確保するとともに、研修などを通じて携わる人材の資質・能力の向上を図ります。

保育人材確保支援

待機児解消に向けた保育施設の新設により、全国的に保育士不足が予測されるなか、保育施設の新設とあわせ、保育人材情報等のポータルサイトの設立や、地方も含めた就職相談会の実施、保育士の宿舍借り上げ支援など、保育運営事業者の人材確保の支援を行います。

在宅有資格者向け研修の実施

現在、資格を持ちながらも、保育・幼児教育に携わっていない有資格者に対して、研修などを実施し、現場から離れていることからの不安などを解消することにより、担い手の確保を図ります。

ハローワーク等と連携した保育・幼児教育施設就職支援

保育・幼児教育に携わりたいことを希望する者と、担い手を確保したい事業者をマッチングする支援を行います。

保育・幼児教育に関わる人材の育成

幼稚園教諭や保育士の資質・能力の向上を図るため、研修を実施するとともに、私立幼稚園が実施する研修等に対する支援を行います。また、新教育センターの整備にあたり、幼稚園教諭・保育士などの研修とともに幼児教育の研究を行う幼児教育センター機能について検討を進めます。

幼稚園教諭や保育士の不安軽減

幼稚園教諭や保育士が抱える不安や悩みの軽減を図るため、他の保育・幼児教育との合同研修や交流・情報共有の機会をつくります。

幼保小連携の促進

区立小学校と公私立幼稚園、保育園等との連携を推進し、保育・幼児教育を踏まえた小学校教育の充実、小学校教育を視野に入れた保育・幼児教育の充実を図り、幼稚園、保育園等と小学校の円滑な接続を図ります。

保育・幼児教育と区立小学校の交流の機会の創出

児童が円滑に小学校へ移行できるよう、幼稚園や保育園等と小学校との連絡会や交流を実施し、互いの教育や保育の知識を深めながら、小学校教員も含めた合同研修のあり方等の検討を進めます。

区立小学校と幼稚園、保育園等との連携の支援

「就学前教育と小学校の接続のための資料集」の活用等を通し、現在実施している小学校との連携を踏まえながら、区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携及び円滑な接続をより一層推進していきます。

私立幼稚園における幼児教育環境の充実と保護者や地域への子育て支援

私立幼稚園における幼児教育環境の充実

私立幼稚園で過ごすすべての子どもの豊かな学びと健やかな成長を支援するため、引き続き幼児教育環境の充実を図ります。

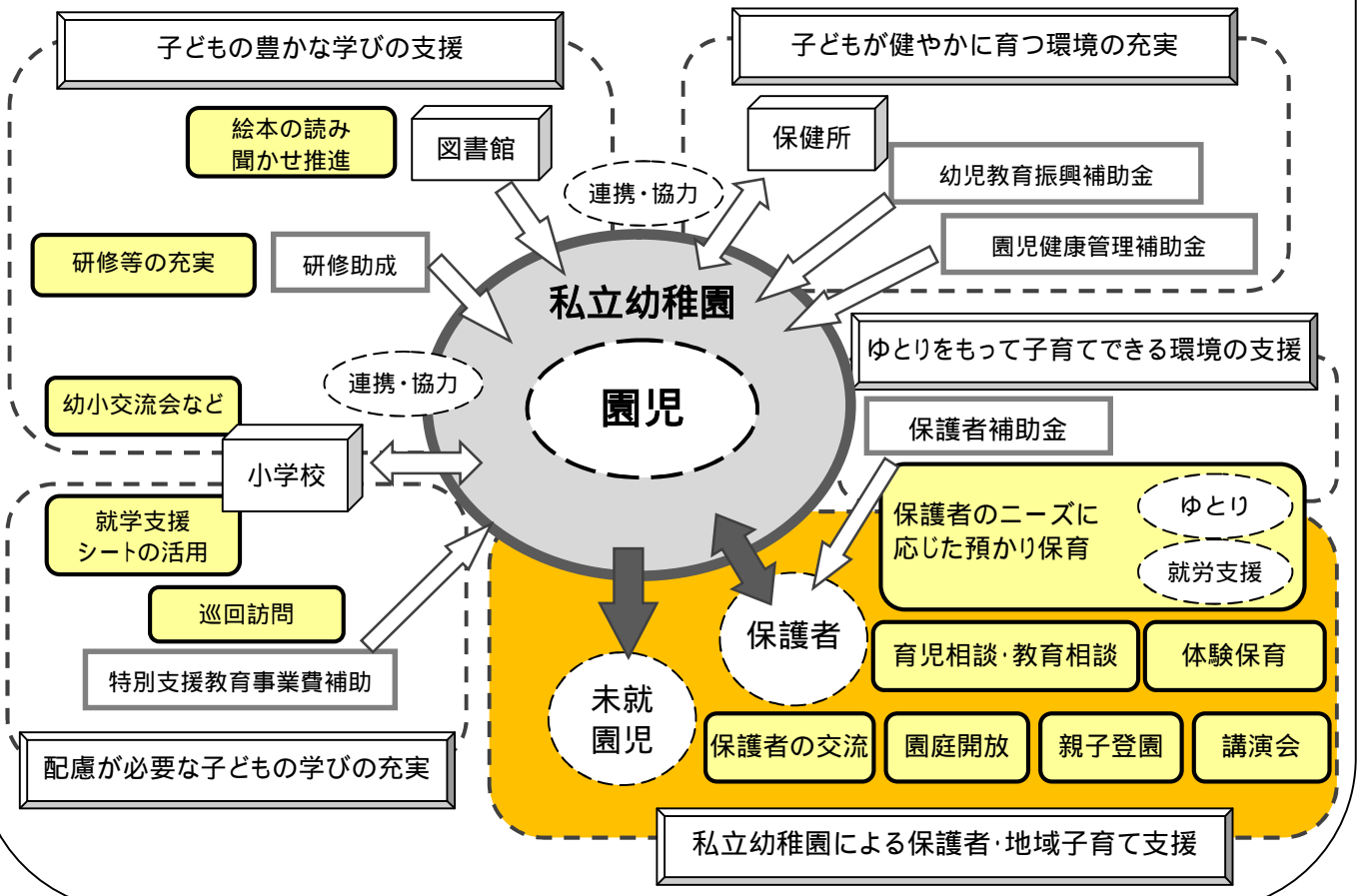
また、小学校教育を視野に入れた幼児教育内容の充実を図るとともに、小学校への円滑な接続に向け幼小連携を図ります。

私立幼稚園による保護者や地域への子育て支援

世田谷区の多くの私立幼稚園では、在園児に対する教育だけでなく、地域や幼稚園の特色を生かし、保護者や地域の子育て世帯を対象とした育児相談や、園庭解放、体験保育など地域の子育てを支援するさまざまな取組みを行っています。

また、保護者のニーズに応じた預かり保育を実施し、子育て支援の一翼を担っています。なお、私立幼稚園が行うさまざまな行事は、保護者と力を合わせて実施されています。

私立幼稚園の幼児教育環境の充実と保護者・地域子育て支援イメージ図



(3) 保育と幼児教育の一体的な提供

現状と課題

- ・ 国では、認定こども園の普及・促進を目指しています。一方で、保育待機児の課題を抱える世田谷区では、待機児解消に向けて保育定員の拡充が欠かせない状況です。
- ・ 保育と幼児教育に携わる職員の研修をはじめとする交流の場が少ないため、一体的な提供に向けて、研修体系を見直すとともに、交流の機会を充実する必要があります。
- ・ 認定こども園の運営にあたっては、保護者の就労状況等が異なるため、保護者同士がお互いの状況をよく理解したうえで、施設運営に関わることが必要です。

目標

- ・ 認定こども園の制度について、保育・幼児教育事業者への周知が図られ、移行等希望園に対する適切なバックアップが行われている。
- ・ 保育士と幼稚園教諭の合同研修や交流の場・機会が充実しており、お互いの保育・幼児教育の内容を把握することで、ソフト面における一体的な提供が図られている。
- ・ 既存の区内幼稚園、保育所等に従事する職員が幼稚園教諭資格と保育士資格の両資格を取得している。

施策展開

認定こども園の普及・促進に向けた取組み

国が促進する認定こども園の周知や、移行に向けた支援をすることにより、認定こども園の普及・促進に向けた取組みを進めます。

認定こども園への移行支援

既存の保育・幼児教育施設から認定こども園への移行を希望する園に対して支援を行います。

区立幼稚園の用途転換

区立幼稚園用途転換による認定こども園の整備を進めます。

認定こども園制度の周知

園長会や研修会などを通じて、認定こども園制度の周知を図ります。

保育と幼児教育の一体的な提供に向けた職員の育成

保育及び幼児教育に携わる職員の研修の場や交流の場を確保・提供することにより、質の高い職員を育成します。また、区立幼稚園の認定こども園への転換等に的確に対応できる保育士、幼稚園教諭などの担い手の育成を図ります。

幼保一体化に的確に対応できる職員の育成

幼児教育センター機能を整備し研修等の実施を通じて、幼保一体化に的確に対応できる職員を育成します。

幼稚園教諭資格と保育士資格の両資格取得に向けた支援

既存の保育・幼児教育に従事する職員に対して、幼稚園教諭資格と保育士資格の両資格の取得を促進するための支援を行います。

幼稚園と保育園等の交流の機会の創出

合同研修会や情報交換会などを通じた交流や情報共有を行うことを通じて、互いの保育・幼児教育を知り、既存の施設・事業形態でも実質的な保育と幼児教育の一体的な提供が図れるよう、保育・幼児教育に携わる人材の育成を図ります。

3 支援が必要な子ども・家庭のサポート

(1) 養育困難家庭・要保護児童支援

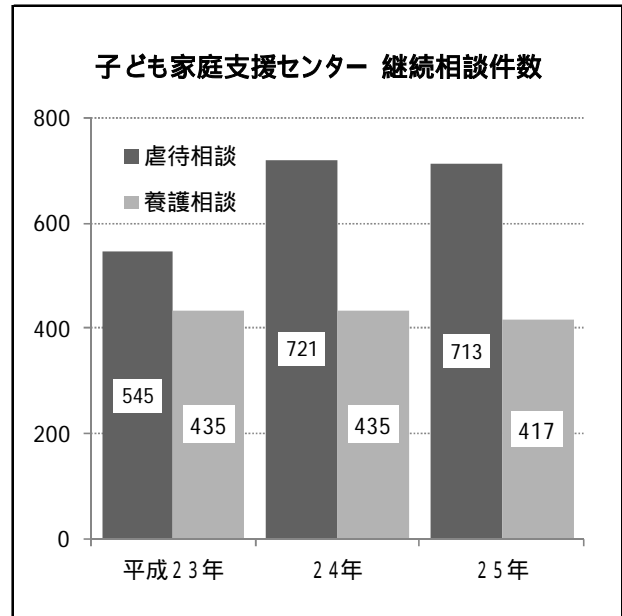
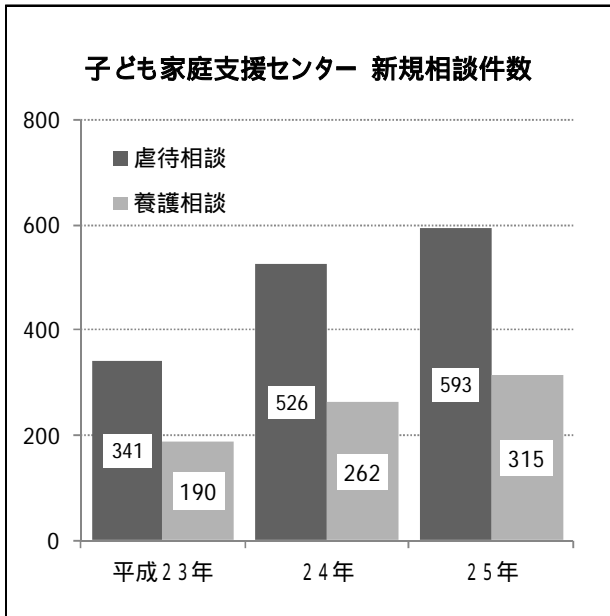
現状と課題

- ・ 核家族化や地域コミュニティの希薄化により子育て家庭が孤立し、子育てに対する不安感・負担感が高まっている現状に対して、地域社会で子育てを支援する必要があります。
- ・ 支援が必要な家庭の課題が困難化・複雑化しており、早期からの適切かつ継続した支援を行う必要があります。そのためには、子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上とケースワーカーの専門性・経験の蓄積が欠かせない状況です。
- ・ 要保護児童支援協議会によるネットワークを強化し、行政、関係機関、NPO等による妊娠・出産から乳児期、青少年期までの切れ目のない支援が必要です。

目標

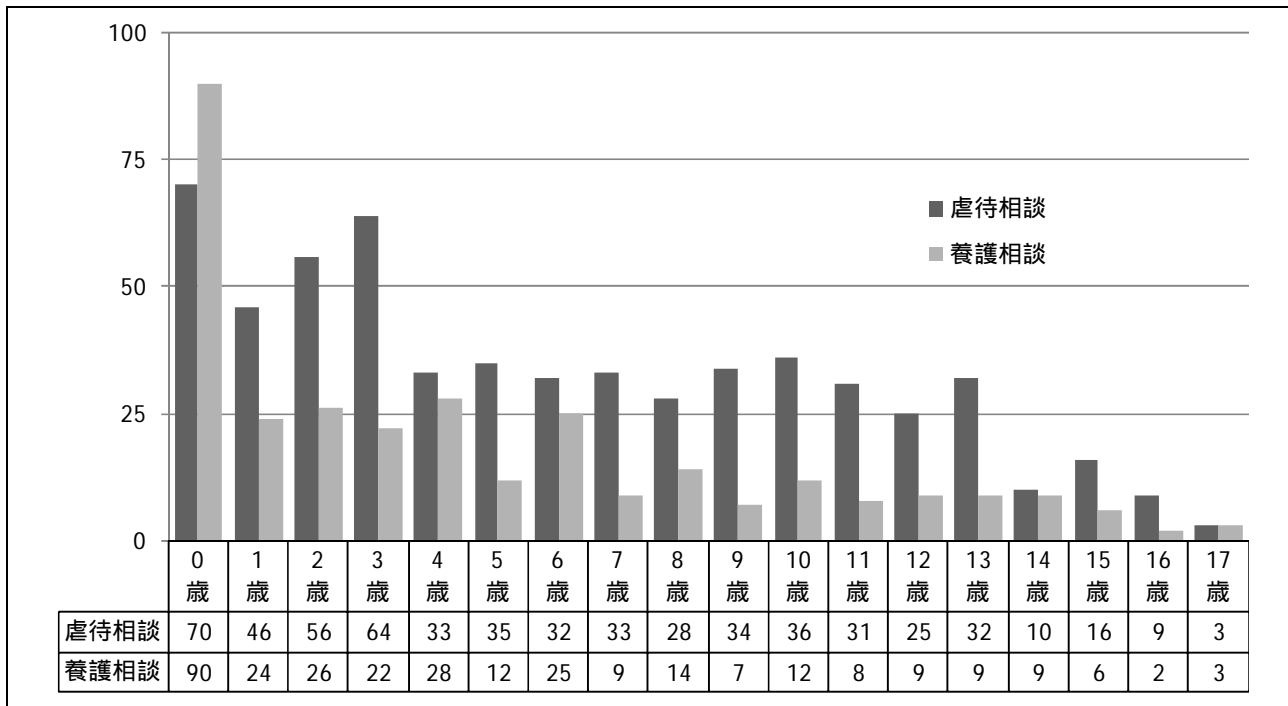
- ・ 地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て支援拠点施設の整備・充実、子どもを育むNPOの活動提供が図られている。
- ・ 子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能が向上するとともに、関係機関のネットワークが充実し、支援が必要な子ども・家庭が適切な支援につながっている。
- ・ 子ども家庭支援センターのケースワーカーが、困難化・複雑化した課題に対応できる児童福祉司と同等の知識・経験を有している。
- ・ 要保護児童支援協議会の関係機関の役割が明確化され、地域における支援体制をより強固にした地域全体で子どもや子育て家庭への切れ目のない支援が図られている。
- ・ 児童相談所が移管され、児童相談が一元的・総合的に行われている。

要保護児童 新規・年度末継続相談件数



「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」より作成

平成25年度 要保護児童相談の児童年齢別内訳（虐待・養護相談）



施策展開

養育困難家庭・要保護児童の早期支援の充実

地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て家庭の孤立化の予防や不安感、負担感の軽減を図るとともに、支援者の気づきの感度を高め、リスクの高い子育て家庭を早期に適切な支援につなげていきます。

早期発見・早期対応の仕組みの充実

乳児期家庭訪問、乳幼児健診などの機会や、日頃利用する地域の中の施設等において、リスクを早期に発見し、支援の手からこぼれ落ちることのないよう、継続した支援につなげていきます。

産後ケア事業の展開

宿泊ケアやデイケアを通して産後の育児不安や体調不良等の解消に取り組む産後ケア事業について、ニーズにあった効果的な展開を図ります。

地域の子育て団体との連携

アウトリーチ型を含む支援を実施する地域の子育て団体との連絡、調整を図り、連携、協働した支援を展開します。

利用者支援事業との連携

利用者支援事業において地域ごとに構築するネットワークや、ネットワークを構成する支援拠点や支援者を通し、子育て家庭の孤立化予防や不安軽減の取組みを充実するとともに、支援者の気づきの感度を高め早期発見・早期支援を進めます。

継続支援・生活支援の仕組みの充実

支援が必要な家庭の課題が困難化、複雑化していることに対応するため、ソーシャルワーク機能の向上に向けて一人ひとりの支援力を高め、チームアプローチを適切に行います。また、事業手法の検証・検討を通じて、子ども・家庭にとって望ましい生活が実現できるまで継続して地域で支援する体制を整備していきます。

適切な養育困難ヘルパー派遣の実施

適切なアセスメントにより虐待の予防及び防止を図ります。

親支援講座の充実

子育てへの不安、負担感を肯定的に受け止め、無理のない子育てを行うための講座等について、プログラムの見直しを図り、効果的な支援を進めます。

学生ボランティア派遣事業の充実

虐待を受けた子どもへの学習、遊び、話し相手等を行う学生ボランティア派遣事業について、ニーズを踏まえ必要な支援が図れるよう進めていきます。

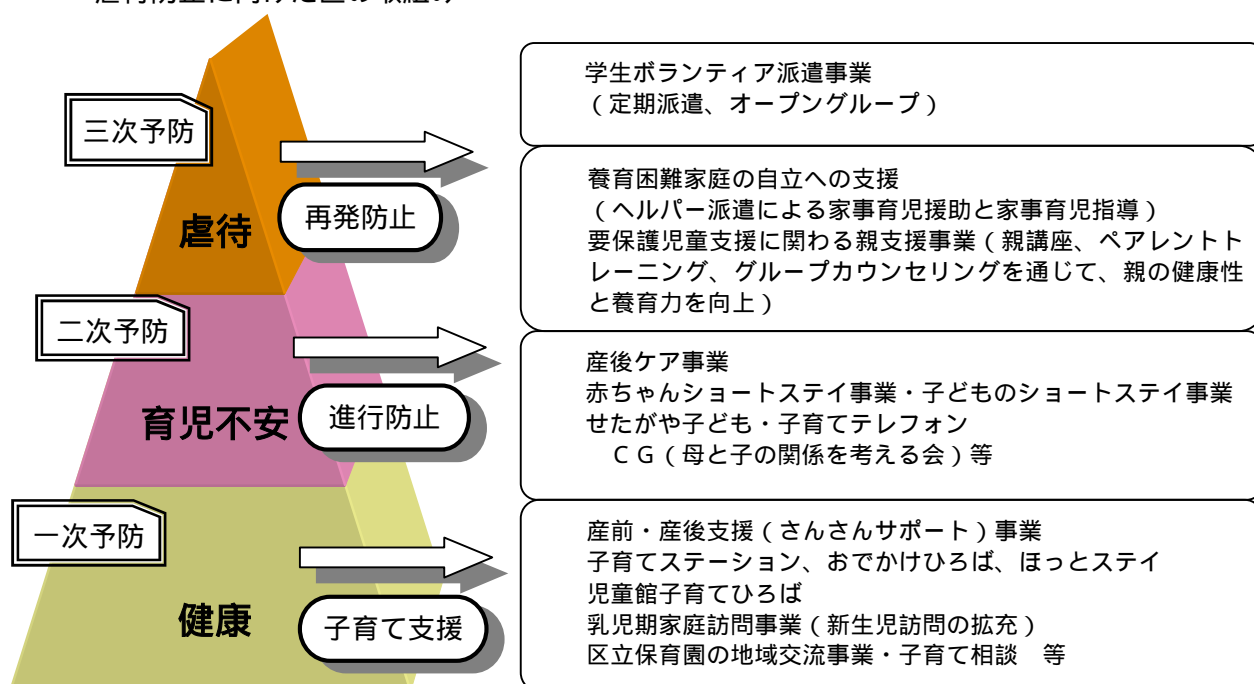
子ども家庭支援センターの人材育成とソーシャルワーク機能の向上

困難化・複雑化する課題を抱える家庭に対して適切な支援を行うため、研修プログラムの構築・実施を通じて、職員の知識、気づきの感度、援助技術を高めます。また、児童相談所の移管も視野に入れ、専門機関を活用した人材育成の実施などにより、子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上を図ります。

継続的な支援を展開するための体制の整備

時間の経過や子どもの成長、親の環境の変化により、必要とされる支援も変化するため、継続的に寄り添った支援を展開するための体制や仕組みを整備していきます。

虐待防止に向けた区の実践



予防(一次予防)から早期発見・早期対応(二次予防)、再発防止(三次予防)に向けた仕組みを構築し、児童虐待のないまち世田谷を目指していきます。

地域支援体制の構築

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の適切な問題解決に向けて、行政、関係機関、NPO等の機能や特性の相互理解を深め、役割を明確化するなどネットワークの強化を図るとともに、すべての子どもが、安心できる家庭など自分の居場所を見つけ成長していけるよう、地域全体で子どもや子育て家庭への切れ目のない支援を図ります。

要保護児童支援地域協議会を活用した支援

関係機関とのネットワーク強化を図り、行政、関係機関、NPO等が連携して子育て家庭への支援を展開します。

周産期部会、学齢期部会を活用した支援

医療機関、学校と課題解決に向けた検討を進め、効果的な支援を展開します。

地域関係機関への人材育成と人材活用

保育園、幼稚園、地域子育て団体、主任児童委員など地域で子どもと関わる機関・人材に対する研修等を通じて育成を図り、地域の中での支援を進めます。

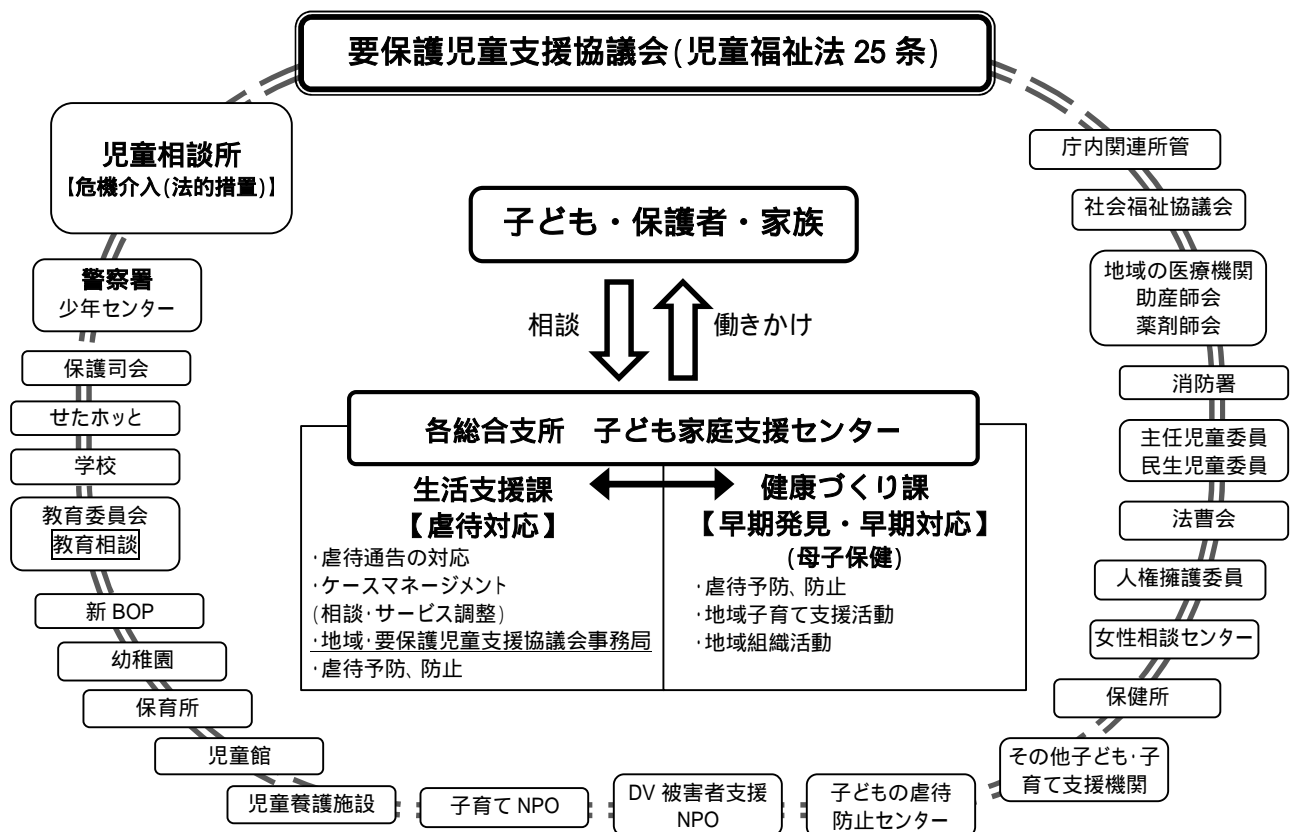
普及啓発事業の充実

子どもの虐待防止推進フォーラムや養育家庭体験発表会等を実施し普及・啓発に取り組むとともに、その他のイベント等の機会を活用した周知を図ります。

児童相談の一元的・総合的な展開に向けた検討

児童相談所の移管を視野に入れ、要保護児童等への一元的・総合的な支援を行うための体系・システムの構築に向けた検討を進めます。

児童虐待防止ネットワーク体制図



(2) 配慮が必要な子どもの支援

現状と課題

- ・ 配慮が必要な子どもを早期に必要な支援につなげるため、各子育てステーションに発達相談室を設けたほか、相談しやすく専門性の高い支援として発達支援親子グループ事業を実施するなど、保護者の気づきを促し、養育力の向上を図る取組みを実施してきました。今後もこうした取組みを充実させていく必要があります。
- ・ 総合福祉センターと発達障害相談・療育センターにおいて、子どもに関わる支援機関に対する研修や巡回訪問による技術支援、地域社会に対する理解啓発の取組みを進めています。今後も地域で支えるための取組みを強化していく必要があります。
- ・ 支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、「スマイルブック」などを活用した支援情報の引継ぎや関係機関のネットワークづくりを推進していますが、福祉と教育が一層連携し、進学や転校・転園の際も支援情報が引き継がれることが求められています。
- ・ 子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援の拡充等を図っています。配慮が必要な子どもが地域で安心して過ごせるように、療育・日中活動の場や放課後の居場所を確保することが必要です。
- ・ 配慮が必要な子どもを育てる家族は特に孤立しやすく、困難な状況に置かれやすいため、相談支援体制等の構築が求められます。

目標

- ・ 乳幼児期の保護者の心情に配慮した支援に取り組んでいる。
- ・ 専門職員から子どもに関わる支援者への技術的な支援等が行われ、支援者の理解の促進や対応スキルの向上が図られている。
- ・ 福祉と教育や関係機関、家庭が連携し、ライフステージを通して支援情報が途切れることなく引き継がれている。
- ・ 配慮が必要な子どもが安心して過ごすための合理的配慮が行われている居場所や適切な教育を受けられる場が、身近な地域で提供され、子どもの社会的な自立や発達を促す体制が整備されている。
- ・ 配慮が必要な子どもを育てる家族が身近に相談できる場やリフレッシュ、レスパイトの機会があり、孤立することなく支援につながっている。

施策展開

配慮が必要な子どもの早期支援の充実

障害等により配慮が必要な状態にある子どもが早期に必要な支援につながることは、子どもの発達を促し生活上の困難を軽減するだけでなく、虐待やいじめなど二次的な障害を防ぐためにも重要です。

育児への不安や難しさを抱える保護者の心情に配慮し、ゆるやかで保護者が相談しやすい環境を提供するとともに、関係各機関が連携し、支援が必要な親子が早期に支援へつながるよう支援体制を充実します。

乳幼児健診との連携による早期発見・早期支援

発育発達の目安となる月齢で行う乳幼児健診では、必要に応じて専門的相談の紹介や育児グループの利用案内をするなど継続的な支援につないでいます。特に、社会性等の発達や母子関係のつまづきを早期に発見する時期となる、1歳6か月児健診後にフォローグループを実施し、子どもの成長支援・保護者の相談を行います。

4歳6か月児発達相談案内

子どもの発達に不安を抱える保護者が早期に必要な支援へつながることができるよう、相談案内のリーフレットを送付し情報の提供を図ります。

発達支援親子グループ事業（再掲）

子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、子どもとの遊び方や子どもの特徴への理解を深め、養育力の向上を図ります。

自らの特性に対する気づきの促進

生きづらさを抱えた若者に対し、自らの特性への気づきを促すプログラムを実施します。

日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実

障害のある子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供、及びその基礎となる環境の整備に向けた取組みを進めるとともに、安心して過ごすことができる療育や日中活動の場の確保に取り組みます。

地域に対する理解の促進

身近な地域においてミニ講演会を行うなど、地域社会に対する障害理解を促進します。

子どもに関わる支援者のスキルアップ

専門支援機関による研修や巡回指導を通じて子どもに関わる支援者のスキルアップを図ります。

保育所や幼稚園等での支援体制の充実

障害の有無に関わらず、子どもが保育・幼児教育等を利用できるよう必要な支援を行うとともに、合理的配慮の提供に向けて取り組みます。

特別支援教育の充実

配慮が必要な子どもへの合理的配慮の提供や基礎的環境の整備に向けて取り組みます。

放課後の居場所の確保

配慮が必要な子どもの放課後の日中活動の場の充実を図ります。

在宅療養児の支援の充実

疾病や障害により、在宅での療養を余儀なくされている子どもと家族への支援を充実します。

家族支援の充実

配慮が必要な子どもを育てる家族が抱える不安や悩みを受け止め、課題解決に必要な情報提供等寄り添った相談支援に取り組みます。

また、家族を対象としたリフレッシュやレスパイトのための事業の実施とともに、障害児と暮らす家族の就労を支える仕組みの検討に取り組みます。

途切れのない支援の実施

ライフステージを通して途切れのない支援が行えるよう、支援情報の引継ぎ支援を行います。また、教育上の配慮が必要な子どもについては、保護者同意のもとに作成する「就学支援シート」による支援を行います。

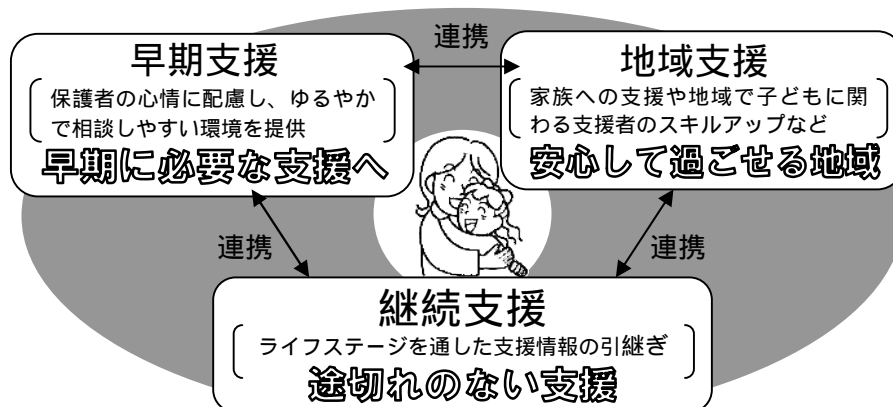
スマイルブックの活用

「スマイルブック」等を活用し、ライフステージを通じた支援情報の引継ぎを支援します。

就学支援シート等の活用

教育上の配慮が必要な子どもについて、「就学支援シート」等を活用して、支援を行います。

配慮を要する子どもの支援 ネットワーク図



(3) ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援

現状と課題

- ・ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備していくことは重要です。子ども貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない支援が必要とされています。
国の調査では子どものいる現役世帯のうちひとり親家庭を含む大人が一人の世帯の貧困率が54.6パーセントとなっていることから、特に、ひとり親家庭の子どもや生活困窮状況にある生活保護世帯の子どもへの優先的な支援を講じるよう求められています。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもは、塾に行きたくても経済的な理由で行くことができない、聞きたくても近くに聞く人がいないなど、学習環境の課題を抱えています。また自立に向け、就労をイメージできる機会の提供が望まれます。
- ・ ひとり親家庭の貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、子どもへの支援と同時に親への支援を講じる必要があります。ひとり親家庭は、子育てと生計を維持することに日々追われ、地域社会とのつながりが希薄であり、孤立化しやすい状況にあります。また、相談時間の確保や自ら情報収集する余裕もないなど、ひとり親家庭の困難さに寄り添った相談支援や情報提供が求められています。
- ・ ひとり親家庭が安定した生活を営むためには、就労支援の充実とともに、求職活動中の子どもの預かりなど就労に向けた環境が整備されている必要があります。
- ・ 離婚件数の増加に伴い、ステップファミリー（継父母と生活する家庭）も増加しており、家族形成にストレスを伴うことも多く、児童虐待やDVにつながる要因をはらんでいます。

目標

- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもの学習環境や居場所が充実し、自立に向けたステップアップが図られている。
- ・ 個々の状況に応じた十分な情報が得られ、その人に寄り添った相談支援とともに、ひとり親家庭の自立が促進されている。
- ・ ひとり親家庭の地域での暮らしを支える環境やシステムが整っている。
- ・ 就労支援の充実とともに、ひとり親の就労に向けた活動を支える環境が整備されている。

施策展開

ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実

子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもへの学習支援事業や多様な大人や年長者との交流の機会を提供し、子どもの自立への支援を行います。

学習支援事業の実施

ひとり親家庭等の子どもを対象に、大学生等ボランティアによる学習支援事業や居場所の整備を通して学びの場と機会を提供します。

就学のための経済的負担の軽減

子どもの就学が生まれ育った家庭の状況に左右されないよう、就学資金の貸付等を通じて就学にかかる経済的負担の軽減を図ります。

情報提供・相談機能の充実

ひとり親のその人らしい自立を支援するために、個々の状況を適切に捉え、必要な時期に必要な社会資源や支援制度等が活用できるよう情報提供を充実し、ひとり親家庭の困難さに寄り添った総合的・包括的な相談支援を行います。

多様な媒体を活用した情報提供

紙媒体やホームページに加え、メールマガジン配信やスマートフォンアプリ等、多様な媒体を活用した情報提供を行います。

多様な相談への対応強化

保育園・幼稚園・児童館等ひとり親家庭に関わる身近な施設での相談支援の充実を図りつつ、子ども家庭支援センターにおいて総合的・包括的な相談支援を行います。

支援策の検討と人材育成

自立に必要な支援等のプログラムの開発や支援システム（ネットワーク）の開発の検討を行うとともに、母子自立支援員等ひとり親家庭に関わる支援者等の研修を体系化し充実を図ります。

ひとり親家庭の自立に向けた就労支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、関係機関との連携強化を図り、個々の状況に応じた自立支援プログラム等を活用し、有効な就労支援を行います。

自立支援プログラム等の活用

ひとり親のその人らしい就労に向け、各種支援事業を組み合わせた自立支援プログラム等を活用した就労支援を行います。

就労支援講座等の実施

関係機関と連携を図り、ひとり親家庭向けの就労支援講座等を実施し、有効な就労支援を行います。

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実

ひとり親は、子育てと生計を立てるという役割を一人で担っています。ひとり親家庭が地域の中で安心して生活するための支援を行います。

生活支援等の実施

ホームヘルパー派遣や保育サービス等の充実により生活を支援します。

住宅支援等の実施

住宅に困窮するひとり親家庭に、公的住宅に関する適切な情報提供を行うとともに、民間賃貸住宅の入居や継続居住のための支援サービスを案内します。

母子生活支援施設の機能強化

母子生活支援施設の保育等の生活支援の機能強化を図るとともに、社会的養護の機能を担う施設として母子関係の調整や子どもの家庭復帰を支援する場としての活用を検討するなど、母子家庭の自立に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の孤立防止

ステップファミリーの課題を含め、ひとり親のその人らしい自立に向けて必要な講座の検討やひとり親家庭の交流を促進します。

経済的な支援

手当や資金貸付等により、ひとり親家庭の経済基盤の安定を支援します。

(4) 悩みや困難を抱えた子どもの支援

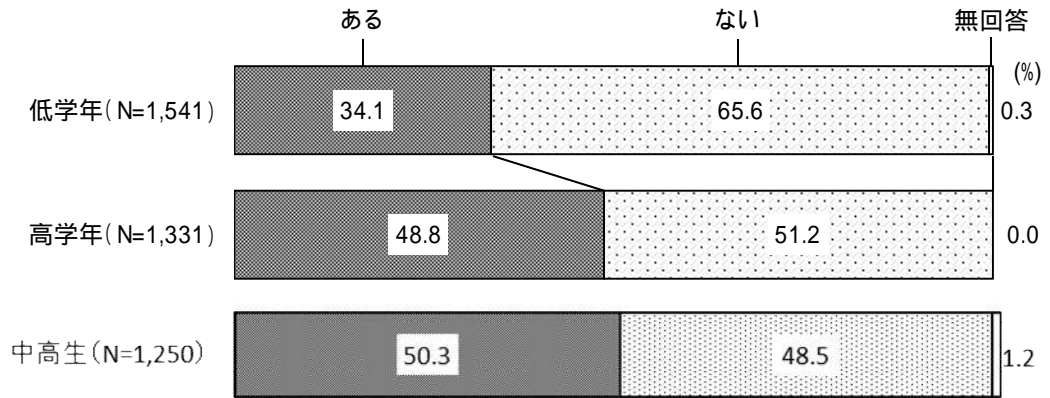
現状と課題

- ・ 不登校、いじめ、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達発育など、子どもとその保護者が抱える問題が複雑・多様化しています。問題の早期発見や未然防止、発生後の対応等、相談機能の重要性が高まっています。
- ・ ひきこもり、虐待、障害など、ハンディキャップを抱えた青少年や社会的にマイノリティとされる子どもやその家庭が、地域の一員として安心して日常生活を過ごせる環境が求められています。
- ・ 様々な要因により支援の手が届かないと長期のひきこもりに移行するリスクが高くなるため、これを防ぐ対応が求められています。

目標

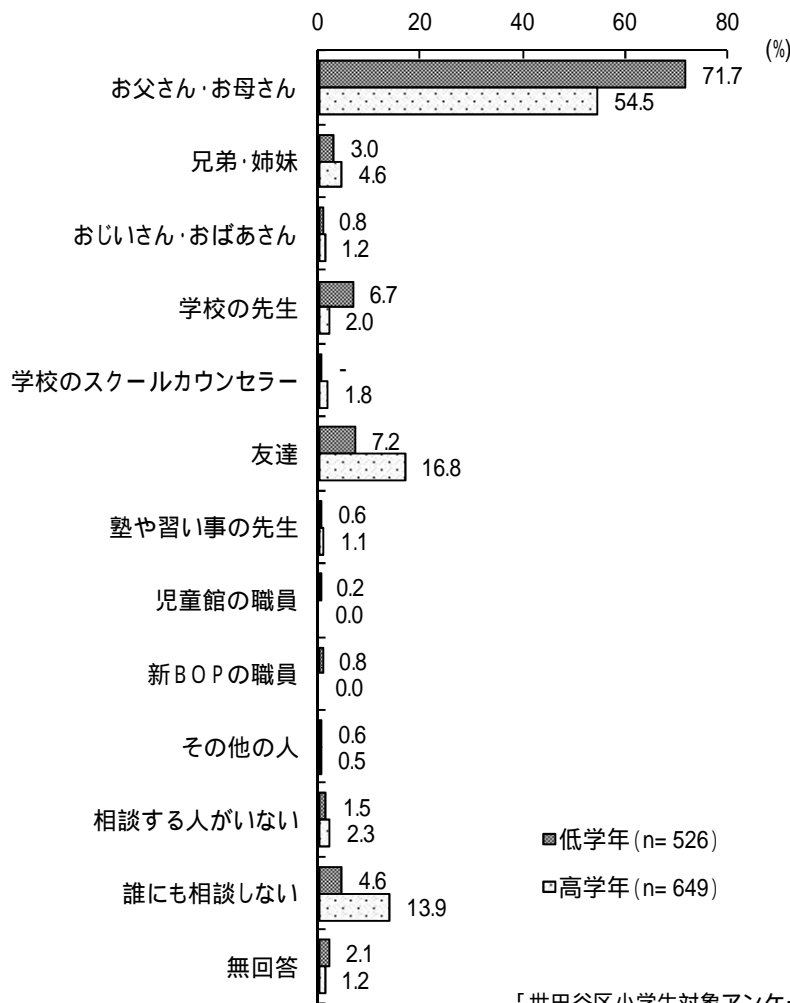
- ・ 子どもとその保護者に関する相談機能が充実している。
- ・ 悩みや困難を抱えた青少年の支援を行う人や機関のネットワークが有効に機能し、それらの支援を受けながら、段階を経て、社会に参加・参画し、自立に向かう環境が整備されている。

今困っていること、悩んでいること（小学生、中高生）



「世田谷区小学生対象アンケート」(平成 25 年)
「世田谷区中高生世代アンケート」(平成 25 年)より作成

困ったときや悩んだときにまず相談する人（小学生）



「世田谷区小学生対象アンケート」(平成 25 年)より作成

施策展開

ニーズに応じた相談機能の充実

不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達障害など、子どもとその保護者が抱える複雑・多様化する問題に対応するため、総合的な支援や専門的な相談など、ニーズに応じた相談機能を充実し、問題を早期に発見し、適切な支援を図ります。

相談機能の充実

複雑化・多様化する悩みや問題を抱える子どもやその保護者のニーズに対応できるよう、相談機能を充実します。

不登校等への取組みの充実

スクールカウンセラーによる学校での相談機能に加え、教育相談室による学校支援、不登校相談窓口、メンタルフレンド派遣、不登校保護者のつどい、ほっとスクール運営等により、不登校やいじめ問題等に関わる取組みを充実します。また、第3のほっとスクールの設置に向けて検討と開設準備を進めます。

青少年支援機関と相談機能を持つその他関係機関との連携

若者総合支援センター等の青少年支援機関と相談機能を持つその他関係機関との連携を強化し、子どもや保護者に寄り添った継続的な支援を図ります。

子どもの居場所の拠点整備

様々な要因により支援の手が届かない子どもが長期のひきこもりに移行するリスクなどを低減するため、悩みや困難を抱えた子どもや生きづらさを抱えた若者とその保護者への支援を行う人や機関への支援を行うとともに、多世代交流を視野にいたした身近な居場所整備、運営を行う地域活動への支援を行います。

身近な居場所整備への支援

身近な居場所整備運営を行う地域活動を支援し、段階を経て、社会に参加・参画し、自立に向かう環境を整えます。

悩みや困難を抱えた子ども・若者支援者、支援機関への支援

悩みや困難を抱えた子どもや生きづらさを抱えた若者の支援を行う人や機関同士のネットワークづくりの支援を進めます。

4 質の高い学校教育の充実

(1) 地域との連携・協働による教育

現状と課題

- ・ 「地域運営学校」の全校指定を機に、学校と地域の連携を一層充実させ、地域とともに子どもを育てる教育をさらに推進する必要があります。
- ・ 区立学校は、地域防災や地域行事など、学校・家庭・地域の連携・協働による取組みを一層充実し、地域コミュニティの核としての学校づくりが求められています。
- ・ 区内大学と教育委員会の連携事業を充実させ、大学等の研究機能を一層活用した地域課題解決型の教育事業の充実が必要です。

目標

- ・ 「地域運営学校」の充実と学校を支援するボランティア組織体制づくりにより、学校支援が図られている。
- ・ 区立学校が核となって、様々な活動・取組みを通して、学校・家庭・地域の連携が進み、地域コミュニティが活性化している。
- ・ 区内大学と教育委員会が連携して社会貢献やボランティア活動を推進するための仕組みが整備されている。

施策展開

地域が参画する学校づくり

学校運営委員、学校協議会などの相互関係を整理して、機能的な組織とするため、学校を支えるボランティア組織へ再編する等、地域で学校を支える体制づくりを進めます。また、学校・家庭・地域が連携し、学校内外の安全対策、事故防止などを強化します。

地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討

学校協議会を機能的・実践的にしていくため、世田谷らしい地域特性を生かした、学校を支えるボランティア組織へ再編し、地域で学校を支える体制づくりを進めます。

地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進

子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域が連携し、学校内や通学路の安全対策、事故防止などを強化します。

地域コミュニティの核となる学校づくり

遊び場開放事業、新 BOP 事業、地域の文化・スポーツ団体への学校施設の活用を拡大するとともに、学校と地域の連携による防災訓練や学校施設を利用した地域行事など、地域と連携した活動や取組みを行います。

学校施設の活用

「学校の施設の地域利用に係る指針（平成 23 年 1 月施行）」に基づいて、区長部局と教育委員会が連携し、総合型地域スポーツクラブなどの学校を拠点とした地域活動などを支援し、学校施設利用の拡充を図ります。

地域活動の促進

学校と地域の連携による防災訓練や学校施設を利用した地域行事の実施など、保護者や地域の人々と連携しながら地域コミュニティの活性化を図ります。

地域教育力の活用

区内大学と教育委員会の連携による小・中学校への学生派遣事業、リカレント学習連携講座の開催等の連携事業を充実させるとともに、大学等の研究教育機関を一層活用した地域課題解決型の社会教育事業を充実します。

大学等との連携の充実

区内大学との連携・協力による多様な地域課題に対応した社会貢献、ボランティア育成事業を検討、実施します。

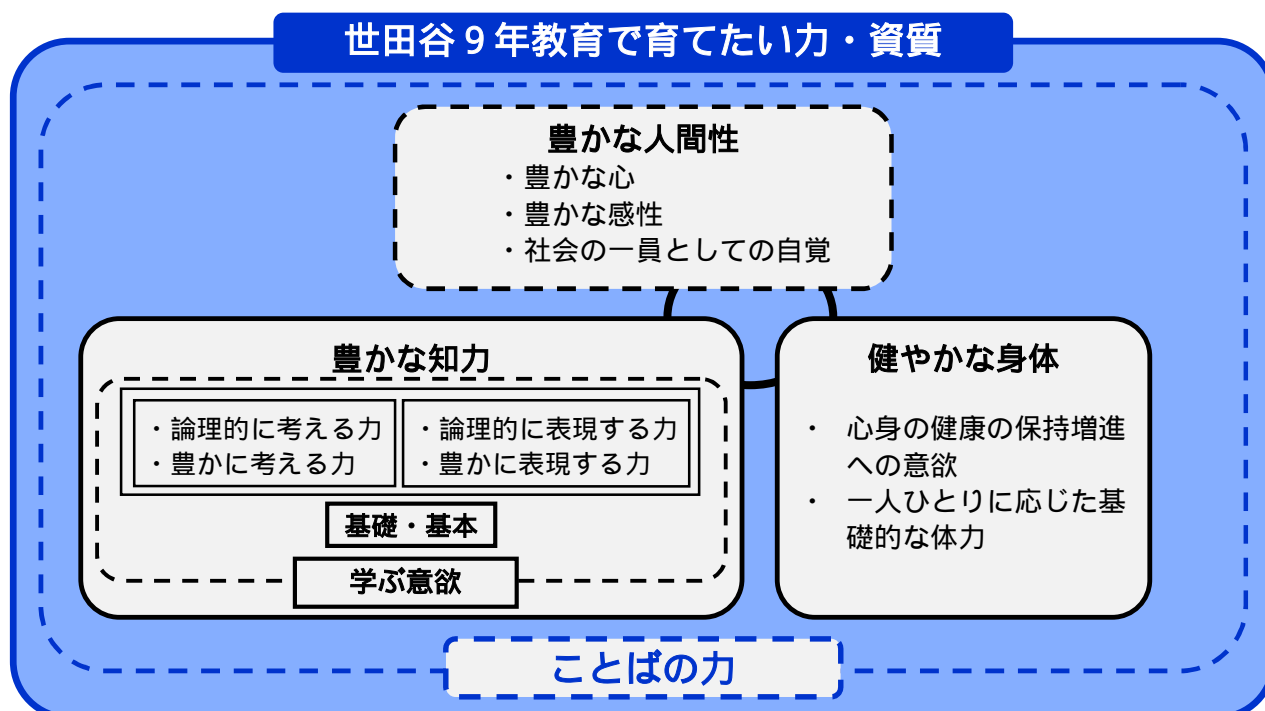
(2)「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

現状と課題

- ・ 地域の区立小・中学校が一体となって、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を展開し、質の高い9年間の義務教育(「世田谷9年教育」)を推進することが必要です。
- ・ 知・徳・体をバランスよくはぐくむことが求められています。
- ・ 国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力をはぐくむことが必要です。
- ・ 配慮が必要な子どもたち一人ひとりの能力や可能性が最大限に伸ばされるように、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。
- ・ 子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生していることから、いじめの未然防止の取組み強化が求められています。

目標

- ・ 「世田谷9年教育」が区立学校全校に定着し、教育の質の向上が図られている。
- ・ 「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」の育成が図られている。
- ・ 変化の激しいこれからの社会を生きる力の育成が図られている。
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育が充実している。
- ・ 「いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめ防止等の総合的推進に取り組んでいる。



施策展開

豊かな人間性の育成

「豊かな心」、「豊かな感性」、「社会の一員としての自覚」など、人間性・道徳性をはぐくみ、よりよい生活習慣を身に付けるための取組みなどを推進します。

人権教育と「生命の大切さ」を学ぶ教育の推進

児童・生徒が、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感し、情操を高めながら、豊かな感性をはぐくむ教育を推進します。

「人格の完成をめざして」の取組みの充実

児童・生徒が、人として生きるうえで大切な道徳性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣を身に付けられるよう取組みを充実します。

道徳教育の充実

児童・生徒が人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくむことができるよう、すべての教科等を通して、道徳教育の充実を図ります。

いじめ防止等の総合的な推進

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等、いじめ防止等に関する総合的な推進に取り組みます。

子どもたちが体験・体感する機会の拡充

動植物とのふれあいや自然体験学習など、「実物」に触れ、感じ、体験する機会を拡充します。

豊かな知力の育成

児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取組みを推進するとともに、理数・英語教育の充実、ICT機器を活用した授業の推進、学校図書館の機能充実などに取り組みます。

世田谷区教育要領に基づいた教育の推進

「世田谷区教育要領」に基づき質の高い教育の実現をめざし、児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取組みを推進します。

理数・英語教育の充実

数学や自然現象・科学技術への関心や興味を高め、数学・科学的素養の伸長を図る理数教育の充実や、英語によるコミュニケーション能力を伸ばす英語教育の充実を図ります。

ICTを活用した授業の推進

教員のICT活用能力の向上、児童・生徒の情報活用能力の習得、ICT機器を活用する事業を推進するとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

読書力の育成・学校図書館機能の充実

学校図書館の機能の充実に取り組み、児童・生徒が知的好奇心を伸ばし、豊かな人間性と知力をはぐくめるよう読書活動の充実を図ります。

健やかな身体・たくましい心の育成

区立小・中学校における体育・保健体育の授業やスポーツに親しむきっかけづくりの場を充実するとともに、食育や心と体の健康づくりを推進し、児童・生徒の体力向上・健康推進を図ります。

体力の向上

「世田谷区教育要領」に基づき小・中学校、幼稚園の運動・遊びや体育・保健体育の授業における体力向上をめざします。また、地域や区内大学との連携を推進し体力向上に向けた新たな取組みを検討・実施します。

食育の推進

学校における食に関する指導の充実や異世代が交流して共に食べる機会（共食）を通じて食育を推進します。

心と体の健康づくり

学校における健康教育を充実するとともに、学校や家庭、地域などが連携して子どもたちの心と体の健康づくりを推進します。

中学校の部活動の充実

スポーツや文化・芸術に親しむことを通じて、生徒が学習意欲や責任感・連帯感をはぐくみ、体力の向上を図れるよう重要な教育活動の一環として部活動の充実を図ります。

これからの社会を生きる力の育成

日本文化を理解し大切にすることの育成をねらいとする教科「日本語」をはじめ、国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育などを推進し、持続可能な社会の形成者としての成長をはぐくみます。

教科「日本語」の充実

これまでの教科「日本語」の取組みの検証や、今後の指導内容・指導形態の検討を進めるなど、世田谷区独自の教科「日本語」として、より一層質の高い授業の実現に取り組めます。

環境・エネルギー教育の推進

児童・生徒一人ひとりが環境やエネルギーなど世界規模の課題について、自分たちの課題として考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者として成長できるよう、環境・エネルギー教育を推進します。

国際理解教育の推進

世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎を習得できるよう、国際理解教育の取組みの推進を図ります。

防災・安全教育の推進

子どもたちが自ら判断し行動できる力を養う防災教育や、小・中学校や地域と連携した防災訓練、地震・火災・風水害等の災害に備えた防災教育を推進します。

社会とかかわる体験活動の充実

社会活動やボランティアを通じて社会性や他の人を思いやる心などをはぐくめるよう体験活動を充実します。

特別支援教育の充実

障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備・充実とともに特別支援教育体制の充実を図ります。

特別支援教育体制の充実

通常の学級に在籍する配慮が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、児童・生徒に対する学習活動や学級活動への支援や通常の学級における特別支援教育にかかる指導体制の充実を図ります。

特別支援学級の整備・充実

障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、学校の増・改築等にあわせて計画的な学級整備に取り組むとともに、特別支援学級の指導体制等の充実を図ります。

インクルーシブ教育システムの検討

国や都の動向を踏まえ、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方について検討し、検討結果を踏まえた取組みを着実に進めます。

(3) 信頼と誇りのもてる学校づくり

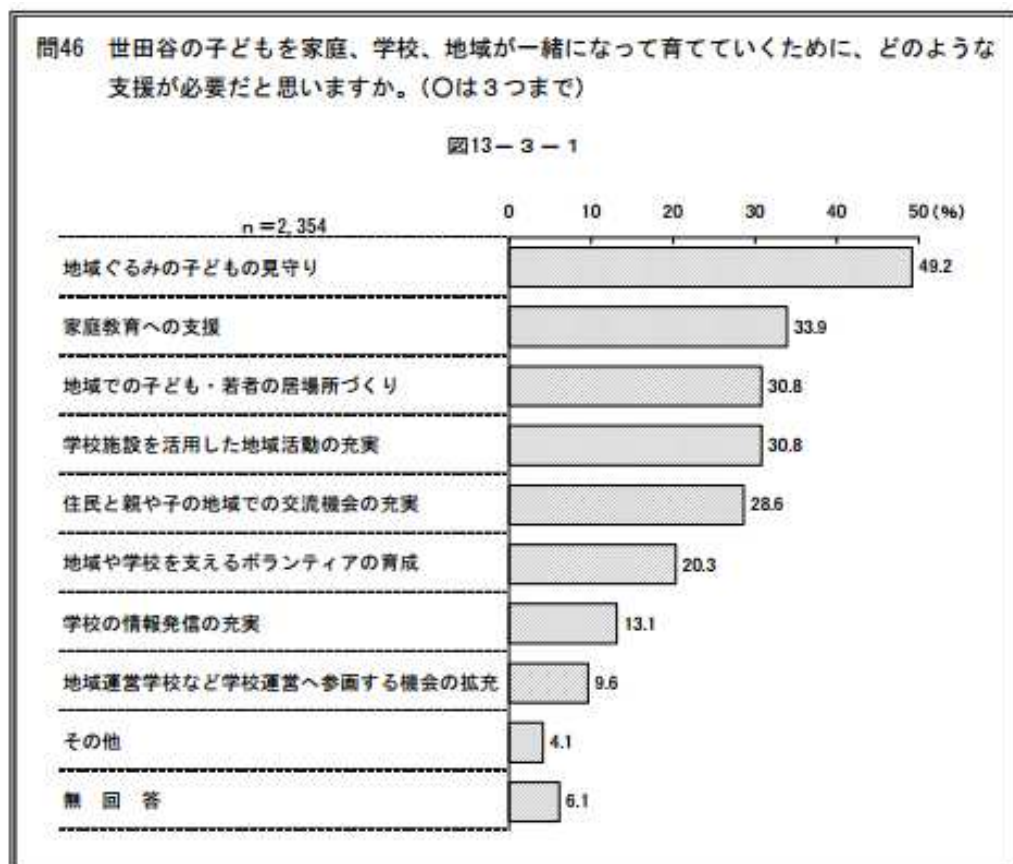
現状と課題

- ・ 質の高い教育を推進するため教職員の指導力向上が不可欠ですが、研修に参加する時間がなかったり、小・中学校、幼稚園の教員の共同による研修・研究や情報交換・交流を行う機会や場が少ない等の課題があります。
- ・ 現在の教育センターは、施設面でのキャパシティ不足や多様な研修・研究を支える設備や機能面が不十分であり、さらに、施設も老朽化しています。幼稚園を含め 100 校を超える区立学校を擁する自治体において十分な機能を発揮できる新たな教育センターの整備に向けた取組みが求められています。
- ・ 区立小・中学校 93 校の学校経営、29 の学び舎（近隣の区立小・中学校のグループ）の運営・取組みの姿勢や内容に差があります。
- ・ いじめや不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達障害など、児童・生徒とその保護者が抱える問題が複雑・多様化しています。
- ・ 地域による区立小・中学校の児童・生徒数の偏在化の進行が見込まれるため、適正規模化・適正配置への取組みを推進する必要があります。
- ・ 学校施設については、校舎の老朽化への対応や安全安心、環境への配慮、地域との連携にも対応できる教育環境の整備が求められています。

目標

- ・ 新たな教育センターにより、教職員の研修・研究のセンター的機能に加え、教育相談機能や学校支援機能などが充実している。
- ・ 地域とともに子どもを育てる学校運営が充実している。
- ・ 学校経営や「学び舎」運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」が策定されている。
- ・ 教育相談・不登校対策が充実している。
- ・ 子どもたちにとってより良い教育環境が整備・充実されている。

世田谷区の子どもを家庭、学校、地域が一緒になって育てていくために必要な支援



調査対象：世田谷区在住の満20歳以上の男女個人2,354人
「区民意識調査2013」(平成25年)より作成

施策展開

教員の資質向上のための支援

区立小・中学校、幼稚園の教育活動や学校運営の質を高めるため、教員の資質・能力の向上に取り組むとともに、教職員の研修・研究のセンター的機能や教育相談機能、学校支援機能など、新たな教育センター機能のあり方や整備の方向性を検討します。

教員の研修・研究機能の充実

区立小・中学校の教員や幼児教育の担い手の資質向上に向けた研修・研究に取り組むとともに、研修・研究環境の整備・充実に取り組みます。

新教育センターの検討

教職員の研修・研究の充実及び子ども、保護者、学校への支援の充実に向け、新たな教育センター機能の検討・整備に取り組むとともに、幼児教育センターの整備に向けた検討と取組みの一部実施を行います。

信頼される学校経営の推進

「世田谷 9 年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立をめざします。また、食物アレルギーの対応や通学路の安全対策などさまざまな状況に即応した学校の危機管理能力の向上を図ります。

「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立

「世田谷 9 年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立をめざします。

学び舎による学校運営の充実

近隣の区立小・中学校で構成する「学び舎」としての教育目標や行動計画などを設定し、行動計画等の検証を行いながら小・中学校の教員が協働して学校運営や教育活動の充実を図ります。

学び舎にかかる通学区域の検討

学び舎による学校運営の充実を図るため、学び舎にかかる通学区域の検討を行います。

学校情報の発信

学校からの積極的な情報発信を進め、学校や、保護者・地域への「世田谷 9 年教育」の取組みの周知を図ります。

学校教育を支える安全の推進

各学校で学校安全計画を毎年度策定し、計画に基づき安全指導等を実施します。また、感染症対策・アレルギー対策など、多様化・複雑化するニーズに適切に対応するため、学校・家庭・地域の連携を深めながら、学校の危機管理能力の向上を図ります。

学校評価システムの推進

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの改善・充実を図ります。

教員が子どもとかかわる時間の拡充

教員の負担軽減を図ることにより、教員が児童・生徒と向きあう時間を拡充するとともに、自らの研究・研修に充てる時間をつくり、教育と児童・生徒との信頼関係や、教員の資質・能力の向上を図ります。

ニーズに応じた相談機能の充実

不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達障害など、児童・生徒とその保護者が抱える複雑・多様化する問題に対応するため、総合的な支援や専門的な相談など、ニーズに応じた教育相談機能・不登校対策を充実します。

不登校等への取り組みの充実

スクールカウンセラーによる学校での相談機能に加え、教育相談室による学校支援、不登校相談窓口、メンタルフレンド派遣、不登校保護者のつどい、ほっとスクール運営等により、不登校やいじめ問題等に関わる取り組みを充実します。また、第3のほっとスクールの設置に向けて検討と開設準備を進めます。

相談機能の拡充

複雑化・多様化する児童・生徒や保護者からの相談に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、心理教育相談員やスクールカウンセラーと連携した学校内外の教育相談体制を強化し、児童・生徒とその保護者の主体的な問題解決を支援します。また、関係諸機関との連携、ネットワーク強化を推進します。

安全安心と学びを充実する教育環境の整備

子どもたちにとってより良い教育環境の実現をめざし、区立小・中学校の適正規模化・適正配置を推進します。

学校施設については、安全・安心な学校づくりに努め、環境へも配慮しながら学校と地域との連携等新たなニーズにも対応できるよう行います。

学校の適正規模化の推進

大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3つの課題に総合的かつ速やかに対応していくため、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（第2ステップ・平成25年度～平成31年度）」を着実に推進します。

次代に繋ぐ学校施設の整備

「公共施設整備方針」、「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」に基づき、計画的に学校の施設整備を進めます。

5 子どもの成長と活動の支援

(1) 成長と活動の場と機会の充実

現状と課題

- ・ 子どもが希望する活動ができる場所や活動の支え手などの受け皿が不足しています。
- ・ 子どもが地域の様々な大人と出会う機会や異年齢との交流が減少しています。特に区外に通学する子ども・中高生は、地域と交流する機会や場が少なくなっており、地域への親しみが育まれにくくなっています。
- ・ 中高生が主体となって過ごせる居場所や、地域での活躍の機会の拡充が求められています。
- ・ 遊び方の変化や、自由に外遊びができる場所が減少していることから、子どもがいきいきと外遊びをすることや自然と触れあえる機会が減少しています。

目標

- ・ 子どもの希望にあった多様な活動の場や、地域で多世代が交流し活動する機会が充実している。
- ・ 中高生が地域で過ごせる場や機会が拡充され、中高生が主体となった活動が活性化している。
- ・ 活動の支え手となる地域の人材の育成・確保が図られ、子どもの成長を地域の大人が見守り支えている。
- ・ 身近で外遊びできる場が拡充され、遊び場のリーダーが子どもの外遊びを支えている。
- ・ 放課後の子どもたちが安全で健やかに過ごせる多様な居場所がある。

施策展開

成長に応じた放課後の居場所の確保

小学校に通う子どもたちが、放課後の時間を安心して健やかに過ごせる居場所を確保します。また、大人の目が入った見守りを地域とともに展開し、児童のゆるやかな成長や自立に向けた支援を行います。

新BOP学童クラブの運営

放課後に家庭で保護・育成を受けることができない小学校低学年児童を対象として実施する新BOP学童クラブについて、子どもの多様な遊び場や安定した生活の場を提供できるよう、スペースを確保しながら子どもの成長を支援していきます。また、卒所後も児童の成長や自立に応じたゆるやかな支援を行います。

子どもたちの社会性、自主性、創造性を育む安心な居場所の確保

自立性の高まる小学校高学年児童が自ら選択する放課後の居場所において、自ら考えて遊び、学び、過ごす中で社会性、自主性、創造性を育めるよう、児童の成長に合い、かつ、大人の目が入った見守りを、地域・区民と区が協働・連携して展開します。

地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実

中高生世代を中心とした子どもが過ごす場所や機会を地域の中で拡充し、地域での活動に参加し多世代と交流する機会を増やすことにより、社会性を育むとともに主体性をもって参画する意識の醸成を図ります。

中高生世代が気軽に利用できる居場所の確保

中高生世代がゆったりと過ごし仲間と語りあうことができ、また、違う学校の様々な年齢の子どもと交流できる場を確保していきます。

中高生世代が主体となって行う活動の支援

中高生世代が自ら主体的に活動できる機会をつくり、その活動を支援します。

青少年交流センターの整備

中学校の跡地を活用して、青少年交流センターの整備を進めます。

自己形成・自己実現のための場や機会の支援

体験プログラムや講座の実施をとおし、子どもの自己形成、自己実現のための場や機会を支援します。

外遊びの機会と場の拡充

子どもたちが身近な場所で外遊びができる環境や、自然と触れあえる場を拡充します。また、外遊びを支える人材を育成するとともに、子どもやその保護者が気軽につどい、遊ぶきっかけをつくる活動を支援します。

身近で自然と触れあえる場や外遊びの環境整備

身近な場所で利用できる公園緑地を計画的に整備していきます。

外遊びの拠点の整備

プレーパークを地域の外遊びの拠点として、外遊びの機会を拡充していきます。プレーパークのない砦地域に設置を検討していきます。

身近で自由に外遊びができる機会と場の充実

区と区民が連携し、子どもたちが身近な場所で自由に外遊びができる機会として、プレーリヤカー、プレーカー、きぬたまあそび村等を充実していきます。

外遊びを見守り・支える人材の育成

外遊びの場において、子どもの遊びを引き出し、遊びを見守り支える人材の育成を図ります。

外遊びの啓発・推奨

子どもや保護者に対して、子どもの成長や生きる力を育むうえで重要な役割を果たす外遊びの大切さを啓発・推奨していきます。

子どもの活動を支える地域の子育て力の向上

活動の支え手となる地域の人材の育成・確保が図られ、子どもの成長と活動を大人が見守り支える地域づくりを推進します。

子どもの成長と活動を地域の大人が見守り支える仕組みづくり

子どもの活動を支援し、地域の中で大人が子どもを見守り成長を支える地域づくりを進めます。

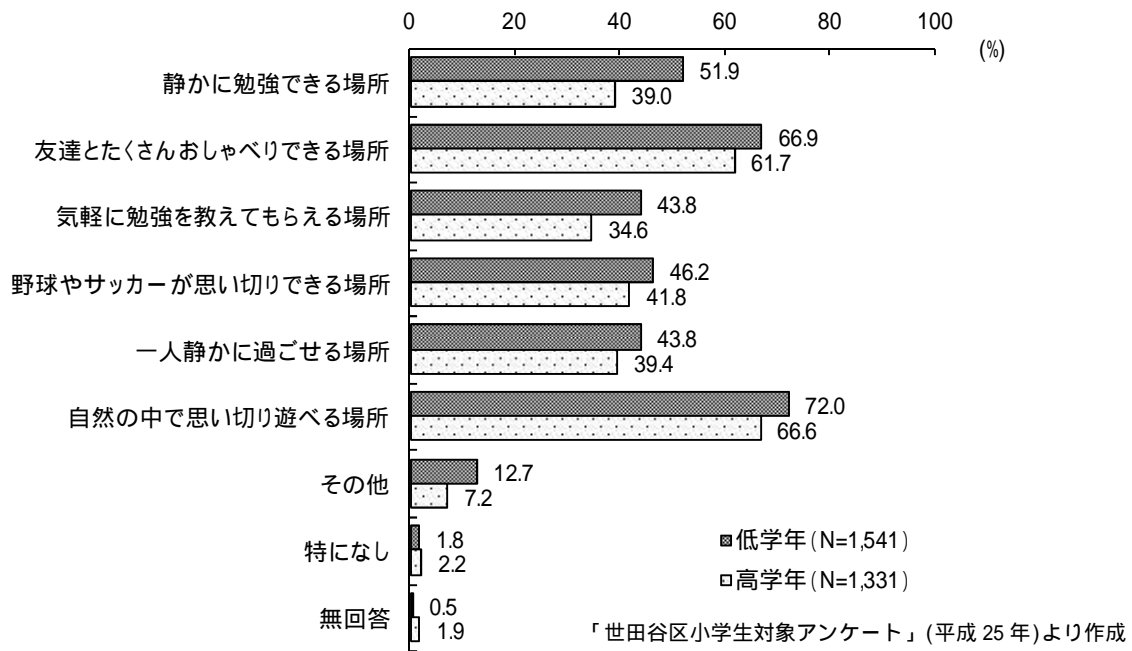
子どもの成長と活動を見守り支える地域人材の育成

研修や活動を通して、地域で相互に学びあい育ちあう地域活動の担い手を育成することにより、地域の子育て力を高めていきます。

子どもの活動を支援する地域人材のネットワークづくり

子どもの活動を支援する地域の大人たちが、情報交換を行い様々な課題を共有することで、適切な支援を実施し解決に至るよう、ネットワークづくりを支援します。

あったらいいなと思う場所（小学生）



(2) 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

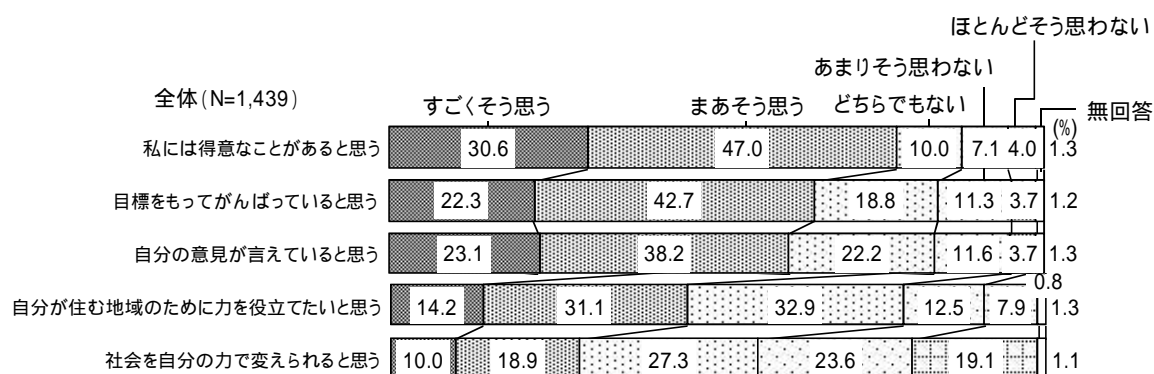
現状と課題

- ・ 子どもの社会性や自主性を育むために、子どもが自分の意見を表明する場や参加・参画する機会を充実する必要があります。
- ・ 参加・参画の機会や活動の場の情報が子どもに届いていなかったり、子ども自身の参加意欲の醸成が十分でないことが、活動の活性化や拡大への課題となっています。
- ・ 地域での体験を重ね成長した子どもが次の世代の担い手となるなど、地域での活動が世代交代しながら継続・循環していく仕組みづくりが求められています。

目標

- ・ 子どもの意見表明の場や、子どもが主体的に関わり運営する企画が増えるなど、参加・参画の機会が拡充されている。
- ・ 子ども自身の参加・参画への意識が醸成され、活動の活性化が図られている。
- ・ 多くの子どもが大人とともに地域社会の担い手の一員として地域での活動に参画しており、その体験を通じて地域の担い手へと、また、年少者の活動を支える、つなげる、大人との間に立つ立場へと育ち、地域での子どもの参加・参画が世代交代しながら継続している。

中高生世代の日ごろの思い



「世田谷区中高生世代対象アンケート」(平成 25 年)より作成

施策展開

参加から参画へ、地域での場と機会の提供

地域の中で、子どもが主体的に関わり運営、企画する活動の場や機会を拡充することにより、地域活動に参画する子どもが増え、地域に愛着を持ち、主体性を持って地域活動に取り組む意識が醸成され、今の、そして次代の地域社会の担い手への成長につなげていきます。

地域での参画の場と機会の充実

身近な地域において子どもが主体的に関わり運営・企画する活動の場や機会を充実します。

活動や活動する子どものつながり、ひろがりを支える仕組みづくり

地域を越えて実施する子どもの参画事業を充実することにより、主体的に地域での活動を実施している子ども同士が知りあい・交流する機会をつくり、人と活動がつながり、広がっていく仕組みをつくりまします。

地域に関わりたい子どもが活動の場につながる仕組みづくり

地域に関わり、主体的な活動を行いたい子どもが活動の場につながることでできる仕組みを構築することにより、地域活動への意識を持つ子どもがその機会・きっかけを失うことのないよう周知・仕掛けづくりを進めます。

子どもの意見表明の推進

子どもの意見表明の場を設定し、子どもが地域に関心を持ち、地域や社会、区に対して意見表明が行える環境を整えます。また、子どもが運営等に関わる機会を設け、多世代の人と意見を交わしながら運営に携わる経験を通じて、参加・参画意識の醸成と活動の活性化を図ります。

子どもの意見表明の場の設定

子どもが意見表明できる継続的な場を提供するとともに、子どもの意見をしっかりと大人が受け止めていく環境づくりに努めます。

子どもの意見表明の場の周知及び参加者の拡大

参加・参画する子どもが増えていくよう、子どもが意見表明できる場があることや、活動・取組みの内容についての周知を進めます。

6 子どもが育つ環境整備

(1) 地域の子育て力の向上

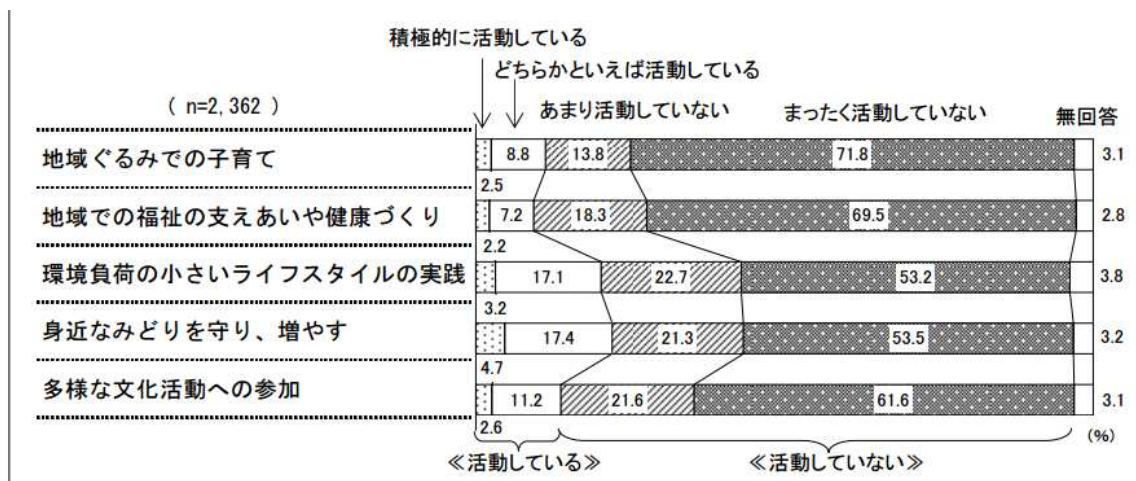
現状と課題

- ・ 核家族化により、子育て家庭には地域での身近な支えが必要とされている一方、地域のつながりの希薄化や、子ども・子育てに対する周囲の理解不足などから、孤立し課題を抱え込む家庭があります。
- ・ 子育て支援活動を継続して行うためのノウハウや人材の確保・育成が十分でないため、活動の継続が困難となる組織・団体があります。
- ・ 子ども・子育てに対するニーズの多様化もあり、多彩な子育て活動団体が存在していますが、個々の活動での対応には限界があり、情報共有をしながら活動を補完しあえるネットワークの形成が求められています。

目標

- ・ 子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運が増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識が醸成されている。
- ・ 保護者・学校・地域・行政の協働により、地域コミュニティが子どもを中心として活性化し、社会全体で子どもの育ちを支えている。
- ・ 地域の子育て活動がより活性化し、子どもや子育て家庭が地域の資源を有効に活用している。

区民参加の取り組み



「区民意識調査2014」(平成26年)より作成

施策展開

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成

子どもたちが乳幼児期から思春期を経て自立していくまでの過程で、子育て中の親とすでに子育てを終えた世代など幅広い世代や立場の違う者同士がともに支えあう関係づくりを進めていくことにより、子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運を増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識を醸成していきます。

子どもの育ちを地域で支えあう取組みの充実

地域で子どもが豊かに育っていけるよう、地域の特色を生かした自主的な活動を支援します。また、地域の子育て支援事業者などと連携しながら地域資源の開発・活用を行うとともに、支援を受けている保護者が支援を提供する立場となって、地域内での支援が循環しながら継続できるような仕組みづくりに努めます。

支えあいのきっかけづくり

地域の子ども・子育て支援活動が、地域の誰にとっても身近なものとなるよう活動内容の発信に努めるとともに、子ども・子育て家庭と地域の交流の機会を充実します。

寄附文化の醸成など、社会で子どもの成長を支える仕組みの充実

子どもの成長や、子育て活動を地域社会全体で支援するため、寄附などの共助の取組みを広げ、浸透・定着させていきます。

子育て活動の支援とネットワーク形成の支援

区民及び地域コミュニティが相互に助けあい、区民の子育てや子どもの自立を支援する活動が充実・拡大することにより、地域の子育て力をより高めていきます。また、子ども・子育て支援活動が交流し、情報交換する機会を設けることにより、活動の活性化を図り地域の子育て力の向上を支えます。

支え手の発掘・育成の支援

活動の支え手の発掘・育成を行うことにより、活動の継続と発展を支援します。

活動の支援

自主的な交流を支援する活動を開始しようとしている団体や、すでに活動中の団体の事業に対し助成をすることで活動を支援していきます。

子育て活動のネットワーク形成と活性化

区内で子ども・子育て支援活動を行っている団体等に交流と学習の機会を提供することで、団体同士のネットワークの構築を促し、地域に活動を発信し、地域の子育て力の向上を図ります。

(2) 社会環境の整備

現状と課題

- ・ 子どもや子育て家庭が安心して気軽に出かけられるためには、まちのバリアフリー化や歩きやすい道路整備などとともに、授乳スペースなどの設備の充実と周知も求められています。
- ・ 子どもの安全・安心が脅かされる事故や事件が増加しており、子どもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。
- ・ 子どもが生きる力を育むためにも、身近で自由に外遊びできる場や、自然と触れあえる環境が求められています。
- ・ 子育て中の女性の就労率が上昇しており、保育・幼児教育の環境整備とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることにより、両立を支援していく必要があります。
- ・ 妊娠から出産、子育てにかかる経済的負担への不安から、子どもを育てたいと考えながらもためらう方もいるなど、子育てを後押しする環境が十分ではありません。
- ・ 子どもが、文化・芸術を身近に親しむ機会が必要とされています。
- ・ 子どもの体力は、体力水準の高かった昭和 60 年と比較して低い水準にあり、特にスポーツをする子どもとしない子どもの体力の差が大きく、二極化が進んでいます。

目標

- ・ バリアフリー整備や授乳スペースの充実など、妊産婦から子育て家庭まで安心して出かけられる環境が整備されている。
- ・ 子どもの安全・安心が確保されている。
- ・ 外遊びの場や、自然と触れあえる環境が身近にある。
- ・ ワーク・ライフ・バランスが推進され、働きながらの子育てで感じる負担が軽減されている。
- ・ 子どもを生み育てたい希望を後押しする環境が整備されている。
- ・ 子どもが、文化・芸術に親しむ機会が充実している。
- ・ 子どもが、スポーツをする機会や環境が充実している。

施策展開

子育てしやすいまちづくり

子どもや子育て家庭が安心して気持ちよく過ごせる環境を整えることにより、暮らしやすく子育てしやすいまちづくりを進めます。

子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備

住まいなどのハード面、地域の子育てへの理解などのソフト面の両面から、子育て家庭が暮らしやすい住環境を整えます。

まちのバリアフリー整備の推進

バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインによる整備を推進するため、普及啓発や公共的施設の指導・誘導を行います。交通不便地域の解消や南北交通の強化を図るため、バス事業者と連携し、バス交通サービスを充実します。また、公共交通施設について、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備を進めます。

子育て家庭が外出しやすくなる施設・整備の充実と周知

子育て家庭が外出しやすくなるよう、授乳希望者への対応についての情報を外出時に利用しやすい方法で提供していきます。

子どもが安心して歩ける道路整備

歩道と車道の分離の促進とともに、歩道の電線地中化の促進による歩道の有効幅員の確保等を通じて、子どもが安心して歩ける歩行者空間の確保のための歩道整備を推進します。また、交差点の安全対策として、カーブミラーの設置や交差点のカラー舗装化を進めます。

身近な自然と触れあえる場や、外遊びの環境整備

子どもが生きる力を高めていけるよう、身近な場所に、誰でも利用可能なオープンスペースである公園緑地を配置することにより、自然と触れあえる場や外遊びの環境を整えます。

子どもの安全・安心

子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、「安全の強化」を図り、子どもの健やかな成長を目指します。

地域の見守りによる犯罪防止

子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域でパトロールや見守り活動を実施します。

子どもの危険回避対応能力の向上支援

子ども自身に事故や犯罪から身を守るための教育を実施し、危険に対する対応能力の向上を図ります。

交通安全の啓発

子どもの安全・安心を確保するため、交通安全の啓発を進めます。

危険回避の情報提供・意識啓発

子どもを持つ親に対し危険に関する情報を提供し、子どもの安全に関する意識の向上を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの推進

家族、地域、事業者（産業）が連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを進めることで、男女がともに地域でいきいきと働きながら子育てを担いあう環境づくりを推進します。

事業者への働きかけ

男女がともに家庭と仕事の両立が図れるよう、公平な処遇・男女共同参画に向け先進事業者の表彰や取組みの紹介等による啓発・周知を行うほか、事業者や労働者を対象としたワーク・ライフ・バランスを推進します。

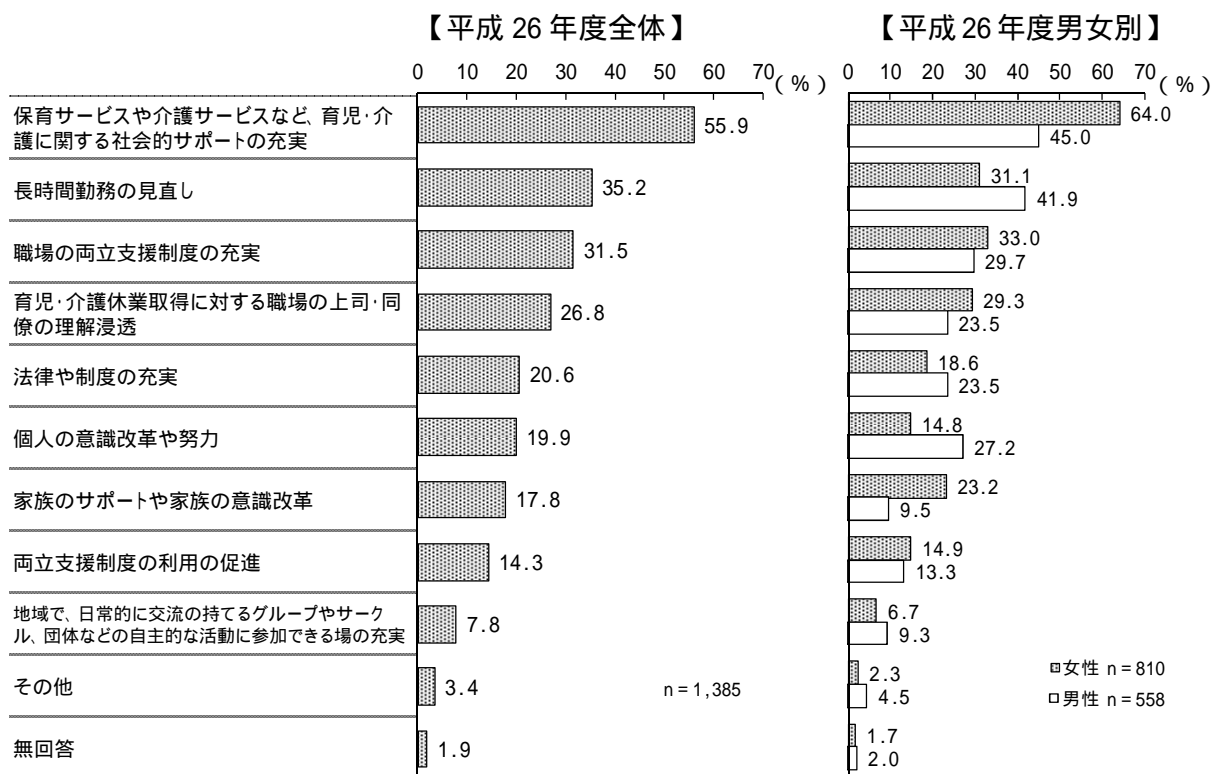
働きながら子育てしやすい環境の整備

子育てと仕事の両立や多様な働き方の推進など事業主が行う職場環境整備について、制度の周知などにより支援を図ります。

仕事と生活の調和の理解・促進

男女が育児や家事等の役割を担う、豊かな家庭づくりに向けた学習機会の提供及び啓発を進めます。

仕事と生活の調和を図る上で、重要だと考えること（最も重要だと思う3つまで回答）



「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（平成 26 年 / 世田谷区）より作成

子どもを産み育てやすい環境の整備

妊娠や子育てに関わる経済的負担の軽減を図ることにより、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

妊娠に関わる助成の実施

特定不妊治療については、国や都の制度の見直し等も踏まえつつ、区独自の支援制度の検討を行います。妊婦健康診査の費用助成についても区の制度の再構築を行い、妊娠に関わる経済的負担の軽減を実施します。

子育てにかかる経済的負担の軽減

医療費や保育料など、子育てにかかる経済的負担について、低所得者に配慮しながら、負担の軽減を実施します。

文化・芸術・スポーツと親しむ環境づくり

子ども期より文化・芸術・スポーツや読書に親しむ環境を整えることにより、豊かで健やかな生活の基礎を育みます。

文化・芸術と身近に親しむ機会の充実

子どもが、想像する力、表現する力、コミュニケーションする力、現代社会の多様性に対応する力をより高めていけるよう、文化・芸術に親しむ機会を充実するとともに、子どもの文化・芸術活動を支援します。

スポーツをする機会や環境の充実

子どもが、スポーツをする機会や環境を充実することにより、子どもの体力向上を図るとともに、大人になっても引き続きスポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現を推進します。

家庭や地域、学校における読書活動の充実

すべての子どもが、それぞれの発達段階に応じて身近な場所で読書に親しむことができ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを進めます。

(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成

現状と課題

- ・ 世田谷区では、子ども条例を制定し、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現に向けて、区民とともに取り組んでいます。しかしながら、条例が十分に知られていないことや、内容が把握されていないこともあり、子どもの権利擁護意識の向上へのさらなる取組みが課題となっています。
- ・ 子ども・子育てに関わる事業は、保護者やサービス提供者など大人のニーズ・考えにより構築され、評価されがちです。子どもと関わる大人が、子どもの立場で子どもの権利を理解して接することが重要です。
- ・ いじめや虐待が重大化することを防ぐために、気軽に相談できる窓口の周知や関係機関同士の連携の強化が必要です。

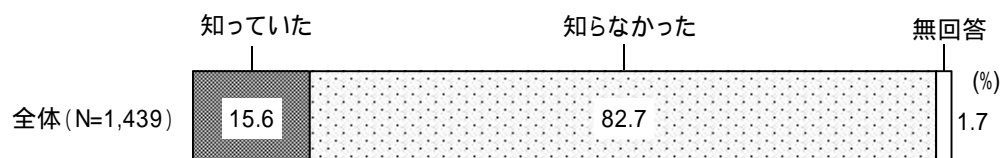
目標

- ・ 子どもの権利を守る規範意識が醸成されている。
- ・ 大人も子どもの権利を理解し、子どもの視点に立った事業や施策の構築・評価が行われている。
- ・ 「子どもの人権擁護機関」が広く認知され、子どもや保護者が気軽に利用できる場となっている。

子ども条例の認知度（中高生世代）



せたホットの認知度（中高生世代）



「世田谷区中高生世代対象アンケート」(平成 25 年)より作成

施策展開

子どもの権利への意識の醸成

子どもだけでなく、保護者や子どもに関わる大人が子どもの権利に対する理解を深めることにより、子どもの権利が守られる社会を実現していきます。

世田谷区子ども条例の周知

子ども条例の内容を子どもに分かりやすく伝えるとともに、大人への周知を積極的に図ることにより、子どもの権利に対する意識を醸成します。

「人権教育」と「生命の大切さ」を学ぶ教育の推進（再掲）

児童・生徒が、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感し、情操を高めながら、豊かな感性をはぐくむ教育を推進します。

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の活動の周知・啓発

気軽に相談できる窓口として、子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称：せたホッと)の活動を区民に周知するとともに、いじめや虐待など子どもの人権侵害を未然に防ぐための啓発を進めます。

子どもの権利を守る体制の充実

子どもの視点に立って子どもが過ごす環境を整えるとともに、関係機関の連携・協力体制を構築することにより、子どもの権利侵害の未然防止と早期対応の実現を図ります。

関係機関との連携・協力体制の構築

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(せたホッと)と学校、子ども家庭支援センター等の関係機関が日ごろより緊密に連携することにより、子どもの権利侵害を未然に防ぐとともに、いざという時には迅速に対処できる体制を構築します。

子どもが利用する施設や日常過ごす場で子どもの権利を守る体制の整備

子どもが利用する施設や事業、サービス、または日常を過ごす場で、権利侵害が起こることのないよう、子どもの視点に立った事業の評価を行うとともに、基準などに基づきチェックを行うことにより、子どもの権利を守る環境を整えます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められています。

世田谷区では、平成25年8月にニーズ調査を実施し、国の手引きに基づき調査結果を分析するとともに、現実的な事業量と乖離がある事業については、子ども・子育て部会に意見聴取を行いながら補正の考え方をまとめ、事業計画を作成しました。

1 圏域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに需要量見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

世田谷区では、教育・保育事業について、行政区域である5つの総合支所のエリアを圏域とします。そのうえで、保育の必要性があると認定された2号認定(3歳から5歳)、3号認定(0歳から2歳)に対応する確保の内容について、5地域ごとに記載¹する一方、3歳から5歳の学校教育の需要である1号認定については、地域を越えての利用が多くみられる現状を鑑み、世田谷区全域を1つの圏域として確保の内容を記載します。

子ども・子育て支援事業については、世田谷区全域を1つの圏域とします。

	年齢	保育の必要性 ²	認定区分	利用対象施設	圏域
教育・保育事業	0～2歳	保育の必要性あり	3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域
	3～5歳	保育の必要性あり	2号認定	保育所 認定こども園	
			保育の必要性なし	1号認定	幼稚園 認定こども園
子ども・子育て支援事業					

1 5地域ごとの教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期については、101ページの表を参照。

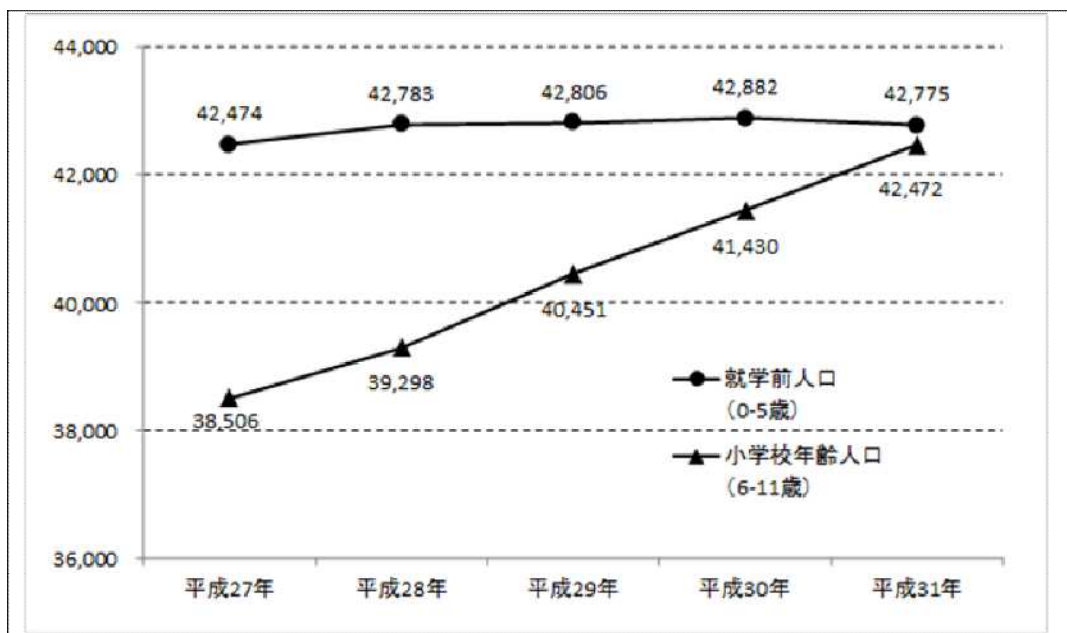
2 世田谷区では月48時間以上の就労などを要件として保育の必要性があると認定しています。

2 推計人口

教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の需要量見込みの算出にあたって、基本となる世田谷区の子どもの推計人口については、区が平成26年2月に実施した推計人口を使用しており下表のとおりです。すでに平成27年1月時点の人口と乖離が生じており、今後の人口動態を踏まえ、中間年を目安として見直しを行うことを予定しています。

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	6,965	6,962	6,998	6,976	6,952
1歳	7,160	7,179	7,176	7,215	7,192
2歳	7,259	7,143	7,162	7,159	7,198
3歳	7,083	7,239	7,124	7,143	7,141
4歳	7,142	7,072	7,229	7,114	7,133
5歳	6,865	7,188	7,117	7,275	7,159
6歳	6,833	6,900	7,224	7,153	7,311
7歳	6,646	6,865	6,932	7,257	7,185
8歳	6,328	6,661	6,882	6,950	7,275
9歳	6,263	6,359	6,695	6,917	6,986
10歳	6,189	6,299	6,395	6,733	6,956
11歳	6,247	6,214	6,323	6,420	6,759

世田谷区子どもの人口推計



「世田谷区将来人口の推計」(平成26年/世田谷区)より作成

3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用によって確保をする対象としては、基本的に1号認定者となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもがあたります。この1号認定者に加え、2号認定者の一部についても対象としています。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもがあたりますが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強い方も同施設を利用するという考え方から対象となっています。

平成31年度の幼稚園、認定こども園教育標準時間利用の需要量見込みについては、1号認定11,574人、2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い方573人の計12,147人となっています。この需要量見込みに対して、平成25年度実績の区内幼稚園等による確保の内容が12,234人となっています。また、世田谷区に住居のある方で区外の幼稚園等を利用している方が2,311人、世田谷区以外に住居のある方で区内の幼稚園等を利用している方が1,099人おり、この数を加減した13,446人が確保されています。需要量見込みを上回る確保がされていることから、平成31年度までの確保の内容を同数の13,446人としています。

		平成25年度(実績)		平成26年度(見込)		平成27年度	
		1号認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い
需要量見込み	需要量見込み					11,394	564
	需要量見込み総計						11,958
確保の内容	特定教育・保育施設 ¹		-		-		1,664
	新制度に移行しない幼稚園 ²		12,234		12,234		10,570
	区外利用 - 区内利用		1,212		1,212		1,212
	確保総計		13,446		13,446		13,446

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)
需要量見込み	11,611	576	11,594	575	11,625	576	11,574	573
需要量見込み総計	12,187		12,169		12,201		12,147	
特定教育・保育施設	1,664		1,664		1,664		1,664	
新制度に移行しない幼稚園	10,570		10,570		10,570		10,570	
区外利用 - 区内利用	1,212		1,212		1,212		1,212	
確保総計	13,446		13,446		13,446		13,446	

1 本表の「特定教育・保育施設」は、新制度の給付対象として確認を受けた幼稚園及び、認定こども園の教育時間利用枠を指しています。

2 確保の内容については、新制度の特定教育・保育施設に「移行する幼稚園等」による確保と、1号・2号等の認定を必要としない「移行しない幼稚園」に分けて記載することになっています。計画策定の時点では、将来の新制度への移行について、事業者の意向の確認ができないため、27年度時点で移行しない幼稚園にかかる確保数を記載しています。

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等によって確保をする対象としては、2号認定者のうち、上記の幼児期の学校教育の希望が強い方を除いた方と3号認定者になります。3号認定とは、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもがあたります。さらに3号認定については、0歳と1、2歳に区分して需要量見込み及び確保の内容と実施時期を定めることとなっています。

平成31年度の保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等については、2号認定の需要量見込み9,262人に対して、9,773人の確保を目指します。3号認定については、0歳の需要量見込み2,911人に対して、2,256人を、1、2歳の需要量見込み6,556人に対して7,882人の確保を目指します。

0歳については、需要量見込みを下回る確保の内容とした一方で、1、2歳については需要量見込みを大きく上回る確保の内容としています。これは、保育所等の整備にあたって、0歳だけの保育所や0歳の定員を下回る1歳の定員の保育所を整備することが現実的でないことから、このような確保の内容となっています。

世田谷区では0歳保育の需要量見込みに対して数値の補正を行いませんでしたが、1歳で保育所等に入れるのであれば、1歳以降から保育を希望する方も多いことがニーズ調査から分かっています。1、2歳の確保内容に余剰が生じることで、こうした方のニーズにも応えられるとの考えから確保の内容を定めています。

		平成 25 年度(実績)			平成 26 年度(見込)			平成 27 年度		
		0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)
需要量見込み								2,917	6,577	9,070
確保の内容	特定教育・保育施設 ¹	680	3,529	6,236	808	4,023	7,146	1,054	4,843	8,323
	地域型保育事業所 ²				28	97		73	188	
	認可外保育施設	637	1,810	562	590	1,593	470	508	1,401	447
	確保総計	1,317	5,339	6,798	1,426	5,713	7,616	1,635	6,432	8,770

平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)
2,915	6,531	9,222	2,930	6,537	9,232	2,921	6,550	9,251	2,911	6,556	9,262
1,234	5,274	9,089	1,348	5,551	9,641	1,366	5,587	9,707	1,384	5,623	9,773
109	260		145	332		217	476		289	620	
488	1,388	426	527	1,489	283	555	1,564	141	583	1,639	0
1,831	6,922	9,515	2,020	7,372	9,924	2,138	7,627	9,848	2,256	7,882	9,773

- 1 本表の「特定教育・保育施設」は、新制度の給付対象として確認を受けた保育所及び、認定こども園の保育時間利用枠を指しています。
- 2 地域型保育事業所 19 人以下の少人数の単位で、満 3 歳未満の子どもを預かる区による新たな認可事業。

名 称	内 容
家庭的保育	2 ～ 5 名の少人数で家庭的な雰囲気のもとで保育を行う。
小規模保育	少人数(定員 6 ～ 19 名)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う。
事業所内保育	会社等の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。
居宅訪問型保育	障害・疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児や、保育施設の急な撤退・定員減少等に伴い、保育が受けられなくなった乳幼児等に対する保育を行う。

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

利用者支援に関する事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。当面の間、各地域2ヶ所にセンター機能を担う1ヶ所を加えた11ヶ所を需要量見込みに設定し、平成30年度までの確保を目指します。

利用者支援事業実施場所(ヶ所)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			11	11	11	11	11
確保の内容	5	5	7	8	9	11	11

時間外保育事業

保育所等において、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。需要量見込みに対して、保育所等の新規整備を集中的に行い、平成29年度までの確保を目指します。

時間外保育事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			3,648	3,675	3,677	3,683	3,674
確保の内容	2,321	2,628	3,000	3,350	3,700	3,700	3,700

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。世田谷区では、小学校内で放課後の自由な遊び場であるBOP事業と一体的に運営を行っています。

低学年では、条件を満たしている児童の受け入れが可能であり、量の見込みに対し確保していきます。また、子どもの多様な遊び場や安定した生活の場を提供できるよう、スペースを確保しながら子どもの成長を支援していきます。

高学年については、BOP、児童館で、児童の成長に合わせ継続してゆるやかな見守りを実施するとともに、プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入るよう地域での見守りを展開していきます。配慮が必要な児童に対しては、放課後児童健全育成事業を6年生まで実施します。

放課後児童健全育成事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み(低学年)			5,523	5,696	5,867	5,956	6,072
需要量見込み(高学年)			2,153	2,176	2,247	2,323	2,388
確保の内容（低学年）	4,338	4,448	5,523	5,696	5,867	5,956	6,072

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間保護する事業です。現在、1歳から12歳の子どもを対象とした「子どものショートステイ」と0歳児を対象とした「赤ちゃんショートステイ」を実施しています。需要量見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

子育て短期支援事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			813	819	819	821	819
確保の内容	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555

乳児家庭全戸訪問事業（乳児期家庭訪問事業）

生後 4 か月に至るまでの乳児がいる家庭へ、保健師又は乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況や育児環境の把握を行うとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。需要量見込みに対応できる委託訪問指導員、嘱託訪問員の現行体制を維持し、職員の資質向上のための研修を充実させます。

乳児家庭全戸訪問事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			7,465	7,462	7,498	7,476	7,452
確保の内容	体制：委託訪問指導員 38 人、嘱託訪問員 5 人 実施機関： 各総合支所		体制：委託訪問指導員 38 人、嘱託訪問員 5 人 実施機関：各総合支所				

養育支援訪問事業

世田谷区では、養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業を中心として実施しており、子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防及び当該世帯の自立を支援しています。需要量見込みに対応できる委託事業者の体制を確保します。

養育支援訪問利用件数(件)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			109	117	125	133	142
確保の内容	実施機関： 各総合支所 委託事業者 14 社		実施機関：各総合支所 委託事業者 14 社				

地域子育て支援拠点事業

世田谷区ではひろば事業として実施しています。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できるひろばで、子育て相談や子育て情報の提供を通して、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。平成31年度までに需要量見込みに対応する箇所数の確保を目指します。

地域子育て支援拠点事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み(人日)			333,608	332,352	333,313	333,341	333,019
需要量見込み(ヶ所)			52	52	52	52	52
確保の内容(ヶ所)	38	41	44	48	50	51	52

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かる事業や、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

幼稚園による一時預かりについては、現在幼稚園で預かり保育事業として実施しています。新制度の実施に伴い幼稚園型の一時的預かり事業が創設される予定です。需要量見込みに対して、これまでの幼稚園の預かり保育事業と幼稚園型一時預かり事業をあわせて、平成31年度までに確保することを目指します。

幼稚園による一時預かり事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			359,175	366,161	365,670	366,715	365,020
確保の内容	289,875	298,275	304,904	319,933	334,962	349,991	365,020

）その他の一時預かりについては、幼稚園による一時預かりを除く上記の一時預かり事業と子育て援助活動支援事業（世田谷区ファミリー・サポート・センター事業）をあわせて確保することとしています。

子育て援助活動支援事業は、児童の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

需要量見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充と世田谷区ファミリー・サポート・センター事業の実施を中心に、平成 31 年度までに確保することを目指します。

その他の一時預かり事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
需要量見込み			191,090	190,853	191,186	191,464	191,243	
確保の内容	一時預かり	99,050	126,050	139,250	162,500	185,750	188,000	190,250
	子育て援助活動支援事業	15,183	15,183	16,701	18,219	19,737	21,255	22,775

現在、類似の事業として世田谷区社会福祉協議会が単独事業として実施している「ふれあい子育て支援事業」の実績と見込を参考に記載しています。

病児・病後児保育事業

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。需要量見込みに対して、平成 31 年度までに確保することを目指します。

病児・病後児保育事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			23,869	24,034	24,052	24,095	24,035
確保の内容	17,400	17,400	17,400	19,200	21,000	22,800	24,100

子育て援助活動支援事業（就学児）

就学前児童に対する子育て援助活動支援事業については の一時預かり事業とあわせて記載することとなっています。ここでは、就学児童に対する子育て援助活動支援事業について記載します。

世田谷区ファミリー・サポート・センター事業の実施により、需要量見込みに対して一定程度の確保を図ることを目指します。

子育て援助活動支援事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			41,636	42,786	44,289	45,151	45,920
確保の内容	3,138	3,138	3,451	3,765	4,079	4,393	4,707

現在、類似の事業として世田谷区社会福祉協議会が単独事業として実施している「ふれあい子育て支援事業」の実績と見込を参考に記載しています。

妊婦健診事業

妊婦に対し都内契約医療機関で全妊娠期間に実施する妊婦健康診査の 14 回分の費用の一部を負担する事業です。また、里帰り等により都内契約医療機関以外（都内助産所含む）で妊婦健康診査を受診した場合にはその費用の一部を助成しています。量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

妊婦健診事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940
量の見込み(回)	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160
確保の内容	実施場所： 都内契約医療機関		実施場所： 都内契約医療機関				

教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（地域別）

地域	内容	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度									
		2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳						
		1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い			左記以外	1号認定			幼児期の学校の教育の希望が強い	左記以外			1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い			左記以外	1号認定			幼児期の学校の教育の希望が強い	左記以外				
全地域	需要量見込み	11,394	564	9,070	2,917	6,577	11,611	576	9,222	2,915	6,531	11,594	575	9,232	2,930	6,537	11,625	576	9,251	2,921	6,550	11,574	573	9,262	2,911	6,556	
	確保	1,664	8,323	1,054	4,843	1,664	9,089	1,234	5,274	1,664	9,641	1,348	5,551	1,664	9,707	1,366	5,687	1,664	9,773	1,384	5,623	1,664	9,773	1,384	5,623		
	内容	10,570				10,570				10,570				10,570				10,570				10,570					
	区外利用・区内利用	1,212				1,212				1,212				1,212				1,212				1,212					
世田谷地域	需要量見込み	2,747	187	2,437	937	1,791	2,871	195	2,471	936	1,777	2,887	196	2,473	939	1,779	2,928	199	2,473	937	1,781	2,913	198	2,475	933	1,782	
	確保	2,291	327	1,411	40	79	2,423	363	1,483	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381	
	内容	118	120	322	2,409	487	1,812	118	129	349	2,541	544	1,935	2,613	582	2,031	2,574	632	2,136	2,574	632	2,136	2,574	632	2,136		
	認可外保育施設	1,316	78	1,286	389	931	1,331	79	1,297	386	917	1,315	78	1,287	385	910	1,304	77	1,281	381	905	1,287	76	1,273	377	899	
北沢地域	需要量見込み	1,170	123	621	6	12	1,314	156	699	12	24	1,380	174	735	18	36	1,413	183	753	24	48	1,413	183	753	24	48	
	確保	47	75	192	2,127	204	825	47	61	177	31	73	212	31	73	212	1,411	265	983	15	76	220	0	79	228		
	内容	1,217	204	825	1,217	204	825	1,361	229	900	1,411	265	983	1,411	265	983	1,428	283	1,021	1,428	283	1,021	1,413	292	1,041		
	認可外保育施設	3,125	157	2,471	675	1,794	3,172	159	2,514	675	1,782	3,183	160	2,518	678	1,785	3,190	160	2,525	675	1,790	3,177	159	2,526	673	1,790	
玉川地域	需要量見込み	2,145	288	1,298	9	24	2,416	354	1,451	15	36	2,587	387	1,530	21	48	2,587	387	1,530	21	48	2,587	387	1,530	21	48	
	確保	134	135	408	2,279	432	1,730	134	135	408	88	146	431	88	146	431	2,675	554	2,009	43	155	455	2,630	563	2,033	0	164
	内容	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	2,550	504	1,895	2,675	554	2,009	2,675	554	2,009	2,675	554	2,009	2,675	554	2,009	2,675	554	2,009		
	認可外保育施設	2,640	118	1,377	515	1,020	2,641	118	1,408	517	1,017	2,593	116	1,417	523	1,022	2,579	115	1,429	523	1,029	2,577	115	1,438	523	1,035	
砧地域	需要量見込み	1,523	172	823	6	27	1,583	184	863	12	39	1,643	193	894	18	51	1,643	193	894	16	99	278	1,643	193	894		
	確保	69	108	287	1,592	286	1,137	69	108	287	32	96	270	32	96	270	1,665	328	1,259	16	99	278	1,665	328	1,259		
	内容	1,499	401	1,041	1,596	25	1,532	401	1,038	1,631	289	1,164	25	1,537	405	1,041	1,624	25	1,543	405	1,045	1,620	25	1,550	405		
	認可外保育施設	1,566	24	1,499	401	1,041	1,596	25	1,532	401	1,038	1,616	25	1,537	405	1,041	1,624	25	1,543	405	1,045	1,620	25	1,550	405		
高山地域	需要量見込み	1,194	144	690	12	46	1,353	177	778	18	58	1,497	213	858	24	70	1,497	213	858	27	80	220	1,563	231	894		
	確保	79	70	192	1,273	226	928	79	70	192	53	75	206	53	75	206	1,550	312	1,134	27	80	220	1,563	231	894		
	内容	1,194	144	690	1,194	144	690	1,353	177	778	18	58	1,497	213	858	24	70	1,497	213	858	27	80	220	1,563	231		
	認可外保育施設	1,273	226	928	1,273	226	928	1,432	265	1,028	1,432	265	1,028	1,550	312	1,134	1,550	312	1,134	1,557	332	1,178	1,563	346	1,210		

第6章 今後の若者施策の取組み

区の基本計画では、「若者が力を発揮する地域づくり」を政策の一つとして位置づけ、若者が多様な交流のなかで成長し、活躍する場を地域との関わりのなかでつくり、若者を核とした地域の活性化を目指すとともに、対人関係をうまく築けない若者などへの支援に取り組んでいます。

区では、これまでも就労支援、健康づくり等、各分野、部門別に若者を応援する施策を展開してきました。今後は、これらの施策とあわせ、包括的に若者の悩みを受けとめ必要なサービスへ案内するといった、区のこれまでの施策同士をつなぐ、また、従来の施策では救うことのできない、施策の狭間で苦しんでいる若者に光をあてる支援施策が求められています。

さらに、地域の再生・活性化に向けて、また、子どもから高齢者までの世代を超えた交流のためには、若者が地域で活発に活動する機会の提供、場の充実は今後、欠くことのできない重要な施策の一つです。

「子ども計画」では18歳までを計画の対象としていますが、ひきこもり、自殺、不登校等に起因する問題は18歳以降も引き続くケースが多く、30歳代までの若者も視野にいった「切れ目のない支援」がまさに今求められており、こうした趣旨から、幼年期からの「子ども施策」とあわせ以下のとおり若者支援施策を示すこととしました。

1 若者支援施策の推進

(1) 若者の交流と活動の推進

現状と課題

- ・若者が活発に地域で活動し、経験を積み重ねながら成長し、地域の担い手になることが、世代を超えた交流の活性化を生み出すことにつながっていきます。しかし、現在は参加の機会や情報を得る機会が少なく、地域に関心を示さない若者や社会から孤立して悩んでいる若者も少なくありません。
- ・中高生世代が、同世代だけでなく多様な地域住民と主体的に関わりを持ちながら、自主的に活動できる場所、地域の担い手となる若者の育成が求められています。

目標

- ・若者が地域や社会とつながることができる場や機会が充実している。
- ・若者の持つ構想力や行動力、活動力が活性化し、それが地域活動団体、NPO等の協力・連携により地域の活性化にもつながっている。

施策展開

社会教育施設や学校跡地、公共施設を活用した新たな若者の活動支援施設の整備・運営

新たな若者の活動支援施設の運営及び整備を推進し、若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画意識を醸成する。

青少年交流センターの運営

様々なものづくり体験事業、若者支援に関わる指導スタッフの育成等、今後展開する青少年交流センターの事業運営を通して、青少年の自立と成長を促すとともに、青少年自らの主体的な活動の機会を拡充します。

(仮称)希望丘青少年交流センターの整備

中学校の跡地を活用して、青少年交流センターの整備を進めます。

施設の整備にあたっては、当事者である高校生・大学生の意見を構想や設計に反映させる仕組みを整え取り組みます。

既存公共施設の活用検討

図書館や庁舎等、既存公共施設の一角を活用した、地域に身近な若者の居場所、活動場所の創出について検討を進めます。

児童館の中高生世代の活動支援機能の拡充

中高生世代が地域で過ごせる場や機会を拡充し、中高生が主体となった活動の活性化を図ります。

中高生世代が主体となっていく活動の支援

中高生世代が自ら参加・参画して行う活動の支援を進めます。

中高生世代の居場所の確保

中高生世代がゆったりと過ごし、仲間と語りあえる場や機会の確保に努めます。

地域の担い手づくりに向けた地域活動団体との連携

地域の担い手づくりに向けた様々な取組みを行うことを通じて、同世代だけでなく多様な地域住民と若者が主体的に関わりをもちながら連携し、地域の活性化を目指します。

自らの主体的な活動から、地域社会の担い手への成長の支援

児童館を中心に地区の大人たちと若者たちとをつなぎ、ともに地域の中で活動を行うことを通じて、子どもたちが地域社会の担い手へ成長するための支援を進めます。

児童館と青少年交流センターの連携

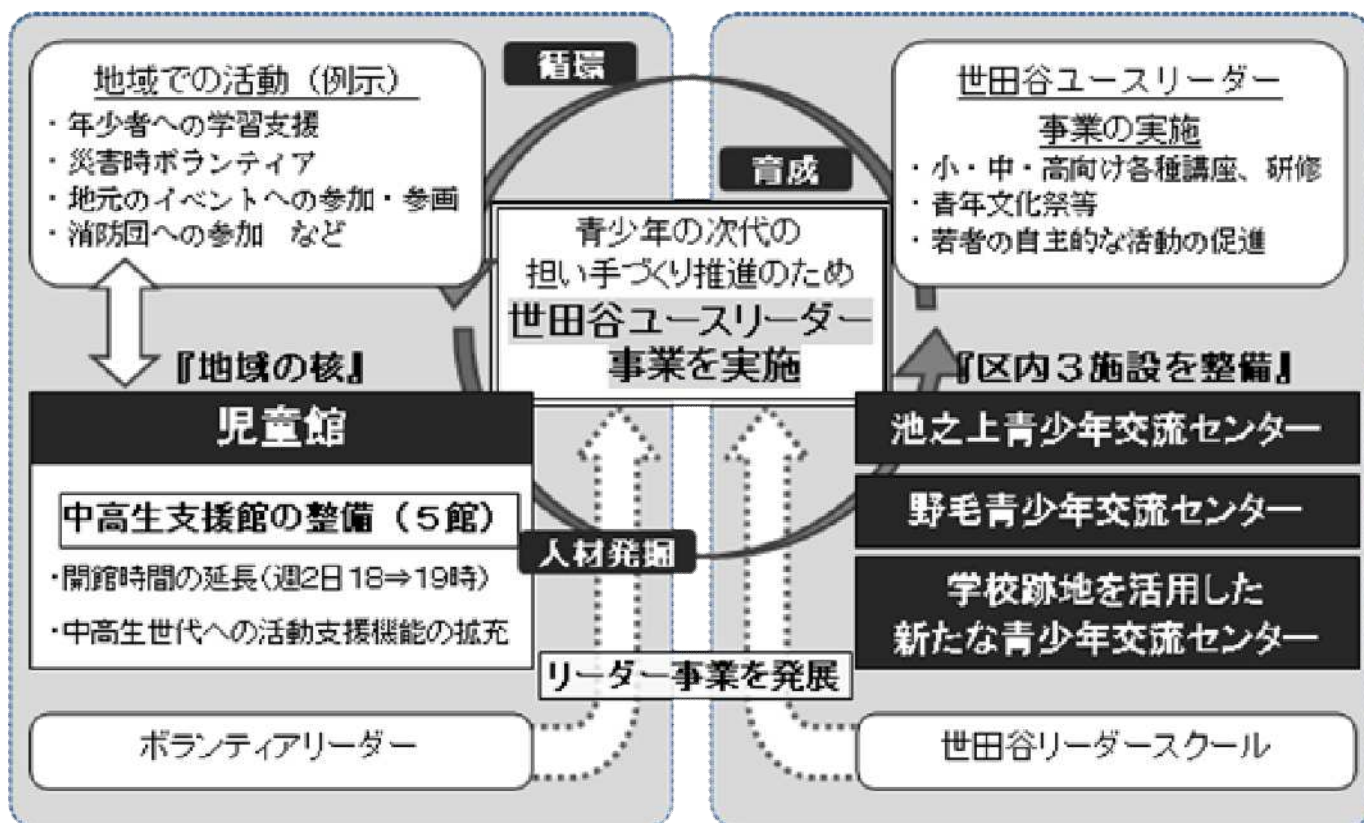
児童館と青少年交流センターで活動する子ども同士の交流の機会を創出します。

若者にかかわる大人の活動の推進

若者の主体的な活動を、地域の大人が支える地域づくりを進めます。

自己形成・自己実現のための場や機会の支援

体験プログラムや講座の実施を通し、子どもの自己形成・自己実現のための場や機会を支援します。



(2) 生きづらさを抱えた若者の支援

現状と課題

- ・長い間の孤立した生活から社会性やコミュニケーション力などの問題が生じて、生きづらさを抱えたまま自立ができない若者や、親の収入に依存した生活を送る若者の状況は社会的損失でもあり、将来の社会的支援の増大につながることも危惧されます。
- ・特に発達障害の若者やその傾向がある若者については、小・中学生のころからのいじめや不登校・ひきこもり、精神疾患等の二次障害により、社会に居場所のないケースが見られることから、家庭・学校・地域の連携した予防的支援やセーフティネットの構築が必要になっています。
- ・就労意欲があるにもかかわらず就労に結びつかない、また、自らの適性にマッチした仕事に就くことができない若者が増えています。学校や社会での居場所を見つけられないひきこもり、ニートといわれる継続した就労が困難な若者の支援の必要性が高まっています。

目標

- ・安心して利用でき、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻せるような「居場所」がある。
- ・相談支援機能が強化され、就労、福祉、医療等の関係機関と連携し、重層的に支援が行える仕組みが構築されている。
- ・若者に対して、将来の職業イメージの醸成、進路を自ら定め、能力を生かせるよう支援するとともに、就職活動の実践能力を高め、就労に結びつける仕組みが機能している。

施策展開

世田谷若者総合支援センターの運営

ひきこもり等の生きづらさを抱えた中高生世代から30歳代までの若者およびその家族を対象とした相談支援とともに、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻すきっかけとなる「居場所」の整備、就労、福祉、医療等の関係機関と連携した重層的な支援を行う機関を整備することにより、若者の社会的自立に向けた支援を行います。

メルクマールせたがやと若者サポートステーションの円滑な連携

世田谷若者総合支援センターを構成する両機関が円滑に連携するための仕組みを構築し、様々な仕事体験ができる支援プログラムの充実をはじめ、就労までを見据えた若者の自立に向けた継続的な支援を展開します。

若者の福祉的就労支援に向けた仕組みの検討

若者の就労支援の充実に向け、就労意欲喚起を図ることを目的とした福祉的就労支援の仕組みの構築に向け、検討を進めます。

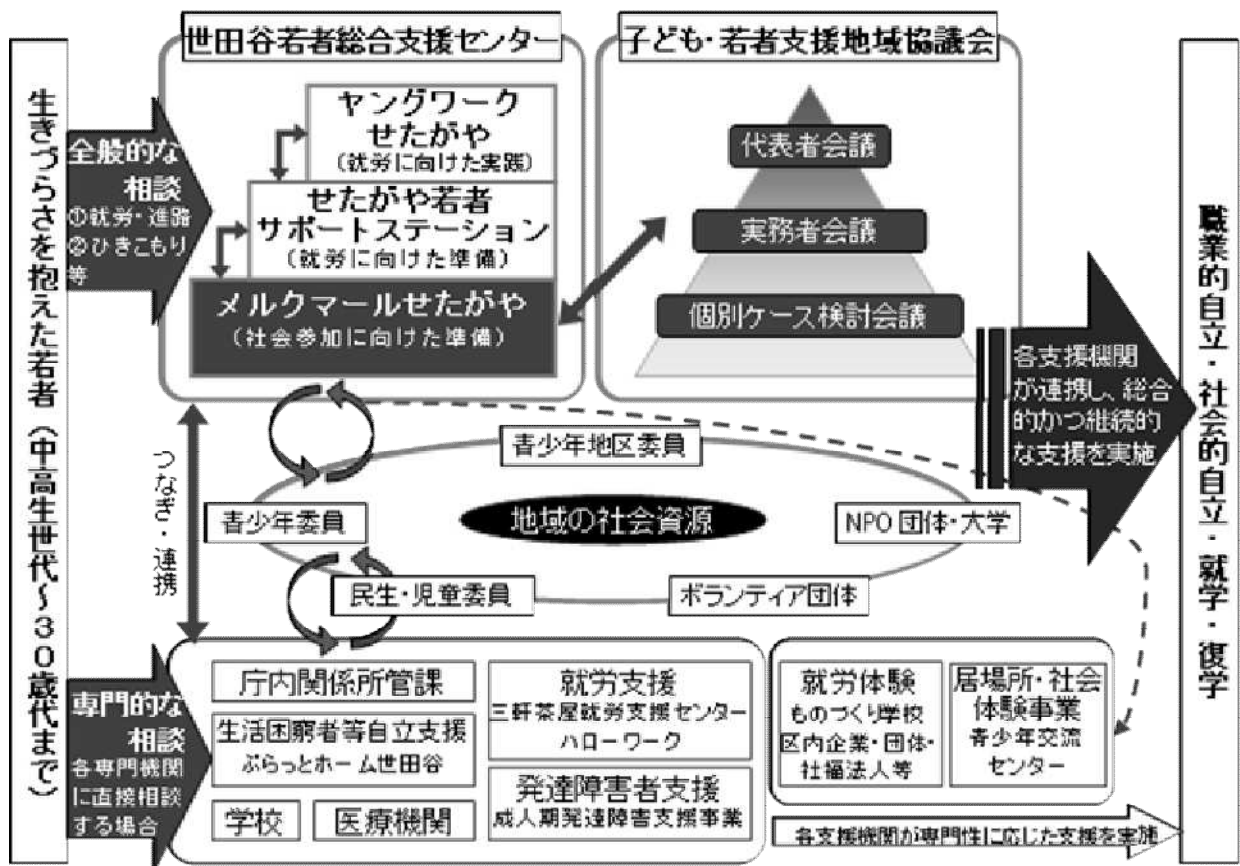
若者支援地域協議会の設置

相談機関、就労、福祉、医療、学校等の関係機関が連携し、重層的な支援が行える仕組みづくりに向けた協議会を設置します。

若者総合支援センターとその他の若者関連の相談機能との連携

若者総合支援センターと青少年交流センター、児童館等、その他の若者にかかる相談を受ける機関をはじめ、複合的な課題を抱える家庭の相談窓口となるあんしんすこやかセンターなど、各種関係機関との連携を強化し、生きづらさを抱えた若者やその保護者に寄り添った継続的・重層的な支援を展開します。

また、生きづらさを抱えた若者像を明確にし、障害がある子ども・若者はもちろん、特に診断等は受けていないが障害が疑われる子ども・若者の支援等、ひきこもり支援のみならず、現場から多様なケースを吸い上げ、様々なニーズを整理し、支援に谷間をつくらぬような支援の仕組み構築に向け、検討を進めます。



子どもの居場所の拠点整備

小中学生の頃からの社会への不適応が原因で、ひきこもり、精神疾患等の障害を抱える若者が安心して利用でき、対人関係や社会生活に体する自信を取り戻せるような「居場所」の整備を行います。また、居場所を通じた家庭、学校地域との多世代交流を行うことにより、若者の社会的自立に向けた支援を行います。

悩みや困難を抱えた子ども・若者支援者・支援機関への支援

悩みや困難を抱えた子どもや生きづらさを抱えた若者の支援を行う人や機関同士のネットワークづくりの支援を進めます。

身近な居場所整備運営者への支援

身近な居場所整備運営を行う地域活動を支援します。

(3) 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

現状と課題

- ・世田谷の持つ魅力ある文化・伝統を継承・発展させていくためには、若者たちの感性、協力が不可欠であり、そうした若者を支援していくことも重要です。
- ・区の若者支援の施策とあわせ、若者自身の主体的な活動を区民が見守り、支援する取り組みが必要です。
- ・若者が地域活動団体と連携し、例えば、その地域の文化創造の拠点をつくりあげる、文化を継承する取り組みを行うといったことは、若者の地域活動や多世代交流をより活発化し、そのことが地域の活性化につながることにもなります。

目標

- ・世田谷の持つ文化の発展、イメージ向上に向けた若者の主体的な取り組みを支援する仕組みが構築されている
- ・若者支援に取り組んでいる区民、地域活動団体を支援する仕組みが構築されている

施策展開

若者、区民、地域活動団体等が取り組む主体的な活動への支援

若者支援に取り組んでいる若者、区民、地域活動団体を支援する仕組みを構築することにより、若者の地域活動や多世代交流をより活発化し、地域の活性化につなげることを目指します。

地域活性化につながる若者の主体的な取り組みへの支援

地域で身近な居場所運営等、若者、区民、地域活動団体等が取り組む主体的な活動への支援を、基金の活用や若者のアイデアの実現を支える方々への協力依頼等を通じ行います。

身近な居場所整備運営者への支援（再掲）

身近な居場所整備運営を行う地域活動を支援します。

区内大学との相互協力による新たな施策の展開

区内大学と区が相互協力し、精神面の不安等で大学に通えない学生に対して、区の相談・就労支援機関等で支援を図る一方、区が実施する青少年の居場所事業の運営について、大学が支援協力を図る仕組みを構築していきます。

若者の情報等発信の活性化への支援

若者にとって日常の身近なツールとして活用されているインターネット、冊子・チラシ等の紙媒体等、様々なツールを活用し、若者の求める情報、発信したい情報の伝達、活動成果を「表現」する機会を活性化する取組みについて検討を進めます。

(4) 子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携

現状と課題

- ・区ではこれまで、「健康せたがやプラン」では、思春期のこころの健康づくり、自殺予防、自殺未遂者支援事業、「産業ビジョン」では、若者の就労支援、「せたがやノーマライゼーションプラン」では、成人期の発達障害者支援事業（UNI）等、各計画に基づき必要な若者支援施策に取り組んできました。今後は、これまでの施策、新たに取組み施策同士の連携を強化し、包括的に若者の自立を支援する仕組みが必要です。

目標

- ・区の展開する若者支援施策の取組みについて、全容が把握できる仕組みが整っている。
- ・若者支援施策に取り組む各分野、部門同士の連携が円滑に行われる仕組みが整備されている。

施策展開

「世田谷若者総合支援センター」の開設に伴う、他部門で行われる「若者支援施策」との円滑な連携手法の整理と、「若者支援ネットワーク」の構築

若者支援施策に取り組む各分野、部門同士の連携を円滑に行い、区の展開する若者支援施策の取組みの全容が把握できる仕組みを整備し、包括的に若者の自立を支援します。

若者支援ネットワークの構築

若者支援に取り組む各機関等との連携、区の取組みの全容が把握できる仕組みを構築します。

第7章 実現の方策

本計画の実現にあたっては、個別事業の進捗とともに、計画全体についての進捗も公開し、区民や学識経験者等が参加する会議で評価・検証を行うこととします。

若者施策の取組みについては、実施状況等を世田谷区子ども・青少年協議会に報告し、評価・検証を行うこととします。また、子ども計画の実施状況等の調査審議を行う機関として、新たに条例で設置した子ども・子育て会議で進捗管理や評価・検証を行うこととします。

1 指標

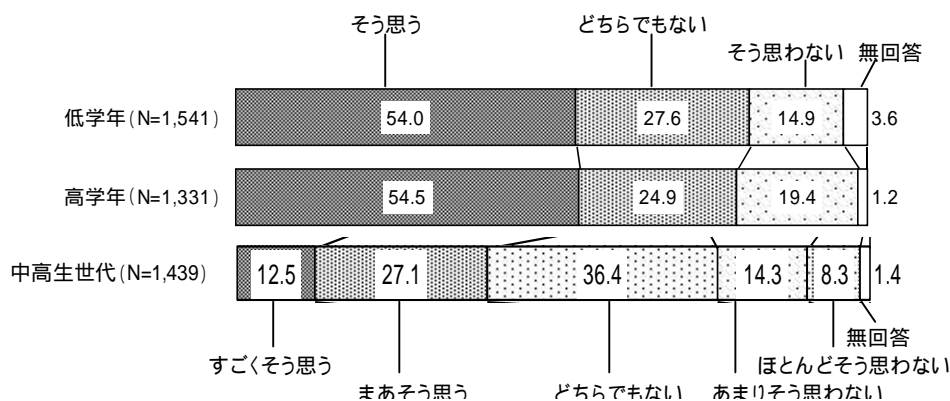
計画全体の進捗を評価・検証を行うための指標を、子どもの視点と保護者の視点双方から設定します。評価・検証は、5年ごとに実施する調査に毎回同一の設問を設け、結果を比較することにより行う。

『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査
「世田谷区小学生対象アンケート」
「世田谷区中高生世代アンケート」

(1) 子どもの指標

自分のことが好きだと思う子どもの割合

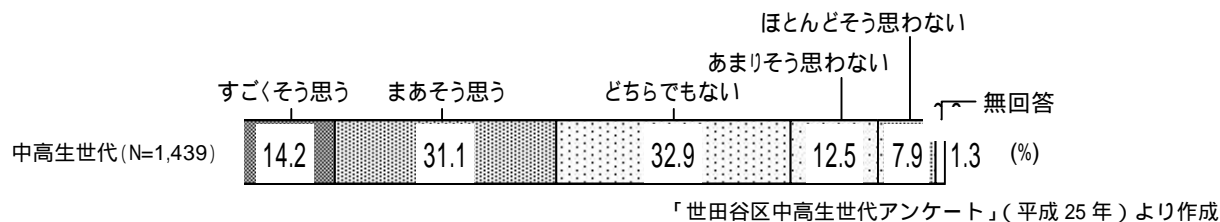
私は自分自身のことが好きだと思う子どもの割合（小学校低学年、高学年、中高生世代）



「世田谷区小学生対象アンケート」(平成25年)
「世田谷区中高生世代アンケート」(平成25年)より作成

住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合

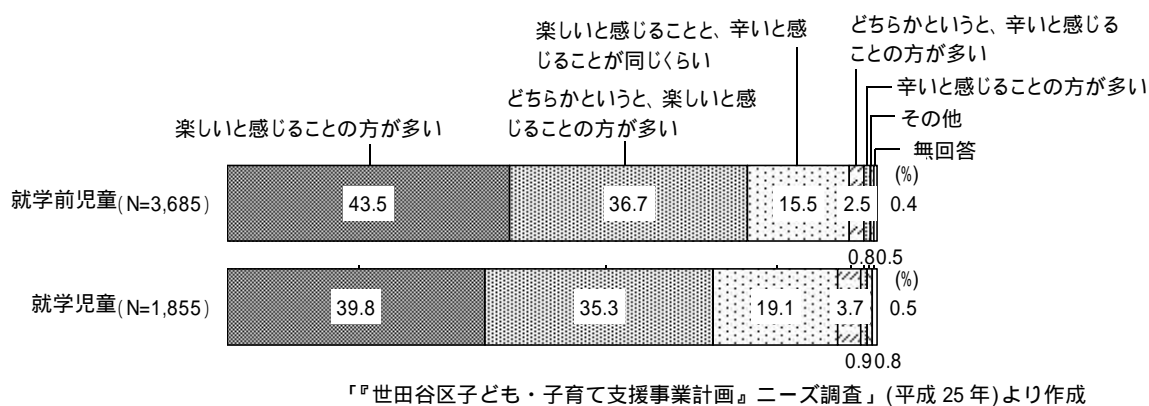
自分が住む地域のために力を役立てたいと思う割合（中高生世代）



(2) 保護者の指標

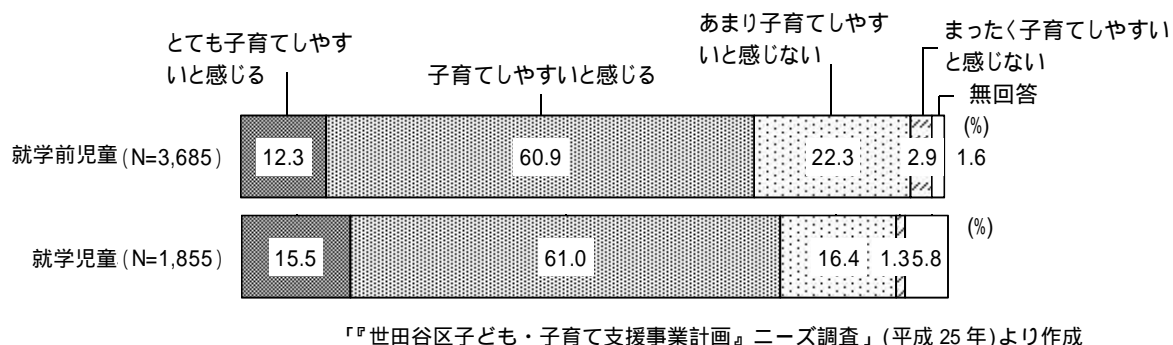
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合

子育てについて楽しいと感じる程度



子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合

世田谷区を子育てしやすいまちと感じる程度



2 推進体制

評価・検証・推進における組織

(1) 子ども計画の評価・検証・推進

子ども計画の評価・検証・推進にあたっては、次の機関で審議を行います。

世田谷区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、区の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、学識経験者、保育・幼児教育・子育て支援事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

世田谷区子ども・青少年協議会

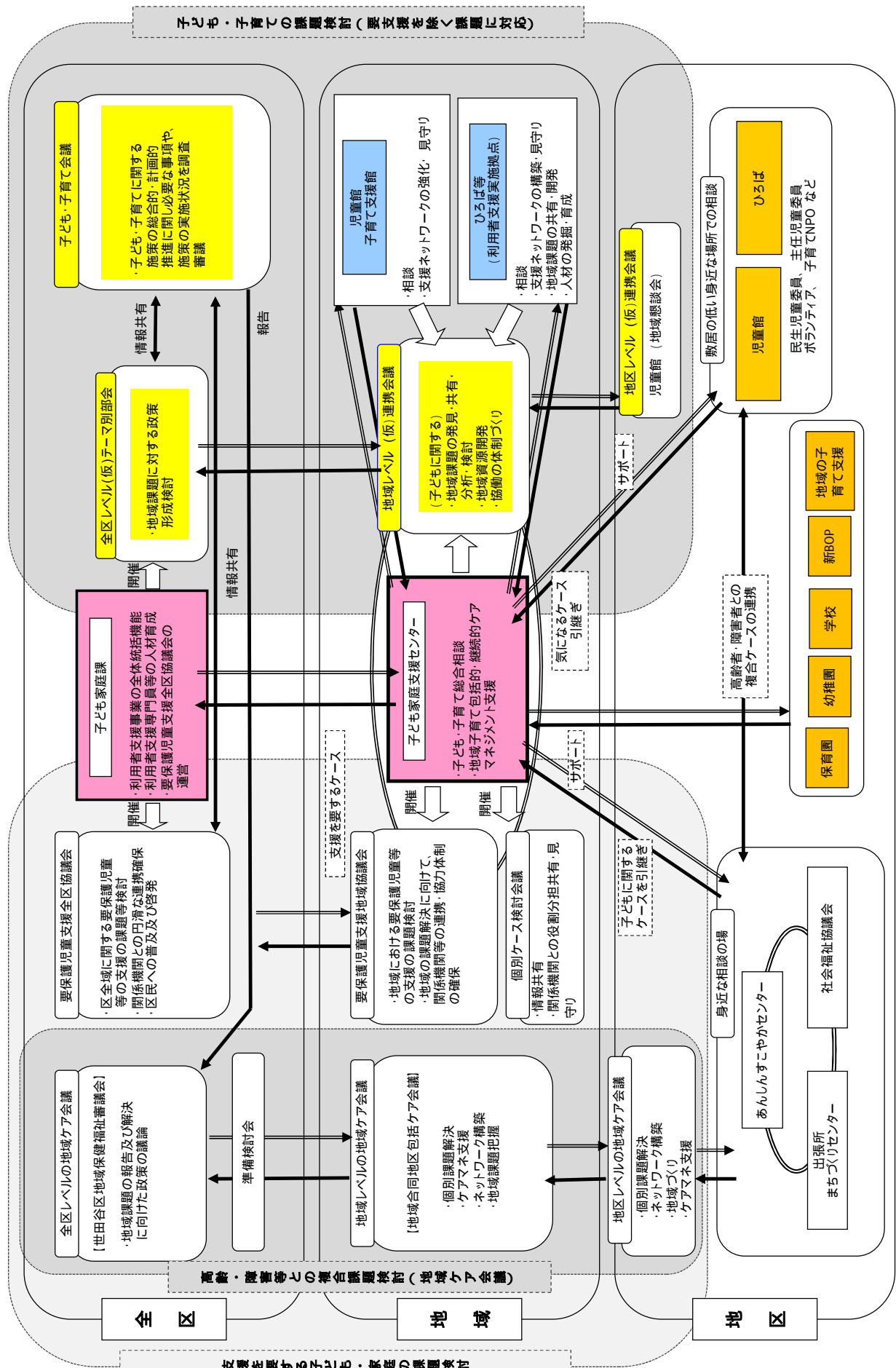
地方青少年問題協議会法に基づき、青少年に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、区議会議員、学識経験者、青少年関連事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

世田谷区子ども・青少年協議会には、小委員会の関連機関として中高生を中心とする会議体「ユースミーティング世田谷」が設置され、区の施策に対する提言等が行われています。

(2) 地域福祉の複合的な課題の検討体制

区では、地域包括ケアシステムの対象を高齢者だけでなく、子育て家庭や障害者(児)に拡大していくとともに、地域福祉の複合的な課題に対しては、地区、地域、全区の3層構造の地域ケア会議を設定し、課題の整理・分析・検討を地区・地域から積み重ねることにより政策形成に結び付けていきます。

地域包括ケアの地区展開 体系図 (子ども)



第8章 資料

1 計画策定にあたっての検討状況

(1) 世田谷区地域保健福祉審議会子ども・子育て部会による検討

子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、学識経験者、区民等にご意見を伺うため、世田谷区地域保健福祉審議会の専門部会として「子ども・子育て部会」を設置し、「子ども・子育て支援事業計画」及び同計画を内包する「子ども計画（第2期）」について検討いただきました。

回	開催日	主な議題
第1回	平成25年 7月18日	・部会の運営について ・子ども・子育て支援新制度・事業計画について ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
第2回	11月18日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・子ども・子育て支援事業計画の記載事項等について
第3回	平成26年 2月7日	・子ども・子育て支援事業計画需要量見込みの算出結果について ・子ども・子育て支援法に基づき区が条例で定める基準について
第4回	4月10日	・子ども・子育て支援事業計画需要量見込みについて（補正） ・子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が条例で定める基準について
第5回	6月27日	・子ども計画（第2期）中間まとめについて ・子ども・子育て支援事業計画案について ・子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が定める条例について
第6回	7月30日	・子ども計画（第2期）素案について ・子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例（素案）について
第7回	10月29日	・子ども計画（第2期）答申（案）について ・新制度の給付施設・事業にかかる保育料（案）について ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用調整について
第8回	12月25日	・子ども計画（第2期）案について ・子ども・子育て応援都市宣言について ・給付対象施設の確認行為に伴う利用定員の設定について

(2) 世田谷区子ども計画研究会による検討

児童福祉分野等の学識経験者や子ども・子育て施策に関わる専門家の知見を子ども計画の策定に反映させるため、世田谷区子ども計画研究会を設置し、子ども計画（第2期）について検討いただきました。

回	開催日	主な議題
第1回	平成25年 5月31日	・現行子ども計画、区の子ども施策、区の現況について ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票について
第2回	6月20日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票について
第3回	9月19日	・子ども計画アンケート調査について (保育サービス利用者調査、ひとり親家庭調査、中高生対象調査)
第4回	10月11日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・子ども・子育て支援事業計画の記載事項等について ・子ども計画策定にむけた議論について
第5回	平成26年 1月22日	・子ども・子育て支援新制度に向けて区が定める条例の概要について ・子ども・子育て支援事業計画需要量見込み算定結果について ・子ども計画アンケート調査結果について
第6回	3月19日	・子ども計画策定に向けた議論について ・子ども・子育て支援新制度実施に向けて区が条例で定める基準について
第7回	5月21日	・子ども計画策定に向けた議論(骨子、基本的な考え方、計画体系) ・放課後児童クラブについて
第8回	6月19日	・子ども計画策定に向けた議論(基本目標等、中間まとめに向けた議論) ・子ども・子育て支援事業計画案について
第9回	7月23日	・子ども計画(第2期)素案について ・子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例(素案)について
第10回	9月4日	・子ども計画(第2期)案の策定に向けた議論について ・子ども計画シンポジウムについて
第11回	10月24日	・子ども計画(第2期)答申(案)について
第12回	12月12日	・子ども計画(第2期)案について ・子ども・子育て応援都市宣言について

(3) 世田谷区子ども・青少年協議会による検討

平成 23 - 24 年度世田谷区子ども・青少年問題協議会では、「世田谷区子ども計画後期計画の評価・検証及び課題整理」をテーマに議論を重ね、平成 25 年 4 月、「次期子ども計画で取り組むべき施策について」として報告がまとめられました。（「第 1 章 3 子ども計画後期計画の評価」参照）

平成 25 - 26 年度世田谷区子ども・青少年協議会では、「若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくり」をテーマに議論を重ね、平成 27 年 3 月を目処に報告をまとめる予定となっており、検討内容について、主に「第 6 章今後の若者施策の取組み」の中で反映しています。

期	会議名称	内容	開催回数
平成 23 - 24 年度	子ども・青少年問題協議会	次期子ども計画で取り組むべき施策について	6 回
	同小委員会		16 回
平成 25 - 26 年度	子ども・青少年協議会	若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくりについて	5 回
	同小委員会		8 回

開催回数については、平成 26 年 12 月末時点の回数

(4) 区民・事業者・子育て支援者との意見交換

区民版子ども・子育て会議での意見交換

子ども計画の策定にあたり、子育て活動の支援団体が中心となって地域で子育て支援を行っている区民や活動団体、子育て中の区民に呼びかけて開催しているものです。毎回テーマを設定し、ワークショップ形式での意見交換を行い、いただいた意見を子ども計画策定の参考としました。

回	開催日	主な議題
第 1 回	平成 26 年 4 月 3 日	子育て支援の新しいかたち～行政にできること、NPO・地域にできること～
第 2 回	6 月 13 日	子育て支援の新しいかたち～行政にできること、NPO・地域にできること～
第 3 回	8 月 8 日	身近な場所で親子の支援をしていく仕組みづくり
第 4 回	8 月 25 日	子どもの生きる力の育み～外遊びについて語ろう！
第 5 回	9 月 25 日	子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上～世田谷の“保育”を考えよう！
第 6 回	10 月 30 日	切れ目のない支援～若者編～
第 7 回	12 月 10 日	みんなで作ってみよう！～世田谷の子ども・子育て資源マップづくり

パブリックコメント等区民からのご意見・ご提案

「世田谷区子ども計画(第2期)(素案)」について、区のおしらせや区ホームページを通じてのパブリックコメントを実施しました。また、パブリックコメント実施期間にあわせて、子ども計画シンポジウムや事業者・子育て支援者・子育て支援団体への意見交換や素案送付などを実施し、さまざまなお意見・ご提案をいただきました。

パブリックコメントについては、平成26年9月22日から10月14日までの期間で実施し、149人の方より252件のご意見・ご提案をいただきました。

・一般

実施日	内容
平成26年9月22日	区のおしらせ特集号
9月22日～10月14日	区ホームページ
10月4日	子ども計画シンポジウム

・事業者・子育て支援者・子育て活動団体

実施日	機関名等	手法
9月7日	つなぐプロジェクト参加団体	つなぐプロジェクト
9月9日	母子生活支援施設長	母子生活支援施設情報交換会
9月12日	保育ママ、保育室、認証保育所	郵送
9月16日	私立認可保育園長	郵送
9月16日	民生委員児童委員会長協議会各地区会長	民生委員児童委員会長協議会
9月16日	主任児童委員	郵送
9月19日	私立幼稚園協会 私立幼稚園長	私立幼稚園協会理事会 郵送
9月19日	青少年地区委員会委員・青少年補導連絡会委員	郵送
10月22日	青少年地区委員会会長 青少年補導連絡会会長	青少年地区委員会・ 青少年補導連絡会合同会長会

・行政機関

実施日	機関名等	手法
9月4日	児童館長	児童館長会
9月8日	新BOP	郵送
9月12日	区立幼稚園長	区立幼稚園長・副園長合同会議
9月16日	区立認可保育園長	区立認可保育園長会
9月17日	区立小学校・中学校長	郵送

(5) アンケート調査

世田谷区子ども計画(第2期)の策定にあたり、平成25年8月から12月までの間に、「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査をはじめ、あわせて5つのアンケート調査を実施しています。調査の概要は下表のとおりです。

	調査対象	調査方法	実施時期	有効回答率
「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査	世田谷区に居住する0～9歳の児童の保護者各年齢1,000人ずつ 計10,000人	郵送配布 郵送回収	平成25年 8月12日～ 9月2日	就学前 61.4% 就学児 46.4%
保育サービス利用者アンケート	保育サービス利用者 3,130人 保育ママ、家庭的保育事業は利用者全員。その他の保育施設は年齢別施設別無作為抽出	施設から対象者へ直接手渡し、郵送回収	平成25年 11月14日～ 12月2日	65.9%
ひとり親家庭アンケート	4,699人 (児童育成手当受給世帯のうち、申請理由が、離婚、死亡、生死不明、遺棄、未婚、保護命令である世帯を抽出)	郵送配布、郵送回収	平成25年 11月7日～ 11月25日	38.1%
小学生対象アンケート	2,933人 (区立小学校の児童、1学年約500人。低学年5校、高学年5校計10校で実施。)	学校を通じて配布・回収	平成25年 11月25日～ 12月13日	97.9%
中高生世代対象アンケート	6,000人 (12～17歳の子ども各年齢1,000人を無作為抽出)	郵送配布、郵送回収	平成25年 11月7日～ 11月25日	24.0%

2 用語解説

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

アウトリーチ

保健・医療・福祉施設等の拠点におけるサービスでは、利用するのに困難で潜在的な支援ニーズがある人に対して、状況に応じて専門スタッフが訪問して施設内と同等の必要なサービスを提供するしくみ。

アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。

生きづらさを抱えた若者

学校生活や就労時の体験、対人関係でのつまずきなどを起因として、社会生活や他者との関わりがうまくいかず、目指す生き方に向かって進めない、または、目指す方向がわからないために悩んでいる若者。

インクルーシブ教育システム

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもを受け入れ、ともに育ち学びあう教育。

エンゼルプラン

少子化対策推進のため、国が1994年に策定した10年間のプラン。「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」

おでかけひろば

子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由につどい、親同士の交流や子育て相談ができる場。

合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送る上で状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。

子育てステーション

利便性の高い駅前に設置する「あそび」「そうだん」「あずかり」「ほいく」の4つの機能を集中させた多機能型の子育て支援拠点施設。

子育てひろば

子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由につどい、親同士の交流や子育て相談ができる場。児童館で実施している。

子ども家庭支援センター

地域における子どもと家庭の福祉向上を図るため、関係機関と連携しながら相談業務、子ども在宅サービスの提供、養育困難家庭・児童虐待対応、地域活動支援等の事業を実施する。

子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため定められた以下の3つのこと。「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関連法律の整備等に関する法律」

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とし、平成27年4月に本格実施される制度。

子どもの権利

日本国憲法第 11 条の基本的人権の保障などを踏まえ、実定法としては児童福祉法で国民の責務と児童福祉の理念等が明記されている。

また、平成元年には、国連で「児童の権利に関する条約」が採択され、安心して生きる権利、自分らしく守られる権利、豊かで健やかに育つ権利、意見を表明し参加する権利などを守るよう定められた。わが国は平成 6 年に条約を批准した。

支援が必要な子ども

障害や生活困窮、被虐待など様々な要因により、支援を要する状況にある子ども。

就労

本計画において、就労には就業の意も含むものとする。

新 B O P 学童クラブ

保護者が働いていたり病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供する事業。配慮が必要な子どもは、安全確保及び対応が可能な範囲で 6 年生まで受け入れる。

新 B O P 事業

区立小学校施設を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童の健全育成を図る B O P 事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業。

スマイルブック

発達が心配な子を持つ保護者が、子どもの特徴・関わり方・支援方法などを記載する冊子。

ソーシャルワーク

生活していく上での問題を、社会資源を用いて解決したり緩和したりすることで質の高い生活を支援する社会福祉援助技術のひとつ。

地域運営学校

保護者や地域の方が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。平成 25 年度には区立全小・中学校を地域運営学校に指定。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

配慮が必要な子ども

心身の成長・発達等に起因する問題により、生活をしていく上で何らかの合理的配慮を要する状態にある子ども。

ほっとスクール

心理的理由で登校できないでいる児童・生徒のための「心の居場所」として、自主性を養い、社会性を育みながら学校復帰に向けて気持ちを整えていくための支援を行う施設。

メンタルフレンド

学校生活への不適応により家に閉じこもるあるいは閉じこもりがちな児童・生徒の家庭に派遣され、兄や姉のように接し、自主性の伸長や社会性の発達を促す役割をする、主に心理学を選考する大学生あるいは大学生（登録制）。

養育困難家庭

日常生活における児童の養育に支障が生じている家庭。

要保護児童

保護者に監護されることが不適切であると認められる児童。保護者のない児童。

リカレント学習連携講座

区内大学と連携し、区民向けに行われている各種の公開講座。

レスパイト

乳幼児や、障害児（者）、高齢者などをケアしている家族などが、一時的にケアから開放され、休息をとれるようにする支援。

子ども・若者部子ども育成推進課

世田谷区子ども計画（第2期）素案に対する区民意見と区の考え方について（案）

意見募集期間 平成26年9月22日（月）～10月14日（火）

意見提出人数 149人（ハガキ106、封書1、ファクシミリ3、ホームページ11、持参3、シンポジウムにおける計画素案に対する意見25）

合計意見数 252件

1 計画・施策全体に関すること 19件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	子ども主体、子どもがいきいきわくわくそだつまち等計画の方向性に賛同する。今後の取組みに期待する。	4	ご賛同いただき、ありがとうございます。「子どもがいきいきわくわく育つまち」は、本計画が最終的に目指すべき姿であり、その実現に向けては、子どもや保護者はもちろん、事業者や子育て支援者、区民の皆様の理解・協力が欠かせません。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。
2	内容は良いと思うので、広く区民に周知してほしい。	3	「子どもがいきいきわくわく育つまち」は、本計画が最終的に目指すべき姿であり、その実現に向けては、子どもや保護者はもちろん、事業者や子育て支援者、区民の皆様の理解・協力が欠かせません。広く区民の皆様に周知を図り、地域で子どもを見守り支える環境づくりに努めてまいります。
3	計画の理念を損なうことなく、着実に実施してほしい。評価・検証ができる体制を整え、また、実効性のある計画としてほしい。	7	本計画の推進にあたっては、数値目標をはじめとする施策・事業の実施状況の把握等、適切な進捗管理を行います。また、「世田谷区子ども・子育て会議」や「世田谷区子ども・青少年協議会」等の学識経験者や事業者、区民等で構成する機関で、評価・検証・推進について審議を行い、計画の着実な推進を図ってまいります。
4	財政面の記載がないが、減収の可能性もあるなか、実現可能な計画となっているのか。	2	子ども・子育て支援法により策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」については、5年間の期間の中で計画的に整備を進めるものです。また、その他計画全般にかかる各施策展開についても、計画案に掲げる重点政策や世田谷区実施計画に掲げる施策などを踏まえつつ、今後10年間で、計画的かつ着実に推進できるように努めてまいります。
5	将来の子育て環境を見据えたプライオリティ(重要優先度)の設定が必要ではないか。	1	

6	「切れ目ない支援」について、「妊娠期から」という記述に加え、「18歳まで」という文言が入ると良い。	1	計画案では、子ども施策と密接に関わる若者施策を見据えた検討を行っており、今後の若者施策についてもお示ししております。子どもから若者まで切れ目なく支えていくため、18歳以降の施策も含めた体制を整えることとしています。
7	世田谷の保育は子どもの育ちをしっかりと考え保育してきたので、計画作成にあたり、保育園長OGは重要な役割を果たせると思う。	1	計画案の策定にあたっては、「世田谷区子ども・子育て部会」において議論を重ねてまいりました。会議体には、保育園長をはじめ、各種保育施設の代表が委員として参加し、現場で実際に子どもと関わる方々のご意見をいただきながら策定を進めています。

2 子育て家庭への支援 24件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方(案)
1	「三つ子の魂百まで」世田谷子育てを目指し、3歳までは親の手でじっくり子育てを楽しみ、しつけることが、心身共に成長し豊かな人間性を持つ子どもの育ちにつながる。3歳まで親元で育てられた「基礎」のしっかりした子どもを育てていくよう世田谷区が発信すべき。	1	子ども条例第4条では、子どもの養育と成長についての責任等、保護者の努めについて謳っております。一方で、子育てや仕事に対する価値観、ライフスタイル、働き方は多様化しており、保育をはじめとする必要な支援も個々の家庭によって異なります。自身の状況にあった支援につながるができるよう、子育て家庭のニーズに沿った多様な施策を展開してまいります。
2	母親が自分の時間を持つことも大切だが、それは一時の息抜きにしかならない。赤ちゃんや子供とのコミュニケーションを深め、お互いに楽しむことができるとよい。親の子育て力の向上には、おむつなし育児講座が有用で、多くのお母さんに知ってほしい。情報交換や交流の機会、気軽に相談ができる場でもある。0～2歳くらいの子どもを持つ母親の悩みである、夜泣きとトイレトレーニングについて、情報交換や交流できる機会はニーズが高く、対応、検討を求める。	1	現在、区内には様々な子育て支援をされている団体があります。区民及び地域コミュニティが相互に助け合い、区民の子育てや子どもの自立を支援する活動が充実・拡大することで、地域の子育て力がより高まることを目的に、区では、子育て支援活動を行う団体や個人に助成を行っています。いただいたご意見の講座も含め、今後も地域で子育て支援活動を行っている団体への支援を充実し、地域の子育て力の向上を目指してまいります。

3	子育て力に欠ける親が増えており、子育てに必要なノウハウを習得し、子育てに責任と自覚をもつ親となるための支援が必要。	3	いただいたご意見につきましては、今後の子育て支援施策・事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
4	子どもは親をじーっとみている。親は子どもをもっと見てあげてほしい。	1	
5	少々泥を食べたって構わないくらい清潔志向から脱却し、五感はどう育つか、教育や現状報告を子育て世代にして、おらかな子育てへの意識改革をしていくべき。	1	
6	0歳児を持つ親の育児力を高める交流事業BPプログラム赤ちゃんがきた等の全区的実施を。	1	
7	中学生以上になると、自分の人生を自分で進むため、親から自立する準備として、親の言う事を聞かなくなる。子どもは、同じ状況の友達と強がりを行いながら進んでいる。この時、子どもが望んでいる事が、良きアドバイスであり、親は子どもにとって、最も良き、最も強きアドバイザーになるべきで、なれるはずである。	1	子どもの発達段階に応じて、依存と自立の葛藤を抱えている思春期の子どもの発達成長を理解し、親としての関わり方を学ぶことは、家庭教育の大事なテーマのひとつです。親が自信を持って子育てをすることができるよう、家庭教育の支援に取り組めます。
8	公園や児童館で皆と同じ行動ができない子を抱えて一人でしんどそうにしているママによく会う。プレーパークや自主保育ではその子の個性、やりたい事を尊重しており、行き場のないママがここでホッとしている。産前、妊婦学級等でこの場の存在を伝えてほしい。	1	プレーパークや自主保育など、区内には乳幼児が外遊びのできる機会をすすめる活動がたくさんあります。今後は更に乳幼児の外遊びの機会を広げていくことを検討していくとともに、外遊びの活動のPRのひとつとして、母親学級などを利用した産前家庭への周知にも取り組んでまいります。
9	他地域でよくやっているブックスタート(赤ちゃんの定期検診時の絵本プレゼント)を導入してほしい。	2	第2次世田谷区立図書館ビジョン(2015年3月策定予定)の「基本方針1.0歳児からの読書を支える図書館」の中でブックスタート事業を検討しております。

10	在宅で乳幼児を育てている親が、通院や用事の際に、また息抜きなどのために利用できる一時預かりを充実してほしい。	4	多様な生活形態に対応した保育サービス、一時預かり事業の充実は重要であると考えています。計画案では、「親がりフレッシュできる場・機会の充実」、「多様な保育サービスの提供」の一環として、一時預かり事業の拡充について記述しています。
11	区の保育を補完するサービスである世田谷区社会福祉協議会のふれあい子育て支援は、利用時間が7時～21時。6時から利用できるサービスの拡充を求める。	1	いただいたご意見につきましては、今後一時預かり事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
12	地域の人と顔見知りになれ、知らない人に預けるといふ不安もないふれあい子育て支援事業はよい事業だと思う。類似のファミリー・サポート・センター事業を実施すれば、国からの補助金も入り、援助者の研修などを通じて質も向上するので、是非、実施してほしい。	1	いただいたふれあい子育て事業に関するご意見につきましては、世田谷区社会福祉協議会に情報提供させていただくとともに、区といたしましても、子ども計画策定時に行った区民アンケート結果などを踏まえ、各種の子ども子育て支援施策の充実・強化を図る中で、ファミリー・サポート・センター事業についても検討してまいります。
13	産後、リフレッシュのため、ヨガなどに参加したが、どこも自己紹介から始まり、知り合いを作らなければいけない感じがして苦痛で、参加しなくなった。そういう人ばかりではないと認識すべき。	1	貴重なご意見ありがとうございます。イベントに参加される方々が様々な思いをもって参加されていることを受け止め、今後の事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
14	子育ては社会が受け皿になり、乳幼児を持った親が育児から解放される機会が必要。1週間又は1か月に1日、子どもを無料で保育園に預けることを義務化するなど、親ではない別の人が見る機会も必要で、これは虐待の早期発見にもつながると思う。	1	ご指摘のとおり、虐待の予防・早期発見の観点からも、子育て中の親が育児から解放される機会は必要であると考えております。計画案では、親がりフレッシュできる場・機会の充実を掲げ、一時預かりの拡充などを進めることにより育児不安を解消し、子育て期を楽しめる環境づくりを進めることとしています。
15	妊婦期からのマタニティピクス無料レッスン等、妊婦時代から定期的に交流する場を作っておくと良いスタートをきれると思う。	1	定期的な集いではありませんが、各総合支所において、母親学級・両親学級を開催し、地域の中での交流を促すプログラムを実施し、集いのきっかけ作りを行っています。また、地区会館や児童館でも妊娠期からのボディケアなどの場を提供しております。今後の開催について周知を徹底してまいります。

16	ヨガ、ピラティス、ベビーマッサージなどを企画してほしい。また、区にあるそれらの情報をマップに分かりやすくまとめてほしい。(親子で参加できるのか、いくらか等)	1	ご要望の内容の講座は、きっかけづくりのため、各所管で開催されています。継続的实施については、民間のサークル等への参加をご案内しております。イベントや講座のご案内については、ホームページやアプリを活用してご参照いただけるよう情報をまとめてまいります。
17	妊娠期からの支援について、母親学級の土曜実施の充実及び布おむつについて沐浴指導のように教えてほしい。	1	休日実施の両親学級は、事前申し込み制で今年度は回数を増やし、希望者にはほぼご参加いただいております。おむつ替えの実習も時間をとって実施しており、徐々に充実させてまいります。
18	産後の赤ちゃん訪問について、里帰り出産した自治体では望むだけ訪問してくれて、おかげで一番つらい産後1～3ヶ月を乗り切れた。区の赤ちゃん訪問は1回限りで、時間も短く保健師がせかせかしている感じがした。産後1～3ヶ月が心身共に大変な期間なのでその時期にポイントを置いて母子を手厚くサポートすべき。	1	乳児期家庭訪問事業は、産後のデリケートな時期からの支援の要と考え、すべてのご家庭に伺えるよう体制を整備しているところです。初回の訪問は委託指導員であることが多く、1回限りとの説明があったものと思われませんが、必要に応じて地区担当保健師に引継ぎ、継続した支援を行うことができるようにしております。 実体験として、よい印象をいただけなかったことを真摯に受け止め、よりよい支援につなげられるよう努めてまいります。

3 保育・幼児教育の充実 64件

意見の概要	件数	意見に対する区の考え方(案)
1 待機児童の解消に向け、保育所の整備を進めてほしい。	8	<p>近年、子育て世代の就労の状況や就労形態の変化に加え、転入等により区における乳幼児数が増えていることなどから、保育サービス施設利用希望者が非常に多くなっております。</p> <p>平成26年4月の認可保育園の入園申込者数は5,363人で、待機児童は昨年の884人から1,109人と増加し、2年連続で過去最多を記録してしまい、多くの区民の皆様にご迷惑をおかけしており、誠に申し訳なく思っております。</p> <p>子ども施策の中でも、保育の基盤を整備し、待機児童を解消することは重要な課題のひとつであり、全庁を挙げて、その解決に取り組んでおります。</p> <p>区では、人口推計などから算出した需要量見込みに基づき、平成26年4月時点で約13500人の保育定員を、平成31年までに、約2万人まで確保することを目標としております。</p> <p>今後も、認可保育所の増設を基本にしながら、小規模保育事業などのあらゆる手法を駆使し、保育待機児解消に向けて全力で取り組んでまいります。</p>

2	平成31年度までの数値目標を掲げているが、保育所整備のスピードをあげ、早急に待機児童の解消を図るべき。	3	<p>区は、平成31年までに、約2万人の保育定員を確保することを目標とし、平成27年度に約1,400人分の定員拡充の計画を掲げております。</p> <p>目標の実現には、財源や用地の確保などが重要であり、全庁を挙げて、取り組んでおります。</p> <p>整備にあたりましては、区民の方のニーズの高い認可保育園の新設を中心に、保育の質の確保を図りながら、整備を推進しております。</p> <p>今後も、国有地・都有地・区有地などの公有地や、民有地の活用を促進した用地確保に取り組みますが、保育の質の確保を基本とし、保育が必要なお子さんを一人でも多く、また、1日でも早くお預かりできるよう、保育施設整備に全力で取り組んでまいります。</p>
3	待機児童問題は急務で保育の質の維持というが、質の高い保育を提供できる企業もいるし、将来あるか分からない倒産のリスクなどを過度に警戒することなく、企業参入を本格的に検討すべき。どこでもいいから今とにかく預けたいと言う人も多いはず。	1	<p>区は、平成25年7月に、認可保育園の整備・運営事業者の参入要件を見直し、株式会社やNPO等も認可保育園を開設できることとしました。</p> <p>区としては、子どもの最善の利益を守る観点から、保育運営主体に関わらず、設置の際に必要な確認・審査を丁寧に行うとともに、運営開始後も、運営面に対する支援を積極的に行い、保育の質の確保と保育待機児童の解消に全力で取り組んでまいります。</p>
4	生む時期を選ぶ事なく、4月入園だけでなく途中入園についても真摯に検討してほしい。いつでも入園できれば、長期に育児休暇取得して、低月齢、低年齢の保育の需要が減るのではないか。	3	<p>入園選考につきましては、4月のみならず毎月行なっているところですが、在園児が卒園するなどの理由により4月入園時の入園可能数が最も多くなることはやむを得ないものと考えております。しかしながら、年度途中でも入園しやすいよう施設整備等を進めてまいります。</p>
5	区境付近の区をまたいだ保育サービスの連携を図ってほしい。また、マンション等設置者、病院、寺院、大学等と連携して保育サービスの充実を図るべき。	1	<p>認可保育園の入園申込みにつきましては、住所の制限はなく、区内在住者の区外の保育園への申込みが行えます。</p> <p>マンション等との連携につきましては、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」において、一定規模以上の集合住宅の建築について、保育所等設置の協議を義務付けており、協議の結果、設置予定となった計画地もあります。</p> <p>民有地の活用につきましては、区ホームページやチラシ配布など様々な媒体を通して周知を行っており、頂いたご意見も参考にさせていただき、多様な団体等と協議できるよう検討してまいります。</p>

6	<p>開発に伴い子育て家族が増加しているが、保育園の数は全く足りていない。戸数によっては園の設置を義務付けてはどうか。また、老朽化しているシルバーセンターや児童館等、建て直しがあるなら園と一体化する方法もある。子どもは地域の目が必要。工夫して予算を有効に、目に見える形で使ってほしい。</p>	1	<p>現在、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」において、一定規模以上の集合住宅の建築について、保育所等設置の協議を義務付けており、協議の結果、設置予定となった計画地もあり、引き続き、積極的に設置に向けた協議を進めてまいります。</p> <p>また、公共施設整備方針に基づき、各施設の状況等に応じて、合築、複合化など効率的な施設整備の取組みを進めており、施設跡地に私立認可保育園を整備するなど、公共施設跡地の有効活用につきましても、併せて取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、民有地の土地・建物等も含め、財政的な配慮をするとともに、保育需要を見定めながら、全力で施設整備に取り組んでまいります。</p>
7	<p>保育施設を老健施設とセットにし、将来的な需要増減に備えるべき。</p>	1	<p>保育施設と介護老人保健施設を併設した施設整備につきましては、各施設における異世代間の日常的な交流等が期待できます。両施設を整備できる十分な面積をもった用地を確保する必要があるなど、一元的な整備を推進することに困難な側面もありますが、整備に必要な面積が確保された都有地を活用した施設整備においては、これまでも、保育施設と高齢者施設等が隣接した施設整備に取り組んでおります。今後もニーズに応じて、他の関係所管課と連携しながら、福祉施設整備を進めていきたいと考えております。</p>
8	<p>0歳保育をなくすべき。希望する親は、1歳で入れないと困るという理由がほとんど。0歳児は集団生活に向かず発達の妨げになっているし、親も全て保育園任せで親としての自覚も育たないと思う。</p>	1	<p>0歳児から保育を必要としている方も多くおり、0歳児保育については、引き続き実施していく必要があると考えております。</p>
9	<p>自営業やフレックスタイム等の不規則な就業形態である人も保育園に入れるようにしてほしい。</p>	2	<p>区は、認可保育園の入園選考にあたっては、保育に欠ける程度、すなわち入園の必要性の度合を指数化するポイント制で実施しております。その際、就労要件の場合は、会社勤務や自営業など就労形態が異なっても、週の就労日数や時間により同様に選考を行っております。</p> <p>認可保育園の入園選考では、特定の方にとって有利なことは、他の方にとっては不利になるという関係性があり、選考方法につきましても、保護者間でも立場の違いから様々なご意見がありますが、入園に向けて一斉に効率的・効果的な選考を行うため、客観性・公平性が確保できることからも一定のご理解をいただいているものと認識しております。しかしながら、保育に欠ける度合いを公平に判断する際の手法については、区民の</p>

			皆様の声や社会情勢の変化により、今後も引き続き慎重に検討を重ねていかなければならないと考えております。
10	同ポイントの場合に収入で順位が決まる選考基準を見直すべき。	2	<p>区は、認可保育園の入園選考にあたっては、これまで積み上げてきたポイント制を採用しており、就労や疾病などの状況に基づく実施基準と、兄弟や育休などの状況に基づく調整基準、更には同一指数の場合の優先順位を定め、公平・公正な選考に努めております。</p> <p>こうした中で、同一指数世帯の優先順位につきまして、平成22年4月選考より、所得階層の低い世帯から選考する順番を、それまでの第4段階から第2段階に繰り上げております。これは、21年度の苦情審査会でのご指摘や、平成21年度に待機世帯を対象に行ったアンケート(半数以上が低所得者を優先すべきと回答)の結果を受けて、改めたものです。</p> <p>認可保育園の入園選考では、特定の方にとって有利なことは、他の方にとっては不利になるという関係性があり、選考方法につきましては、保護者間でも立場の違いから様々なご意見がありますが、入園に向けて一斉に効率的・効果的な選考を行うため、客観性・公平性が確保できることからも一定のご理解をいただいているものと認識しております。しかしながら、保育に欠ける度合いを公平に判断する際の手法については、区民の皆様の声や社会情勢の変化により、今後も引き続き慎重に検討を重ねていかなければならないと考えております。</p>
11	世田谷区で育った人には何らかのポイントをプラスするなど選考基準を見直してほしい。	1	区民である期間の考慮については、長年世田谷区に居住している保護者が入園できずに、最近転入してきた世帯の子どもが入園する事例がありますが、転勤が多い職種の方は本拠とする住まいが区内にあっても住所異動せざるをえない事例のあること等を踏まえると、一定の年数で加点ないしは優先することはなかなか難しいところです。今後の検討課題としてまいります。
12	子育てと介護を同時に担っている家庭への支援を整えてほしい。仕事のための保育は整ってきているが、通院、付き添い、介護のための保育が不十分。	1	区立・私立保育園、保育室、一時保育専用施設で実施する一時保育は、保護者が親族の看護・介護にあたるときにおいても利用できることになっています。今後も私立保育園を整備していく際に、一時保育の整備を促進してまいります。

13	就労しているひとり親家庭への支援に最も重要な施策は保育である。病院勤務の看護師や医師をはじめ、介護施設など24時間の交替勤務の職業も増えていることから、朝6時台からの保育時間の開始及び22:15までの延長保育を実施する園の拡充を求める。	1	認可保育園における延長保育につきましては、区民の皆様の多様な勤務形態の方々に対応するため、平成26年12月現在、13時間延長の24時間保育を1園、4時間延長を5園、2時間延長を25園において実施しています。区といたしましては、今後も皆様のニーズをとらえ、ご利用しやすい多様な保育サービスの充実に努めてまいります。
14	延長保育の定員の増加を希望する。	1	認可保育所を中心に整備を進め、保育園の拡充に努め、また、家庭と協力しながら一人ひとりの子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムを作ることができるよう、必要に応じ延長保育の実践をしてまいりたいと考えております。
15	退職保育士をフル活用して突然の急用(例えば病院、介護、上の子の幼児等)に対応できる預かり保育をしてはどうか。当日に預けたい人がいる。	1	退職された保育士の活用も含め、突然の急用に対応できる預かり保育についての参考とさせていただきます。
16	保護者の出産・病気の時、兄弟姉妹の病気の時、24時間すぐに子どもを安心して預けられる保育所や学童保育所を病院隣接地に整備してほしい。現行の緊急一時保育等は急病に対応していない。	1	24時間保育、緊急保育、一時保育は、利用される子どもの人数や年齢、特性、アレルギーの有無等に応じて、職員の配置や食材注文の配慮などを行っているため、お子様を安全にお預かりする上で事前に面接等を行っております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
17	緊急一時保育の制度を見直し、事前に登録を受け付けてほしい。氏名・住所・家族構成等の基本事項を事前に登録し、緊急時に理由を申請するだけにしてほしい。	1	
18	区立保育園での「緊急保育」受入れは全く使えないのが現状。ほととステイなどの一時預かりを含め、事業主と区が協力して保育環境の整備を。	1	
19	園庭がないために近隣の公園を園庭代わりに利用することで近隣住民は苦しみを強いられる。大規模公園はともかく住宅密集地の中の公園には保育園の庭代わりとして立ち入ることを止めてほしい。	1	幼児期に運動することは子どもの成長にとって不可欠なことと考えます。近隣にお住まいの方にご協力とご理解が得られるよう努めてまいりますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

20	区民が安心して、気軽に利用できる価格で、共働き世帯や孫を預かる祖父母も利用でき、土日祝も利用できるベビーシッターサービスの提供を提案する。	1	ベビーシッターサービスの提供については、在宅子育て支援の参考とさせていただきます。
21	小学校低学年くらいまでは病児保育を利用できる制度を設けてほしい。	1	今後も病児保育施設の整備に努め、利用しやすい制度づくりに努めてまいりたいと考えております。
22	認証保育所を利用する人への補助をもっと手厚くしてほしい。	1	区では、認可外保育施設の新制度における認可施設及び事業への移行支援を行っております。新制度の認可施設及び事業となることで、保育内容の充実を図りつつ、応能負担でご利用いただけるようになりますので、認可外保育施設を利用する方への補助と同じ効果が期待できます。 認可外保育施設を利用する方々から利用者への補助を望む声があることは認識しておりますが、区といたしましては、新制度への移行支援を優先したいと考えております。
23	子どもが0歳のときには、少人数での保育が良く、保育ママの育成に力を入れてほしい。	1	「保育ママ事業」は、家庭的な雰囲気の中で少人数保育が行われる点が利用者の方々から評価を受けており、多様な保育ニーズに応える一つの手法であると認識しております。一方で、一軒の家の中で保育が行われる事業の特性から、保育者が孤立しやすいといった課題もあります。 区といたしましては、こうした課題の解決が期待できる新制度上の家庭的保育事業を推進するとともに、今後の保育ママのあり方についても検討を進めたいと考えております。
24	区立幼稚園を限りなく現状を維持した状態で存続させながら保育機能を持たせるよう、今後も尽力してほしい。	1	今後、区立幼稚園は、幼稚園と保育園両方の機能や特長を併せ持つ認定こども園へ移行する予定です。移行にあたり、これまでの区立幼稚園の教育・運営の内容を活かしていくとともに、幼稚園の入園数等を考慮して定数を設定していきます。
25	現在、私立幼稚園は人数が多く狭き門となっており、区立幼稚園に全員の受け皿があると分かれば親子ともども精神的負担が軽減されるため、区立幼稚園は抽選でなく全員入園できる仕組みとしてほしい。	1	幼稚園の学級定員は、職員の配置基準や施設基準があるため簡単に増やすことは困難ですが、子ども・子育て支援事業計画による需要数を指標として判断していきます。

26	幼稚園の入園希望者が増えており、幼稚園浪人が出てきている。幼稚園を増やしてほしい。	4	世田谷区内の私立幼稚園の収容総定員に対する就園率は約90%となっており、区全体としては、受け入れ可能な状況となっております。地域による実情に違いもあることから、今後、検討しなければならない課題と考えています。
27	どこの幼稚園も空きがなく、転入者は幼稚園の入園が難しい、大変であるということの情報を提供するべき。	1	私立幼稚園の入園につきましては、各園が決定しております。空き状況等につきましても、区として把握はしておらず、各園に直接お問い合わせいただいております。
28	区立幼稚園に通っているが、自転車通園が認められておらず、遠い距離から通っている人は皆困っている。園バスが無理ならせめて自転車通園を認め、駐輪スペースを各幼稚園に設けるか、バス等公共機関との連携で通園バスを発行するなど、徒歩通園が困難なケースにも注目して解決先を検討してほしい。	1	幼稚園は一斉の登降園のため、一時的に多くのスペースが必要になるため、園における駐輪スペースの確保や安全管理の問題もあり、困難な状況です。 また、園バスの運行は費用の問題や園での乗降車のための駐車スペースの問題もあり困難と考えます。ご理解、ご協力をお願いします。
29	保育現場では、安心安全である事を第一に考えて、様々な取り組みを実践する必要がある。	1	保育現場では、安心安全であることを第一に、様々な取り組みにあたりたいと考えております。
30	自給率向上、子どもの国内ご飯の食習慣の定着、食育安全上の配慮のため、給食食材はできるだけ国内食材を使用し、自給(ご飯)をできる限り進めてほしい。	1	区立の小中学校では、週3回以上の米飯給食の実施を目指しており、国産米を使用しています。他の給食食材につきましては、生鮮品は国内産を使用することとしており、加工品についても出来る限り国内産を使用することとしております。
31	待機児対策で認可、認証保育所が増えているが、園庭がないなど保育の質が心配なので近くの公立園との連携が図れる施策があるとよい。	1	区では、総合支所管内にあわせ5つの地域(世田谷、北沢、玉川、砧、烏山)で、地域の保育施設が集まり、情報を共有し、地域で支えあい、連携する活動に取り組んでいます。 また、区立小・中学校においても、地域の子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの一環として、各小・中学校の活動に支障のない範囲で、運動会や学芸発表会等の園行事を実施するために、校庭や体育館等学校施設の貸し出しをしています。
32	保育の質の向上に向け、様々な職種や機関での意見交換が重要である。	1	今後とも、研修・保育ネット・事務連絡会など、様々な機会をとらえて、グループワークや意見交換を行うよう努めてまいります。

33	保育に携わっていて、近年子育て力のない親が多いと感じており、保育現場で子育て・親育てができると良い。計画の中で保育に関する取組みがより詳細になるといい。預けっ放しにならないように共に将来の人材を育てるチームになれればいいと思う。	1	保育園の役割として、保護者支援・地域の子育て家庭の支援も重要な役割となっております。また、世田谷区保育理念・方針においても、保護者とともに心豊かな子育てを目指すこととしております。今後とも、保護者が子育てを楽しんでいることができるように、保育の質の向上に取り組んでまいります。
34	保育園の布おむつ利用及び助成について継続すべき。	2	布おむつを使用するか紙おむつを使用するかにつきましては、衛生面も含め保育現場の意向もふまえながら決めていくものと考えております。
35	子どもが主体になるため、現場の保育士自身が保育実践の主体として、生き生きと保育していることが必要。保育内容は現場の子どもとつくるものであり、子どもと若者がいきいきわくわく生きていくために、大人が“いきいきと生きるモデル”であり続けることができる現場を大切にしたい施策を。	1	現在、策定中の世田谷区保育の質ガイドラインにおいても、保育現場に勤務する職員が安心して保育に従事し、常に前向きに保育に取り組む姿勢が大切と考え、職員の労働条件や職場環境の整備など運営体制についての項目を設けております。今後とも、現場の職員が安心して子どもに接することができるような運営体制を整えることができるよう支援を行ってまいります。
36	保育園と名がつくだけで、中身は託児所と一緒に。公園も少なく職員が子どもと走り回っている姿が全く見られない世田谷区では、保育士が確保できないのではないかと。	1	
37	保育士不足解消のため、一定の研修を受けた人に準資格を与えるなどして、子育て支援施設で従事できるようにするべき。	2	区では、これまでも保育士の専門性が重要であるとの認識のもと、保育士の確保・育成に努めてまいりました。今後も、国の動向等も注視しつつ、保育に携わる人材の確保・サポート態勢を築いてまいります。
38	保育士の確保は、厚労省の安易な新しい資格者を任用するのではなく、保育士資格を持ちながら働いていない人材を活用したり、給与、短時間勤務等の処遇の改善・充実によって対応すべき。また、現に保育の補助をしながら、資格取得を目指している人のサポートも必要ではないかと。	1	

39	保育士を確保するとともに、待遇を充実し継続して勤務できる環境整備が必要。	1	保育士の確保のため、処遇改善等更なる待遇の充実に努めております。
40	保育園内において保育士の数が少なく現場はとて大変で、素案に書いてあることを成すためには保育士の適正な人数の確保が必要。	1	これまでも基準に見合った適正な人数の配置について確認しております。今後も適切な配置をしているか確認してまいります。
41	保育士の質という点において質の低い保育士が見受けられ、そのことが改善されるシステムがない。また、運営管理者の中に適さない者がいても何も改善されない。現場の状況をよく把握して対策を。	1	巡回指導相談や研修などの機会をとらえ、保育士の資質向上に努めてまいります。
42	人を育てるということは、未来を育む先行投資であり、時間もコストも心もたっぷりかけなければいけない。ただのサービスではなく、関わる人が子どもの健全育成の視点を大切にして取り組む必要がある。	1	乳幼児をお預かりする保育施設は、子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる責任があります。今後とも、子どもを中心とした保育を推進し、子どもたちにとって最もふさわしい生活の場であるよう努めてまいります。
43	待機児童解消だけでなく、ガイドラインを守ろうとする姿勢があり安心した。保育の質の向上に向けた取り組みを進めてほしい。	1	今後とも、保育の質を維持・向上に取り組み、子どもたちのためにより保育が提供できるよう努めてまいります。
44	子どもが主体。子どもの今を保障しないと未来につながらない。その通りだと思う。区の保育園は固定遊具が少なすぎる。子どもが自体的に行動、遊びを充実させていくためにも、身体づくりのためにも考える必要がある。公園からも遊具が減っている現状を見直し、利用する保護者にも遊びのルールや子を見守る方法などを伝えていく必要がある。	1	区立保育園については、園庭の形状、面積、定員等を考慮して遊具を配置しております。遊びのルールや見守り方法などは公園等を利用する保護者などの中で情報交換などを行なう中で伝えてもらいたいと思います。

45	認定こども園への補助を、子ども数に比例して行うべき。園庭と公園についてもしっかりと確認を。	1	子ども・子育て支援新制度では、教育や保育などに通常必要とされる費用の額などを勘案して国が定めた費用の額が、公定価格として各施設に給付されます。その額は、施設を利用する子どもの数や年齢などに応じて支払われる「基本額」と「各種加算額」の合計となっております。 また園庭につきましては、幼保連携型認定こども園では、園庭の設置が必須事項となっており、その場所についても園舎と同一敷地内又は隣接地に限定されています。
46	保育と幼児教育が別の物かのように捉えていると感じる。保育園では幼児教育が受けられないという不安が保護者の中にある。保育は養護と教育を一体的に行うものという保育指針の基本に立ち返り、保育と幼児教育は本来一体であるとの文言へ書替えを求める。	1	本計画案においては、保育は「保育所等において就学前までの子どもを対象に養護と教育を一体的に行うもの」と定義しており、保育所においても教育が行われていることを踏まえて策定しております。

4 支援が必要な子ども・家庭のサポート 40件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	虐待する親への支援、教育が必要である。	1	家庭内の背景は様々ですので、相談支援体制の充実や親支援講座が効果的に実施できるよう進めてまいります。
2	子育てと介護を同時に担っている家庭への支援を整えてほしい。メンタルサポートを含めて、子ども高齢者家庭が共存できるような仕組みづくりを。	1	介護を担いながら子育てをしている保護者については、介護・付き添い等の時間にもよりますが、一時保育の利用対象となっています。今後、事業計画に基づき、一時保育を含めた預かり事業の拡充を進めてまいります。また、計画案では、重点政策の切れ目のない支援の一環として、地域包括ケアの推進を掲げており、介護、障害、子育て等複合的な課題を抱えた家庭の相談体制の強化を進めていくこととしています。
3	ネグレクトは家庭の中が見えにくく生活の実態が分からない、子どもの生活状況が見えにくい、親との関係が取りにくい、貧困、精神疾患など様々な理由が重なり改善を困難にしている。問題の解決に向けた足掛かりとして、区におけるネグレクト実態を調査し、必要な支援や方法を見出すべきである。	1	虐待の中でもネグレクトは介入が難しいと考えております。時間をかけて保護者、子どもへのアプローチを検討し、調査・分析を蓄積する中で、改善できる方向に進めていくよう取り組んでまいります。

4	学生ボランティア派遣事業について、学生の派遣期間や対象児童の見直しを行い、拡充すべき。	1	いただいたご意見につきましては、今後、学生ボランティア派遣事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
5	ネグレクトを受けている子どもの生活経験の幅を広げる場を提供し、生活文化や生活習慣を習得できるような事業を行うべき。	1	いただいたご意見につきましては、今後、児童虐待防止対策施策の検討を行う際の参考とさせていただきます。
6	ネグレクト問題の解決へ向け、小中学生を持つ親への子育て支援として、研修・講座・ワークショップを実施し、子どもの明日を夢見るポジティブな子育ての実現を。	1	
7	ネグレクト問題の解決へ向け、学童クラブ卒児の夏休み教室を行うべき。	1	いただいたご意見につきましては、子ども計画策定時に行った区民アンケート結果などを踏まえ、各種子ども子育て支援施策の充実・強化を図る中で検討してまいります。
8	マルトリートメント(不適切な養育)を考える講座・講演会の開催や、住民企画による講座やワークショップ開催することを通じて、地域住民の気づきや見守りを推進し、地域が進める虐待防止活動を展開すべき。	1	地域の虐待防止への普及啓発は重要と考えております。要保護児童支援地域協議会を活用した地域の見守り、気づきの感度を上げる等取組みを進めてまいります。
9	医院を受診せず母子手帳を持たない妊産婦やDVから逃げている人への支援を。	1	それぞれの家庭の状況やニーズに応じた、きめ細かい情報提供や相談等の支援を強化してまいります。
10	予期せぬ妊娠をした女性へ支援を。自分では育てられないが出産して特別養子に出すことを希望する人も少なからずいる。特に中絶できなくなった女性を孤独な子育てに追い込まないよう地域での見守りを促進し、育てるのが困難な時には専門機関で支援を。	1	妊娠に伴う悩みや不安については、健康づくり課の保健師がご相談をお受けしております。また、妊娠届出時にアンケートを実施し、妊娠してお気持ちとして戸惑いや辛さ、不安などをお持ちの場合には保健師が面接・電話等でコンタクトをとらせていただくとともに、ご意見のような特別な事情を抱えた方については、東京都の妊娠相談窓口を周知させていただくなどの対応を図っております。さらに、子ども家庭支援センターも妊娠期からの支援を担っており、必要に応じ児童相談所との連携もとりながら、継続した対応を行ってまいります。
11	居所不明児の徹底調査を。	1	子どもの所在と安全を区として継続的に把握するために、住民に身近な基礎的自治体だからこそできる確認体制を構築してまいります。

12	無戸籍の子ども(大人)を調査して、支援してあげてほしい。無戸籍の子どもの親又は本人の手助けが出来る人員を確保し、相談に応じ対処し、また、対応できる窓口があると周知してほしい。	1	戸籍に記載のない方に関する情報の把握及び支援については、東京法務局長の依頼を受けて、区として情報の把握等に努めており、東京法務局と連携し戸籍の記載手続きの支援をしているところです。 また、相談につきましては、全国の法務局や区内各総合支所戸籍係において対応しております。相談窓口につきましては、区の広報等により周知を行ってまいります。
13	無戸籍児という恐ろしい状況を作らないため民法規定の改正を働きかけると共に最低限区内で生まれた子どもの住民票を確実に作ること。	1	出生による住民票の作成は、出生届の受理を基本としつつ、出生届が提出できない場合でも将来的に戸籍の記載が行われる蓋然性が高いと認められる場合などに住民票の記載を行うことができるとされています。区においては、これらを踏まえその手続き等の相談対応を行っております。 住民票を確実に作成するためには、出生届の届出義務者等が戸籍係・出張所等に相談していただき、戸籍に記載し住民票の作成へと支援していくことが、重要であると考えております。
14	認可保育園に障害児枠があるが、実際は集団保育可能な児童だけと制限があり、多くのママたちが仕事を辞めざるを得ない状況がある。入園できず働かないといけないうママ達にはベビーシッター代や個別の保育代など別途補助金を支給すべき。障害児手当のみでは生活できず、差別なく保育できる環境を整備してほしい。	1	区では、ノーマライゼーションの考え方を基に、定員に障害児保育枠等を設けることなく、集団保育が可能なお子様について、保育の入所要件に照らし、指数の高い方からご利用いただいています。保育園は乳幼児が集団で生活する場であり、現在の状況では、医療ケアが必要なお子さんなどの重度障害児の保育には限界があります。 重度障害児の日常を過ごす環境の整備や個別の補助につきましては、今後、関係所管課と連携し、検討してまいります。
15	緊急介護人の制度を改正してほしい。(介護事業所の訪問介護を利用できるようにするなど)	1	障害者総合支援法に基づくサービスが充実するよう、ヘルパーの育成等の支援を行うとともに、国に対しても、制度の充実を求めてまいります。
16	短期入所がなかなか利用できない。居宅介護の利用で振り替えできないか。	1	使い切っていない支給時間を、他のサービスに振り替えることはできませんのでご了承ください。
17	移動支援に、保護者帰宅までの居宅介護を含められるようにしてほしい。	1	帰宅後、家事援助か身体介護が必要である場合は、居宅介護を受けられる場合もございます。
18	障害児の「見守り」を、居宅介護で認めてほしい。	1	居宅介護は国の定める制度であるため、区の判断で見守りを認めることは難しい状況です。ご了承ください。

19	移動支援従事者の資格を、保育士、看護師、保健師、助産師、教員や障害児保育の経験のあるベビーシッター等にも認めてほしい。	1	さまざまな経験をお持ちの方がいらっしゃいますが、安心して従事いただくためにも、研修を受講していただく制度になっております。ただし、看護師資格をお持ちの方は、そのまま従事いただくことが可能です。
20	知的障害児の移動支援の通学利用を、保護者の一時的な病気の時や休息の時等にも適用できるように改正してほしい。	1	通学の移動支援については、区として独自に認めているため、限定的な運用となっております。国における制度の見直しの動向を注視し、事業に反映してまいります。
21	障害がないに関わらず、区民の子どもが地域の小中学校に入学できるようにしてほしい。そのために、通常学級での障害児受入れのための支援員配置や、特別支援学級の増設を求める。特別支援学校に通学すると地域から孤立してしまう。地域の学校に通う事が障害児とその家庭には生きる力になるので、特別支援学校にかかる費用を地域の学校に通えるために使ってほしい。	1	教育委員会では、本人・保護者の意見を可能な限り尊重しながら、障害のある児童・生徒がその年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、今後とも、障害のある児童・生徒の就学先について、保護者、学校とともに考えてまいります。また、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対しては学校支援員を派遣するなどの支援をしております。なお、平成 26 年度から人的支援の充実に向けて、学校包括支援員モデル事業を実施しております。その他に特別支援学校に在籍する児童・生徒が地域の学校に副次的に籍を持ち、交流を通して地域とのつながりを持つことを目的とした副籍制度の利用について就学相談の段階から説明してまいります。
22	通級指導を受けるために在籍校を途中で抜けたり、遅れていったりとその間の授業が受けられない。また、学年が上がるにつれて周囲の目もあり、指導が必要なのに行きたがらなくなる等、指導の時間帯に問題があると思う。在籍校での活動に支障が出ない形で通級を利用するためにも、放課後の時間帯にも通級指導の枠を作ってほしい。	1	通級指導学級は通常の学級に籍を置いたまま、週あたり、概ね8単位時間までの範囲で、教育課程を踏まえた特別の指導を受ける学級です。この指導をすべて放課後の時間に設定すると、児童・生徒の負担が過重になることから、一部の授業に替えて、通級による指導の時間を組み込んで指導を実施しているところです。今後、ご指摘いただいた点を踏まえつつ通級指導学級と在籍校の学級担任、保護者の三者が情報交換を密にしながらより効果的な通級指導を進めてまいります。なお、小学校の情緒通級指導学級について、東京都には児童が学級設置校に通う現在の方式から教員が対象児童の在籍する学校に巡回指導する方式に変えていく計画(特別支援教室構想)がありますので、こうした動向も踏まえ、考えてまいります。
23	発達障害者は特殊ではなく、近頃は多数を占めてきており、子育てできない親にも発達障害が疑われる。広く区民に現状を周知し、対応すべき。	1	発達障害は、見た目には分かりにくく、また、どこからが障害であるかの線引きが難しい障害であることから、周囲から理解されず誤解を招くことも少なくありません。区では、発達障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、地域社会に対する理解啓発に力を入れてまいります。

24	一時保育を充実してほしい。子どもが発達障害疑いで現在療育に通っているが、幼稚園に入れるまでが大変で難儀した。早期から一時保育を利用し、子どもが他の子や大人と触れ合えたらどんなに良かったらと思う。保育サービスをもっと受けられれば早期発見にもつながると思う。	1	区内には、理由に関わらずご利用いただけるほっとステイやおでかけひろば内の一時預かりがありますが、今後も理由を問わない一時預かりが利用しやすくなるよう検討してまいります。
25	子どもを18歳未満で区切らず、18歳以降の発達障害の若者や、診断、指摘がなく特別支援学級等へ通級した経歴がない若者を支援する施設や就業支援等、環境基盤整備を希望する。	1	区では、平成27年3月より、知的な遅れを伴わない発達障害の方を対象とした障害者就労支援センター「ゆに(UN!)」を開設いたします。「ゆに(UN!)」では診断の有無に関わらず発達障害者の就労・自立に向けた相談に応じるとともに、通所施設を併設し就労準備や定着支援等を行います。今後も生きづらさを抱えた若者の支援施策などと連携し発達障害者への支援の取り組みを進めてまいります。
26	民間の発達専門の塾を利用した場合の費用助成や発達障害相談・療養センターげんきでの療育期間の延長、指導日数を増やす必要があると思う。発達には個人差があり、きめ細かなサポートをお願いしたい。	1	区では児童福祉法に基づき、発達障害を含む障害児に対し、集団生活への適応訓練や生活能力の向上のために必要な訓練を継続的に行う場である障害児通所支援の利用に対し費用の負担を行っております。利用に関する詳細はお住まいの地域の総合支所保健福祉課にお問い合わせください。 また、発達障害相談・療育センター“げんき”の療育につきましては、ひとり一人の状況に即したきめ細かい支援が行えるよう見直しを検討してまいります。
27	子どもの貧困対策として、空き家を使って福祉喫茶を設置し、学校給食センターと連携して配食サービスを実施する等、貧困家庭の児童への食の支援を。	1	いただいたご意見につきましては、今後、生活困窮家庭に対する支援策の検討を行う際の参考にさせていただきます。
28	生活困窮家庭の子ども達の支援を多様にし、18歳まで確実に支援できると良い。また、子どものことを精神的にも経済的にもまったく受け入れられない親子への支援も考えるべき。社会に出てからでもその人がOKと思えるまで支援し続ける場が必要。支援を受けた人達が成長すれば、それを受け継ぐことができやすい。	1	

29	貧困の再生産(連鎖)を防ぐ施策を。	1	子どもの貧困対策については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、今後、庁内で連携しながら総合的な支援の検討をまいります。
30	学習塾に通わせる余裕のない家庭の子どものために、学習の場や機会を。	2	家庭での学習環境に支障がある場合の学習の場や機会の提供につきましては、今後、庁内で連携しながら、検討をまいります。
31	ひとり親家庭支援のかるがもスタディールームに助けられている。塾に通わせる余裕がなく、今後の継続と、多少の利用料が生じてもいいので回数の充実を求める。	1	いただいたご意見につきましては、子ども計画策定時行った区民アンケート結果などを踏まえ、ひとり親家庭支援策の充実・強化を図る中で検討をまいります。
32	ひとり親への生活できる仕事の斡旋と両立支援を。	1	ひとり親家庭の就業支援や生活支援を含め、その人らしい自立に向けた支援を総合的に推進するため、「せたがやお仕事カフェ」や「ぷらっとホーム世田谷」と事業の連携の強化を図ってまいります。
33	国や自治体の施設では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子会が売店や自動販売機を設置しており、区施設に自動販売機の設置や売上金の分配を求める。また、ひとり親家庭が社会の一員として認知され、共助できる仕組みづくりを。	1	いただいたご意見につきましては、今後、ひとり親家庭に対する支援策の検討を行う際の参考にさせていただきます。
34	保育園や小学校の学級閉鎖時に、インフルエンザにかかっていないひとり親家庭の子どもの保育ができるよう求める。	1	
35	区の施策・イベントに、ひとり親が公平に参画できる仕組みを求める。例えば、子育てメッセにひとり親をはじめとする非正規雇用の人なども参加できるよう、隔年で日曜日にも開催してほしい。	1	
36	らぶらす主催のイベントは、男女共同参画とはいえないことが多く見受けられる。母子及び父子並びに寡婦福祉法と都の5カ年計画を順守し、父子家庭の子にも平等な参加の機会を求める。	1	区では、男女共同参画プラン調整計画に基づき、男女共同参画を推進しています。男女共同参画センターらぶらすは、男女共同参画を推進するための拠点施設で、すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現を目指しています。 いただいたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。

37	ひとり親、生活困窮家庭への支援を充実させることは重要だが、収入のある祖父母の支援があるひとり親もいる。生活環境を精査して、本当に支援の必要な家庭に手を差し伸べてほしい。	1	ひとり親家庭の支援として児童を養育している方に支給する手当があります。国の制度である児童扶養手当は、受給者以外に児童と同居し生計を同じくする祖父母等がいる場合は、その所得も審査し、所得制限限度額を超える所得があると支給を制限しています。 ただし、同じひとり親家庭の手当でも東京都の制度である児童育成手当については、受給者本人の所得による支給制限のみとなっていますので、同居の祖父母等の所得が高くても手当は支給します。 いずれも法律や条例に基づき、世帯の生計方法や住居・同居者等の状況を区が適正に審査し、支援が必要な家庭に対して手当を支給しています。
38	今、ゲームやラインでストレスをためて心の行き場所のない小中高生が多い。世田谷から不登校、いじめ、うつ、暴力のない教育の場が必要で、地域でボーイスカウトのようなものがあるといい。	1	青少年交流センターや児童館では、職員が見守る中で、若者が主体的に活動できる場と機会を提供しています。不登校やいじめ等、生きづらさを抱える若者の支援に向けては、これらの施設を拠点として、地域住民との交流を促進し、地域全体で若者を育てていく視点が非常に重要と考えます。引き続き、地域で次代を担う若者を育成する取組みを推進してまいります。
39	生きづらさを抱えた中高生が悩みを相談できるよう、相談できる場所を整備し、それを周知するとともに、医師や民生委員の数を増やす必要がある。	1	区では、生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた総合的支援を目的として、9月に「世田谷若者総合支援センター」を開設したところです。センターの機能として新設した「メルクマールせたがや」では、施設における相談窓口に加え、児童館、青少年交流センター、学校等での出張相談を実施し、相談機会の充実、周知に努めているところです。今後も、多様な相談に対応していくために、民生・児童委員、青少年委員や就労支援、生活困窮者自立支援、障害支援等を行う各種専門機関と連携を図り、総合的かつ継続的な支援を実施してまいります。

5 質の高い学校教育の充実 26件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	PTA活動の内容の見直しを。家庭教育学習など担当するPTA系の負担となっている。子どもの安全や教育の充実に関わるものに内容を絞り、親の負担の軽減と必要な活動への労力の再分配を望む。	1	女性の就労の広がりや、虐待、いじめやネット依存など子育てと学校を取り巻く社会的な環境の変化は大きなものがあります。PTAは、本来、子どものよりよい教育環境の実現を目指して、保護者と教師が共に学び合い、活動する自主的な団体です。よりよいPTA活動をめざし、幼小中PTAの連合体などと協力連携を進めます。
2	小学校の校庭を平日開放してほしい。	1	平日につきまして主に日中は小学校の教育課程で、放課後は新BOPで使用しております。ただし一部の学校では平日も遊び場開放をしている学校もありますので、今後も安全な遊び場としての校庭利用について取り組みます。
3	自信を持って教育にあたるよう保護者、地域との関係の一層の強化が必要である。	1	区では、「地域とともに子どもを育てる教育」の推進をめざし、全区立小・中学校を地域運営学校に指定しています。全校指定を機に、さらに地域で学校を支える体制づくりのため、保護者や地域の方々をはじめとした学校を支えるボランティア組織の効率的な運営に向け、世田谷版「学校支援地域本部」の整備に向けた検討を進めています。 また、全区立小・中学校の学校関係者評価委員会を設置し、学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの改善・充実に取り組んでいます。
4	通学には保護者や地域のボランティアで人通りの少ない道に旗を持って立って登下校を見守る地域社会であればよい。小学校低学年は登下校時に保護者がついての方が良いのではないかと。	1	現在、区立小学校では、教員、主事による通学路の見守りのほか、小学校64校のうち8割以上の学校が、PTAをはじめ、町会、商店会など地域の皆様のご協力をいただき、登下校時の見守り活動を実施しております。世田谷区では、見守り活動の支援として、子ども安全ボランティア保険への加入を行っています。
5	小学校の通学路を安全な道にしてほしい。細い道路も相互交通ですぐ横が通学路となっているが、白線だけで子どもの安全が守れるのか。すべての登下校の道にガードレールを設置してほしい。	1	これまでも、安全対策としてガードレール等を設置しておりますが、今後も道路状況に応じ、交通安全対策を講じてまいります。

6	<p>義務教育とはどういうものか見直して欲しい。公立校では土曜日も休日。また、義務教育は私立中に行くための進学学校ではなく、小学校は全体児童の社会の教育する場である。家庭の親は幼少期に仕上げをし、学校では大人社会のモラル、マナー等を学んでほしい。又、お金の大事さ、ありがたさを身に付けさせる必要がある。</p>	1	<p>区では、義務教育 9 年間全体を通して質の高い学校教育を推進する「世田谷 9 年教育」を平成 25 年度より区立小・中学校全校で実施しています。地域の区立小・中学校で構成される「学び舎」による学校運営や教育活動を推進するとともに、学習習得確認調査、土曜講習会、朝学習など児童・生徒の基礎・基本をはぐくむ取組みを行なっています。</p> <p>また、子どもたちの道徳性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣や規範意識を身につけることを目的として、「あいさつ」や「思いやり」など月ごとのテーマについて、児童・生徒が目標を設定して取り組む「人格の完成をめざして」を実施しています。</p>
7	<p>「世田谷 9 年教育」とあるが、精神的にも今の子どもはとても幼いと思う。9 年計画に高校も加え、12 年義務教育が実現したら良い。高校を中退すると、個人が相当努力をしないと社会人として生きていくのが困難で、高校卒業の資格があると仕事の選択も広がる。</p>	1	<p>世田谷区教育委員会では、教育基本法等に基づく小・中学校の義務教育 9 年間で、これからの社会を生き抜く力が育成されるよう、「世田谷 9 年教育」をはじめとする教育施策を推進してまいります。</p>
8	<p>区立中学進学率上昇のため、英語が強いといった特徴や地元との交流、都立高校とのパイプ等をもってアピールして地元区立中進学を希望する人を増やす必要がある。区立中学ならでは、と思われるような取組みを期待する。</p>	1	<p>区では、都立高校の良さを児童や保護者に知ってもらうために、小学生と保護者を対象として、特色ある教育活動を行なっている都立高校による説明及び体験事業を行う「小学生のための都立高校体験フォーラム」を開催しています。</p> <p>また、同じ地域や近隣の小学校・中学校が「学び舎」というグループをつくり、協働して授業の質的向上や特色ある取組みを実施しています。そして、区内及び近隣の都立高校と区立小・中学校との連携を進め、授業の改善等を図るため、都立高校の教員の区立小・中学校への訪問授業を実施しています。</p>
9	<p>子どもは、就業を含め、自身が大人になったときのことを考える必要がある。将来を見据えることができる子ども、若者となるように教育をしてほしい。</p>	2	<p>子どもたちの社会的・職業的な自立に向け、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるよう、小・中学校 9 年間を通じたキャリア教育を推進しています。</p> <p>全区立小学校 5 年生、全区立中学校 1・3 年生にキャリア学習ノートを配布するとともに、区立中学校では、区内の商業・工業・農業等の関係者の協力を得るなどして、2 年生を対象に 3 日間程度の職場体験活動を実施しています。</p> <p>また、小学生と保護者を対象として、都立高校の説明及び体験事業を行う「小学生のための都立高校体験フォーラム」を開催しています。</p>

10	若者は議論・問題提起等の基本的なことができるようにならないといけない。また、より国際的となるため、英語等の外国語や情報(ITC)の活用も必須であり、これらが身につくよう教育をする必要がある。	1	区では、「世田谷9年教育」を通じて児童・生徒の基礎・基本をはぐむとともに、子どもたちが市民としてのよりよい生活習慣や規範意識を身に付けることを目的として、「あいさつ」や「思いやり」など月ごとのテーマについて、児童・生徒が目標を設定して取り組む「人格の完成をめざして」を実施しています。 また、小中学生の海外派遣事業等を通じて国際理解に取り組むとともに、英語によるコミュニケーション能力を育成するイングリッシュタイムの実施など英語教育の充実を図っています。 さらに、教員のICT活用能力や児童・生徒の情報活用能力の育成・向上を図るため、タブレット型端末等のICT機器を活用した授業の推進に取り組んでいます。
11	「世田谷9年教育」について、小学校で説明を受けたが、子どもにとって自分の進むべき道筋、憧れに中学校での生活や先輩の姿が見えてこない。また、学舎が2つに分かれることで重複した中学校に卒業生が分かれる場合、一方に偏りができるのはなぜか。子どもを持つ親にもっと直接訴えてほしい。	1	区では、区立小・中学校が一体となって質の高い教育を実現する「世田谷9年教育」を推進し、学習指導要領を基盤としながらも、世田谷区独自の工夫を加えた「世田谷区教育要領」による教育活動を展開し、平成25年度より区立小・中学校全校で実施しています。 平成26年度からは、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」の内容を踏まえ、「世田谷9年教育」の定着と質の向上のため、学校経営などのモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備に向けた検討を進めています。今後は、予定されている学習指導要領の改訂等、国や都の動向も踏まえ、より一層の充実に向けた検討に取り組んでまいります。 また、学校運営の充実を図るため、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の取り組みなども踏まえ、「学び舎」と学区域の関係についても検討・整理していきたいと考えています。
12	IQの高い子どもは学校の授業がおもしろくなく、強いては不登校という結果になっており、飛び級制度を導入すべき。単教科の飛び級ができれば少しは違うと思う。	1	世田谷区教育委員会では、教育基本法等に基づく小・中学校の義務教育9年間について、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会を生き抜く力が育成されるよう、質の高い教育を推進してまいります。
13	集団プログラムは辞めて個別プログラムにできないか。高い学力ばかりを必要とするわけではない。より高いものが必要な子どもには、大学教授や研究者、塾講師を招くなどより高いものに触れる機会を与え、工芸や芸術、農業や園芸に感心が強い子どもにはそれに触れる機会を与えるべき。	1	「第2次世田谷区教育ビジョン」では「今後10年間の基本的な考え方」として、「一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐむ」ことを掲げています。いただいたご意見は、今後、「第2次世田谷区教育ビジョン」を踏まえ、様々な取り組みを行なう上で、参考とさせていただきたいと考えています。

14	<p>子ども達の健やかな成長のために是非安全な学校づくりをして欲しい。組体操の実施を認めるならば昨今の子どもの成長発達をよく理解し、子どもの安全に十分配慮できるように区として監督してほしい。他にも大雪の日に学校公開を行うなど、安全対策に疑問を感じる事が度々あり、すべての学校で安心して子どもを通わせられるような信頼が持てる学校運営ができることを願う。今一度学校の安全対策全体を見直して欲しい。</p>	1	<p>子どもたちが日々学び、生活する場である学校が安全安心な空間であることが望まれるのは言うまでもありません。</p> <p>区では、「体育主任研修」において「体育授業における事故防止についての研修」を実施するとともに、校長会等を通じて、児童・生徒の成長発達をよく理解し、事故防止・安全確保について十分に配慮するよう周知を図っております。</p> <p>また、事故や不審者の侵入等による事件、震災・台風等の災害への対応について示した「学校安全対策マニュアル」を区立小・中学校に配付しております。</p> <p>今後とも、児童・生徒が安全安心に学び、生活できる教育環境の確保を図ってまいりたいと考えております。</p>
15	<p>学校では教員が誇りを持って指導にあたる環境づくりと教育委員会の全面支援の強化を。</p>	1	<p>教員の研修・研究の充実や資質の向上、学校への支援等のため、新教育センター機能の整備に向けた検討に取り組んでいます。また、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムにより、学校としての組織的・継続的な改善を図るとともに、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりに取り組んでいます。</p>
16	<p>子どもの質を高めるには教員の質的向上が必要で、「道徳」をどう考えているのか。「豊かな人間性」に含まれると良いが、教員の再教育が難しい。一般企業での一年間の研修などを実施すべき。</p>	1	<p>教員の研修・研究の充実等のため、効果的な研修の実施手法の検討等を行なうとともに、新教育センター機能の検討・整備に向けた取り組みを進めています。</p> <p>また、「人権」や「生命」を尊び、重んずる精神を学ぶことはすべての教育活動に通じることから、人権教育や道徳教育に関する国の動向等を踏まえ、道徳教育センター校の設置、各種研修の実施など、様々な機会を通じて人権教育、道徳教育の推進と教員の資質向上を図っています。</p>
17	<p>小学校はまだ良かったが、中学校の先生は真剣に仕事をしていない。塾に行かないと勉強にならないが、私は塾に行っていないので家でもたくさん勉強しないといけない。学校でもっときちんと教えてほしい。質の高い授業を質の高い先生にしてほしい。</p>	1	<p>区では、義務教育 9 年間全体を通して質の高い学校教育を推進する「世田谷 9 年教育」を平成 25 年度より区立小・中学校全校で実施しています。学習習得確認調査、土曜講習会、朝学習など児童・生徒の基礎・基本をはぐくむ取り組みを進めてきました。また、平成 26 年度からは、「第 2 次世田谷区教育ビジョン」の内容を踏まえ、「世田谷 9 年教育」の定着と質の向上のため、学校経営などのモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備に向けた検討を進めています。今後は、予定されている学習指導要領の改訂等、国や都の動向も踏まえ、一層の充実に向けた検討に取り組んでいきたいと考えています。</p>

18	学校で必要な教材や給食費を無料にしてほしい。日本は教育費にかかる予算が少なすぎて、世田谷区は国に先駆けて子どもの教育費に予算を割いてほしい。	1	世田谷区教育委員会では、厳しい財政状況の中で、教育ビジョンの推進など教育予算の充実に努めているところです。こうした中で、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費・給食費等について援助しております。今後も国の動向等を注視しつつ、予算を有効に活用して教育環境の充実に努めてまいります。
19	区立の中学校と小学校の学区を一致させる動きがあるそうだが、ライフステージの変化は出会いのチャンスでもある。小・中のメンバーが変わらないことは問題で、適度なシャッフルが必要だと思う。	1	地域の区立小・中学校で構成される「学び舎」と学区の関係については、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の取組みなども踏まえ、学校運営の充実に向けて、検討・整理していきたいと考えています。
20	小学校区を維持し、選択制を導入しないこと。	1	区では、地域とともに子どもを育てる教育を進めています。このため、お住まいの住所地によって通学区域を定め、学校選択制を導入していません。
21	学校は住所で分けられているが、小学校も選択できれば良い。	1	区では、地域とともに子どもを育てる教育を進めています。このため、お住まいの住所地によって通学区域を定め、学校選択制を導入していません。ただし、「指定校変更許可基準」に該当し、学校運営上または施設の受入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合は、許可する場合があります。
22	地元で大規模マンションが建設されており、小学生が増えると思うので、小学校を増やしてほしい。	1	今後の児童数の推移を踏まえて、子どもたちにとって、充実した教育活動や良好な教育環境が確保されるよう、取り組んでまいります。
23	40人学級はかなり無理があるように思う。チーム・ティーチングや少人数授業などで個々の生徒に目が行くよう工夫してほしい。	1	少人数指導や複数の教師による協力的指導(チーム・ティーチング)など少人数による授業を実施しており、正規教員の加配や都費講師の配置等、都の制度に加え、区費負担による講師を配置し、区独自の少人数教育を推進しています。
24	子どもが小学校中学年から、しっかりした進路相談に乗れる体制をつくるべき。進路相談の教諭を立て、高校、大学に行くための相談でなく、その仕事に就にはどのようなルートが必要かなどを相談できるようにすべき。	1	各学校の進路指導主任、キャリア教育担当教員を定め、研修を実施し、教員のキャリア教育に関する指導力の向上を図るとともに、キャリア教育に関する研究校を指定して実践研究を進めています。
25	古い幼稚園もあり、耐震設備が整っているのか疑問である。学校設備に予算を増やすことも考えてほしい。	1	施設の耐震性能については、耐震診断を行い確認しております。また、平成26年8月に策定しました「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、区立幼稚園は順次幼保連携型認定こども園への用途転換を進めてまいります。その中で、順次施設の改修・改築を進めていく予定となっております。

6 子どもの成長と活動の支援 27件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	公共の建物の一部に学校から帰った後、友だちと集い・遊ぶ安全な場所を多く作ってほしい。卓球、読書、宿題を一緒にできる程度の場所で、大人が見張れる所を選ぶなど工夫も必要だと思う。	1	区では、子ども達の放課後の遊び場として児童館や新BOP、プレーパーク等を整備しておりますが、大人の目が入った見守りについては、地域・区民と区が協働・連携して展開していけるよう進めてまいります。
2	自らの意思・判断で遊ぶことを通じて、子どもの創造性を育むことが重要であり、自主的に遊ぶ場が必要である。	1	区では、子ども達が自分で過ごし、遊び、学ぶ中で社会性や自主性、創造性を育むために、成長にあわせた見守りを進めております。今後も、児童館事業やイベントを中心に地域・区民との協働・連携により進めてまいります。
3	コミュニケーション能力の向上を目指す教育が重要で、「質の高い学校教育の充実」と「子どもの成長と活動の支援」の2項目に最重点を置くべきだと思う。接触・交流・コミュニケーションの場づくりと、それに向けてのモチベーションづくりを。	1	子ども達が社会性や自主性、創造性を育むためには、成長にあわせた見守りや多世代交流が必要であり、今後も、同様の視点に立った事業を進めてまいります。
4	児童館に行かれない、どうやって行ったらいいかわからない人を引っ張りだして欲しい。	1	様々なイベントや広報媒体を通じて、広く児童館の魅力や活動内容のPRを進めるとともに、児童館に関わりのある地域の方々の協力を頂きながら取り組んでまいります。
5	音楽、コンサート、工作、アスレチックなど子どもが室内で安全に遊べて学べる子どもの城のような場所が必要だと思う。昔のように小さい子から小学生までと一緒に遊べる場所をつくってほしい。	1	世田谷区では、25の児童館を設置し、遊びを通じた児童の健全育成を進め、多世代交流の場を提供しております。子どもの城同様の施設整備については、今後の施策の参考にさせていただきます。
6	児童館において、乳幼児が安全に遊べるような配慮と、乳幼児向けの遊具やイベントの充実を。	1	区では、身近な場所で子育て中の親子が気軽につどえる場として、おでかけひろばや児童館子育てひろば事業を展開しております。児童館の子育てひろばについては、乳幼児専用室の整備と合わせ、遊具やイベントの拡充を図ってまいります。
7	学童保育における環境整備についての視点が欠けている。放課後の安全、放課後の子どもの育ち合いをしっかりと施策化してほしい。	1	区では、新BOP事業として学校施設を活用した放課後の安全な遊び場を展開し、自主性、創造性、社会性を養えるよう取り組んでおります。

8	新 BOP 学童クラブの時間を延長してほしい。また、民間学童の利用者に支援をしてほしい。	4	新 BOP 学童クラブでは、平成 25 年度より時間を延長していますが、小学生は児童が通学下校を一人ですること、また長時間学校内にいる負担を考えて、現在の時間としていますのでご理解をお願いいたします。支援につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
9	新 BOP 学童クラブの入所基準の変更を。短時間勤務でも、学校終了時刻が 15 時前の日や学校休業日にも困る。必要な時に学童保育を利用できるようにしてほしい。	1	今後の施策の参考にさせていただきます。
10	新 BOP 学童クラブの一時保育を認めてほしい。配慮が必要な児童は利用日が限られており、児童本人や兄弟姉妹の保護者会にも、子どもを預けられず参加できない事が多いと聞く。一日単位の学童の一時保育が認められるとよい。	1	学童クラブは、生活の場として継続的な保護、育成にかける児童が対象になっています。また、登録だけで利用できる BOP 事業(遊び場)もあわせて実施しています。一時保育につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
11	「地域」は世田谷に限らず広い視野で考えてほしい。過疎化が進む地域、伝統や文化の後継者を求めている地域等々との提携が出来れば、新しい視点での成長と活動の場が生まれるのではないかと。地域外交流の機会の拡充を。	1	「第 2 次世田谷区教育ビジョン・第 1 期行動計画」では、社会体験活動を通じて社会性をはぐくみ、社会の構成員としての自覚や他の人をおもいやる心などを育成するとともに、自然体験学習、移動教室など、子どもたちが「実物」に触れ、感じ、体験する機会の拡充に取り組むとしています。いただいたご意見は、このような取り組みを検討・実施していく過程で参考とさせていただきます。さらに、多摩川を挟んだ世田谷区と川崎市の子どもたちが、かつての渡し船の復活イベントを行うなど、交流に向けた取り組みを行っています。
12	児童館や小学校を夜間開放し、放課後児童の居場所を作ること。	1	児童の健全育成の観点で踏まえ、今後の施策の参考にさせていただきます。
13	現状の公園は砂地が多く、風が吹くと砂が舞うため遊びづらい。住宅地にある小さな公園も裸足で走ったり、寝転がれるよう芝生化してほしい。	1	公園改修等の整備にあたっては、地域の要望や公園の規模、利用状況等を考慮しながら広場の整備について検討してまいります。
14	快適で安心して遊べる公園を。子どもが飛び出したりしないよう、公園の外周全周に植木や柵を設け、出入口には扉を設けてほしい。	1	植木や柵、車止めなどを適正に配置し、小さな子どもが飛び出さない公園整備に努めてまいります。出入口についても、それぞれの公園に適した形状を検討してまいります。

15	ボール遊びのできる広場・公園を充実してほしい。	1	公園新設、改修等の整備にあたり、地域の要望や公園の規模等を考慮しながら、ボール遊びのできる場の整備についても検討してまいります。
16	子ども向け公園が少ない。外で体を動かすために、近所で毎日寄れる公園やボール遊びができる広場が必要。大きな公園でなく近くに点在する小さな公園の拡充を。	2	世田谷の公園は全体的に不足しており、特に公園が少ない地域の整備を優先的に進めております。子どもの遊びのためにも、ひきつづき世田谷の公園が充実するよう努力してまいります。
17	公園のソフト面、「人と人をつなげる人」の育成、充実を。与える支援でなく母親に主体性を持たせる子育て支援が一番効果がある。	1	外遊び体験の機会としたプレーパーク、プレーリヤカー等の運営におきましても、場の確保だけでなく、そこに携わる人の関わりが大切と利用者の声を頂いております。今後の外遊びの場と機会の拡充にあたりましても、場の確保とともに、外遊びをサポートする人の育成システムを検討し、計画的に進めてまいります。
18	公園の滑り台は低いもの、高いもの、ブランコは普通のもの、赤ちゃん一人で座れるものと1つの公園で小さい子も大きい子も遊べる遊具があるとよい。	1	公園の新設や改修等に際しては、地域の要望、公園規模や利用状況を考慮しながら、遊具等の配置を検討してまいります。
19	地域コミュニティの形成の施策としてプレーパーク、プレーカーの充実を求める。プレーカーの実施により、子どもだけでなく子育て中の母達が集い、悩みを話したり楽しいひと時を過ごし、「楽しい子育て」につながっている。屋外での遊び場、つどいの場となっているこれらの活動を支援し、継続・充実できるようにしてほしい。	2	プレーパークは区内4ヶ所の公園における常設の冒険遊び場として、またプレーカーにつきましては、プレーパークから遠い地域の公園における出前型冒険遊び場として実施しております。子どもの生きる力を育むための体験の場として、両事業は区の外遊び推進の中心的な役割を担うものとして、今後のあり方を検討してまいります。
20	シンポジウムなどに自ら積極的に出ることのない若者の意見も聞けるといい。	1	計画案の策定にあたっては、中高生世代アンケートを実施し、地域活動等に積極的に参加していない子ども・若者の意見・ニーズも踏まえて策定しています。また、計画案では、子どもの意見表明の推進を掲げ、意見表明の場の設定やその周知に努めてまいります。
21	中高生たちとも関わる活動をしているが、世田谷区の中にも色々な団体があることを知り、このような中高生主体の取組みがもっと盛んになってほしい。	1	児童館や青少年交流センターをはじめとして、区内には中高生の主体的な活動をサポートする施設や取組みがたくさんあります。こういった若者たちの主体的な活動が、更に広がっていくことを応援する取組みを、子ども計画推進とともに取り組んでまいります。

22	子ども達が現在国や区などでなされている子ども・子育て支援について考える場や自分達自身が意見を考え発言できる場を作ってほしい。	1	子どもが社会性や自主性を育んでいくためには、自分の意見を表明する場、地域活動への参加・参画の機会を充実することは非常に重要なことと考えます。区では、こうした機会として、区長の附属機関である「子ども・青少年協議会」に提言を行う中高生主体の「ユースミーティング世田谷」を設置し活動を行っているほか、平成31年開設予定の(仮称)希望丘青少年交流センター整備にあたり、若者の意見を反映させることを目的に、区内在住の高校生、大学生世代の方々を委員とする建設構想委員会設置に向けた準備を進めているところです。今後も、若者支援施策を検討していく中で、このような取り組みとあわせ、地域コミュニティの形成に関わっていけるような機会の充実に努めてまいります。
----	--	---	---

7 子どもが育つ環境整備 35件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	子どもと高齢者が交流する機会をつくってほしい。	2	子どもが健やかに育ち、保護者が子育てしやすいまちの実現のためには、地域での多世代の交流の機会や、高齢者をはじめとする地域の大人が子どもを見守り、子育てを支える環境づくりが欠かせないと考えています。
2	地域での見守りやちょっとした預かり・保育など、子どもの見守りや子育て支援に地域の高齢者を活用するべきではないか。高齢者の生きがいにもつながってくると思う。	4	計画案では、重点政策の「子どもの生きる力の育み」の一環として、「子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成」を掲げ、幅広い世代や立場の違う方々が支えあい、ともに地域の子どもや子育てに関わっていけるよう地域での交流の機会の充実を図ってまいります。
3	産後、誰の支援もなく、一人で頑張っているお母さんがたくさんおり、地域で産後の大変さを気かけ、手助けする社会が必要であり、支援を受けたママがやがて支援をする側にまわるサイクルが求められる。産後ケアの充実が虐待予防につながると思う。	1	いただいたご意見につきましては、子ども計画策定時に行った区民アンケート結果などを踏まえ、産後ケア事業の充実・強化を図る中で検討してまいります。
4	人が成長するためには出会い、感動が必要で、それらは地域の人々の交流「世代の年輪」によってなされてきた。親だけでなく多くの良き大人に囲まれた中で子どもが育つ環境を整える必要がある。	1	子ども達が自分で過ごし、遊び、学ぶ中で社会性や自主性、創造性を育むためには、成長にあわせた見守りや多世代交流が必要であり、今後も、区と地域・区民との協働・連携による環境整備を進めてまいります。

5	未来を支える担い手である子どもを社会全体で大切にすることを意識を持つための啓蒙活動が必要。どの場でも子どもをうるさいと苦情を出す人が多く危機感を覚える。将来を子どもたちに支えてもらうことになるのであり、非常識な時間帯を除けば多少の事は温かい目で見守るのが大人の務めと考える。	1	いただいたご意見のとおり、子どもを社会全体で大切にすることを意識を地域で育む必要があると考えております。計画案では、重点政策の「子どもの生きる力の育み」の一環として、「子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成」を掲げ、子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運を増し、地域で子どもの育ちを見守る意識の醸成に努めてまいります。
6	公園、公共歩道の雑草がひどく遊んでいても虫さされ、転びやすいなど心配が多い。	1	公園の中で、管理の不備による事故が発生しないよう、適正な公園管理につとめてまいります。
7	子どもが安心して歩くことができるよう、自動車、自転車などの運転マナーの向上に向けた取り組みを進めてほしい。	2	小・中学校での交通安全教室の実施、子育て世帯への取組み等、引き続き警察等関係機関とも連携し、自転車安全利用啓発に取り組んでまいります。
8	狭い道路は一方通行にするなど、子どもやベビーカーの親子が安心して歩ける道路にしてほしい。	2	引き続き警察等関係機関と連携・協働して、自転車安全利用啓発などに取り組んでまいります。
9	路地から出る時ミラーの無い場所があり危険なので、カーブミラーの整備を。	1	これまでも、安全対策としてカーブミラー等を設置しておりますが、今後も道路状況に応じ、交通安全対策を講じてまいります。
10	子どもが安心して過ごせる街とするには、地域の住人が見守れる環境づくりが重要。子育て支援として補助金を出すなどして、ワンルーム住居でなく、子育て世帯向け住居を増やし、子どもを見守る環境づくりを。	1	子育て世帯支援策として、本年度より公的住宅のひとつである「せたがやの家」ファミリー型で、家賃補助制度を実施しています。また、既存の区立住宅見直しや都営住宅の区移管にあたっては、子育て世帯を対象とした住戸を増やしていけるよう努めてまいります。
11	地域で多世代とのつながりの中で子どもを見守り育てられるように「道路の活用」を提案する。道路・交通関係の部署と連携して、この道路の活用が推進されることを望む。	1	計画案では、重点政策の「子どもの生きる力の育み」の一環として、「子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成」を掲げ、幅広い世代や立場の違う方々が支えあう関係づくりを進めることとしています。道路の活用につきましては、関係部局とも連携しながら、今後の施策・事業を検討する際の参考とさせていただきます。
12	子どもを自然の中で育て、集団で走り回って遊べるような自然環境を整えてほしい。	2	区では「世田谷区みどりのみずの基本計画」及び「世田谷区農地保全方針」を策定し、計画的にみどりや農地の保全・創出とみどりや農地を活用したまちづくりを進めております。今後も、子どもが自然と触れ合える環境づくりに取り組んでまいります。

13	榎の交差点から駒大グラウンドの信号までは道路が狭く、通勤時や夕方には交通量がすごいうえ、路線バスが大きく渋滞の原因となっている。路線バスをミニバスにしてほしい。	1	ご指摘の区間を運行するバスにつきましては、鉄道駅までが遠く、区民の方々が南北に移動するための重要な交通手段となっており、バス事業者からは、朝・夕に利用者が多くなり、小型バス(ミニバス)では、乗り切れない恐れが生じるため、現行の中型バスで運行しているとのことです。 また、当該道路の北側で現在工事を行っております、補助54号線の整備後は走行ルートの変更の検討も視野に入れており、と聞いております。ご意見として、バス事業者に伝えてまいります。
14	民間バスの少ない地域にコミュニティバスの導入を。	1	区では、南北公共交通の強化、交通不便地域の解消を図るため、これまで、コミュニティバスを9路線導入してまいりました。バス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、バス路線も限られていることやバス事業者の事業採算性などの課題もありますが、今後も道路整備の進捗状況のタイミングにあわせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。また、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。
15	小、中学校の近くで歩道と車道の間にはガードレールがない道路や、事故につながるような位置に電柱がある道路では電線地中化を。	2	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があります。今後も引き続き、道路整備と併せて、可能な箇所から計画的に電線地中化に取り組んでまいります。
16	歩きたばこや道路、駅など公共の場での喫煙を禁止してほしい。特に駅周辺や商店街は禁煙エリアとするべき。	3	区では、全域で歩きたばこを禁止しておりますが、路上禁煙地区は、地域の方々のご協力が得られる箇所について指定しております。歩きたばこやポイ捨て等の迷惑喫煙の防止には、喫煙者のマナー向上が何よりも重要でありますので、いただいたご意見を参考に、今後も周知活動に努めてまいります。
17	子どもが4人いると、学費、塾など経済的負担が大きく、せめて18歳までは支援をしてほしい。扶養の収入限度額が103万円というのも時代と合わないと思う。	1	児童手当は、中学卒業まで子どもひとり当たり月額1万円を支給しております。さらに3人目以降の児童については小学校卒業まで月額5千円が加算されます。(所得制限を超える場合は一律5千円) さらに、中学校卒業まで医療費を無料するなど、子育てへの経済的な負担を軽減する施策を展開しております。
18	3人目の助成をもっと厚くしてほしい。そうすれば、もっと気持ちに余裕を持ちながら育児に家事に頑張れると思う。	1	

19	不妊治療、風疹予防接種(パートナーとなる男性・家族)の助成金額増加を希望する。	1	不妊治療の助成制度は東京都の制度の上乗せとして独自に行っているものです。平成 28 年度からの制度変更は、より安全安心な妊娠出産を支援するための見直しであり、今後も国や都の動向を注視してまいります。また、先天性風しん症候群予防対策として、妊娠希望の女性の方に、東京都の補助を活用して費用助成を行っています。妊娠中の女性は接種できないことも鑑み、そのパートナーにも接種費用の助成ができないか、東京都にも補助の要請を行うなど引き続き検討してまいります。
20	子どもの生きる力を育むためにも、地域の子育て力の向上のためにも、文化芸術の力は有効だと実感しており、「文化芸術体験活動の充実」の視点を加えてほしい。行政と地域が連携・協働して、全ての子どもに「舞台芸術鑑賞」「表現活動」の機会を提供し、「子どもの生きる力」を育み、「文化芸術体験活動」の力を活用した地域づくりを推進していく必要がある。	3	子どもの頃から文化・芸術にふれ、体験することは、創造する力、表現する力、コミュニケーション力、現代社会の多様性に対応する力をより高めることができると考えております。区では、子ども向けに多彩な事業を展開するとともに、「遊びと学びの子どもプロジェクト」や「わくわくサマープラン」などで周知・啓発にも力を入れています。 「第2期文化・芸術振興計画」の中で位置づけているように、今後も、子どもが文化・芸術に親しむ機会を充実するとともに、子どもの文化・芸術活動を支援することで、子どもの生きる力を育ててまいります。
21	舞台鑑賞など文化芸術体験は、費用もかかり、なかなか子どもたちが体験していない現状であるが、心豊かに子どもたちが育つため、心がわくわくする感動の体験の機会を、全ての子どもに保障すべき。学校教育の場であれば、すべての子どもが体験できるため、全ての学校で舞台鑑賞教室を実施してほしい。	1	世田谷区独自の教科である「教科『日本語』」では、中学校「日本文化」領域で取り上げている歌舞伎の鑑賞を通して、日本の伝統的な舞台芸術への理解を深めるため、区立全小学校の6年生を対象にした古典鑑賞教室や、区立全中学校の3年生を対象にした歌舞伎鑑賞教室を実施しています。
22	区の公園や体育館などを利用したスポーツ教室や体操教室を各地域で開催してほしい。	2	区では、生涯を通じ身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指しています。今後、主に学校施設を拠点とし、身近な場所で、いつでも、だれでも気軽にスポーツができる場となっている「総合型地域スポーツクラブ」が、より多くの地域に設立されるよう支援を行うとともに、地域で行われている健康体操やスポーツ活動との連携など、スポーツに参加する機会の充実を図っていきます。

8 今後の若者施策の取組み 4件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	昨年、烏山で行っていたような中高生の集まれる居場所を整備すること。	2	平成25年度にモデル事業として実施した中高生世代応援スペース「オルパ」につきましては、利用者の多くの方々から継続を望む声をいただいたところです。生きづらさを抱えた若者、活動の機会を求めている若者問わず、様々な状況にある若者の地域活動や多世代交流の活性化のためには、青少年交流センター、児童館等の施設に加え、「オルパ」のように、身近な地域で若者が気軽に集うことができる拠点づくりが非常に重要であると考えます。「オルパ」の実績を踏まえ、効果的な身近な居場所等の拠点づくりの手法について検討し、実現に向けて努めてまいります。
2	高校中退者などの居場所づくりが必要である。	1	
3	乳幼児のみでなく、中高生以降の子どもにかかる施策にも真剣に取り組んでいく必要がある。	1	「子ども計画」は18歳までの子どもを計画の対象としておりますが、ご指摘いただきましたとおり、子どもを取り巻く様々な課題は18歳を超えた以降も引き続くケースが多く、30歳代までの若者も視野に入れた「切れ目のない支援」がまさに求められていると考えます。この趣旨から本計画では幼年期からの「子ども施策」とあわせ「若者施策」を新たに盛り込むことといたしました。引き続き関係所管が総合的に連携をとり、組織全体で若者支援施策に取り組んでまいります。

9 その他のご意見 13件

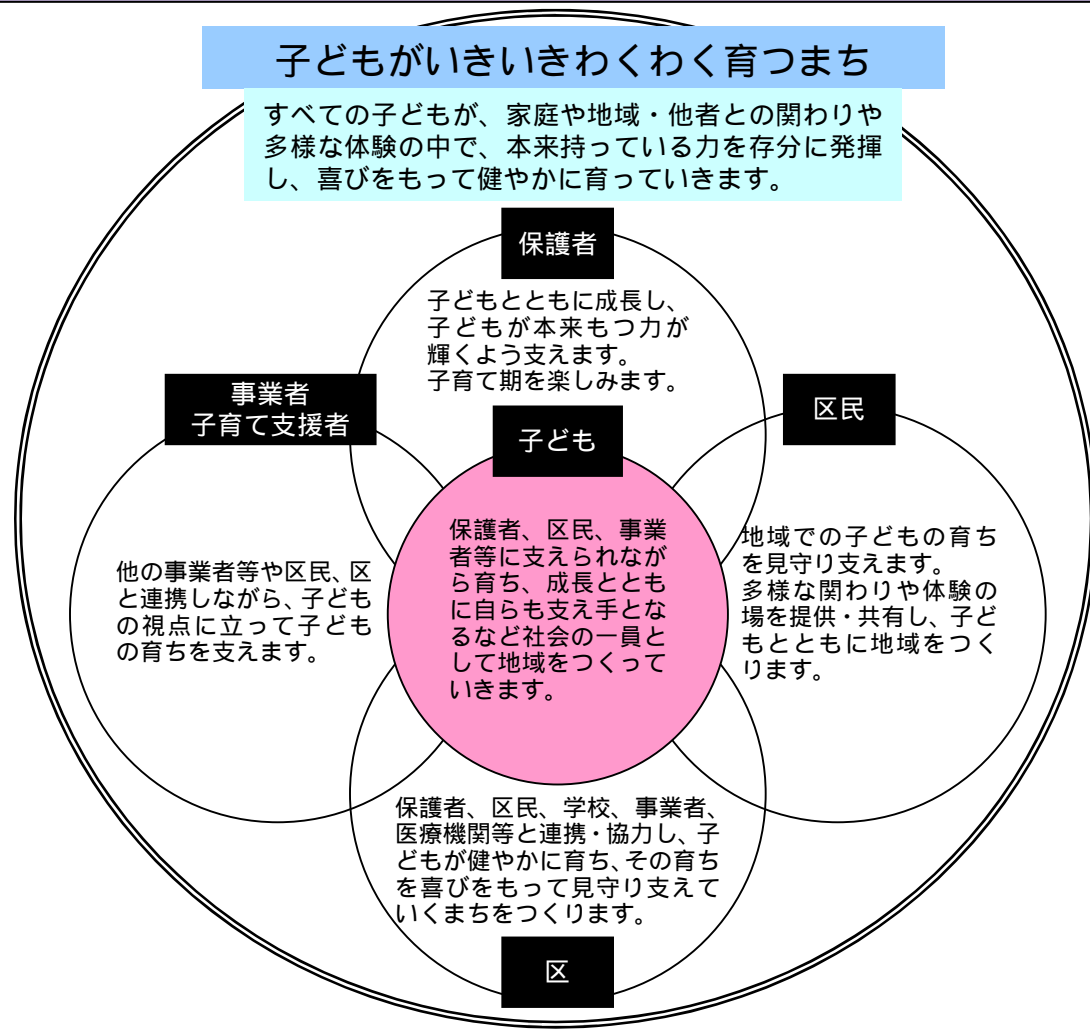
意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	子ども自身に「生きる」という意識を持たせることを忘れていないか。	1	子ども計画の基本理念として、「子どもは一人ひとりが今を生きる主体である」ことを謳いました。大人だけでなく子ども自身にもそれぞれが「今を生きる主体である」ことを意識してもらえよう、(計画で示すすべての政策を通し)計画の理念の浸透に努めてまいります。
2	子どもの権利ばかりが中心に言われているように感じるが、将来、権利も主張するが義務をきちっと果たす社会を構成していく成人になるためにも、子どもとしての義務、勉強やマナー等身近なものをきちんと教えるべきである。	1	子ども計画の基本理念として、子どもの権利の尊重とともに、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められることを謳っています。また、計画案では、豊かな人間性の育成を掲げ、人間性・道徳性を育むための取組みを進めてまいります。

3	この計画では子どもが毎年1,000人ずつ増えることになっているが、最近の東京の人口集中に対して批判がある中でこの点をどう考えているか。	1	区の子どもの人口増加については、必ずしも転入によるものではなく、出生数の増加によるところが大きな要因となっております。区の合計特殊出生率は、年々回復傾向にあり、平成14年の0.77から平成25年は1.04まで回復しました。少子化が全国的な問題となっている現在、区は、子どもの増加(出生増)について、地域に関係なく取組みを進めていかなければならない課題と考えております。なお、東京都の合計特殊出生率は1.13、全国では1.43となっております。
4	現在子どもを産みたいと考え色々調べているが、区のHPが非常に分かりづらい。もう少し誰が見てもすぐに把握できる構成にしてほしい。	1	子ども・子育てに関わる支援やサービスなどは多様であり、子どもの年齢や家庭の状況により必要な情報は変化すると認識しております。ご指摘を踏まえ、必要な情報を得られるよう、区のホームページの情報整理に努めるとともに、子育て応援アプリの周知・活用を図るなど多様な媒体による情報提供を進めてまいります。
5	乳幼児食と老人食の共通点は多いので、給食を老保一元化すれば効率が上がるのではないか。	1	アレルギー対応や献立等で乳幼児の食事と高齢者向けの食事と一緒に調理することは難しいかと思いますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	上記以外のご意見	8	

基本理念

子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。
子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を区民と力をあわせ実現します。

目指すべき姿



重点政策

妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

子どもの生きる力の育み

大項目

1
子育て家庭への支援

2
保育・幼児教育の充実

3
支援が必要な子ども・家庭のサポート

4
質の高い学校教育の充実

5
子どもの成長と活動の支援

6
子どもが育つ環境整備

中項目

(1)身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

(2)子育て力発揮への支援

(3)子どもと親のこころと体の健康づくり

(1)保育施設・多様な保育の整備・拡充

(2)保育・幼児教育の質の向上

(3)保育と幼児教育の一体的な提供

(1)養育困難家庭・要保護児童支援

(2)配慮が必要な子どもの支援

(3)ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援

(4)悩みや困難を抱えた子どもの支援

(1)地域との連携・協働による教育

(2)「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

(3)信頼と誇りのもてる学校づくり

(1)成長と活動の場と機会の充実

(2)子どもの社会への参加・参画の機会の充実

(1)地域の子育て力の向上

(2)社会環境の整備

(3)子どもの権利擁護・意識の醸成

あつた計画策定視点

当事者の参加・参画の推進

子ども自身や保護者が、当事者として事業運営や事業の実施主体とどのように関わっていくか。その仕組みをどのように構築し、支えていくか。

地域で包括的に支える仕組みの構築

身近な地域で安心して子どもを生き育てられるよう、また、すべての子どもの育ちが子ども自身にとっても保護者にとっても喜びとなるよう、どのように区民・地域の子育て力を高め、地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか。

若者期を見据えた子育て支援

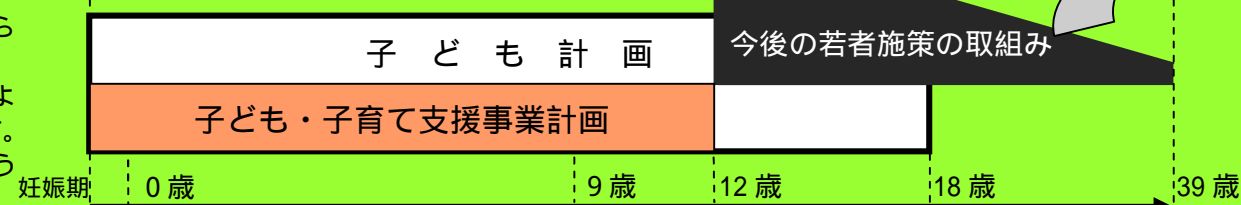
やがて社会を担うとともに子どもを育てる立場ともなっていく子どもに対し、どのような体験が望まれ、どのような支えや見守りが必要か。若者が直面する課題を見据えたとき、その手前でどのような施策が求められるか。

区が果たすべき責任と役割

サービスの実施主体が多様化する中で、区が目指すサービスの質や利用者である子どもの人権や安全・安心をどのように確保していくか。区が主体となって運営する事業が果たす役割をどのように位置づけるか。

子ども計画と若者施策との関連

子ども条例は、「子ども」を18歳未満としている一方、区では、12歳から39歳までを若者と位置づけ施策を進めています。
若者施策は、子どもの頃から継続して取り組むべきものや、早期支援により問題の深刻化が防げるものなど、子ども期の施策と密接に関わっています。
このため、子ども計画策定にあたっては、若者施策を見据えた検討を行うとともに、今後の若者施策についても示しています。



若者の交流と活動の推進
生きづらさを抱えた若者の支援
若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援
子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携

重点政策

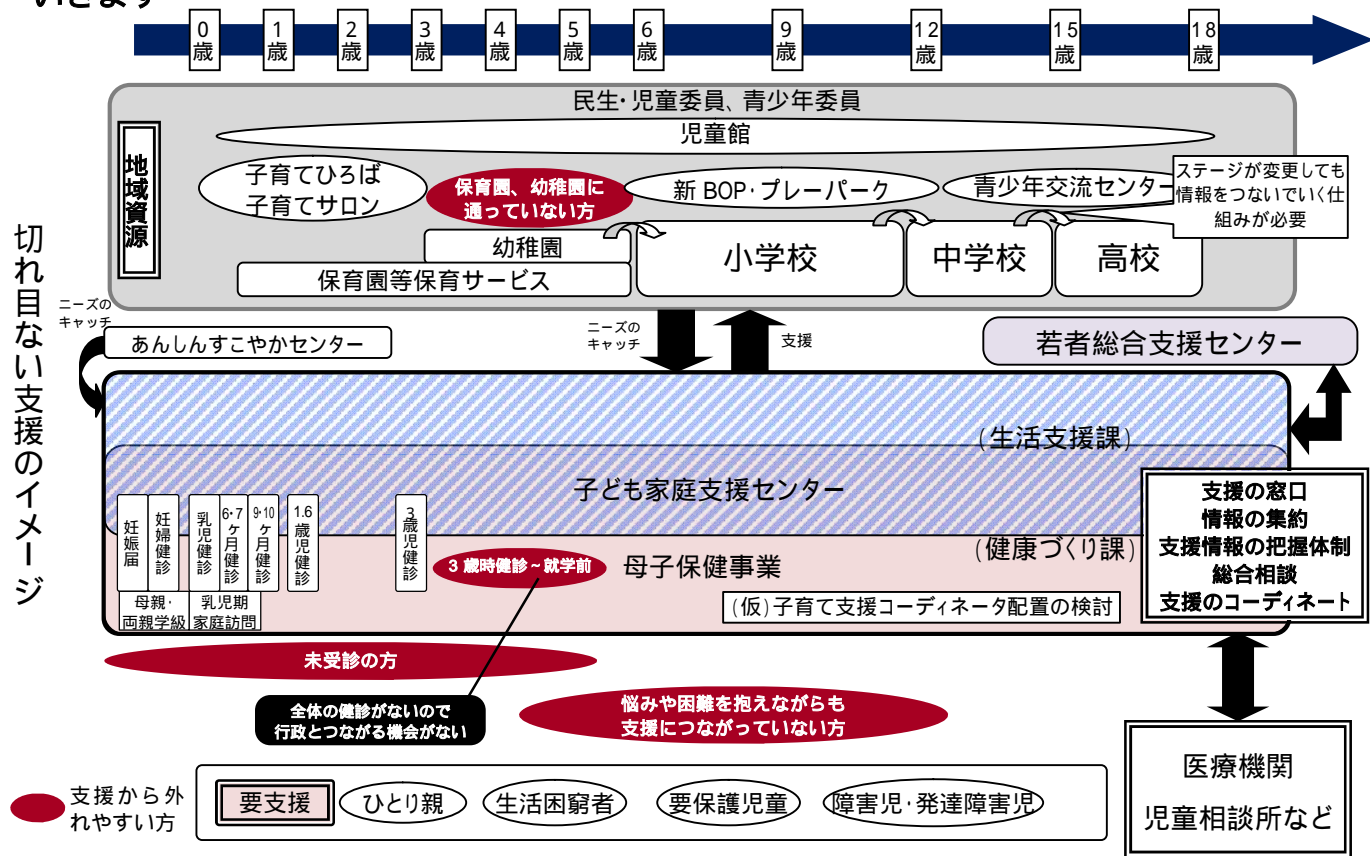
1 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増してきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

喜びと楽しさを感じられる子育てを、身近な場から支えていきます

子育て家庭に潜在しているニーズの把握に努めるとともに、ニーズや状況の変化に合わせ、切れ目なく支えていきます

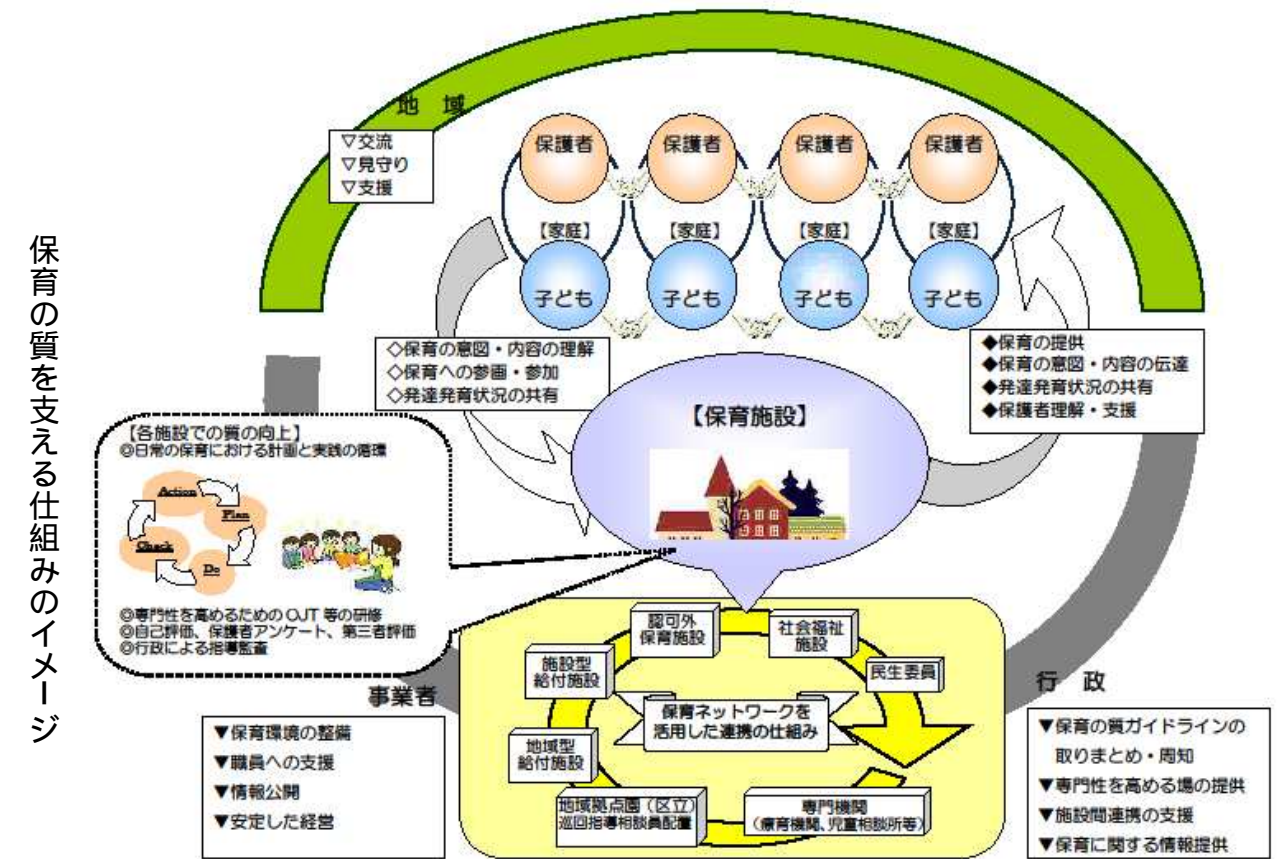
地域包括ケアシステムの推進により複合的課題を抱えた子育て家庭を包括的・継続的に支援していきます



2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

喫緊の課題である保育待機児解消に向けた保育基盤整備を中心として、すべての子育て家庭を支える基盤の整備・拡充を図るとともに、サービスの質の確保と向上を図ります。

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び、子ども・子育て支援事業の基盤を整備します
区が定める基準等に基づき、保育の質の確保に向けた取り組みを進めるとともに、子どもや保護者が当事者として、事業運営や事業の実施主体と関わっていく仕組みをつくり
保護者のサービスを評価・選択をする力を支援します
子ども・子育てを支える人材を確保し育成します



3 子どもの生きる力の育み

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが生きる力を育むことのできる環境を整え、地域・社会を担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

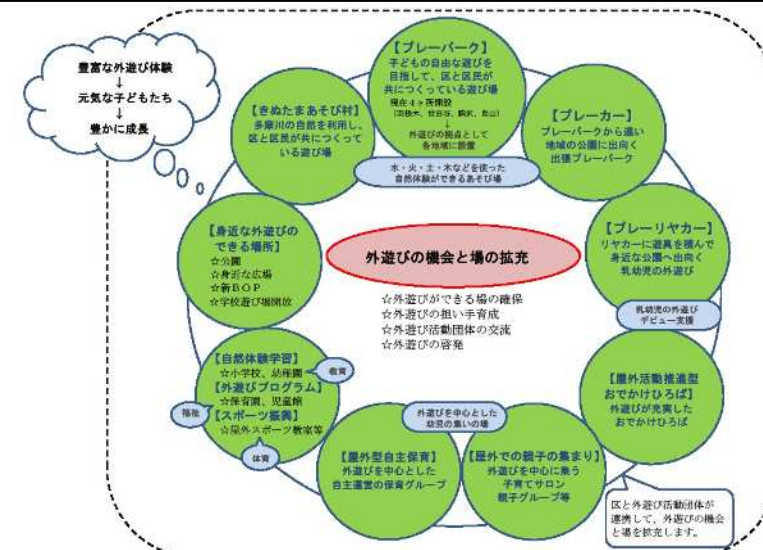
地域で豊かな社会体験を重ねられる場と機会を充実していきます

すべての子どもが、居心地のよい場・力を発揮できる場を身近な地域にもてるよう環境を整えます

外遊びを推奨し、外遊びの環境を整備します

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成を支えます

児童館が地域で果たす役割を充実していきます



世田谷区子ども計画（第 2 期）

（案）

平成 27 年 1 月

世田谷区

子ども計画の基本理念

子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。

子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。

世田谷区は

子どもが健やかに成長・自立でき、
また、安心して子どもを生み、育て、
子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を
区民と力をあわせ実現します。

はじめに

をめざして

世田谷区長

保坂展人

【子ども・子育て応援都市宣言（イメージ）】

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない大切な存在です。
うれしい時には笑い、悲しいときには涙を流します。子どもには、
元気に遊び、学び、育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。大人が子どもをしっかり支えることで、
子どもは成長に応じて社会に参加し責任を果たすことを学んでいき
ます。親や家族、施設と学校、地域の大人は、子どもが自分らしく
安心して育つ環境を、つくっていきます。

子どもは、未来の希望です。若い芽がすくすく育っていくように、
子どもの今をしっかり応援します。子どもと子育てにあたたかい地
域社会をつくります。

ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	1
（1）全国的な社会状況と国の動向	1
（2）世田谷区の世界状況と区の動向	2
2 子ども計画（第2期）策定の趣旨	5
（1）策定の趣旨	5
（2）計画の位置付け	6
（3）計画の期間	7
3 子ども計画後期計画の評価	8
（1）子ども計画後期計画 指標の進捗評価	8
（2）目標事業量の達成状況	11
（3）世田谷区子ども・青少年問題協議会による評価・検証及び課題整理	12
第2章 計画の基本的考え方	15
1 子ども計画（第2期）で目指すべき姿	15
2 計画策定にあたっての視点	16
第3章 重点政策	17
1 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防	17
2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	20
3 子どもの生きる力の育み	23
第4章 計画の内容	27
体系	27
年齢別子ども・若者施策	29
1 子育て家庭への支援	31
（1）身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実	31
（2）子育て力発揮への支援	33
（3）子どもと親のこころと体の健康づくり	36
2 保育・幼児教育の充実	41
（1）保育施設・多様な保育の整備・拡充	41
（2）保育・幼児教育の質の向上	44
（3）保育と幼児教育の一体的な提供	49
3 支援が必要な子ども・家庭のサポート	51
（1）養育困難家庭・要保護児童支援	51
（2）配慮が必要な子どもの支援	56
（3）ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援	59
（4）悩みや困難を抱えた子どもの支援	62

4	質の高い学校教育の充実	65
(1)	地域との連携・協働による教育	65
(2)	「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進	67
(3)	信頼と誇りのもてる学校づくり	71
5	子どもの成長と活動の支援	75
(1)	成長と活動の場と機会の充実	75
(2)	子どもの社会への参加・参画の機会の充実	79
6	子どもが育つ環境整備	81
(1)	地域の子育て力の向上	81
(2)	社会環境の整備	83
(3)	子どもの権利擁護・意識の醸成	88
第5章	子ども・子育て支援事業計画	90
1	圏域の設定	90
2	推計人口	91
3	需要量見込み及び確保の内容と実施時期	92
(1)	教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	92
(2)	子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	95
第6章	今後の若者施策の取組み	102
1	若者支援施策の推進	102
(1)	若者の交流と活動の推進	102
(2)	生きづらさを抱えた若者の支援	105
(3)	若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援	108
(4)	子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携	109
第7章	実現の方策	110
1	指標	110
2	推進体制	112
第8章	資料	114
1	計画策定にあたっての検討状況	114
2	用語解説	119

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

(1) 全国的な社会状況と国の動向

わが国は、高度経済成長期以降これまでに経験したことがない長期にわたるデフレ経済に直面しています。リーマンショック以来、再び大きな社会問題となっている保育待機児童の問題については、長引くデフレ経済を背景として、子どもの乳児期に子育てに専念したいという思いを持つ方も働かざるを得ない状況となったことも要因の一つとしてあげられます。こうした状況下で所得格差も広がり、子どもの貧困が社会的な問題として取り上げられるようになっていきます。

また、ICTの急速な高度化による情報化の進展や、外国人の増加などがもたらすグローバル化の進展も、子どもを取り巻く環境として大きな影響を与えている事象といえます。

とりわけ、人口構造の変化は著しく、少子高齢化の急激な進展に歯止めがかからず、わが国の65歳以上の人口は全人口の25.2%（平成26年1月時点）を占め、同割合が21%を超える「超高齢社会」と呼ばれる状況となっています。これと反比例するように、生産年齢人口（15歳から64歳）、年少人口（14歳以下）は減少の一途を辿っています。このことは、社会保障費の増大をもたらすとともに、それを支える世代の減少を表しており、社会保障制度そのものをゆるがす状況を示しています。さらには、死亡数が出生数を上回る状態が続く人口減少社会へと突入することとなってしまいました。

国は、平成6年の「エンゼルプラン」にはじまる少子化対策を打ち出しましたが、その後も少子化の現象は留まることはなく、平成15年には、「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策に一層取り組んでいく姿勢を明確に打ち出しました。

こうした状況の中で、ワーク・ライフ・バランスの概念が社会に浸透し、また、女性の力を最大限発揮することが、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにつながるといった意識が広まってきました。これにより、企業の育児休業制度の制度化や女性の管理職登用も進み、出産を期に離職をする女性の割合が徐々に減少の傾向を見せたことで、女性の就労率が高まるなど、生産年齢人口の減少がもたらす生産力の減少に対する対策として一定の効果が認め

られるところです。

しかし少子化が依然として進行していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感と負担感が増加していること、都市部における待機児童問題等課題が山積していることから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年 4 月からはこれらの法に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指した「子ども・子育て支援新制度」が本格実施されます。新制度により、各自治体が主体となって、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実に取り組んでいくこととなります。

(2) 世田谷区の社会状況と区の動向

少子化という全国的な流れがある中で、世田谷区では子どもの数が増加し続けています。特に平成 21 年からは、0 歳から 5 歳の子どもが毎年 1,000 人近く増え続けており、全国的にも数少ない自治体であるといえます。主な要因として出生率の回復があげられ、平成 17 年に 0.80 であった合計特殊出生率は、平成 25 年には 1.04 まで上昇しています。一方で、上記の女性の就労率の上昇もあわせて、保育需要は全国の自治体でみられる状況を凌ぐ勢いで増加しています。

また、子どもや子育て家庭は増加していますが、核家族化が進んでいる傾向は全国と同様です。地域社会との関わりも希薄化しており、子育てについて、身近に相談する人がいない、必要な情報が得られない、適切な情報・サービスを選択できない保護者が増加し、家庭の養育力の低下が懸念されています。こうした状況は、子育ての不安や悩みを一人で抱え込むことともなり、児童虐待やネグレクトを引き起こすことにもつながりかねません。

さらに、都市化の進展により、子どもが外で友達と自由に遊ぶ場や機会が減少しています。また、地域コミュニティの希薄化により、子どもの声が近隣問題になるなど地域で子どもを育てるという意識は薄れてきているのかもしれませんが、近年、子ども・若者のコミュニケーション能力が低下していると言われていますが、地域の中で他者との関わりを持ちながら様々な体験をすることが、子どもの成長を育むものであり、こうした体験が少ないことが要因のひとつと考えられています。また、情報化の進展により、子どもが情報機器を介して過ごす時間が増え、集団の中で対人関係を築く機会が減っていることも、要因のひとつと言われています。

世田谷区では、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力を合わせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを掲げ、平成 13 年 12 月に「世田谷区子ども条例」を制定しました。

子ども条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、区は、平成 17 年 3 月に「世田谷区子ども計画」を策定し、その後、社会状況の変化等に対応するため、中間年での見直しを行い、平成 22 年 3 月に「世田谷区子ども計画後期計画」を策定しました。

区では、後期計画に基づき、その基本方針である「子どもの視点」を重視しながら、保育待機児解消への取組みや子どもの成長の支援を進めるとともに、子育ての負担や不安の軽減等の虐待予防の取組みから、早期発見、支援を必要とする家庭への継続的なサポートなど段階に応じた適切な支援を進めてきました。

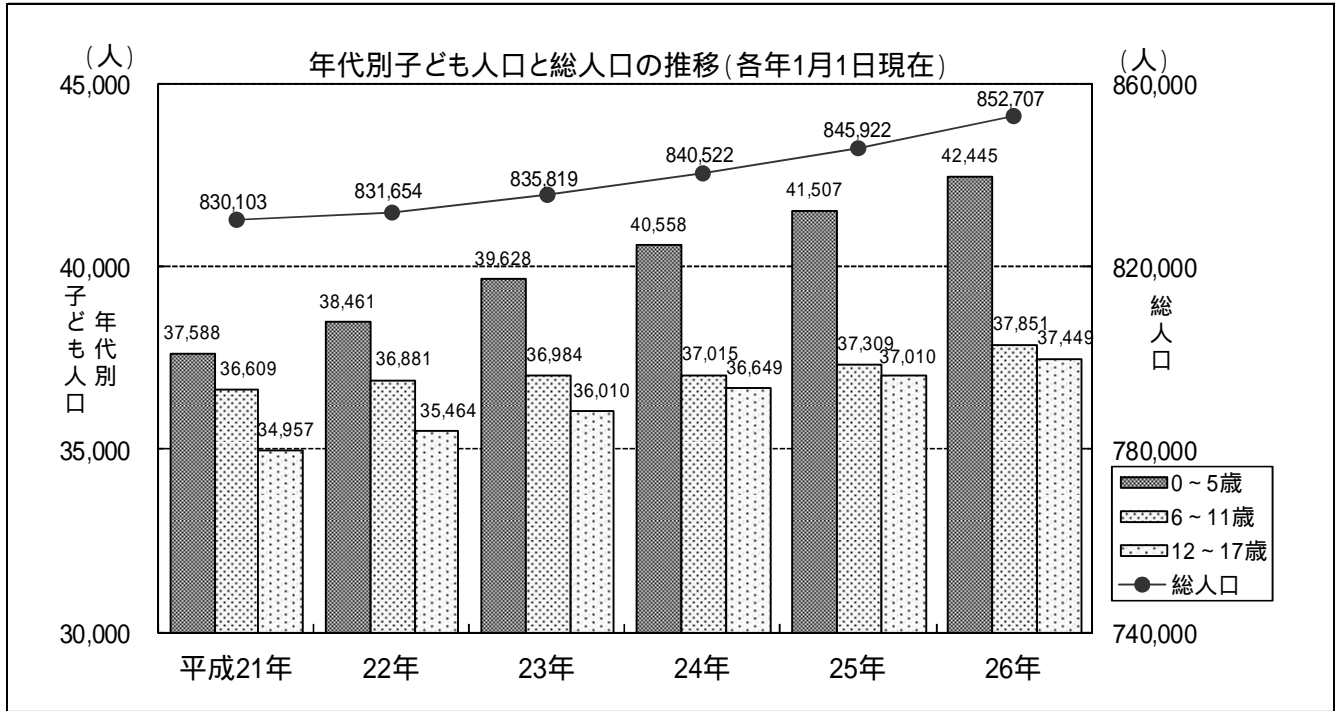
なかでも、保育環境の整備は、喫緊の課題であるとして認可保育所の整備を中心とした対策を講じてきたところですが、保育待機児童数は、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で 1.8 倍になるなど大きな課題となっています。子育て家庭の家族形態、就労形態もますます多様化しており、保育だけでなく、様々な子育て支援についてもより多様な受け皿が求められています。

また、国における地方分権の動きが具現化していることに平行して、区も自治権の拡充に向けた取組みを進めています。特に児童相談所については、東京都と特別区での都区の事務配分を議論する「都区のあり方検討委員会」において、区に移譲することを検討する事務としての方向付けが示され、平成 24 年 2 月に「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、具体的な検討に着手したところです。こうした自治権拡充の動きについても、住民に身近な事務は基礎自治体である世田谷区が行うという視点がこれまで以上に求められています。

こうした経緯を踏まえ、今後の持続可能な世田谷のまちのあり方を展望するとき、すべての区民の参加と協働による地域づくりが不可欠であり、とりわけ、地域づくりの中心には、今を生きる子どもの成長・発達と子育ての支援を捉えることが必要となっています。

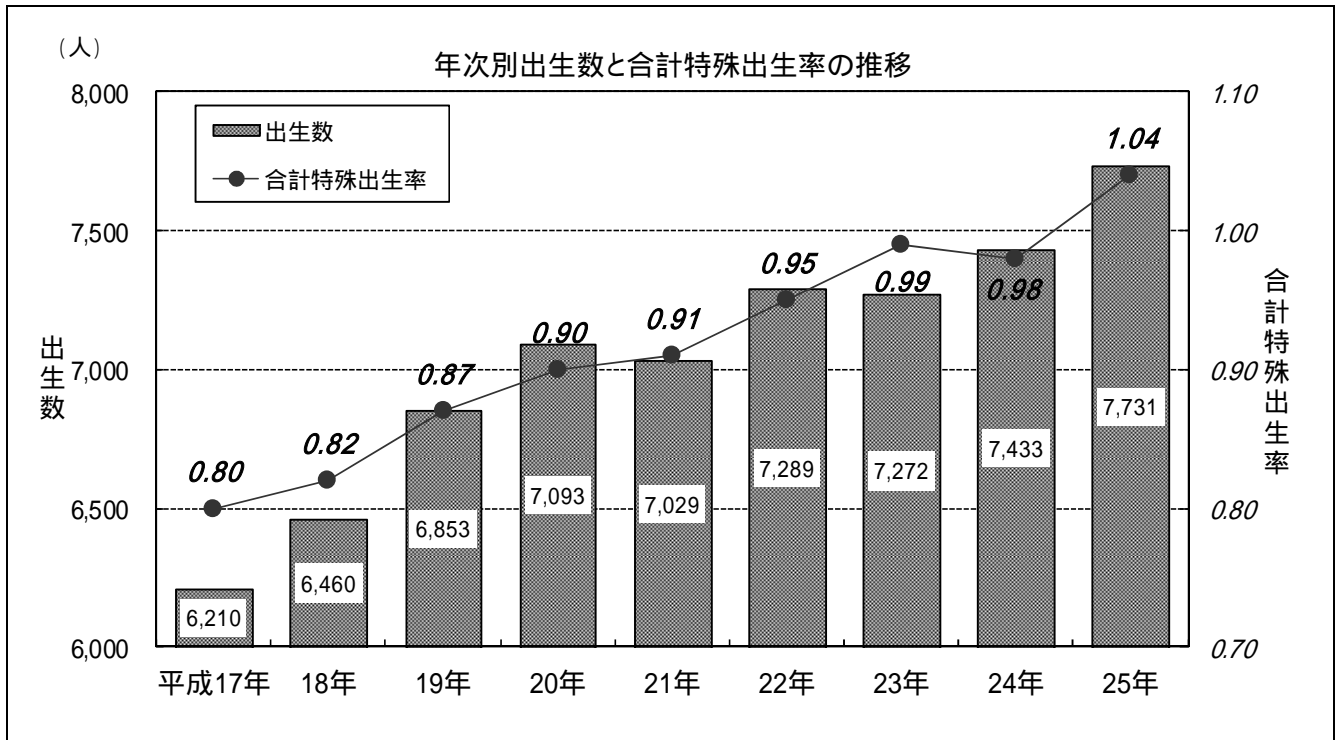
このような地域づくりを実現していくためには、子ども・子育て支援施策の総合的な展開の基本となる行政計画の策定が必要であるとともに、地域住民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。そして、様々な施策・事業の成果をより実りのあるものとするために、保護者、区民、事業者、区が共通の目的意識をもって、子ども・子育て支援に取り組むことが重要となってきています。

年代別子ども人口と総人口の推移（各年1月1日現在）



「世田谷区統計書」(世田谷区)より作成

年次別出生数と合計特殊出生率の推移



「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」より作成

2 子ども計画（第2期）策定の趣旨

（1）策定の趣旨

世田谷区は、区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後20年間の公共的指針として世田谷区基本構想を平成25年9月に策定しました。さらに基本構想の理念を実現するために、今後10年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を示す基本計画を平成26年4月からスタートさせています。基本計画では、基本構想の9つのビジョンのうちの一つである「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」というビジョンの実現に向けて、「子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」を重点政策に掲げ、「子ども若者・教育」の分野別政策において施策の方向性を定めています。

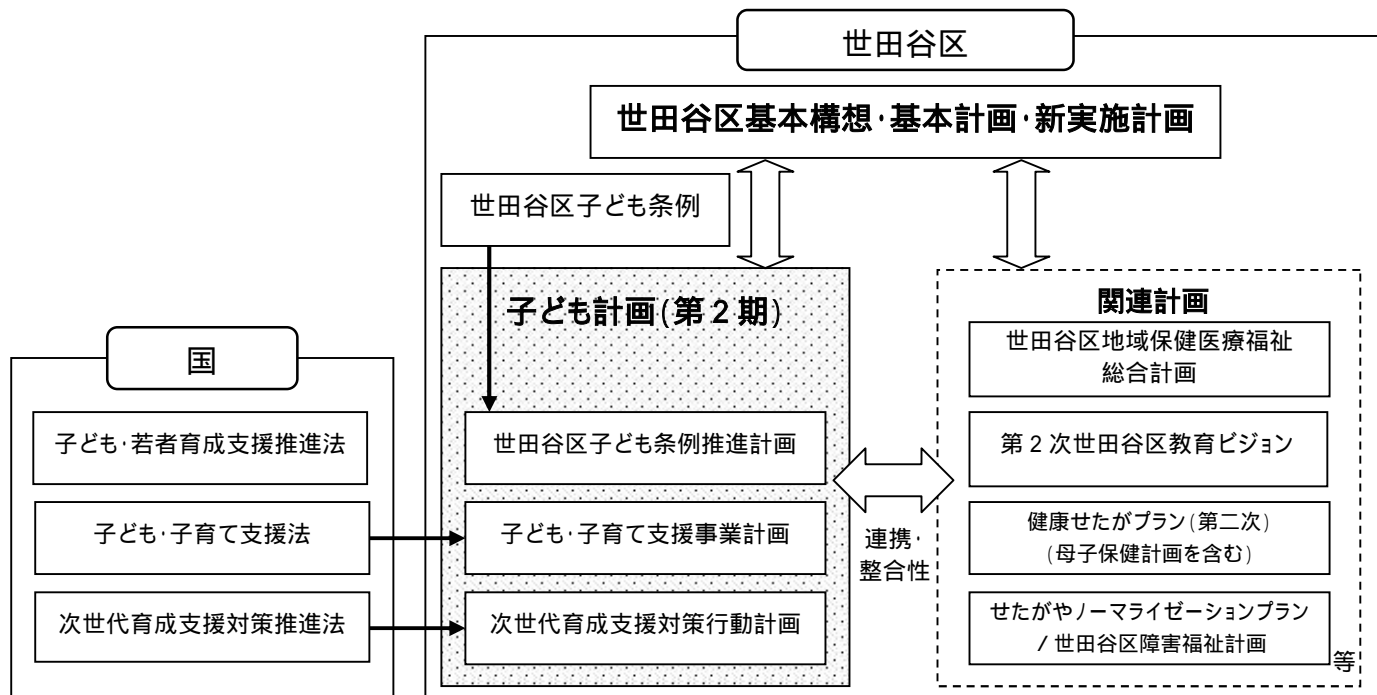
また、子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である基礎的自治体に対して、保育・幼児教育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を計画的に実施していくことを求めています。

「世田谷区子ども計画」が平成26年度に最終年度を迎えることから、基本計画等上位計画の方向性や国の定める「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、近年の子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化に対応すべく、子ども・若者にかかる新たな個別計画として「世田谷区子ども計画（第2期）」を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定します。また、子ども・子育て支援法で定める子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画を内包します。

同時に、区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」や、関連計画である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」「世田谷区教育ビジョン」「健康せたがやプラン」等との連携・整合性を図っていきます。

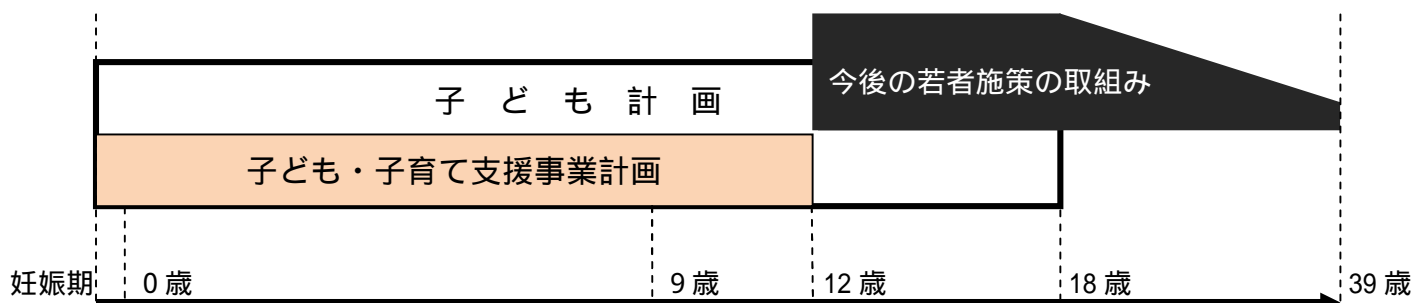


若者施策との関係

子ども条例では、18歳未満のすべての人を「子ども」としています。一方、区では、12歳から39歳までを若者と位置づけ、施策を進めています。

若者施策は、子どもの頃から継続して取り組んでいくべきものや、早期の支援により問題の深刻化を未然に防げるものなど、子ども期で展開する施策と密接に関わっています。このため、子ども計画策定にあたっては若者施策を見据えた検討を行うとともに、今後の若者施策についても示すこととしました。

国は、平成21年に子ども・若者育成支援推進法を定め、自治体に対して子ども・若者計画の策定に努めるよう求めているところです。



(3) 計画の期間

「子ども計画(第2期)」の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とし、内包する「子ども・子育て支援事業計画」は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画策定後の国の子ども・子育て施策の動向や、社会経済情勢の変化に合わせて、必要な調整を図るものとします。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国	次世代育成支援対策行動計画(H17～H26)										次世代育成支援対策行動計画(H27～H36) 策定は任意									
											子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画				
世田谷区子ども計画	世田谷区子ども計画(H17～H26)																			
											後期計画(H22～H26)									
											<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">世田谷区子ども計画(第2期)</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援事業計画</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策行動計画</p> <p style="text-align: center;">世田谷区子ども条例推進計画</p> </div>									
世田谷区	世田谷区基本計画(H17～H25)										世田谷区基本計画(H26～H35)									
	実施計画 H17～H19			実施計画 H20～H23			実施計画 H24～H25				新実施計画 H26～H29									

3 子ども計画後期計画の評価

(1) 子ども計画後期計画 指標の進捗評価

子ども計画後期計画に基づく子ども・子育て施策の推進状況について、次世代育成支援対策推進法で定められた全国共通指標と、区独自の指標に基づき評価を行いました。

全国共通の指標

子育て中の女性の就労率は平成25年までの5年間で上昇し、保育入園申込者数は平成21年度から26年度の5年間で約1.6倍、待機児童数も約1.8倍になるなど、子育て環境が大きく変化しました。こういった状況を反映するように、子育てをしやすいと感じる層が減少し、子育てをしにくいと感じる層が増加しています。一方、育児休業取得率は父母ともに上昇し、父親の育児参加も含めた両立支援が推進されました。

子育てに対する不安感はほぼ横ばいで、不安感や負担感を軽減する施策が十分行き届いていないことが見てとれます。

子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

『ニーズ調査アンケート』

子育て楽しいと感じるか、辛いと感じるか	平成20年		平成25年	
	就学前	就学後	就学前	就学後
楽しいと感じることが多い どちらかという楽しい	81.3%	76.2%	80.2%	75.1%
同じぐらい	14.5%	16.8%	15.5%	19.1%
辛いと感じることが多い どちらかという辛い	2.9%	4.7%	3.3%	4.6%
その他、わからない、無回答	1.3%	2.3%	0.9%	1.3%

希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合

	平成21年4月	平成26年4月
認可保育所申込者数	3,376	5,363
保育サービス待機児童数	613	1,109
待機児童数 / 申込者数	18.2%	20.7%

子育てが地域の人に（もしくは、社会で）支えられていると感じる割合

保育サービス等の充実について子育てしやすい環境であると思う区民の割合

『区民意識調査』（家族形成期 + 家族成長前期）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
子育てしやすい環境 どちらかといえば子育てしやすい環境	36.7%	35.9%	38.8%	34.1%	33.6%
子育てしにくい どちらかといえば子育てしにくい	33.2%	33.2%	31.8%	35.4%	36.7%
わからない又は、無回答	30.0%	30.9%	29.4%	30.5%	29.7%

在宅子育て支援について子育てしやすい環境であると思う区民の割合

『区民意識調査』（家族形成期 + 家族成長前期）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
子育てしやすい環境 どちらかといえば子育てしやすい環境	25.9%	27.5%	27.9%	22.9%	22.1%
子育てしにくい どちらかといえば子育てしにくい	27.6%	27.5%	24.7%	27.3%	26.9%
わからない又は、無回答	46.3%	45.1%	47.5%	50.0%	51.0%

仕事と生活の両立がはかられていると感じる割合

『ニーズ調査アンケート（就学前）』

	平成 20 年	平成 25 年
母親の就労率	31.8%	45.6%
母親の育児休業取得率	19.7%	32.0%
父親の育児休業取得率	1.1%	3.9%

区民意識調査では、回答者をライフステージ別に 13 の類型に区分し分析を行っており、次の 2 区分に該当する回答を使用しています。

家族形成期：子どものいない夫婦（20～39 歳）あるいは、一番上の子が小学校入学前

家族成長前期：一番上の子が小・中学生

区独自指標

自己肯定感や自尊感情に関わる調査では、一般的に学年が上がるにつれ肯定的な回答が減り否定的な回答が増える傾向が見られますが、区の調査結果では設問により傾向にばらつきがありました。今後も、すべての年代の子どもに対し、自己肯定感を育む施策を行っていく必要があります。

子ども自身が、自分が大切にされていると感じる割合

『小学生対象アンケート』、『中高生世代アンケート』

自分自身が好きだと思うか

	平成 25 年		
	小低学年	小高学年	中高生世代
そう思う(すごくそう思う、まあそう思う)	54.0%	54.6%	39.6%
そう思わない(あまりそう思わない、ほとんどそう思わない)	14.9%	19.4%	22.6%
無回答	3.0%	1.2%	1.4%

他の人から好かれていると思うか

	平成 25 年		
	小低学年	小高学年	中高生世代
そう思う(すごくそう思う、まあそう思う)	41.5%	48.5%	43.1%
そう思わない(あまりそう思わない、ほとんどそう思わない)	22.3%	23.0%	14.8%
無回答	5.1%	1.1%	1.2%

(2) 目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法では行動計画の策定が義務づけられており、世田谷区では子ども計画後期計画で目標事業量を設定していました。達成状況は下表のとおりです。平成27年4月には、概ね目標事業量を達成する見込みです。

しかしながら、予想を上回る就学前の子どもの人口の増加と家族形態や就労状況の変容などを背景として、保育サービスをはじめとする子ども・子育て支援全般の需要が増加しており、供給が不足している状況にあります。

事業名		目標事業量	実績	
		27年4月	22年4月	26年4月
保育5サービス(1)	(人)	14,140	9,943	13,454
保育6サービス(2)	(人)	15,010	10,737	14,298
夜間保育事業	(人)	30	30	30
延長保育事業	(人)	2,555	1,750	2,321
トワイライトステイ事業	(人)	3	3	3
休日・年末保育事業	(人)	50	40	50
放課後児童健全育成事業	(人)	4,795	3,931	4,338
病児・病後児保育事業	(日)	15,000	10,200	17,400
ショートステイ事業	(人)	5	5	7
一時預かり事業	(日)	101,514	69,800	96,800
地域子育て支援拠点事業 A(児童館型)	(か所)	26	26	26
B(子育てステーション併設)	(か所)	5	5	5
C(単独)	(か所)	6	5	7

1 保育5サービス:認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、認証保育所、その他

2 保育6サービス:保育5サービス+幼稚園預かり保育

(3) 世田谷区子ども・青少年問題協議会による評価・検証及び課題整理

平成 23 - 24 年度世田谷区子ども・青少年問題協議会では、「世田谷区子ども計画後期計画の評価・検証及び課題整理」を検討テーマに議論を重ね、平成 25 年 4 月、「次期子ども計画で取り組むべき施策について」として報告がまとめられました。

中間の提言等に基づき着手した取組みについて

子ども・青少年問題協議会が検討を進める中で、平成 23 年 10 月に「最終報告を待たずに、実現に向けてすぐに着手すべき項目」として中間提言を報告しました。この中間提言にあった項目及び協議会から報告等を受けた項目の中で、すぐに着手した取組みについては以下のとおりです。

子ども自身が相談しやすい仕組みづくり

提言

子ども自身が相談しやすく、他者の力を借りて自身で悩みなどを解決していく仕組みが必要である。

取組み

- ・子どもの人権を擁護し救済を図るため、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関「せたがやホッと子どもサポート」を設置（平成 25 年 4 月）。平成 25 年 7 月より相談等を開始した。

妊娠期及び周産期の子育て支援策

提言

児童虐待予防には、妊娠期あるいは 0 歳児対象の支援策の充実が必要である。

取組み

- ・1 歳以上を対象としていた理由を問わない預かり事業（ほっとステイ）を、一部で生後 4 か月以上に対象拡大した。（平成 24 年 4 月より）
- ・0 歳児を対象とした短期間の預かり事業（ショートステイ）を開始した。（平成 24 年 10 月より）

震災時の子ども支援

提言

震災時の子ども支援について示していく必要がある。

取組み

- ・「子どもに関わる事件・事故・災害等の情報」を電子メールで配信するシステムを構築。(平成 23 年 6 月より)
- ・保育園防災対策事業研修の対象施設を広げた。
- ・「保育園防災マニュアル」を策定した。(平成 24 年 3 月)

青少年施策を担当する行政組織の位置づけ

提言

総合的な青少年施策の実現に向け、行政組織の位置づけを提言。

取組み

- ・専管所管である若者支援担当課を設置(平成 25 年 4 月)

最終報告における提言

平成 25 年 4 月の報告の中で「次期計画（平成 27 年度～36 年度）策定に向けた留意事項」として、次の 6 項目の提案が出されました。

保育環境の整備

- ・日常的な寄り添いといった家庭的な関わりと環境の確保。
- ・安全・安心の保障のため、地域施設を有効活用した複数の人の目が行き届く環境での預かりの推奨や、保育所、児童福祉施設等との連携を図るといった施策の検討。
- ・在宅の子育て家庭や支援を必要とする保護者が、気軽に交流できる場の拡充。

事業を実施する際の留意点

- ・事業実施にあたっての課題の対応・改善を速めるため、条件が整備された地区からモデル事業としてスタートして検証を行うなどの工夫が必要。
- ・前例の少ない新たな試みの際には、試行錯誤期間の設定、十分に地域の住民や町会・自治会、団体などとの関係を深めながら、事業を進めていくサポートが重要。

地区の特性・資源活用に配慮した支援策の充実

- ・子ども・子育て支援や若者に関わるサービスに参入する N P O 法人や民間企業の事業者のもつ社会的な資源（機能・施設・人材など）の活用の検討。
- ・世田谷区の 5 地域 27 地区のそれぞれの特性に配慮したきめ細かな施策展開。

青年期（概ね 18 歳以上 30 歳未満）の計画

- ・次代を担う若者が地域で住み続けられるまちであるための総合的な施策展開。
- ・計画の策定にあたっては、若者のおかれている現状をしっかりと認識し、当事者の参画に配慮して作成するとともに、実施状況の点検・評価などを行うべき。

寄附文化の醸成

- ・地域全体で子どもと子育てを支援する事業においては、寄附の呼びかけを P R するなど、実績を積み重ね、定着させていくことが必要。
- ・若者の起業支援や若者の就労支援事業者に対し寄附を募るといった事業の検討。
- ・寄附だけに依存されないよう、段階的に自立を促すようなサポートの検討。

健康や生命の安全を脅かす災害・事故への対応

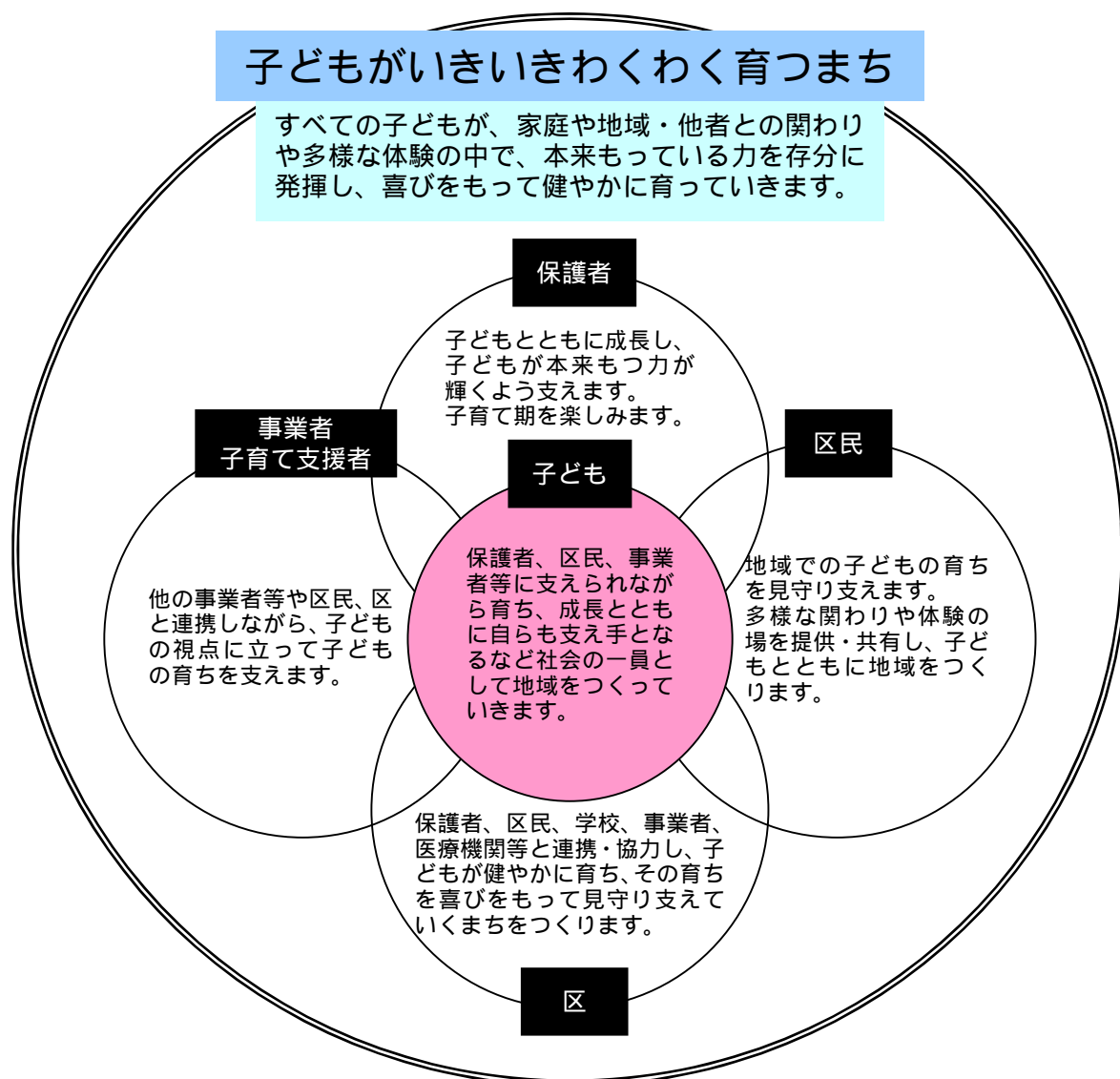
- ・災害時の着実な対応や子どもと子育て家庭における放射能汚染への対応の検討。
- ・被災地での被災地以外の大学や N P O などと地域の協働による復興支援の取組みは、地域の子ども・子育て支援の参考事例であり、策定の視点に取り入れるべき。

第2章 計画の基本的考え方

1 子ども計画（第2期）で目指すべき姿

すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指します。

保護者と区民、事業者等は、すべての子ども子ども時代が豊かなものとなるよう、見守り支えていきます。



2 計画策定にあたっての視点

出生数の増加などにより平成 21 年から平成 26 年の 5 年間で約 4,900 人増となった就学前人口は、今後平成 30 年にピークを迎え、その後漸減しながらもほぼ横ばいで推移すると予測されています。また、子どもを育てながら就労する保護者も増加するなど、働き方やライフスタイルが多様化しており、子ども・子育てを支える基盤の量的な拡充が求められます。

一方、核家族化やひとり親世帯、外国人の保護者・子どもの増加、地域のつながりの希薄化により保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに感じる不安感、負担感の軽減が課題とされています。

これまでも、子ども・子育てにかかる支援は、区民、事業者、支援活動団体など様々な主体により実施され、子ども・保護者を支えてきましたが、多様なニーズの高まりから、今後、その実施主体は一層多元化が進むことが予想されます。

こうした社会状況を踏まえ、次ページ以降に示す計画体系、施策・取組みの策定にあたっては、地域の様々な資源が提供する支援が最大限生かされるよう、次の 4 つの視点をもって検討を行うこととしました。

当事者の参加・参画の推進

子ども自身や保護者が、当事者として事業運営や事業の実施主体とどのように関わっていくか。その仕組みをどのように構築し、支えていくか。

地域で包括的に支える仕組みの構築

身近な地域で安心して子どもを生み育てられるよう、また、すべての子どもの育ちが子ども自身にとっても保護者にとっても喜びとなるよう、どのように区民・地域の子育て力を高め、地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか。

若者期を見据えた子育て支援

やがて社会を担うとともに子どもを育てる立場ともなっていく子どもに対し、どのような体験が望まれ、どのような支えや見守りが必要か。若者が直面する課題を見据えたとき、その手前でどのような施策が求められるか。

区が果たすべき責任と役割

サービスが量的拡大し実施主体も多元化する中で、世田谷区が目指すサービスの質やサービス利用者である子どもの人権や安全・安心をどのように確保していくか。また、区が主体となって運営する事業が果たす役割をどのように位置づけるか。

第3章 重点政策

1 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

妊娠、出産、子育てに関わる父母の不安感や負担感が増してきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

喜びと楽しさを感じられる子育てを、身近な場から支えています

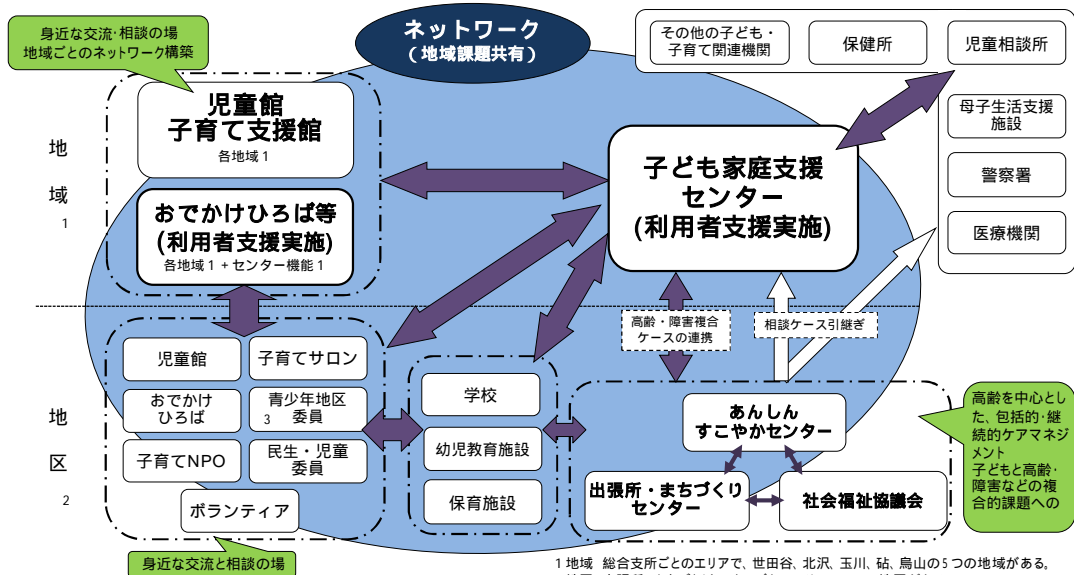
妊娠期や産後、乳幼児の子どもを育てる時期は、様々な不安を抱える時期です。これまで、それらの不安の軽減や親としての学び・成長を家庭や地域が支えてきました。しかしながら、核家族化や地域社会との関わりの希薄化の進展により、サポートが受けられず、悩みをひとりで抱え込み、子育てに孤立感と負担感を覚えるケースが増えています。こうした悩みを抱える保護者同士が気軽につどい、交流し、情報交換などができる場を充実することや、自分の時間を持ちリフレッシュする機会をつくることで、育児不安の軽減を図り、子育てに喜びと楽しさを実感できる環境を整えます。

また、日常的に利用できる身近な場所において、気軽に相談ができ、必要に応じて適切な支援につながるような、利用者支援事業を展開するなど敷居の低い相談体制を整えます。

関連項目

- 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
- 1-(1)- 就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実
- 1-(2)- 親がリフレッシュできる場・機会の充実

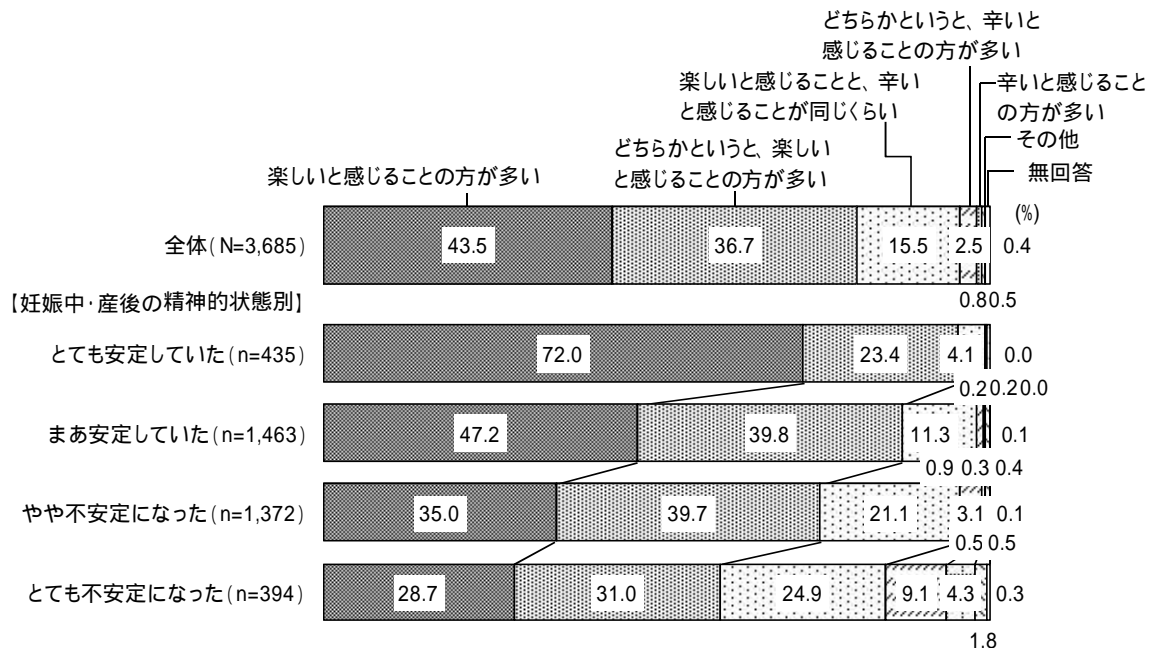
子ども・子育ての相談支援体制図



1 地域 総合支所ごとのエリアで、世田谷、北沢、玉川、砧、鳥山の5つの地域がある。
2 地区 出張所、まちづくりセンターごとのエリアで、27の地区がある。
3 「おでかけひろば」には、子育てステーションおよび子ども・子育て総合センターのひろばも含む。

妊娠中・産後の精神的状態別子育てについての感じ方

妊娠中や産後の精神状態が不安定だった方は、子育てを辛いと感じる割合が高いという傾向が見られ、妊娠期など早期からの支援の重要性が裏付けられたといえます。



『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査 (平成 25 年) より作成

子育て家庭に潜在しているニーズの把握に努めるとともに、ニーズや状況の変化に合わせ、切れ目なく支えていきます

子育て家庭の孤立化の予防や不安感、負担感の軽減を図るために、相談体制を整えることは重要ですが、課題を抱えていても、それを認識していない場合など、相談・支援につながる事が難しい家庭もあります。こうした家庭が課題を抱えたまま、リスクを高めてしまうことがないように支えていける体制を整える必要があります。

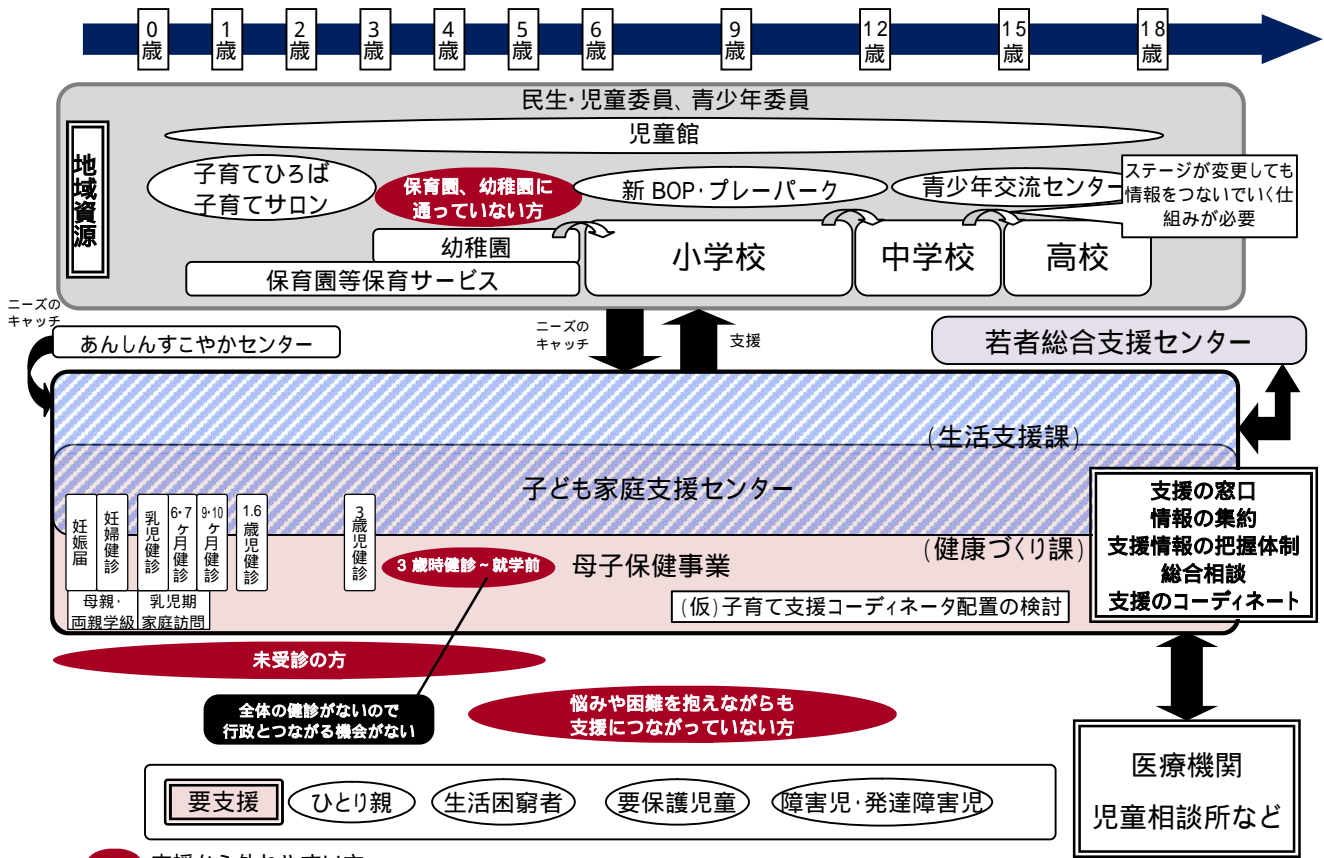
乳幼児健診や乳児期家庭訪問などの機会や、児童館、ひろばや保育所、幼稚園、学校など、日頃利用する場において、関わる支援者の気づきの感度を高め、リスクの高い子育て家庭を早期に適切な支援につなげ、地域社会で子育てを支援する体制づくりを進めます。

また、時間の経過や子どもの成長、親の環境の変化により、必要とされる支援も変化していきます。個々の家庭の置かれた状況を継続的に把握し、寄り添った支援を展開するため (仮) 子育て支援コーディネーターの配置など体制の強化を検討し、整備していきます。

関連項目

- 3-(1)- 養育困難家庭・要保護児童の早期支援の充実
- 3-(1)- 継続支援・生活支援の仕組みの充実
- 1-(3)- 子どもと親のこころと体の健康づくり

切れ目ない支援のイメージ



● 支援から外れやすい方

地域包括ケアシステムの推進により複合的課題を抱えた子育て家庭を包括的・継続的に支援していきます

区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけられることを目的とした地域包括ケアシステムの推進を目指しています。

子どもの出生時の母親の年齢が35歳以上の割合は年々高まっており、平成25年には42.6%となっています。こうした状況から、子育てをしながら親の介護をするなど、複合的な悩み・課題を抱える家庭がますます増えていくことが予想されます。

区では、これまで高齢者を対象としていたあんしんすこやかセンターの相談を、子育て家庭や障害者(児)などにも拡大することにより、子育てと介護、障害のある方の子育てなど、複合的課題を抱えた子育て家庭の相談も可能な窓口を27地区に整備していきます。また、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、三者が連携して身近な地域で潜在化している問題の早期発見や相談支援体制の強化、地域生活を支える地域資源の開発等に取り組みます。

複合的課題を抱えた子育て家庭に対しては、利用者支援事業により構築していく子ども・子育てネットワークと連携しながら、子ども家庭支援センターを中心に包括的・継続的なケアマネジメントを行っていきます。

2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

喫緊の課題である保育待機児解消に向けた保育基盤整備を中心として、すべての子育て家庭を支える基盤の整備・拡充を図るとともに、保育・幼児教育の質の確保と向上を図ります。

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び、子ども・子育て支援事業の基盤を整備します

就学前人口の増加や共働き家庭の増加等を背景に、増え続ける認可保育園の入園申込者数や、子育て家庭の潜在的なニーズに対応するため、区有地や国・都有地などの公有地のほか、区独自の賃借料補助等により民有地の活用を促進し、認可保育所を中心に計画的に保育・幼児教育施設や事業の整備を行い、保育待機児の解消を図ります。

また、多様化する働き方やライフスタイルの変化など個々の子育て家庭のニーズに沿った保育が受けられるよう、病児・病後児事業の拡充など、体制の整備を進めます。

さらに、相談・交流の場と機会の提供や一時預かり事業の充実を図るなど、在宅子育て家庭を支援する事業について、子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に整備を進めていきます。

関連項目

- 2-(1)- 子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の整備
 - 2-(1)- 子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の提供
 - 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
- 第5章 子ども・子育て支援事業計画

区が定める基準等に基づき、保育の質の確保に向けた取組みを進めるとともに、子どもや保護者が当事者として、事業運営や事業の実施主体と関わっていく仕組みをつくりま

す
 保育ニーズの高まりに応えるため、認可保育所の整備を中心に、小規模保育事業などの新たな保育事業の整備を進めます。これにより、実施主体はこれまで以上に多元化することが予想されます。

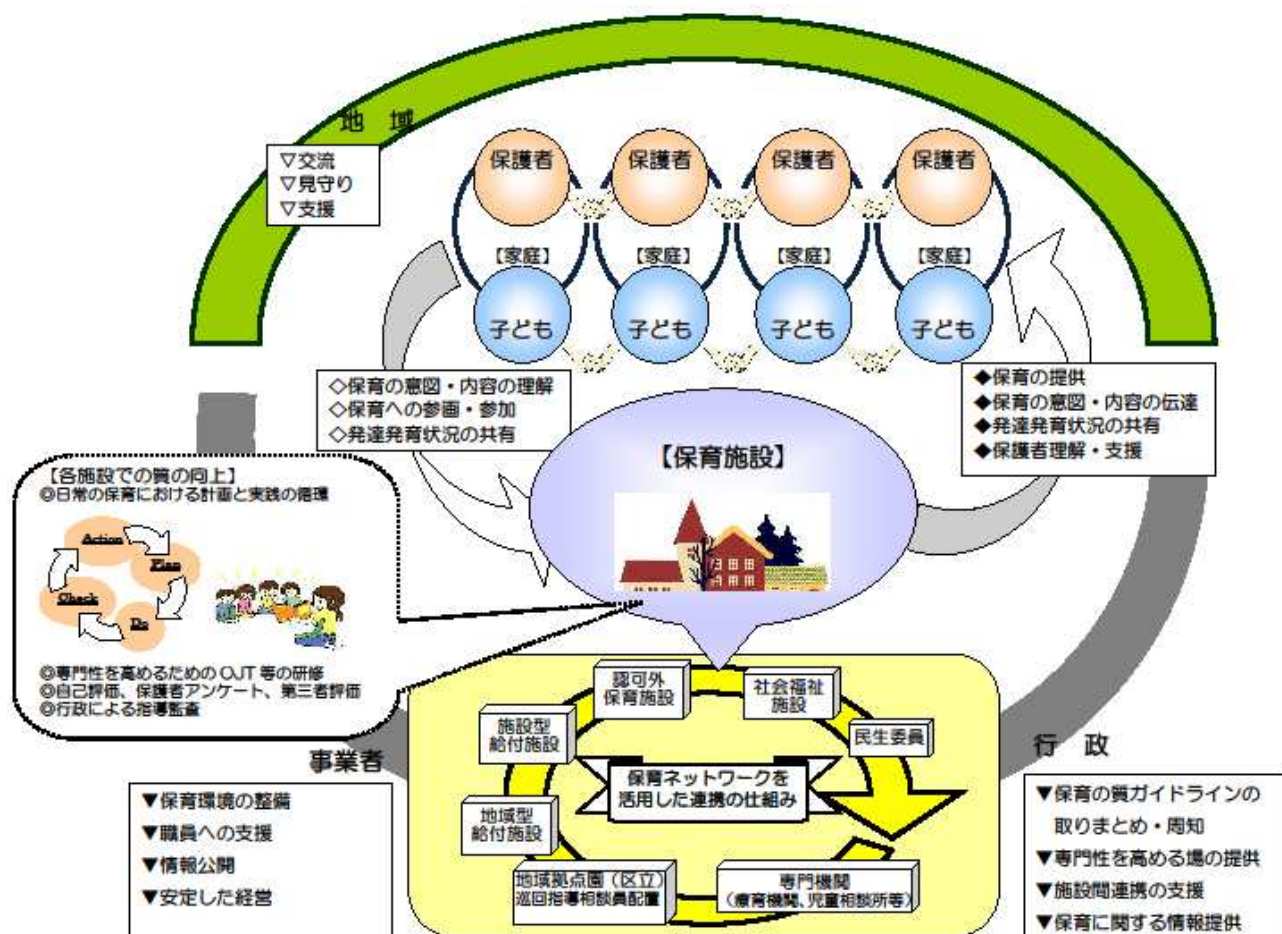
そうしたなかで、保育の質を確保し、さらなる向上を図るため、指導・監督や巡回指導相談を通じて、各保育施設において専門的な知識・技術を身につけるとともに、第三者評価の実施や地域の保育施設間のネットワークを強化していきます。

また、区が目指す「子どもを中心とした保育」を実践するための『保育の質ガイドライン』を活用し、事業者・保護者・区民と共通理解を深め、ともに保育の質の向上に取り組むとともに、子どもや保護者が事業運営に関わっていく取組みを推進します。

関連項目

- 2-(2)- 保育の質を支える仕組みの構築
- 2-(2)- 区立施設が果たしていく役割の強化

保育の質を支える仕組みのイメージ



保護者の施設・事業を評価・選択をする力を支援します

保育・幼児教育については、子育て家庭のニーズの多様化に応えるため、多様な形態で運営されていますが、そのためにそれぞれの施設・事業の特徴などを理解することが難しくなっています。

保護者が働き方や就労時間など自身の家庭の状況にあった施設・事業を選択することができるよう、身近な場所で十分な情報が得られ、必要に応じて気軽に相談ができるような体制を整えます。

また、手軽に情報が得られるとともに、正しく情報を読み取れるよう、情報提供の工夫を図ります。

関連項目

- 2-(2)- 保護者の保育・幼児教育等の選択への支援

子ども・子育てを支える人材を確保し育成します

保育をはじめとする子ども・子育て支援の基盤の整備に伴い、保育士等の確保は大きな課題となっています。現在保育・幼児教育などに携わっていない有資格者に対する研修など復職に向けた支援や、保育・幼児教育施設の就職支援を通じて、幼稚園教諭や保育士など保育・幼児教育の担い手の確保に努めます。また、研修や他の施設・事業との交流・情報交換の機会の提供などを通じて、保育・幼児教育に携わる人材の資質・能力の向上を図ります。

また、保護者が気軽につどえる場や相談できる場などにおけるスタッフのスキル向上や地域で子どもの育ちを見守り支える地域人材の子育て力の向上に向けた支援を行います。

関連項目

- 2-(2)- 保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成
- 2-(3)- 保育と教育の一体的な提供に向けた職員の育成
- 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実 ほか

3 子どもの生きる力の育み

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが生きる力を育むことのできる環境を整え、地域・社会を担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

地域で豊かな社会体験を重ねられる場と機会を充実していきます

地域の中で、子どもが安心して過ごすことができる場所や、本来もっている力を存分に発揮し活躍できる場と機会を拡充するとともに、地域での活動に参加することを通じて、多世代と交流する機会を充実します。

地域社会の担い手の一員としての活動や多世代交流の体験を通じて、社会性、主体性、協調性などの生きる力を育むことを地域とともに支えます。また、子どもの頃から地域で活動することや、地域との関わりをもつことで、地域に対する愛着を培い、地域社会で若者、大人、親へと成長し、地域の子どもの活動を支える立場として関わりを継続・循環していくことができる環境を整えます。

関連項目

- 5-(1)- 地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実
- 5-(2)- 参加から参画へ、地域での場と機会の提供

すべての子どもが、居心地のよい場・力を発揮できる場を身近な地域にもてるよう環境を整えます

悩みや困難を抱えた子どもやその保護者が抱えている問題は、複雑化かつ多様化しています。こうした問題に対応するため、総合的な支援や専門的な相談など、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた支え方ができる体制を充実し、問題を早期に発見するとともに、適切な支援につなげていきます。また、ここにいてもいいのだと思える安心して過ごせる居場所が求められており、身近な居場所を整備し、そうした場所で同年代や多世代での交流が図れるよう、支援・運営を行う地域での活動を支えます。

配慮が必要な子どもが日常過ごす場や地域の中で安心して過ごすことができ、自分らしい生き方が実現できるよう、地域における障害理解の促進と子どもに関わる支援者のスキルアップを図るとともに、活動や参加の場を確保していきます。

子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもの学習の機会を提供するとともに、多様な大人や年長者との交流の機会を提供することを通じて、子どもが社会の中で生きる力を育み、自立へと向かう支援を行います。

関連項目

- 3-(4)- ニーズに応じた相談機能の充実
- 3-(4)- 子どもの居場所の拠点整備
- 3-(2)- 日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実
- 3-(3)- ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実

外遊びを推奨し、外遊びの環境を整備します

子どもは季節を感じながら屋外で仲間たちと思いきり遊び、たくさんの体験を通して豊かに成長していきます。

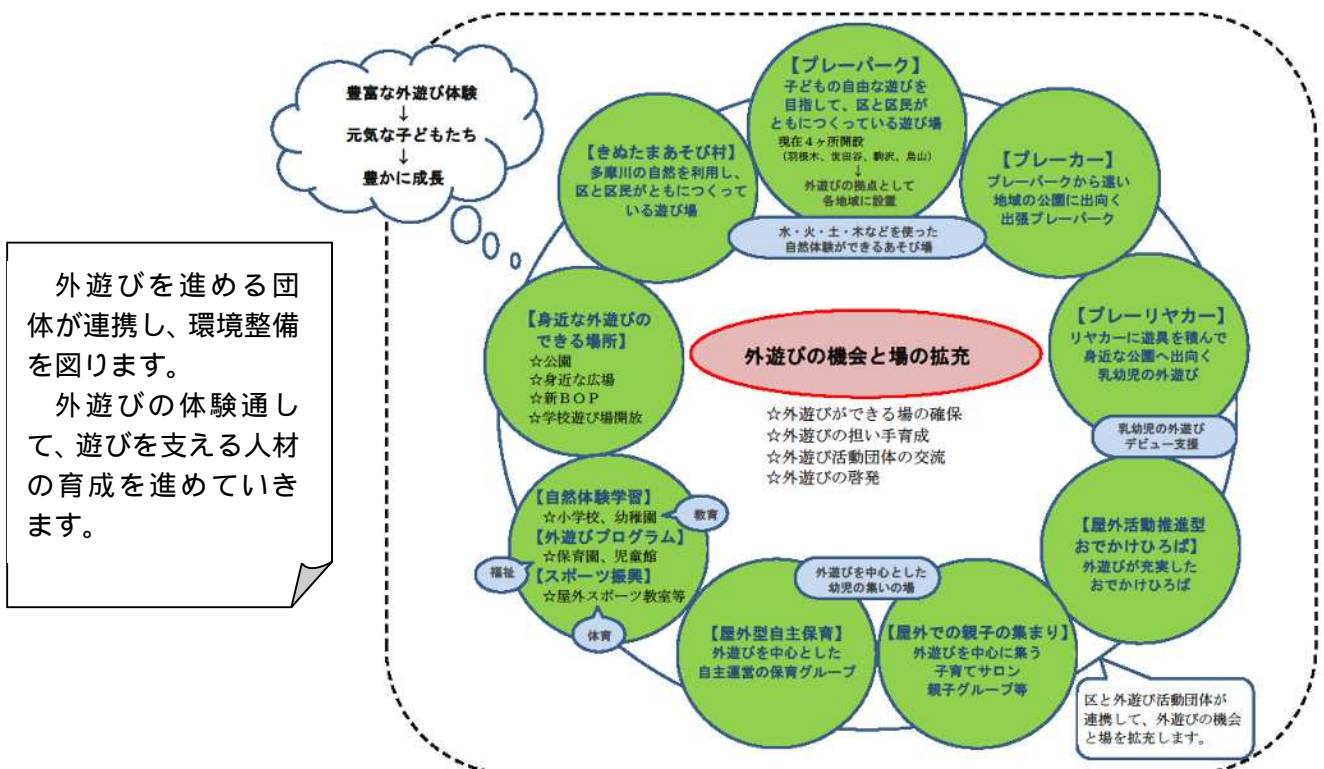
しかし近年は都市化、核家族化、パソコンや携帯電話の普及などの影響で、子どもの遊びは屋外遊びから屋内遊びへ、遊びの種類の減少と単純化、集団遊びの減少など大きく変化してきています。その影響で子どもの身体機能は体力・運動能力が低下し、社会性・忍耐力・想像力・好奇心の不足が問題になっています。

今後、すべての子どもたちが身近な場所でいきいきと外遊びができる環境を拡充し、外遊び体験を推奨していきます。そのために各地域にプレーパークを整備し、外遊びの拠点機能を持たせながら、子どもやその保護者が気軽につどい、遊ぶきっかけをつくる活動を支援していきます。

また、外遊びを支える人材を育成するとともに、外遊びの機会拡充を区と区民がともにつくっていく体制を整えます。

関連項目

- 5-(1)- 外遊びの機会と場の拡充



子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成を支えます

都市化の進展や地域コミュニティの希薄化により、地域で子どもを育てるという意識は以前と比較し薄れていると言われていています。子どもが地域の中で安全にかつ安心して過ごしたり、活動したりするためには、その育ちや活動を見守り支える地域の大人の存在が欠かせません。

子どもたちが成長し自立していく過程で、子育て中の親と子育てを終えた世代など幅広い世代や立場の違う者同士がともに支えあう関係づくりを進めていくことにより、子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運を増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識を醸成していきます。

関連項目

- 6-(1)- 子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成

児童館が地域で果たす役割を充実していきます

従来、子どもの健やかな成長については、まず、「家庭」が中心となって育ちを支え、さらに、地域や多世代との関わりの中で育まれてきました。しかし、近年の核家族化や都市化の進展に伴う多様化された社会の中では、家庭をはじめ、地域と子どもとの関係づくりなど、必要な支援や機会の提供が困難となる場面が増加してきています。

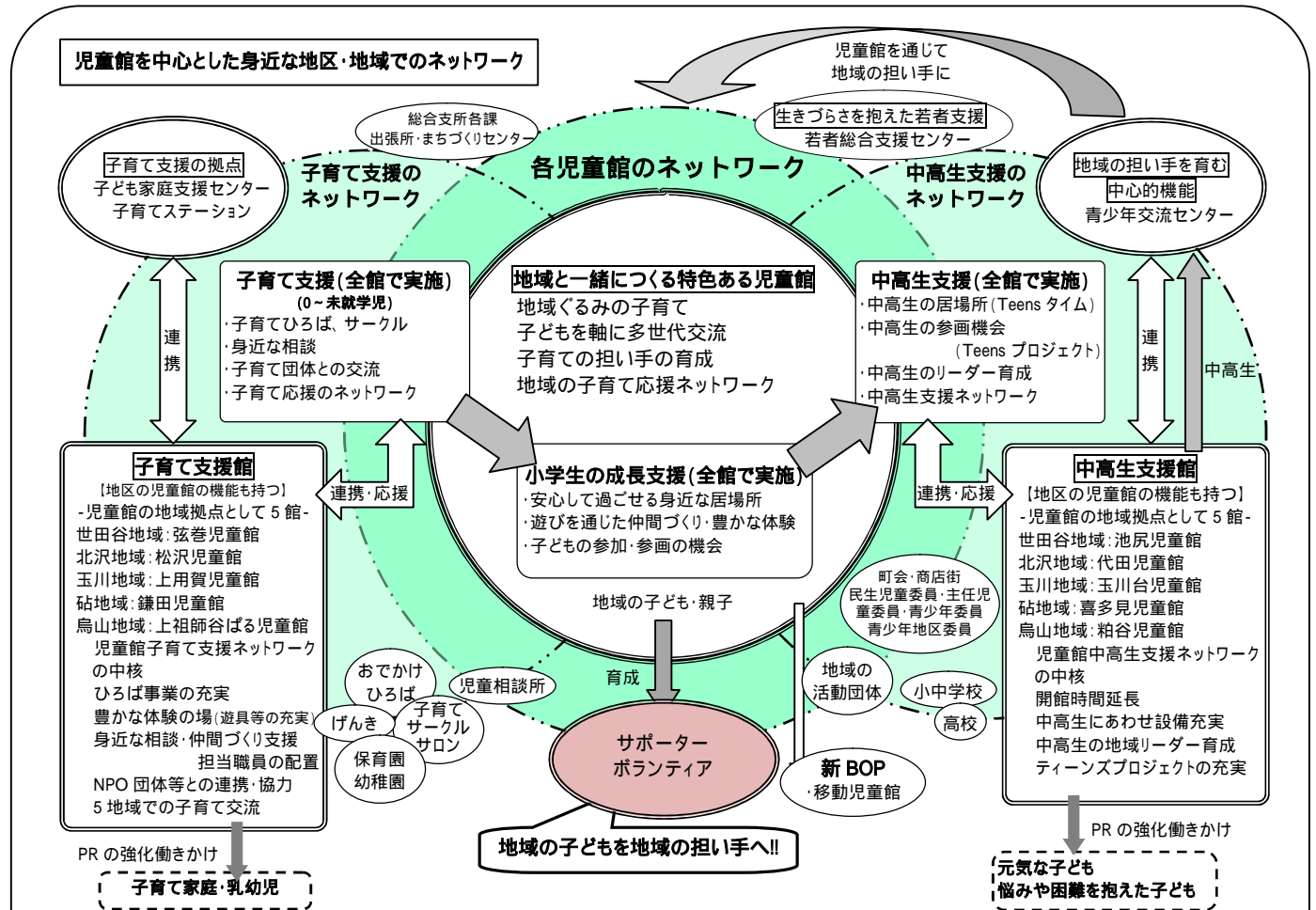
また、子どもたちは、出生から、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校といった年齢やライフステージによる区分の中で、それぞれの時期に的確な関わりや支援、見守りを必要としています。

子どもたちが成長し、自立していく過程では、家庭や地域がともに子どもたちに目を向け、ともに支える地域のコミュニティの形成が必要です。

児童館は、乳幼児期から、小・中・高校生まで、子どもの成長に継続的に関わる施設であり、多様化した子どもの成長支援を地域とともに進めることが大切です。これらの取組みを進めるために必要な児童館職員の人材確保、育成を図りながら、特に、様々な不安を抱える親に対する見守りや寄り添いなどの子育て支援と、心身ともに大きな成長過程をむかえる中高生世代に対して、地域で活動できる様々な経験をもとに、地域の担い手となっていける取組みを一層充実していきます。

関連項目

- 1-(1)- 子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
- 1-(2)- 親の学びの支援
- 5-(1)- 成長に応じた放課後の居場所の確保
- 5-(1)- 地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実



今後の児童館のあり方について、本計画の策定にあわせ、有識者や地域の関係者等と検討する「世田谷区立児童館のあり方検討委員会」を設置し、検討を行いました。

検討委員会からは、子育て支援、中高生支援をはじめとした子どもの成長支援を、これまで以上に地域とともに進めていくことや、地域への情報発信について、以下のような提言をいただきました。また、これまで児童館が担ってきた役割を継承しながら、機能の拡充を進めるために必要な児童館職員の人材確保、育成の必要性についての提案もいただきました。このことを受け、さらなる検討を行い、児童館の運営や事業実施に反映していきます。

【児童館での具体的な取組みについて】(「世田谷区立児童館のあり方検討委員会報告書」より)

中高生世代への支援と担い手育成

ひとつひとつの児童館における児童館単位の中高生支援から、中高生支援館を中心とした総合支所単位の地域で進める中高生支援を、学校や関係機関と連携しながら進めていく。

子育て支援

児童館単位のネットワークを総合支所単位の地域に広げることで子育て支援活動を活発にし、より専門的な相談や専門機関との連携機能を持つ児童館を、各地域に設置することについて検討する必要がある。

地域との連携

地域の大人が児童館との関わりの中で充実感を得て、利用者から協力者(サポーター)へと役割を持つ大人を増やすことにより、児童館事業の充実につなげていく。

児童館からの情報発信

児童館が子どもの「遊び」の場だけでなく、子どもを軸にした地域コミュニティの側面もあることとあわせ、地域に広く広報していく。

第4章 計画の内容 体系

基本理念	目指すべき姿	大項目	中項目
<p>子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができ、地域社会を区民と力をあわせ実現します。</p>	<p>子どもがいきいきわくわく育つまち</p>	<p>1 子育て家庭への支援</p>	<p>(1) 身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実 (2) 子育て力発揮への支援 (3) 子どもと親のこころと体の健康づくり</p>
		<p>2 保育・幼児教育の充実</p>	<p>(1) 保育施設・多様な保育の整備・拡充 (2) 保育・幼児教育の質の向上 (3) 保育と幼児教育の一体的な提供</p>
		<p>3 支援が必要な子ども・家庭のサポート</p>	<p>(1) 養育困難家庭・要保護児童支援 (2) 配慮が必要な子どもの支援 (3) ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援 (4) 悩みや困難を抱えた子どもの支援</p>
		<p>4 質の高い学校教育の充実</p>	<p>(1) 地域との連携・協働による教育 (2) 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進 (3) 信頼と誇りのもてる学校づくり</p>
		<p>5 子どもの成長と活動の支援</p>	<p>(1) 成長と活動の場と機会の充実 (2) 子どもの社会への参加・参画の機会の充実</p>
		<p>6 子どもが育つ環境整備</p>	<p>(1) 地域の子育て力の向上 (2) 社会環境の整備 (3) 子どもの権利擁護・意識の醸成</p>

小項目

子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実
就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実

親の学びの支援
親がりフレッシュできる場・機会の充実

子どもと親のこころと体の健康づくり 思春期のこころと体の健康づくり
食育の推進 歯と口の健康づくり

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の整備
子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の提供

保育の質を支える仕組みの構築
区立施設が果たしていく役割の強化 保護者の保育・幼児教育等の選択への支援
保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成 幼保小連携の促進

認定こども園の普及・促進に向けた取組み
保育と幼児教育の一体的な提供に向けた職員の育成

養育困難家庭・要保護児童の早期支援の充実
継続支援・生活支援の仕組みの充実 地域支援体制の構築

配慮が必要な子どもの早期支援の充実
日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実 途切れのない支援の実施

ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実
情報提供・相談機能の充実 ひとり親家庭の自立に向けた就労支援の充実
ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実

ニーズに応じた相談機能の充実
子どもの居場所の拠点整備

地域が参画する学校づくり 地域コミュニティの核となる学校づくり
地域教育力の活用

豊かな人間性の育成 豊かな知力の育成
健やかな身体・たくましい心の育成
これからの社会を生きる力の育成 特別支援教育の充実

教員の資質向上のための支援 信頼される学校経営の推進
ニーズに応じた相談機能の充実 安全安心と学びを充実する教育環境の整備

成長に応じた放課後の居場所の確保
地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実
外遊びの機会と場の拡充 子どもの活動を支える地域の子育て力の向上

参加から参画へ、地域での場と機会の提供
子どもの意見表明の推進

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成
子育て活動の支援とネットワーク形成の支援

子育てしやすいまちづくり 子どもの安全・安心 ワーク・ライフ・バランスの推進
子どもを生み育てやすい環境の整備 文化・芸術・スポーツと親しむ環境づくり

子どもの権利への意識の醸成
子どもの権利を守る体制の充実

重点政策

- ・ 子どもの生きる力の育み
- ・ 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上
- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防

年齢別子ども・若者施策

大項目	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
子育て家庭への支援								
保育・幼児教育の充実								
支援が必要な子ども・家庭のサポート								
質の高い学校教育の充実								
子どもの成長と活動の支援								
子どもが育つ環境整備								
若者支援施策の推進								

7歳	8歳	9歳	10歳	12歳	15歳	18歳	39歳
トワイライトステイ							
こころの健康相談 (子ども・思春期)							
				学生ボランティア派遣事業			
小学校				中学校			
地域運営学校				世田谷9年教育			
特別支援教育				教育相談、不登校対策 (教育相談室、スクールカウンセラー)			
スクールソーシャルワーカー、ほっとスクール、メンタルフレンド派遣事業など)							
児童館				中高生支援館			
新BOP				STEP			
外遊びの機会と場 (プレーパーク、公園、区立小学校遊び場開放など)				青少年交流センター			
子ども夢プロジェクト				ティーンズプロジェクト			
				ユースリーダー事業			
				ユースミーティング世田谷			
青少年地区委員会、青少年委員、民生・児童委員、主任児童委員							
防犯ブザー貸し出し							
こどもをまもろう110番							
				奨学資金貸付			
				受験生チャレンジ支援貸付事業			
せたホット							
世田谷区子ども条例							
				若者総合支援センター			
				ヤングワークせたがや			
				せたがや若者サポートステーション			
				メルクマールせたがや			

1 子育て家庭への支援

(1) 身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

現状と課題

- ・ 核家族化の進行、地域社会との関わりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が問題となっています。他者との交流が少ないため、課題を抱えていても当事者が認識していない場合があります、周囲の気づきや状況に応じた適切な支援の場へのつながりが課題です。
- ・ 在宅子育て家庭にとって、身近なつどい・交流の場であるひろばは、保護者の負担を軽減し、子育て家庭の孤立化の予防となることからニーズも高く、今後はおでかけひろばの拡充や児童館子育てひろばの機能の充実が求められています。
- ・ 小学校就学以降の子どもをもつ親が、身近で気軽に交流できる場や機会が不足しています。また、子どもの区外進学などによって地域とのつながりが薄くなったり、親同士の交流の機会が減少しており、親同士の交流や気軽に相談できる場所が求められています。

目標

- ・ 情報交換や交流の機会、気軽に相談ができる場が身近で得られている。
- ・ 身近な場での交流や相談をきっかけに、適切なサービスや支援につながる事ができている。
- ・ 子育て中の親が、身近な場で知りたいことを知ることができ、必要なサービスを自ら選択して使う事ができている。
- ・ 在宅子育て家庭を中心として、孤立化の予防や交流が図られ、子育てに喜びと楽しさを実感している。

施策展開

子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

子育て中の親子が、身近な場所で気軽に相談や交流ができ、ニーズに応じて適切なサービスにつながるなど安心して子育てができる環境を整えることにより、在宅子育て家庭を中心とした孤立化の予防や子育てに対する不安感の軽減を図るなど、子育てに喜びと楽しさを実感できるよう場と機会を充実します。

子育て中の親子が気軽につどえる場の拡充

子育て中の親子が、身近で気軽につどい交流することができる場を拡充します。

身近な場で親子を支える機能の充実

日頃の関わりのなかで気軽な相談ができ、適切な支援やサービスへの案内を受けられる場として、児童館やおでかけひろばなどの機能を充実します。また、児童館の子育て支援館や利用者支援の拠点などを中心に、地域ごとの子ども・子育て関係機関の連携を強化することにより、身近な資源をより有効に活用するとともに、必要に応じて新たな地域資源開発も行いながら、地域で支えていく仕組みを構築します。

スタッフの人材育成

おでかけひろばや子育てひろばのスタッフに対する研修等を充実し、子どもと関わる人材の育成を図ります。

子育て情報の提供の充実

子育て中の保護者に必要な情報が行き届くよう子育て情報の提供方法を工夫するとともに、子ども家庭支援センターや、利用者支援事業を担う拠点などを中心に、利用者一人ひとりに合った子ども・子育てサービスの利用案内を行うコーディネート機能を強化します。

就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実

学童期、思春期の子どもをもつ親が、気軽に悩みを打ち明けたり、同世代の子を持ち、同じような不安や悩みを抱えた親同士が知りあい、交流できる場や機会を充実します。

身近な場での相談の場の充実

身近な場所で相談できる場を充実し、保護者の不安解消を図ります。

親も含めた多世代交流の機会の充実

若者が活動できる身近な居場所づくりを通じ、地域での多世代交流の機会の充実を図ります。

(2) 子育て力発揮への支援

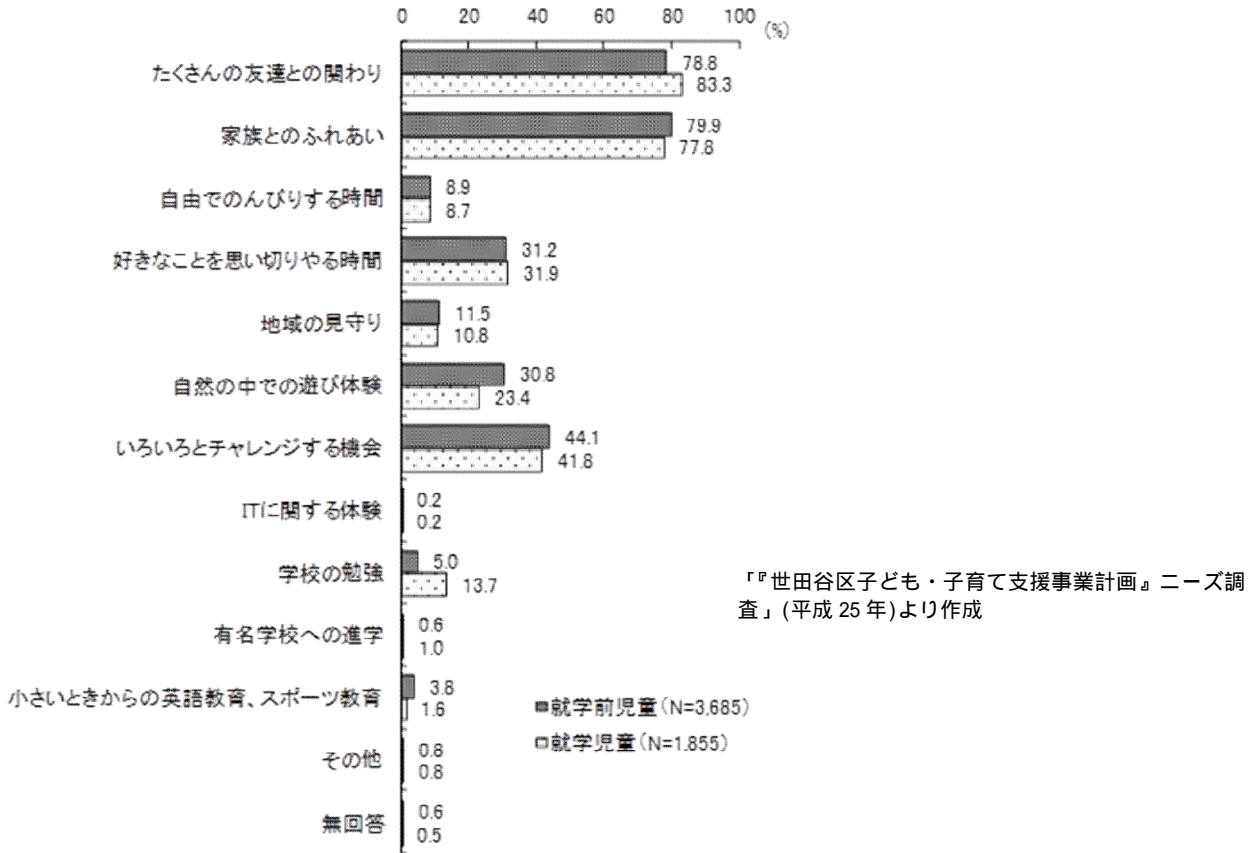
現状と課題

- ・ これまで、親族や地域に支えられながら家庭が中心となっていて行われてきた子どものしつけなどが、核家族化や地域社会との関わりの希薄化に伴い、親だけが抱え込む、または保育・幼児教育機関、学校等に任せるといった状況がみられます。
- ・ 各学校のPTAが中心となっていて家庭教育学級を開催するなど、家庭の教育力の向上に向けた取組みが進められていますが、子どもとともに、親が学び成長するためには、家庭教育の情報提供や相談機能、親同士や地域との連携の機会のさらなる充実が求められています。
- ・ 子育てによる不安や負担を軽減するためには、子育て中の生活を楽しむためのサポートが重要です。保護者が自分の時間を持てる仕組みをつくるため、一時預かりの拡充や急な預かりニーズへの対応が求められています。
- ・ 保護者は子どもの発達に多かれ少なかれ不安を抱えているものですが、不安を抱えていても、専門機関等へ相談に行くことに抵抗を感じ、一人で悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

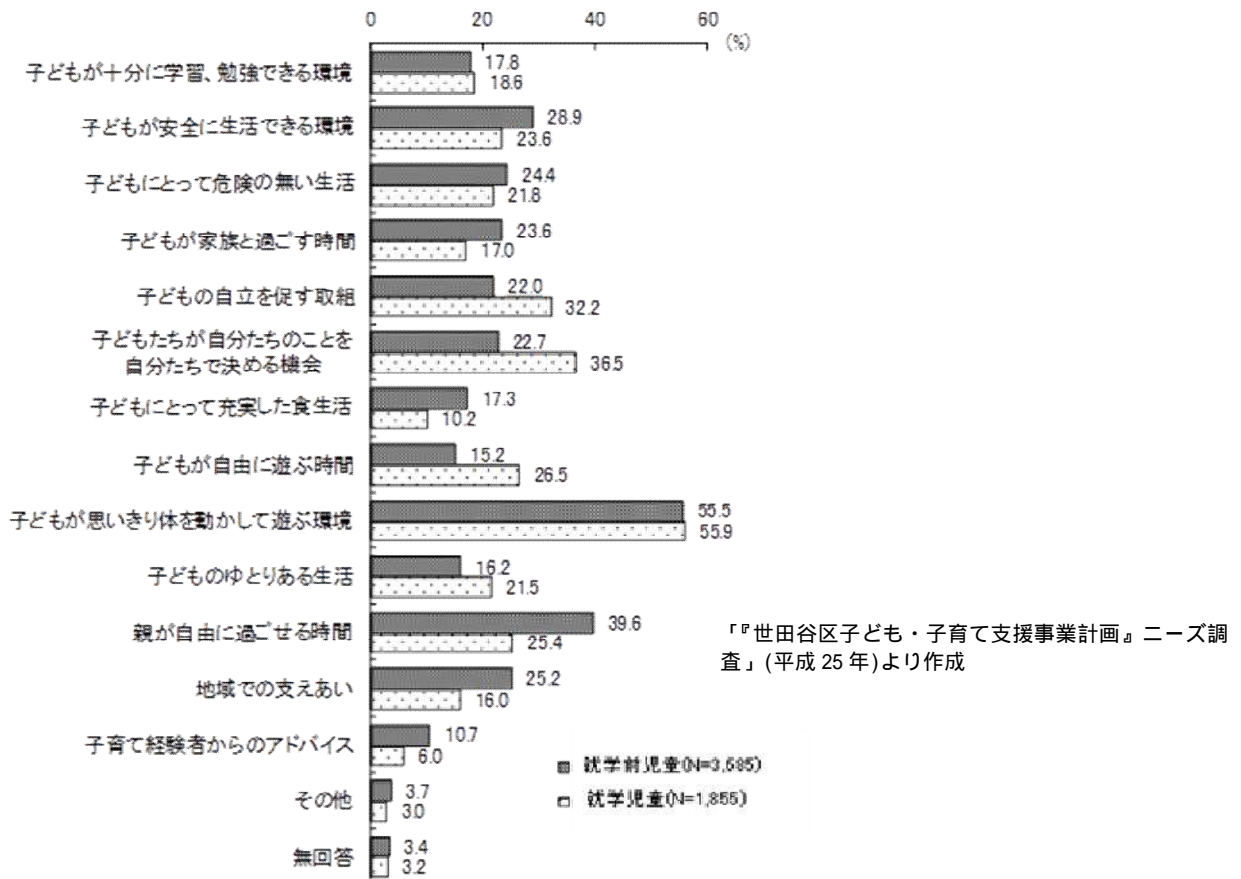
目標

- ・ 親が子どもとともに成長し、子どもを育てる力が高まっている。
- ・ 親が子育てに対する意識を向上させ、自ら解決できる力が育まれている。
- ・ 親が自分の時間を持つことで、リフレッシュする機会がある。
- ・ 父親の子育て参加の意識が醸成され、母親だけではなく、父親も子育てを楽しめる。
- ・ 子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に参加でき、その子にあった関わり方に気づき、また同じような不安を抱えた親同士が知りあえる機会がある。

子どもが成長する上で、大切だと思っていること



子育てする上で足りないと感じていること



施策展開

親の学びの支援

親が子育てに対する意識を向上させ、自ら解決できる力を育むことができるよう講座や講演会、家庭教育学級などの取組みを通じて、親自身が学び育つための学習の場や情報の提供を図ります。

親としての学びや育ちの支援

親の子育てに対する不安や負担感を軽減し、自ら解決できるよう親向けの講座や、親同士で学び語りあう機会を充実するとともに、参加の機会を得にくい保護者や孤立しがちな保護者に対しては、地域人材を活用したサポート環境づくりを進めます。

親同士や地域との連携の機会づくり

親が地域で多世代と交流できる機会の充実とともに、親同士が地域で情報交換しながら助けあい、ともに子育てを楽しみ育ちあえる機会を拡充します。

発達支援親子グループ事業

子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、子どもとの遊び方や子どもの特徴への理解を深め、養育力の向上を図ります。

親がリフレッシュできる場・機会の充実

妊娠期からの仲間づくりや父親の子育て参加の意識づくり、親がリフレッシュできる場や機会をつくることで、仲間や自分の時間を持ち、親が子育て期を楽しめる環境をつくります。

一時預かり事業の拡充

おでかけひろば内での一時預かりを含めたほっとステイの拡充やファミリー・サポート・センター事業の実施など、理由を問わずに一時的に子どもを預けることのできる場を充実します。

ショートステイ、トワイライトステイ事業機能の充実

出産、就労、レスパイト等を理由とした預かり事業であるショートステイやトワイライトステイ事業の利用を促進します。

父親の子育てへの参加の促進と意識醸成

父親も子育てを楽しむことができるよう、父親の子育てへの参加の機会をつくり、子育てに対する意識の醸成を図ります。

妊娠期、産前・産後の不安軽減、孤立感の解消

育児に関する負担感や不安感が最も強くなる産前と産後の時期に、必要な知識を提供し、不安の軽減を図るためのケアやサポートを行います。

(3) 子どもと親のこころと体の健康づくり

現状と課題

- ・ 出産や子育てについて、正しい知識を得る機会がないまま成長することが多くなっています。子育てのイメージを持たずに妊娠・出産を迎えたり、出産後に育児不安や産後うつなどから不適切な育児に陥ることがないように予防する必要があります。
- ・ 乳幼児健康診査では、健康状況の確認に加えて、健やかに育ち、育てるための支援が重要になっています。個々の状況に応じた個別相談、歯科保健や栄養等についての指導・相談を行い、健診後の経過観察健診や精密検査につなげるほか、個別支援だけではなくグループによる育児支援も連動させた継続的・重層的な支援も必要です。また受診した方の満足度をあげ、さらに未受診者の把握から必要な支援につなげる仕組みについて検討が必要です。
- ・ 思春期のこころと体の健康づくりは大切ですが、困ったときに利用できる相談窓口の周知が十分ではありません。若い世代に対して、性感染症予防や望まない妊娠の予防に関する啓発の強化が求められています。
- ・ 育児期は家族全体の生活習慣を見直す大きなきっかけとなります。妊娠・出産・子育て知識の普及・啓発だけでなく、望ましい生活習慣の獲得に向けた支援が求められます。
- ・ 食の情報が氾濫する中、正しい選択ができずに、子どもの状況にあった食事づくりが困難となっている場合があります。
- ・ むし歯のある子どもは減っていますが、一人で多数のむし歯のある子どもが一定割合おり、健康状況の二極化が進んでいます。歯に良い生活習慣の実践のための歯と口の健康づくりの支援が求められています。

目標

- ・ 妊娠に関する相談ができる。
- ・ 若年層が、妊娠・性に関する悩みやこころの健康について、基本的な知識を得られ、悩みなどがある場合には安心して話せる相談窓口に容易につながるができる。
- ・ 妊娠期から家族や子どもの成長・発育にあった生活習慣が理解され、食生活・口腔衛生習慣の習得の上で実践されている。
- ・ 子ども・保護者が、自分や家族の健康に関する相談を気軽にできる仕組みが整備され、適切な支援を受けられる。
- ・ 妊娠期からの多様な支援とネットワーク構築により、切れ目のない支援が受けられ、安心して妊娠期から育児期を孤立感なく生活できている。

施策展開

子どもと親のこころと体の健康づくり

若年層から、妊娠・出産に関する正しい知識を持てるよう啓発の機会を設け、相談窓口の周知を図ります。また、母子を基本として、家族のすこやかな成長を図り、その状態に応じた適切な支援を提供するとともに、親自身の育児への自信を深めるための支援を行います。

女性のからだの相談窓口の設置

不妊・不育症など妊娠に関わる相談や年齢による女性のからだの変化や心身の不調について相談できる窓口の整備を図ります。

妊娠期からの支援の充実

妊娠が分かったときから、必要な情報へのアクセスを容易にするとともに、母親学級等の開催により地域での交流を促進します。また、妊娠届時のアンケート実施をはじめとした、妊娠期や出産時の不安へのアプローチの充実を図ります。さらに、妊婦健診費用助成については、より利用しやすい制度となるよう見直します。

乳児期家庭訪問の充実（産後の支援継続）

子育てスタート期の家庭への全数訪問により、母子の心身の健康状態を把握し適切な支援へとつないでいきます。

乳幼児健診の充実

乳幼児健診対象数の増加や個別相談の複雑化に対応し、継続的な支援につなげていくために必要な体制の再構築を検討します。また、社会性等の発達や母子関係のつまづきを確認しやすい1歳6か月児健診後のフォローグループを実施し、子どもの成長支援・保護者の相談を行います。

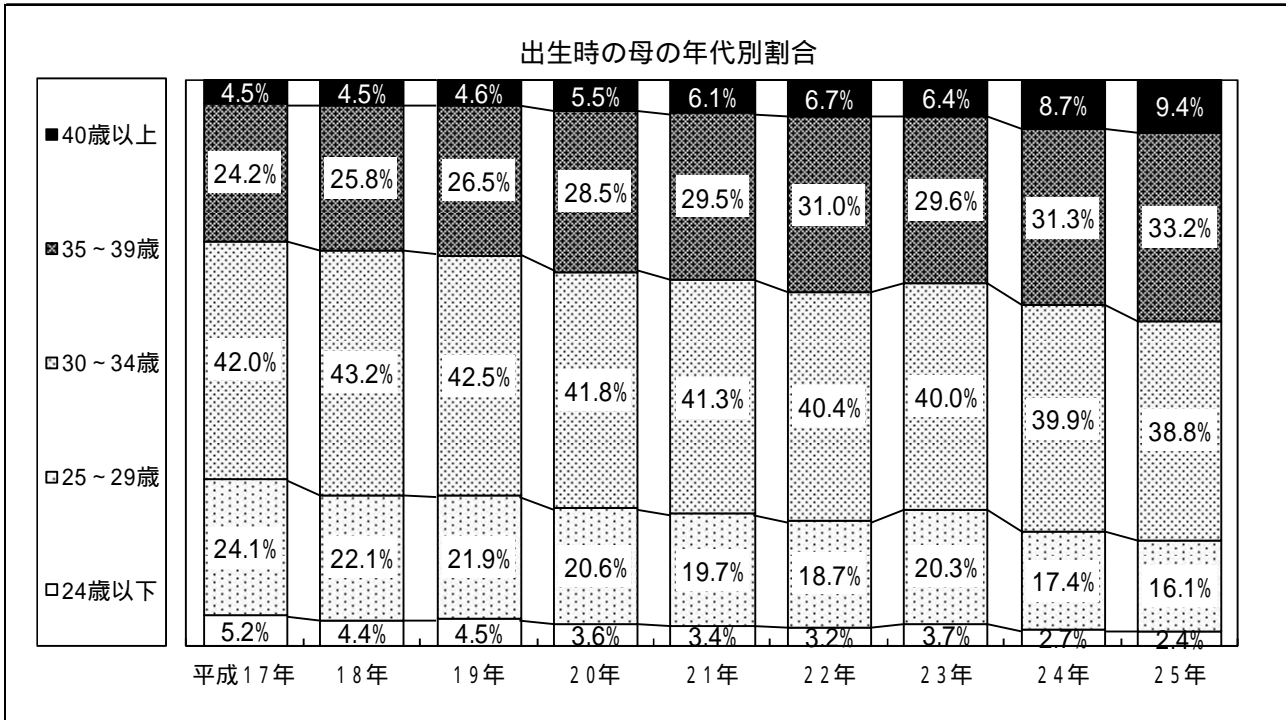
育児講座などの情報提供と地域の連携ネットワークによる育児支援の充実

健康や育児に関する情報の提供と共有、交流も含めた支援により、育児ストレスの軽減を図ります。同時に、支援者側の連携を深め、人材育成を図ります。

育児不安や困難に対する支援の充実

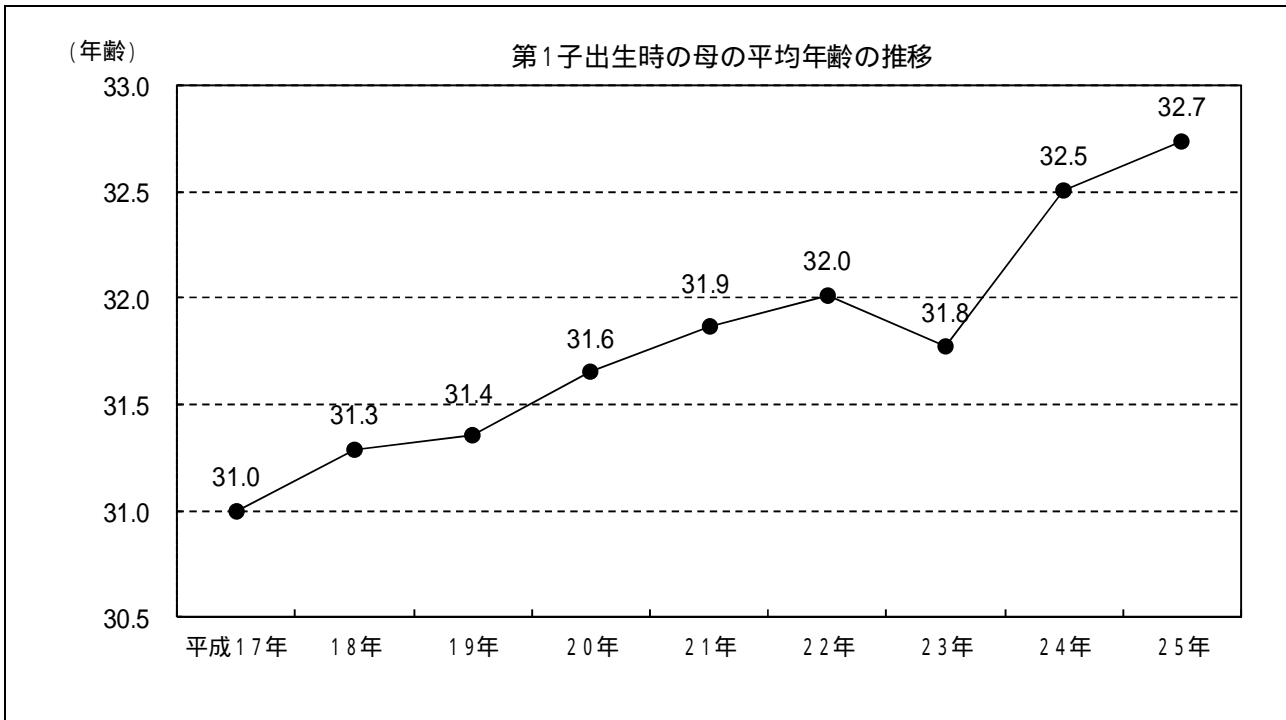
母親の育児不安や家族関係のストレスについて話することができるグループミーティングの機会を提供し、個別支援との連携によって育児不安の軽減や虐待予防を図るとともに、育児支援サービスを導入します。

出生時の母の年代別の割合



「世田谷区保健福祉事業概要 統計編」(世田谷区)より作成

第1子出生時の母の平均年齢の年次推移



「出生統計集計表」より作成

思春期のころと体の健康づくり

思春期世代のころと体の変化について基礎的な知識を得て、自分の成長を受け入れ適切な行動を選択できるよう支援を広げます。また、思春期の不安や悩みに対応する相談窓口の整備と周知により、悩みを抱える思春期世代の本人やその家族への早期支援を行います。

「ころと体を知る」出前講座の充実

若者の心身の成長に合わせ、基礎的知識の普及のために行う出前講座を充実させ、知らないためにおこる不安や悩みの軽減を図ります。また、命の育みや感染症予防、薬物使用に関する予防的取組みを充実していきます。

思春期ころの健康相談の充実

保護者の相談を受け、受診の要否や家族対応についての専門的支援を行います。そのために、医師の確保等相談体制を整備します。

思春期のからだの相談窓口の周知

思春期のからだの変化や心身の不調、あるいは性感染症予防や避妊について相談できる窓口の設置を図り、紹介・周知を通して、早期からの支援につなげるとともに、若年層への計画的な啓発を進めていきます。

他機関との連携による相談支援の充実

思春期世代の本人が相談できる相談窓口との連携の充実により適切な支援につなげます。

食育の推進

妊娠期から、家族及び子どもの発育・発達にあった食事づくりを学び、考えられる力を育むとともに、食事を通じて伝えられていた食文化や、あいさつなどの食の基本を知るための支援を行います。

妊娠期から、家族・子どもの望ましい食習慣の定着に向けた情報発信

母子事業、健診事業を通じて、子どもだけでなく家族の健康づくりのための栄養・食生活の情報を提供し、食生活を組み立てる力をもてるよう支援します。

家族や、子どもの成長・発育にあった食生活の実践に向けた支援の継続

子どもの成長にあった食事づくりや、食事形態についての不安や悩みについて、個々の生活スタイルに合った実践可能な支援を実施します。

地域ぐるみで食事を楽しむことができる機会の提供

異世代交流による共食の機会を設け、食文化・食事のマナー、料理の組み合わせや栄養バランスなど、地域で食の大切さを伝えるとともに、家庭での食育につなげます。

歯と口の健康づくり

子どものむし歯や口の外傷など歯科疾患の予防に努め、健全な口腔機能の発達を促すため、歯と口の健康に良い生活習慣を習得できるよう支援します。

親と子の歯と口の健康意識の向上と生活習慣の定着支援の充実

むし歯などの歯科疾患を予防し、健全な口腔機能を獲得維持できるよう、親と子の望ましい生活習慣獲得への普及啓発・健康づくりの対策を進めていきます。

歯と口の健康への環境づくりの整備

誰もが歯と口の健康づくりに取り組めるよう、かかりつけ歯科医の定着促進など地域の支援体制の整備を図ります。

2 保育・幼児教育の充実

(1) 保育施設・多様な保育の整備・拡充

現状と課題

- ・ 共働き家庭等の増加により、保育の需要が増大しており、保育待機児の解消が急務となっています。
- ・ 親の働き方がますます多様化する中で、働き方や就労時間などその家庭にあった多様な形態での保育・幼児教育の提供が求められています。

目標

- ・ 保育施設・事業の整備を促進し、保育待機児が解消されている。
- ・ 質の確保された多様な保育・幼児教育の提供体制が整い、各家庭にあった選択をすることができる。

用語について

本計画において、保育は、保育所等において就学前までの子どもを対象に養護と教育を一体的に行うもの、幼児教育は、満3歳児から就学前までの子どもを対象に幼稚園が行う教育や預かり保育などの子育て支援と定義する。幼保連携型認定こども園は、これらの保育・幼児教育をともに実施するものとなる。(なお、第5章 子ども・子育て支援事業計画の用語は国に倣うため、この限りでない)

施策展開

子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育の整備

子育て家庭の潜在的なニーズも汲み上げながら、保育・幼児教育施設や事業の整備を行い、保育待機児の解消を図ります。

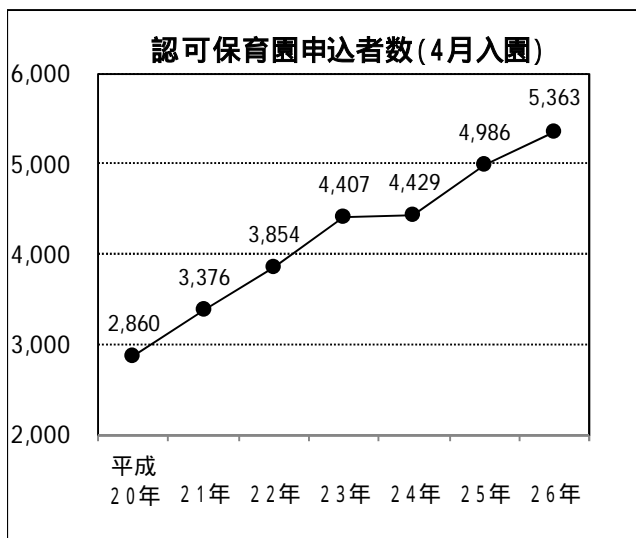
保育施設の整備

喫緊の課題である保育待機児の解消に向け、区有地や国・都有地などの公有地のほか、区独自の賃借料補助等により民有地の活用を促進し、区民要望の高い認可保育所の新設を中心に、計画的に保育・幼児教育施設や事業の整備を進めます。また、既存の認可外施設に対し、新制度の給付施設への移行を支援します。

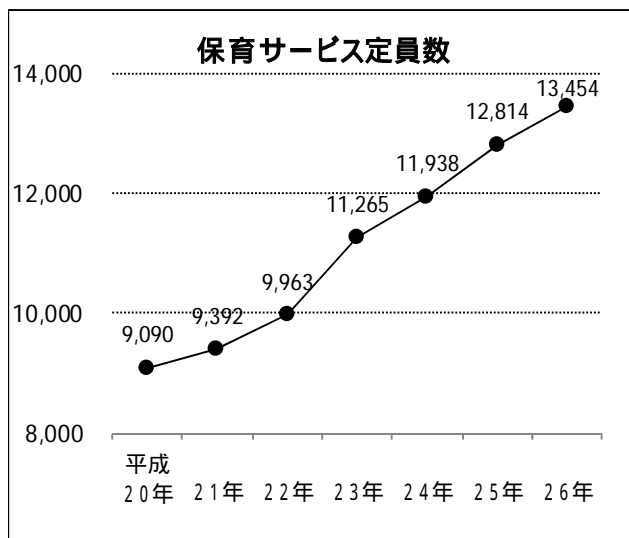
認定こども園の整備

多様化する保護者のニーズに柔軟かつ適切に対応していくため、就学前における保育・幼児教育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的に、区立幼稚園の用途転換を中心に認定こども園の整備を促進するとともに、移行を希望する既存施設の支援や、普及に向けた周知を図ります。

認可保育園申込者数の推移

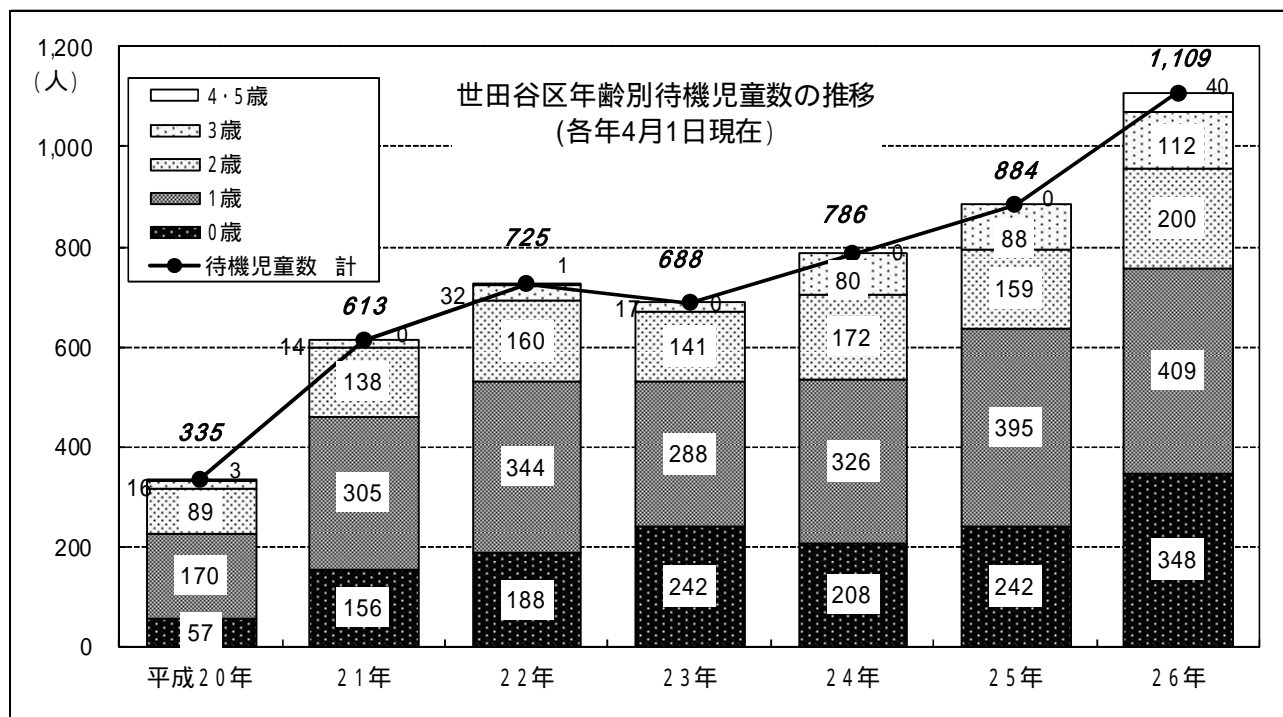


保育サービス定員数の推移



「保育サービスの統計資料」(世田谷区ホームページ)より作成

待機児童数の推移



「保育サービスの統計資料」(世田谷区ホームページ)より作成

子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の提供

多様化する働き方やライフスタイルの変化など個々の子育て家庭のニーズに沿った質の確保された保育が受けられるよう体制を整備します。

時間外保育事業の拡充

多様化する保護者のニーズに対応できるよう、保育所等での通常の開所時間を超えて保育を行う事業を拡充します。

一時預かり事業の拡充

保育所やその他の場所において、一時的に子どもを預かる事業を拡充します。

幼稚園における預かり保育等の拡充

幼稚園型の一時預かり事業を創設するなど、現在実施している幼稚園における預かり保育の拡充に向けた取り組みを行います。

病児・病後児保育事業の拡充

病気やケガ等で集団保育が困難な時期に専門施設において保育を行う病児・病後児保育事業を拡充します。

(2) 保育・幼児教育の質の向上

現状と課題

- ・ 保育需要の急激な高まりに対応するための保育施設整備が進められる中、子どもや保護者が安心して保育・幼児教育を利用できるように、これまでの保育・幼児教育の質を確保するとともに、さらなる向上が求められています。
- ・ 保育・幼児教育を保護者が選択するにあたり、施設やサービスの情報提供とともに、情報の読み解き方を伝えるなどの支援が求められています。
- ・ 全国的な保育需要の増加に伴い、保育士が不足しています。他職種と比較し、平均勤務年数が短いこと、保育士、幼稚園教諭の相談の受け皿の不足なども課題です。
- ・ 学校教諭、幼稚園教諭、保育士の交流や情報交換の場は少なく、いわゆる「小 1 プロブレム」や保育・幼児教育と学校との継続した連携の困難さなどが課題です。

目標

- ・ 区が定める基準等に基づく質の高い保育・幼児教育が提供されている。
- ・ 区立施設で、保育・幼児教育の質の向上を図る先導的な取組みが行われている。
- ・ 区立施設が中心となって、地域の保育ネットワークが充実・強化され、保育・幼児教育の質の向上に向けた連携・協力が図られている。
- ・ 保護者が施設やサービスについて、十分な情報が得られ、その情報を読み解く力をもって適切なサービスを選択できる。
- ・ 職員の処遇改善や、職員間の交流・情報共有の機会の充実が図られ、不安や悩みが軽減され、モチベーションを保って質の高い保育・幼児教育を提供している。
- ・ 学校教諭、幼稚園教諭、保育士などが、互いに交流し、それぞれの保育・幼児教育を知る情報交換の機会をもつことで、幼保小の連携が図られ、子ども、保護者が安心して新たな施設の利用開始を迎えている。

施策展開

保育の質を支える仕組みの構築

指導・監督や巡回指導相談を通じて、各保育施設において専門的な知識・技術を身につけるとともに、地域の保育施設間のネットワークを強化することにより、質の向上を図ります。

巡回指導相談の拡充

区内保育施設に保育士、看護師などの専門職が訪問し、保育内容や子どもの健康状態などを確認し助言等を行うことにより、保育の質の確保・向上を図ります。

指導・監督体制の強化

地域型保育事業の認可権、認可保育所等の指導・検査業務の一部が区へ移管されることに伴い、東京都と連携し、指導・監督業務を強化します。

保育施設間ネットワークの強化

区内5地域で設置されている、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に向けた取り組みを行う保育関係者のネットワークの支援・強化を図ります。

保育の質ガイドラインの活用

子どもを中心とした保育を実践するために作成した「世田谷区保育の質ガイドライン」の周知・活用を図ることにより、事業者・保護者・区民と共通理解を深め、ともに保育の質の向上に取り組んでいきます。

区立施設が果たしていく役割の強化

多元化する様々な実施主体が多様な形態の施設を運営することとなる中で、当面日頃から多くの事業者と関わりが強い区立施設が核となり連携を図ることで、質の確保を図ります。

認可外保育施設・地域型保育事業への支援

小規模保育などの地域型保育事業や認可外保育施設に対する支援や連携を通じて質の確保を図ります。

拠点園の整備

老朽化した区立保育園の再整備に伴い、各地域に子育て支援の拠点的機能を持つ区立保育園を整備していきます。

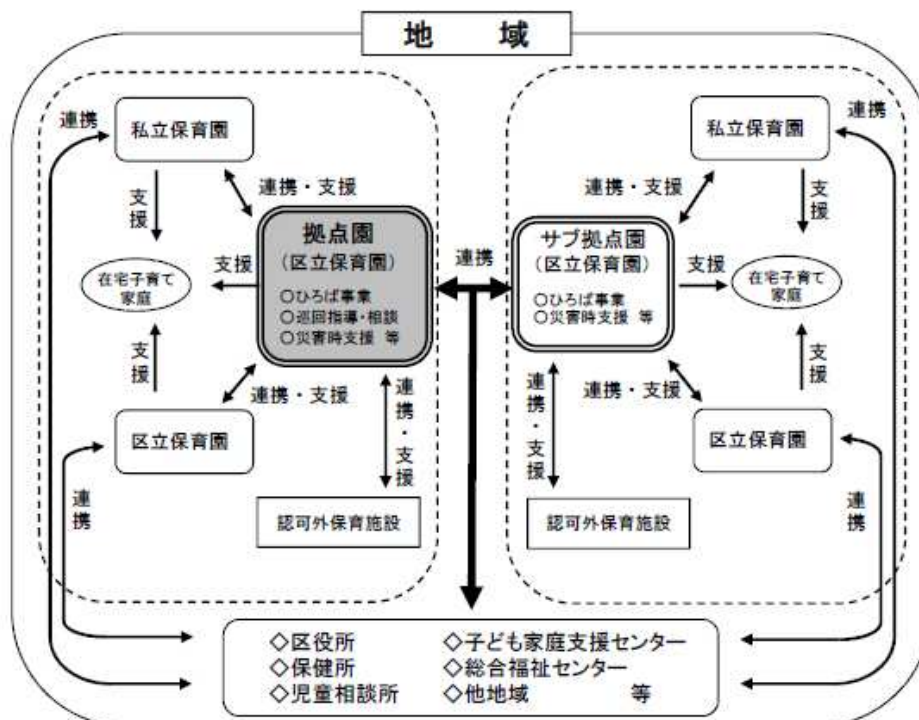
災害時の保育施設支援

認可保育施設・認可外保育施設を問わず、園児の安全確保と保育の継続に向けて支援していきます。

区立幼稚園の用途転換を見据えた取組み

区立幼稚園の用途転換に際し、区の幼児教育の役割を果たしていく観点から、幼保一体化の推進をはじめ、「小1プロブレム」に対応した幼保小の連携及び小学校への円滑な接続、幼児教育の充実を図るための研修や研究の場、また、配慮を必要とする子どもに対する支援や身近な子育て支援などを行っていきます。

【保育施設間の連携強化と拠点園の考え方(概念図)】



保護者の保育・幼児教育等の選択への支援

多様な形態で運営される保育・幼児教育等について、保護者が十分な情報を持って、家庭の状況やニーズにあった施設・サービスを選択できるよう支援します。

身近な場での相談・情報提供

妊婦や親子が気軽に行ける身近な場所で、保育・幼児教育等の情報が得られ、必要に応じて相談が受けられるよう、利用者支援事業の実施を含め体制を整備していきます。

情報を得るツールの工夫

手軽に保育・幼児教育等の情報が得られるよう「子育て応援アプリ」の活用を図ります。また、新制度実施に伴い都により公開される施設・事業の情報とあわせ、区HP等によりチェックすべきポイントなどを伝えるなど、情報の読み解き方について周知していきます。

保育・幼児教育に携わる人材の確保・育成

幼稚園教諭や保育士など保育・幼児教育の担い手を確保するとともに、研修などを通じて携わる人材の資質・能力の向上を図ります。

保育人材確保支援

待機児解消に向けた保育施設の新設により、全国的に保育士不足が予測されるなか、保育施設の新設とあわせ、保育人材情報等のポータルサイトの設立や、地方も含めた就職相談会の実施、保育士の宿舍借り上げ支援など、保育運営事業者の人材確保の支援を行います。

在宅有資格者向け研修の実施

現在、資格を持ちながらも、保育・幼児教育に携わっていない有資格者に対して、研修などを実施し、現場から離れていることからの不安などを解消することにより、担い手の確保を図ります。

ハローワーク等と連携した保育・幼児教育施設就職支援

保育・幼児教育に携わりたいことを希望する者と、担い手を確保したい事業者をマッチングする支援を行います。

保育・幼児教育に関わる人材の育成

幼稚園教諭や保育士の資質・能力の向上を図るため、研修を実施するとともに、私立幼稚園が実施する研修等に対する支援を行います。また、新教育センターの整備にあたり、幼稚園教諭・保育士などの研修とともに幼児教育の研究を行う幼児教育センター機能について検討を進めます。

幼稚園教諭や保育士の不安軽減

幼稚園教諭や保育士が抱える不安や悩みの軽減を図るため、他の保育・幼児教育との合同研修や交流・情報共有の機会をつくります。

幼保小連携の促進

区立小学校と公私立幼稚園、保育園等との連携を推進し、保育・幼児教育を踏まえた小学校教育の充実、小学校教育を視野に入れた保育・幼児教育の充実を図り、幼稚園、保育園等と小学校の円滑な接続を図ります。

保育・幼児教育と区立小学校の交流の機会の創出

児童が円滑に小学校へ移行できるよう、幼稚園や保育園等と小学校との連絡会や交流を実施し、互いの教育や保育の知識を深めながら、小学校教員も含めた合同研修のあり方等の検討を進めます。

区立小学校と幼稚園、保育園等との連携の支援

「就学前教育と小学校の接続のための資料集」の活用等を通し、現在実施している小学校との連携を踏まえながら、区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携及び円滑な接続をより一層推進していきます。

私立幼稚園における幼児教育環境の充実と保護者や地域への子育て支援

私立幼稚園における幼児教育環境の充実

私立幼稚園で過ごすすべての子どもの豊かな学びと健やかな成長を支援するため、引き続き幼児教育環境の充実を図ります。

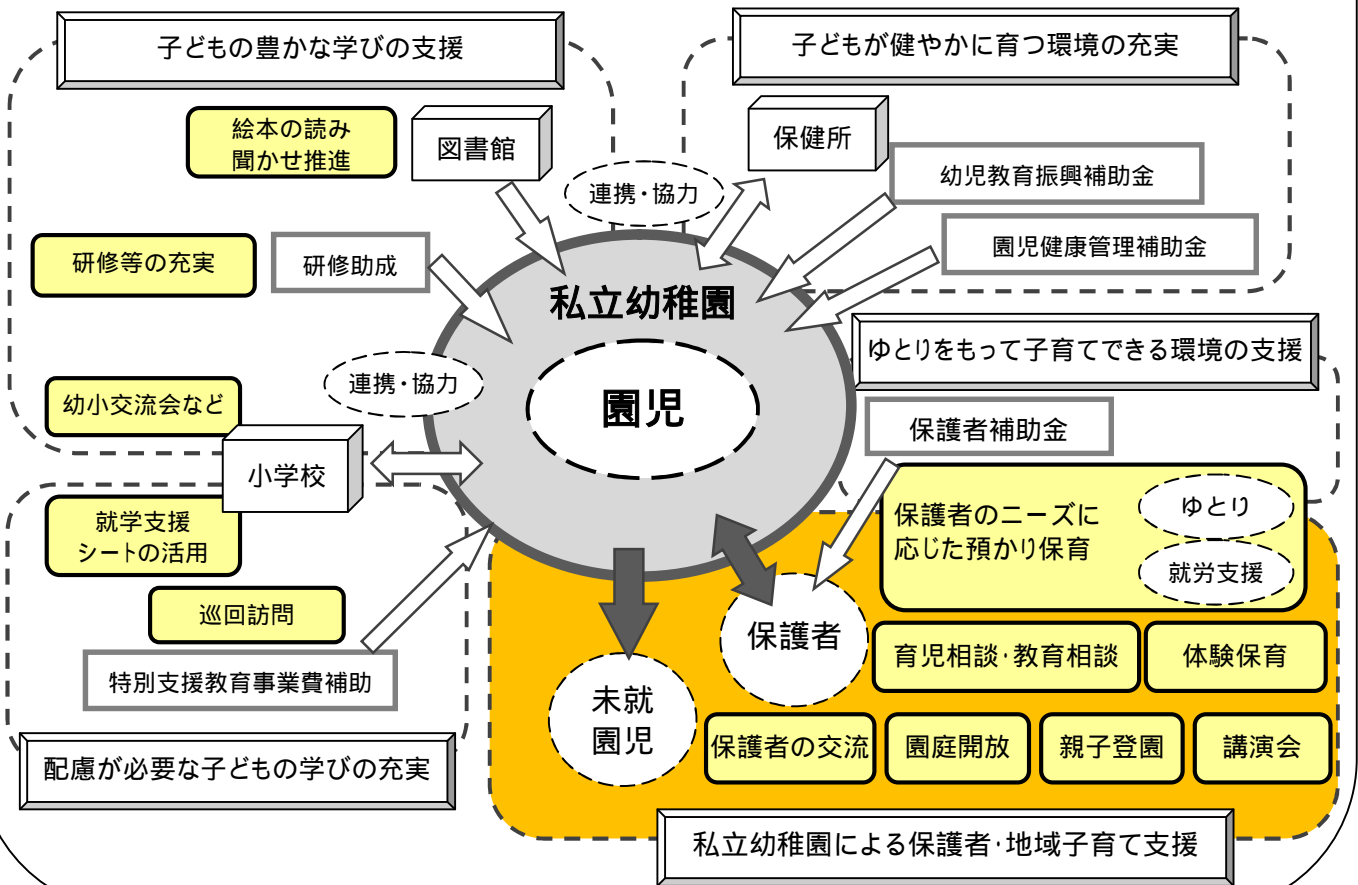
また、小学校教育を視野に入れた幼児教育内容の充実を図るとともに、小学校への円滑な接続に向け幼小連携を図ります。

私立幼稚園による保護者や地域への子育て支援

世田谷区の多くの私立幼稚園では、在園児に対する教育だけでなく、地域や幼稚園の特色を生かし、保護者や地域の子育て世帯を対象とした育児相談や、園庭解放、体験保育など地域の子育てを支援するさまざまな取組みを行っています。

また、保護者のニーズに応じた預かり保育を実施し、子育て支援の一翼を担っています。なお、私立幼稚園が行うさまざまな行事は、保護者と力を合わせて実施されています。

私立幼稚園の幼児教育環境の充実と保護者・地域子育て支援イメージ図



(3) 保育と幼児教育の一体的な提供

現状と課題

- ・ 国では、認定こども園の普及・促進を目指しています。一方で、保育待機児の課題を抱える世田谷区では、待機児解消に向けて保育定員の拡充が欠かせない状況です。
- ・ 保育と幼児教育に携わる職員の研修をはじめとする交流の場が少ないため、一体的な提供に向けて、研修体系を見直すとともに、交流の機会を充実する必要があります。
- ・ 認定こども園の運営にあたっては、保護者の就労状況等が異なるため、保護者同士がお互いの状況をよく理解したうえで、施設運営に関わることが必要です。

目標

- ・ 認定こども園の制度について、保育・幼児教育事業者への周知が図られ、移行等希望園に対する適切なバックアップが行われている。
- ・ 保育士と幼稚園教諭の合同研修や交流の場・機会が充実しており、お互いの保育・幼児教育の内容を把握することで、ソフト面における一体的な提供が図られている。
- ・ 既存の区内幼稚園、保育所等に従事する職員が幼稚園教諭資格と保育士資格の両資格を取得している。

施策展開

認定こども園の普及・促進に向けた取組み

国が促進する認定こども園の周知や、移行に向けた支援をすることにより、認定こども園の普及・促進に向けた取組みを進めます。

認定こども園への移行支援

既存の保育・幼児教育施設から認定こども園への移行を希望する園に対して支援を行います。

区立幼稚園の用途転換

区立幼稚園用途転換による認定こども園の整備を進めます。

認定こども園制度の周知

園長会や研修会などを通じて、認定こども園制度の周知を図ります。

保育と幼児教育の一体的な提供に向けた職員の育成

保育及び幼児教育に携わる職員の研修の場や交流の場を確保・提供することにより、質の高い職員を育成します。また、区立幼稚園の認定こども園への転換等に的確に対応できる保育士、幼稚園教諭などの担い手の育成を図ります。

幼保一体化に的確に対応できる職員の育成

幼児教育センター機能を整備し研修等の実施を通じて、幼保一体化に的確に対応できる職員を育成します。

幼稚園教諭資格と保育士資格の両資格取得に向けた支援

既存の保育・幼児教育に従事する職員に対して、幼稚園教諭資格と保育士資格の両資格の取得を促進するための支援を行います。

幼稚園と保育園等の交流の機会の創出

合同研修会や情報交換会などを通じた交流や情報共有を行うことを通じて、互いの保育・幼児教育を知り、既存の施設・事業形態でも実質的な保育と幼児教育の一体的な提供が図れるよう、保育・幼児教育に携わる人材の育成を図ります。

3 支援が必要な子ども・家庭のサポート

(1) 養育困難家庭・要保護児童支援

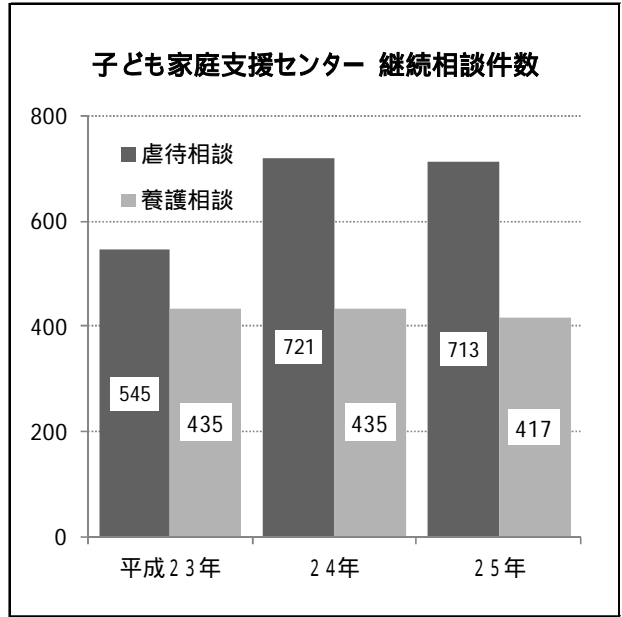
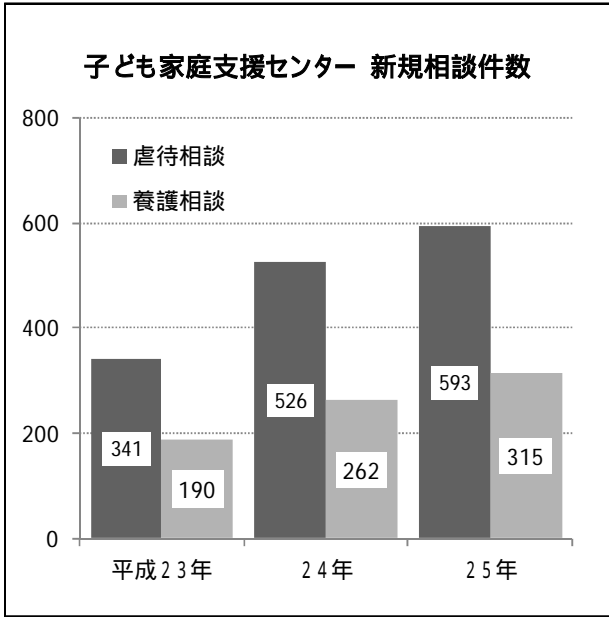
現状と課題

- ・ 核家族化や地域コミュニティの希薄化により子育て家庭が孤立し、子育てに対する不安感・負担感が高まっている現状に対して、地域社会で子育てを支援する必要があります。
- ・ 支援が必要な家庭の課題が困難化・複雑化しており、早期からの適切かつ継続した支援を行う必要があります。そのためには、子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上とケースワーカーの専門性・経験の蓄積が欠かせない状況です。
- ・ 要保護児童支援協議会によるネットワークを強化し、行政、関係機関、NPO等による妊娠・出産から乳児期、青少年期までの切れ目のない支援が必要です。

目標

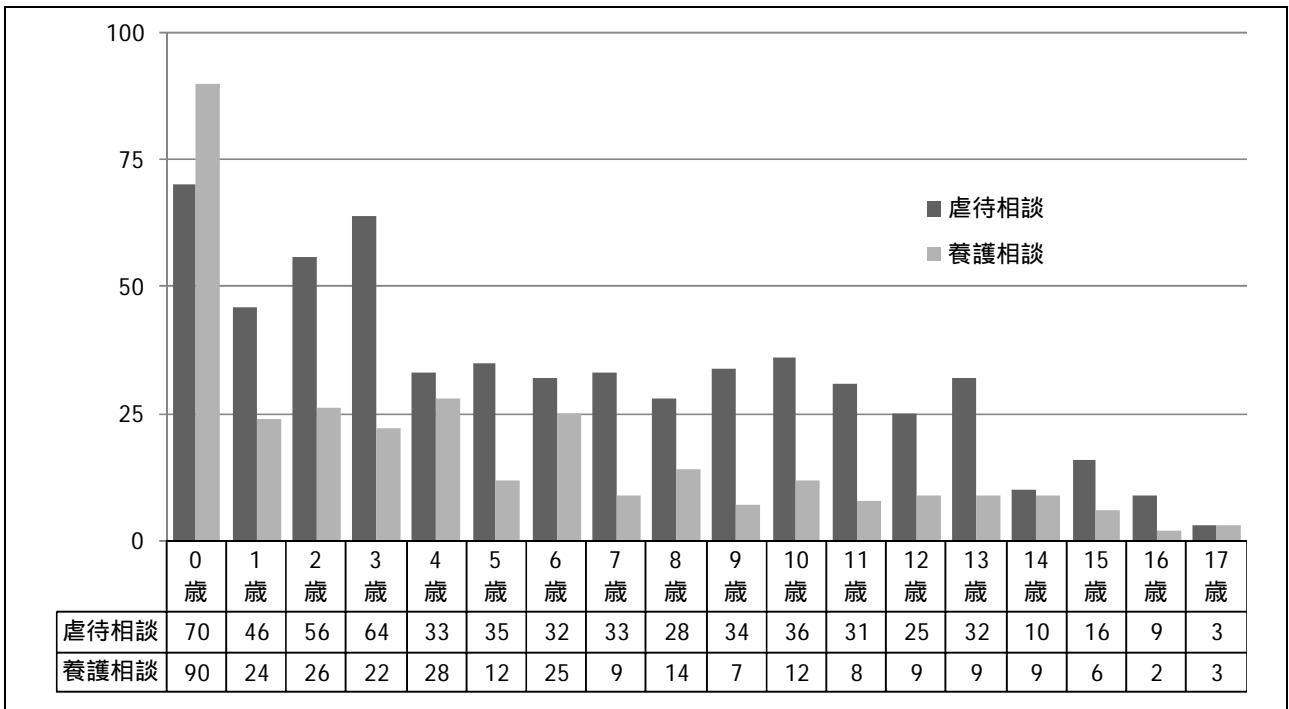
- ・ 地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て支援拠点施設の整備・充実、子どもを育むNPOの活動提供が図られている。
- ・ 子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能が向上するとともに、関係機関のネットワークが充実し、支援が必要な子ども・家庭が適切な支援につながっている。
- ・ 子ども家庭支援センターのケースワーカーが、困難化・複雑化した課題に対応できる児童福祉司と同等の知識・経験を有している。
- ・ 要保護児童支援協議会の関係機関の役割が明確化され、地域における支援体制をより強固にした地域全体で子どもや子育て家庭への切れ目のない支援が図られている。
- ・ 児童相談所が移管され、児童相談が一元的・総合的に行われている。

要保護児童 新規・年度末継続相談件数



「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」より作成

平成25年度 要保護児童相談の児童年齢別内訳（虐待・養護相談）



施策展開

養育困難家庭・要保護児童の早期支援の充実

地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て家庭の孤立化の予防や不安感、負担感の軽減を図るとともに、支援者の気づきの感度を高め、リスクの高い子育て家庭を早期に適切な支援につなげていきます。

早期発見・早期対応の仕組みの充実

乳児期家庭訪問、乳幼児健診などの機会や、日頃利用する地域の中の施設等において、リスクを早期に発見し、支援の手からこぼれ落ちることのないよう、継続した支援につなげていきます。

産後ケア事業の展開

宿泊ケアやデイケアを通して産後の育児不安や体調不良等の解消に取り組む産後ケア事業について、ニーズにあった効果的な展開を図ります。

地域の子育て団体との連携

アウトリーチ型を含む支援を実施する地域の子育て団体との連絡、調整を図り、連携、協働した支援を展開します。

利用者支援事業との連携

利用者支援事業において地域ごとに構築するネットワークや、ネットワークを構成する支援拠点や支援者を通し、子育て家庭の孤立化予防や不安軽減の取組みを充実するとともに、支援者の気づきの感度を高め早期発見・早期支援を進めます。

継続支援・生活支援の仕組みの充実

支援が必要な家庭の課題が困難化、複雑化していることに対応するため、ソーシャルワーク機能の向上に向けて一人ひとりの支援力を高め、チームアプローチを適切に行います。また、事業手法の検証・検討を通じて、子ども・家庭にとって望ましい生活が実現できるまで継続して地域で支援する体制を整備していきます。

適切な養育困難ヘルパー派遣の実施

適切なアセスメントにより虐待の予防及び防止を図ります。

親支援講座の充実

子育てへの不安、負担感を肯定的に受け止め、無理のない子育てを行うための講座等について、プログラムの見直しを図り、効果的な支援を進めます。

学生ボランティア派遣事業の充実

虐待を受けた子どもへの学習、遊び、話し相手等を行う学生ボランティア派遣事業について、ニーズを踏まえ必要な支援が図れるよう進めていきます。

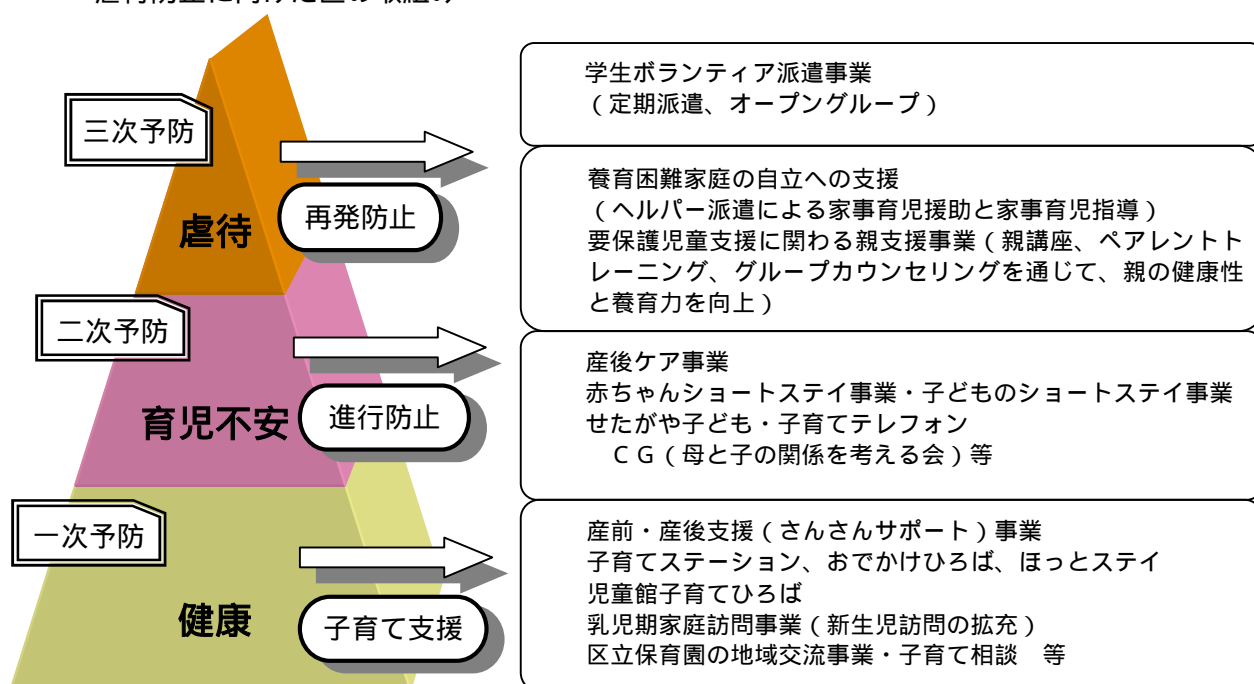
子ども家庭支援センターの人材育成とソーシャルワーク機能の向上

困難化・複雑化する課題を抱える家庭に対して適切な支援を行うため、研修プログラムの構築・実施を通じて、職員の知識、気づきの感度、援助技術を高めます。また、児童相談所の移管も視野に入れ、専門機関を活用した人材育成の実施などにより、子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上を図ります。

継続的な支援を展開するための体制の整備

時間の経過や子どもの成長、親の環境の変化により、必要とされる支援も変化するため、継続的に寄り添った支援を展開するための体制や仕組みを整備していきます。

虐待防止に向けた区の実践



予防(一次予防)から早期発見・早期対応(二次予防)、再発防止(三次予防)に向けた仕組みを構築し、児童虐待のないまち世田谷を目指していきます。

地域支援体制の構築

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の適切な問題解決に向けて、行政、関係機関、NPO等の機能や特性の相互理解を深め、役割を明確化するなどネットワークの強化を図るとともに、すべての子どもが、安心できる家庭など自分の居場所を見つけ成長していけるよう、地域全体で子どもや子育て家庭への切れ目のない支援を図ります。

要保護児童支援地域協議会を活用した支援

関係機関とのネットワーク強化を図り、行政、関係機関、NPO等が連携して子育て家庭への支援を展開します。

周産期部会、学齢期部会を活用した支援

医療機関、学校と課題解決に向けた検討を進め、効果的な支援を展開します。

地域関係機関への人材育成と人材活用

保育園、幼稚園、地域子育て団体、主任児童委員など地域で子どもと関わる機関・人材に対する研修等を通じて育成を図り、地域の中での支援を進めます。

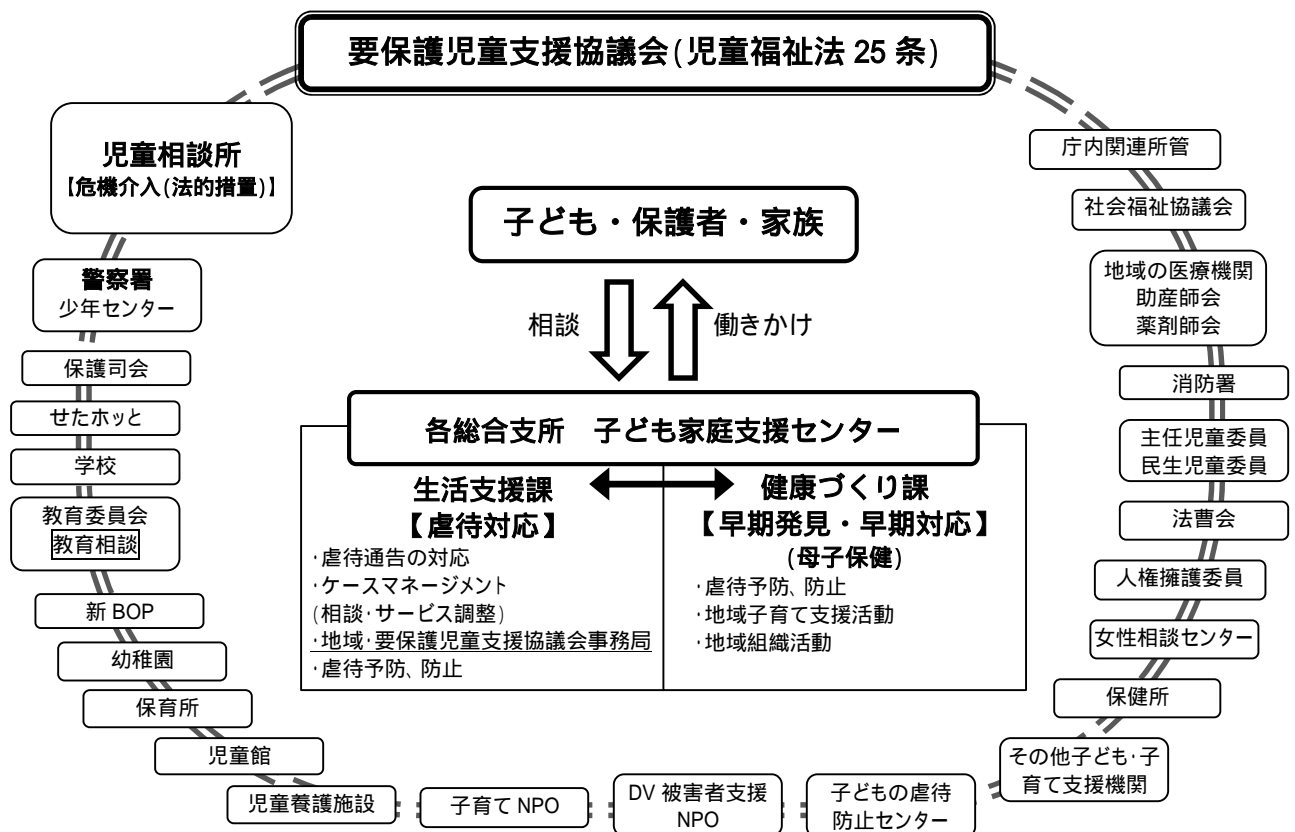
普及啓発事業の充実

子どもの虐待防止推進フォーラムや養育家庭体験発表会等を実施し普及・啓発に取り組むとともに、その他のイベント等の機会を活用した周知を図ります。

児童相談の一元的・総合的な展開に向けた検討

児童相談所の移管を視野に入れ、要保護児童等への一元的・総合的な支援を行うための体系・システムの構築に向けた検討を進めます。

児童虐待防止ネットワーク体制図



(2) 配慮が必要な子どもの支援

現状と課題

- ・ 配慮が必要な子どもを早期に必要な支援につなげるため、各子育てステーションに発達相談室を設けたほか、相談しやすく専門性の高い支援として発達支援親子グループ事業を実施するなど、保護者の気づきを促し、養育力の向上を図る取組みを実施してきました。今後もこうした取組みを充実させていく必要があります。
- ・ 総合福祉センターと発達障害相談・療育センターにおいて、子どもに関わる支援機関に対する研修や巡回訪問による技術支援、地域社会に対する理解啓発の取組みを進めています。今後も地域で支えるための取組みを強化していく必要があります。
- ・ 支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、「スマイルブック」などを活用した支援情報の引継ぎや関係機関のネットワークづくりを推進していますが、福祉と教育が一層連携し、進学や転校・転園の際も支援情報が引き継がれることが求められています。
- ・ 子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援の拡充等を図っています。配慮が必要な子どもが地域で安心して過ごせるように、療育・日中活動の場や放課後の居場所を確保することが必要です。
- ・ 配慮が必要な子どもを育てる家族は特に孤立しやすく、困難な状況に置かれやすいため、相談支援体制等の構築が求められます。

目標

- ・ 乳幼児期の保護者の心情に配慮した支援に取り組んでいる。
- ・ 専門職員から子どもに関わる支援者への技術的な支援等が行われ、支援者の理解の促進や対応スキルの向上が図られている。
- ・ 福祉と教育や関係機関、家庭が連携し、ライフステージを通して支援情報が途切れることなく引き継がれている。
- ・ 配慮が必要な子どもが安心して過ごすための合理的配慮が行われている居場所や適切な教育を受けられる場が、身近な地域で提供され、子どもの社会的な自立や発達を促す体制が整備されている。
- ・ 配慮が必要な子どもを育てる家族が身近に相談できる場やリフレッシュ、レスパイトの機会があり、孤立することなく支援につながっている。

施策展開

配慮が必要な子どもの早期支援の充実

障害等により配慮が必要な状態にある子どもが早期に必要な支援につながることは、子どもの発達を促し生活上の困難を軽減するだけでなく、虐待やいじめなど二次的な障害を防ぐためにも重要です。

育児への不安や難しさを抱える保護者の心情に配慮し、ゆるやかで保護者が相談しやすい環境を提供するとともに、関係各機関が連携し、支援が必要な親子が早期に支援へつながるよう支援体制を充実します。

乳幼児健診との連携による早期発見・早期支援

発育発達の目安となる月齢で行う乳幼児健診では、必要に応じて専門的相談の紹介や育児グループの利用案内をするなど継続的な支援につないでいます。特に、社会性等の発達や母子関係のつまづきを早期に発見する時期となる、1歳6か月児健診後にフォローグループを実施し、子どもの成長支援・保護者の相談を行います。

4歳6か月児発達相談案内

子どもの発達に不安を抱える保護者が早期に必要な支援へつながることができるよう、相談案内のリーフレットを送付し情報の提供を図ります。

発達支援親子グループ事業（再掲）

子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、子どもとの遊び方や子どもの特徴への理解を深め、養育力の向上を図ります。

自らの特性に対する気づきの促進

生きづらさを抱えた若者に対し、自らの特性への気づきを促すプログラムを実施します。

日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実

障害のある子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供、及びその基礎となる環境の整備に向けた取組みを進めるとともに、安心して過ごすことができる療育や日中活動の場の確保に取り組みます。

地域に対する理解の促進

身近な地域においてミニ講演会を行うなど、地域社会に対する障害理解を促進します。

子どもに関わる支援者のスキルアップ

専門支援機関による研修や巡回指導を通じて子どもに関わる支援者のスキルアップを図ります。

保育所や幼稚園等での支援体制の充実

障害の有無に関わらず、子どもが保育・幼児教育等を利用できるよう必要な支援を行うとともに、合理的配慮の提供に向けて取り組みます。

特別支援教育の充実

配慮が必要な子どもへの合理的配慮の提供や基礎的環境の整備に向けて取り組みます。

放課後の居場所の確保

配慮が必要な子どもの放課後の日中活動の場の充実を図ります。

在宅療養児の支援の充実

疾病や障害により、在宅での療養を余儀なくされている子どもと家族への支援を充実します。

家族支援の充実

配慮が必要な子どもを育てる家族が抱える不安や悩みを受け止め、課題解決に必要な情報提供等寄り添った相談支援に取り組みます。

また、家族を対象としたリフレッシュやレスパイトのための事業の実施とともに、障害児と暮らす家族の就労を支える仕組みの検討に取り組みます。

途切れのない支援の実施

ライフステージを通して途切れのない支援が行えるよう、支援情報の引継ぎ支援を行います。また、教育上の配慮が必要な子どもについては、保護者同意のもとに作成する「就学支援シート」による支援を行います。

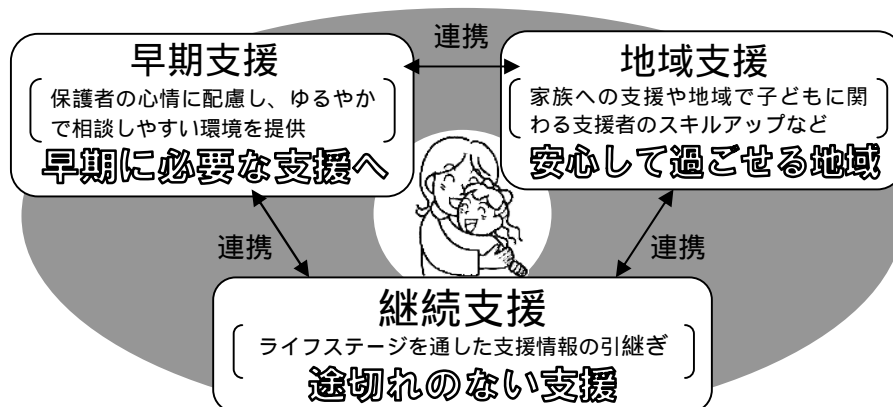
スマイルブックの活用

「スマイルブック」等を活用し、ライフステージを通じた支援情報の引継ぎを支援します。

就学支援シート等の活用

教育上の配慮が必要な子どもについて、「就学支援シート」等を活用して、支援を行います。

配慮を要する子どもの支援 ネットワーク図



(3) ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援

現状と課題

- ・ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備していくことは重要です。子ども貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない支援が必要とされています。
国の調査では子どものいる現役世帯のうちひとり親家庭を含む大人が一人の世帯の貧困率が54.6パーセントとなっていることから、特に、ひとり親家庭の子どもや生活困窮状況にある生活保護世帯の子どもへの優先的な支援を講じるよう求められています。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもは、塾に行きたくても経済的な理由で行くことができない、聞きたくても近くに聞く人がいないなど、学習環境の課題を抱えています。また自立に向け、就労をイメージできる機会の提供が望まれます。
- ・ ひとり親家庭の貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、子どもへの支援と同時に親への支援を講じる必要があります。ひとり親家庭は、子育てと生計を維持することに日々追われ、地域社会とのつながりが希薄であり、孤立化しやすい状況にあります。また、相談時間の確保や自ら情報収集する余裕もないなど、ひとり親家庭の困難さに寄り添った相談支援や情報提供が求められています。
- ・ ひとり親家庭が安定した生活を営むためには、就労支援の充実とともに、求職活動中の子どもの預かりなど就労に向けた環境が整備されている必要があります。
- ・ 離婚件数の増加に伴い、ステップファミリー（継父母と生活する家庭）も増加しており、家族形成にストレスを伴うことも多く、児童虐待やDVにつながる要因をはらんでいます。

目標

- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもの学習環境や居場所が充実し、自立に向けたステップアップが図られている。
- ・ 個々の状況に応じた十分な情報が得られ、その人に寄り添った相談支援とともに、ひとり親家庭の自立が促進されている。
- ・ ひとり親家庭の地域での暮らしを支える環境やシステムが整っている。
- ・ 就労支援の充実とともに、ひとり親の就労に向けた活動を支える環境が整備されている。

施策展開

ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実

子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭等の子どもへの学習支援事業や多様な大人や年長者との交流の機会を提供し、子どもの自立への支援を行います。

学習支援事業の実施

ひとり親家庭等の子どもを対象に、大学生等ボランティアによる学習支援事業や居場所の整備を通して学びの場と機会を提供します。

就学のための経済的負担の軽減

子どもの就学が生まれ育った家庭の状況に左右されないよう、就学資金の貸付等を通じて就学にかかる経済的負担の軽減を図ります。

情報提供・相談機能の充実

ひとり親のその人らしい自立を支援するために、個々の状況を適切に捉え、必要な時期に必要な社会資源や支援制度等が活用できるよう情報提供を充実し、ひとり親家庭の困難さに寄り添った総合的・包括的な相談支援を行います。

多様な媒体を活用した情報提供

紙媒体やホームページに加え、メールマガジン配信やスマートフォンアプリ等、多様な媒体を活用した情報提供を行います。

多様な相談への対応強化

保育園・幼稚園・児童館等ひとり親家庭に関わる身近な施設での相談支援の充実を図りつつ、子ども家庭支援センターにおいて総合的・包括的な相談支援を行います。

支援策の検討と人材育成

自立に必要な支援等のプログラムの開発や支援システム（ネットワーク）の開発の検討を行うとともに、母子自立支援員等ひとり親家庭に関わる支援者等の研修を体系化し充実を図ります。

ひとり親家庭の自立に向けた就労支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、関係機関との連携強化を図り、個々の状況に応じた自立支援プログラム等を活用し、有効な就労支援を行います。

自立支援プログラム等の活用

ひとり親のその人らしい就労に向け、各種支援事業を組み合わせた自立支援プログラム等を活用した就労支援を行います。

就労支援講座等の実施

関係機関と連携を図り、ひとり親家庭向けの就労支援講座等を実施し、有効な就労支援を行います。

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実

ひとり親は、子育てと生計を立てるという役割を一人で担っています。ひとり親家庭が地域の中で安心して生活するための支援を行います。

生活支援等の実施

ホームヘルパー派遣や保育サービス等の充実により生活を支援します。

住宅支援等の実施

住宅に困窮するひとり親家庭に、公的住宅に関する適切な情報提供を行うとともに、民間賃貸住宅の入居や継続居住のための支援サービスを案内します。

母子生活支援施設の機能強化

母子生活支援施設の保育等の生活支援の機能強化を図るとともに、社会的養護の機能を担う施設として母子関係の調整や子どもの家庭復帰を支援する場としての活用を検討するなど、母子家庭の自立に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の孤立防止

ステップファミリーの課題を含め、ひとり親のその人らしい自立に向けて必要な講座の検討やひとり親家庭の交流を促進します。

経済的な支援

手当や資金貸付等により、ひとり親家庭の経済基盤の安定を支援します。

(4) 悩みや困難を抱えた子どもの支援

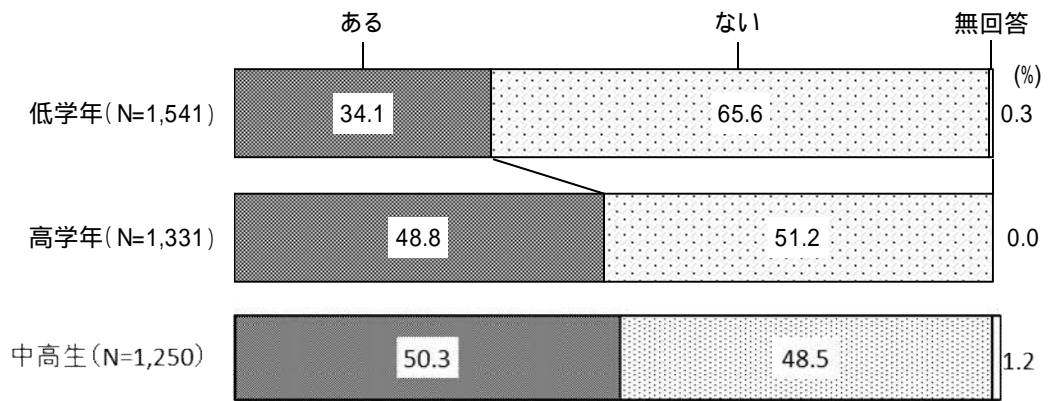
現状と課題

- ・ 不登校、いじめ、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達発育など、子どもとその保護者が抱える問題が複雑・多様化しています。問題の早期発見や未然防止、発生後の対応等、相談機能の重要性が高まっています。
- ・ ひきこもり、虐待、障害など、ハンディキャップを抱えた青少年や社会的にマイノリティとされる子どもやその家庭が、地域の一員として安心して日常生活を過ごせる環境が求められています。
- ・ 様々な要因により支援の手が届かないと長期のひきこもりに移行するリスクが高くなるため、これを防ぐ対応が求められています。

目標

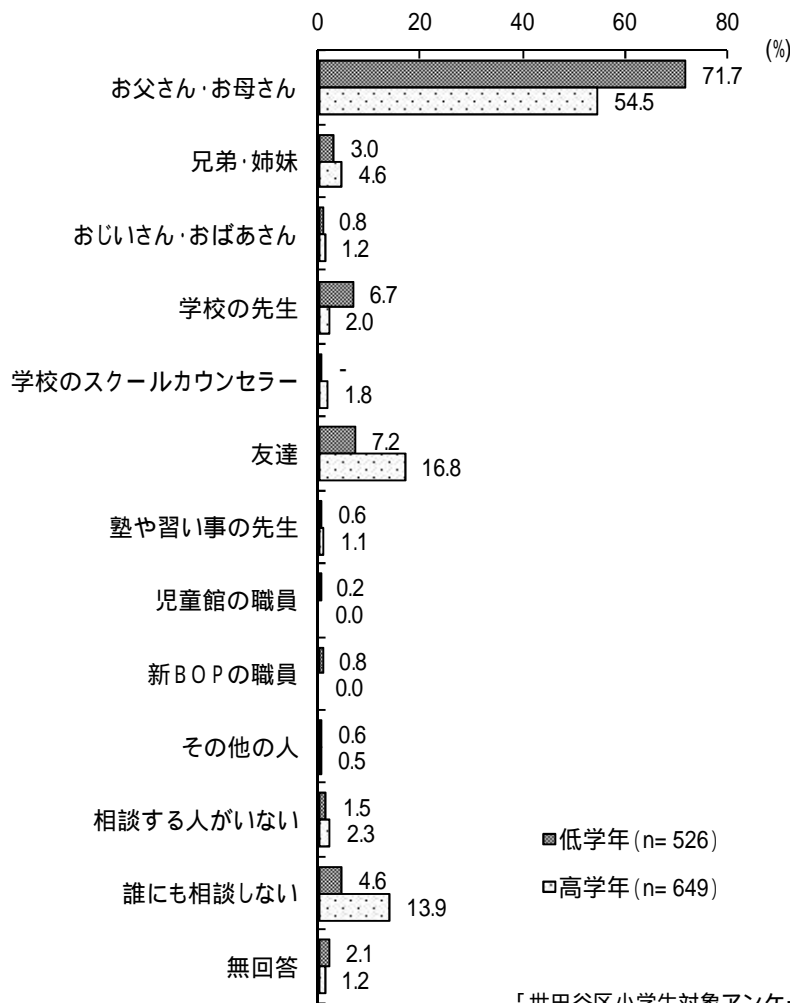
- ・ 子どもとその保護者に関する相談機能が充実している。
- ・ 悩みや困難を抱えた青少年の支援を行う人や機関のネットワークが有効に機能し、それらの支援を受けながら、段階を経て、社会に参加・参画し、自立に向かう環境が整備されている。

今困っていること、悩んでいること（小学生、中高生）



「世田谷区小学生対象アンケート」(平成 25 年)
 「世田谷区中高生世代アンケート」(平成 25 年)より作成

困ったときや悩んだときにまず相談する人（小学生）



「世田谷区小学生対象アンケート」(平成 25 年)より作成

施策展開

ニーズに応じた相談機能の充実

不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達障害など、子どもとその保護者が抱える複雑・多様化する問題に対応するため、総合的な支援や専門的な相談など、ニーズに応じた相談機能を充実し、問題を早期に発見し、適切な支援を図ります。

相談機能の充実

複雑化・多様化する悩みや問題を抱える子どもやその保護者のニーズに対応できるよう、相談機能を充実します。

不登校等への取組みの充実

スクールカウンセラーによる学校での相談機能に加え、教育相談室による学校支援、不登校相談窓口、メンタルフレンド派遣、不登校保護者のつどい、ほっとスクール運営等により、不登校やいじめ問題等に関わる取組みを充実します。また、第3のほっとスクールの設置に向けて検討と開設準備を進めます。

青少年支援機関と相談機能を持つその他関係機関との連携

若者総合支援センター等の青少年支援機関と相談機能を持つその他関係機関との連携を強化し、子どもや保護者に寄り添った継続的な支援を図ります。

子どもの居場所の拠点整備

様々な要因により支援の手が届かない子どもが長期のひきこもりに移行するリスクなどを低減するため、悩みや困難を抱えた子どもや生きづらさを抱えた若者とその保護者への支援を行う人や機関への支援を行うとともに、多世代交流を視野にいたした身近な居場所整備、運営を行う地域活動への支援を行います。

身近な居場所整備への支援

身近な居場所整備運営を行う地域活動を支援し、段階を経て、社会に参加・参画し、自立に向かう環境を整えます。

悩みや困難を抱えた子ども・若者支援者、支援機関への支援

悩みや困難を抱えた子どもや生きづらさを抱えた若者の支援を行う人や機関同士のネットワークづくりの支援を進めます。

4 質の高い学校教育の充実

(1) 地域との連携・協働による教育

現状と課題

- ・ 「地域運営学校」の全校指定を機に、学校と地域の連携を一層充実させ、地域とともに子どもを育てる教育をさらに推進する必要があります。
- ・ 区立学校は、地域防災や地域行事など、学校・家庭・地域の連携・協働による取組みを一層充実し、地域コミュニティの核としての学校づくりが求められています。
- ・ 区内大学と教育委員会の連携事業を充実させ、大学等の研究機能を一層活用した地域課題解決型の教育事業の充実が必要です。

目標

- ・ 「地域運営学校」の充実と学校を支援するボランティア組織体制づくりにより、学校支援が図られている。
- ・ 区立学校が核となって、様々な活動・取組みを通して、学校・家庭・地域の連携が進み、地域コミュニティが活性化している。
- ・ 区内大学と教育委員会が連携して社会貢献やボランティア活動を推進するための仕組みが整備されている。

施策展開

地域が参画する学校づくり

学校運営委員、学校協議会などの相互関係を整理して、機能的な組織とするため、学校を支えるボランティア組織へ再編する等、地域で学校を支える体制づくりを進めます。また、学校・家庭・地域が連携し、学校内外の安全対策、事故防止などを強化します。

地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討

学校協議会を機能的・実践的にしていくため、世田谷らしい地域特性を生かした、学校を支えるボランティア組織へ再編し、地域で学校を支える体制づくりを進めます。

地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進

子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域が連携し、学校内や通学路の安全対策、事故防止などを強化します。

地域コミュニティの核となる学校づくり

遊び場開放事業、新 BOP 事業、地域の文化・スポーツ団体への学校施設の活用を拡大するとともに、学校と地域の連携による防災訓練や学校施設を利用した地域行事など、地域と連携した活動や取組みを行います。

学校施設の活用

「学校の施設の地域利用に係る指針（平成 23 年 1 月施行）」に基づいて、区長部局と教育委員会が連携し、総合型地域スポーツクラブなどの学校を拠点とした地域活動などを支援し、学校施設利用の拡充を図ります。

地域活動の促進

学校と地域の連携による防災訓練や学校施設を利用した地域行事の実施など、保護者や地域の人々と連携しながら地域コミュニティの活性化を図ります。

地域教育力の活用

区内大学と教育委員会の連携による小・中学校への学生派遣事業、リカレント学習連携講座の開催等の連携事業を充実させるとともに、大学等の研究教育機関を一層活用した地域課題解決型の社会教育事業を充実します。

大学等との連携の充実

区内大学との連携・協力による多様な地域課題に対応した社会貢献、ボランティア育成事業を検討、実施します。

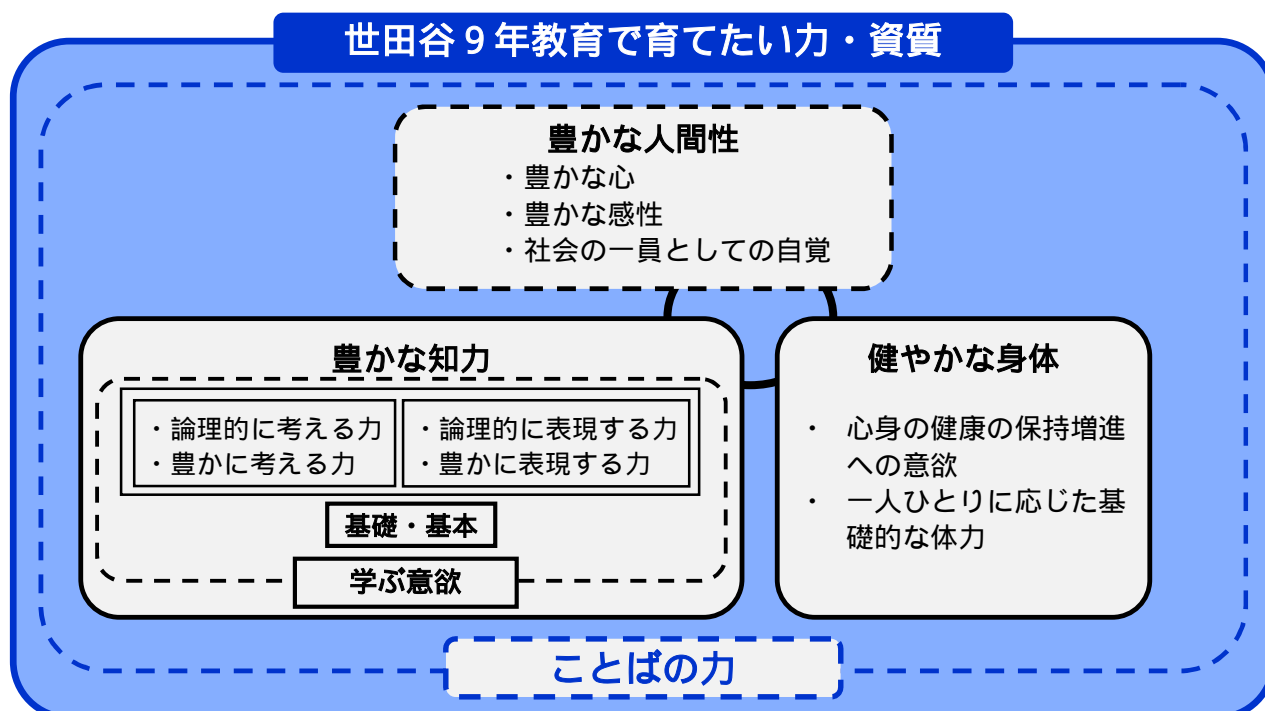
(2)「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

現状と課題

- ・ 地域の区立小・中学校が一体となって、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を展開し、質の高い9年間の義務教育(「世田谷9年教育」)を推進することが必要です。
- ・ 知・徳・体をバランスよくはぐくむことが求められています。
- ・ 国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力をはぐくむことが必要です。
- ・ 配慮が必要な子どもたち一人ひとりの能力や可能性が最大限に伸ばされるように、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。
- ・ 子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生していることから、いじめの未然防止の取組み強化が求められています。

目標

- ・ 「世田谷9年教育」が区立学校全校に定着し、教育の質の向上が図られている。
- ・ 「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」の育成が図られている。
- ・ 変化の激しいこれからの社会を生きる力の育成が図られている。
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育が充実している。
- ・ 「いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめ防止等の総合的推進に取り組んでいる。



施策展開

豊かな人間性の育成

「豊かな心」、「豊かな感性」、「社会の一員としての自覚」など、人間性・道徳性をはぐくみ、よりよい生活習慣を身に付けるための取組みなどを推進します。

人権教育と「生命の大切さ」を学ぶ教育の推進

児童・生徒が、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感し、情操を高めながら、豊かな感性をはぐくむ教育を推進します。

「人格の完成をめざして」の取組みの充実

児童・生徒が、人として生きるうえで大切な道徳性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣を身に付けられるよう取組みを充実します。

道徳教育の充実

児童・生徒が人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくむことができるよう、すべての教科等を通して、道徳教育の充実を図ります。

いじめ防止等の総合的な推進

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等、いじめ防止等に関する総合的な推進に取り組みます。

子どもたちが体験・体感する機会の拡充

動植物とのふれあいや自然体験学習など、「実物」に触れ、感じ、体験する機会を拡充します。

豊かな知力の育成

児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取組みを推進するとともに、理数・英語教育の充実、ICT機器を活用した授業の推進、学校図書館の機能充実などに取り組みます。

世田谷区教育要領に基づいた教育の推進

「世田谷区教育要領」に基づき質の高い教育の実現をめざし、児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取組みを推進します。

理数・英語教育の充実

数学や自然現象・科学技術への関心や興味を高め、数学・科学的素養の伸長を図る理数教育の充実や、英語によるコミュニケーション能力を伸ばす英語教育の充実を図ります。

ICTを活用した授業の推進

教員のICT活用能力の向上、児童・生徒の情報活用能力の習得、ICT機器を活用する事業を推進するとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

読書力の育成・学校図書館機能の充実

学校図書館の機能の充実に取り組み、児童・生徒が知的好奇心を伸ばし、豊かな人間性と知力をはぐくめるよう読書活動の充実を図ります。

健やかな身体・たくましい心の育成

区立小・中学校における体育・保健体育の授業やスポーツに親しむきっかけづくりの場を充実するとともに、食育や心と体の健康づくりを推進し、児童・生徒の体力向上・健康推進を図ります。

体力の向上

「世田谷区教育要領」に基づき小・中学校、幼稚園の運動・遊びや体育・保健体育の授業における体力向上をめざします。また、地域や区内大学との連携を推進し体力向上に向けた新たな取組みを検討・実施します。

食育の推進

学校における食に関する指導の充実や異世代が交流して共に食べる機会（共食）を通じて食育を推進します。

心と体の健康づくり

学校における健康教育を充実するとともに、学校や家庭、地域などが連携して子どもたちの心と体の健康づくりを推進します。

中学校の部活動の充実

スポーツや文化・芸術に親しむことを通じて、生徒が学習意欲や責任感・連帯感をはぐくみ、体力の向上を図れるよう重要な教育活動の一環として部活動の充実を図ります。

これからの社会を生きる力の育成

日本文化を理解し大切にすることの育成をねらいとする教科「日本語」をはじめ、国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育などを推進し、持続可能な社会の形成者としての成長をはぐくみます。

教科「日本語」の充実

これまでの教科「日本語」の取組みの検証や、今後の指導内容・指導形態の検討を進めるなど、世田谷区独自の教科「日本語」として、より一層質の高い授業の実現に取り組めます。

環境・エネルギー教育の推進

児童・生徒一人ひとりが環境やエネルギーなど世界規模の課題について、自分たちの課題として考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者として成長できるよう、環境・エネルギー教育を推進します。

国際理解教育の推進

世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎を習得できるよう、国際理解教育の取組みの推進を図ります。

防災・安全教育の推進

子どもたちが自ら判断し行動できる力を養う防災教育や、小・中学校や地域と連携した防災訓練、地震・火災・風水害等の災害に備えた防災教育を推進します。

社会とかかわる体験活動の充実

社会活動やボランティアを通じて社会性や他の人を思いやる心などをはぐくめるよう体験活動を充実します。

特別支援教育の充実

障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備・充実とともに特別支援教育体制の充実を図ります。

特別支援教育体制の充実

通常の学級に在籍する配慮が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、児童・生徒に対する学習活動や学級活動への支援や通常の学級における特別支援教育にかかる指導体制の充実を図ります。

特別支援学級の整備・充実

障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、学校の増・改築等にあわせて計画的な学級整備に取り組むとともに、特別支援学級の指導体制等の充実を図ります。

インクルーシブ教育システムの検討

国や都の動向を踏まえ、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方について検討し、検討結果を踏まえた取組みを着実に進めます。

(3) 信頼と誇りのもてる学校づくり

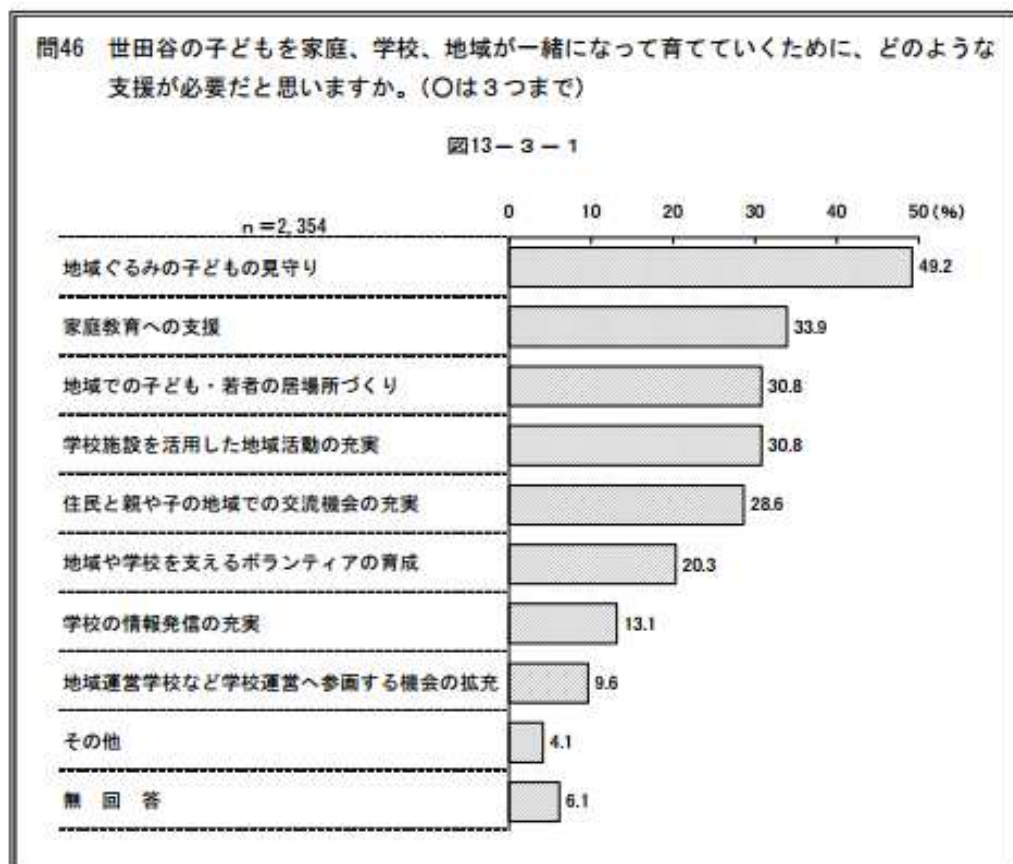
現状と課題

- ・ 質の高い教育を推進するため教職員の指導力向上が不可欠ですが、研修に参加する時間がなかったり、小・中学校、幼稚園の教員の共同による研修・研究や情報交換・交流を行う機会や場が少ない等の課題があります。
- ・ 現在の教育センターは、施設面でのキャパシティ不足や多様な研修・研究を支える設備や機能面が不十分であり、さらに、施設も老朽化しています。幼稚園を含め 100 校を超える区立学校を擁する自治体において十分な機能を発揮できる新たな教育センターの整備に向けた取組みが求められています。
- ・ 区立小・中学校 93 校の学校経営、29 の学び舎（近隣の区立小・中学校のグループ）の運営・取組みの姿勢や内容に差があります。
- ・ いじめや不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達障害など、児童・生徒とその保護者が抱える問題が複雑・多様化しています。
- ・ 地域による区立小・中学校の児童・生徒数の偏在化の進行が見込まれるため、適正規模化・適正配置への取組みを推進する必要があります。
- ・ 学校施設については、校舎の老朽化への対応や安全安心、環境への配慮、地域との連携にも対応できる教育環境の整備が求められています。

目標

- ・ 新たな教育センターにより、教職員の研修・研究のセンター的機能に加え、教育相談機能や学校支援機能などが充実している。
- ・ 地域とともに子どもを育てる学校運営が充実している。
- ・ 学校経営や「学び舎」運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」が策定されている。
- ・ 教育相談・不登校対策が充実している。
- ・ 子どもたちにとってより良い教育環境が整備・充実されている。

世田谷区の子どもを家庭、学校、地域が一緒になって育てていくために必要な支援



調査対象：世田谷区在住の満20歳以上の男女個人2,354人
「区民意識調査2013」(平成25年)より作成

施策展開

教員の資質向上のための支援

区立小・中学校、幼稚園の教育活動や学校運営の質を高めるため、教員の資質・能力の向上に取り組むとともに、教職員の研修・研究のセンター的機能や教育相談機能、学校支援機能など、新たな教育センター機能のあり方や整備の方向性を検討します。

教員の研修・研究機能の充実

区立小・中学校の教員や幼児教育の担い手の資質向上に向けた研修・研究に取り組むとともに、研修・研究環境の整備・充実に取り組みます。

新教育センターの検討

教職員の研修・研究の充実及び子ども、保護者、学校への支援の充実に向け、新たな教育センター機能の検討・整備に取り組むとともに、幼児教育センターの整備に向けた検討と取組みの一部実施を行います。

信頼される学校経営の推進

「世田谷 9 年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立をめざします。また、食物アレルギーの対応や通学路の安全対策などさまざまな状況に即応した学校の危機管理能力の向上を図ります。

「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立

「世田谷 9 年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立をめざします。

学び舎による学校運営の充実

近隣の区立小・中学校で構成する「学び舎」としての教育目標や行動計画などを設定し、行動計画等の検証を行いながら小・中学校の教員が協働して学校運営や教育活動の充実を図ります。

学び舎にかかる通学区域の検討

学び舎による学校運営の充実を図るため、学び舎にかかる通学区域の検討を行います。

学校情報の発信

学校からの積極的な情報発信を進め、学校や、保護者・地域への「世田谷 9 年教育」の取組みの周知を図ります。

学校教育を支える安全の推進

各学校で学校安全計画を毎年度策定し、計画に基づき安全指導等を実施します。また、感染症対策・アレルギー対策など、多様化・複雑化するニーズに適切に対応するため、学校・家庭・地域の連携を深めながら、学校の危機管理能力の向上を図ります。

学校評価システムの推進

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの改善・充実を図ります。

教員が子どもとかかわる時間の拡充

教員の負担軽減を図ることにより、教員が児童・生徒と向きあう時間を拡充するとともに、自らの研究・研修に充てる時間をつくり、教育と児童・生徒との信頼関係や、教員の資質・能力の向上を図ります。

ニーズに応じた相談機能の充実

不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達障害など、児童・生徒とその保護者が抱える複雑・多様化する問題に対応するため、総合的な支援や専門的な相談など、ニーズに応じた教育相談機能・不登校対策を充実します。

不登校等への取り組みの充実

スクールカウンセラーによる学校での相談機能に加え、教育相談室による学校支援、不登校相談窓口、メンタルフレンド派遣、不登校保護者のつどい、ほっとスクール運営等により、不登校やいじめ問題等に関わる取り組みを充実します。また、第3のほっとスクールの設置に向けて検討と開設準備を進めます。

相談機能の拡充

複雑化・多様化する児童・生徒や保護者からの相談に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、心理教育相談員やスクールカウンセラーと連携した学校内外の教育相談体制を強化し、児童・生徒とその保護者の主体的な問題解決を支援します。また、関係諸機関との連携、ネットワーク強化を推進します。

安全安心と学びを充実する教育環境の整備

子どもたちにとってより良い教育環境の実現をめざし、区立小・中学校の適正規模化・適正配置を推進します。

学校施設については、安全・安心な学校づくりに努め、環境へも配慮しながら学校と地域との連携等新たなニーズにも対応できるよう行います。

学校の適正規模化の推進

大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3つの課題に総合的かつ速やかに対応していくため、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（第2ステップ・平成25年度～平成31年度）」を着実に推進します。

次代に繋ぐ学校施設の整備

「公共施設整備方針」、「新たな学校施設整備基本方針（第2次）」に基づき、計画的に学校の施設整備を進めます。

5 子どもの成長と活動の支援

(1) 成長と活動の場と機会の充実

現状と課題

- ・ 子どもが希望する活動ができる場所や活動の支え手などの受け皿が不足しています。
- ・ 子どもが地域の様々な大人と出会う機会や異年齢との交流が減少しています。特に区外に通学する子ども・中高生は、地域と交流する機会や場が少なくなっており、地域への親しみが育まれにくくなっています。
- ・ 中高生が主体となって過ごせる居場所や、地域での活躍の機会の拡充が求められています。
- ・ 遊び方の変化や、自由に外遊びができる場所が減少していることから、子どもがいきいきと外遊びをすることや自然と触れあえる機会が減少しています。

目標

- ・ 子どもの希望にあった多様な活動の場や、地域で多世代が交流し活動する機会が充実している。
- ・ 中高生が地域で過ごせる場や機会が拡充され、中高生が主体となった活動が活性化している。
- ・ 活動の支え手となる地域の人材の育成・確保が図られ、子どもの成長を地域の大人が見守り支えている。
- ・ 身近で外遊びできる場が拡充され、遊び場のリーダーが子どもの外遊びを支えている。
- ・ 放課後の子どもたちが安全で健やかに過ごせる多様な居場所がある。

施策展開

成長に応じた放課後の居場所の確保

小学校に通う子どもたちが、放課後の時間を安心して健やかに過ごせる居場所を確保します。また、大人の目が入った見守りを地域とともに展開し、児童のゆるやかな成長や自立に向けた支援を行います。

新BOP学童クラブの運営

放課後に家庭で保護・育成を受けることができない小学校低学年児童を対象として実施する新BOP学童クラブについて、子どもの多様な遊び場や安定した生活の場を提供できるよう、スペースを確保しながら子どもの成長を支援していきます。また、卒所後も児童の成長や自立に応じたゆるやかな支援を行います。

子どもたちの社会性、自主性、創造性を育む安心な居場所の確保

自立性の高まる小学校高学年児童が自ら選択する放課後の居場所において、自ら考えて遊び、学び、過ごす中で社会性、自主性、創造性を育めるよう、児童の成長に合い、かつ、大人の目が入った見守りを、地域・区民と区が協働・連携して展開します。

地域での多世代での活動と交流の場と機会の充実

中高生世代を中心とした子どもが過ごす場所や機会を地域の中で拡充し、地域での活動に参加し多世代と交流する機会を増やすことにより、社会性を育むとともに主体性をもって参画する意識の醸成を図ります。

中高生世代が気軽に利用できる居場所の確保

中高生世代がゆったりと過ごし仲間と語りあうことができ、また、違う学校の様々な年齢の子どもと交流できる場を確保していきます。

中高生世代が主体となっていく活動の支援

中高生世代が自ら主体的に活動できる機会をつくり、その活動を支援します。

青少年交流センターの整備

中学校の跡地を活用して、青少年交流センターの整備を進めます。

自己形成・自己実現のための場や機会の支援

体験プログラムや講座の実施をとおし、子どもの自己形成、自己実現のための場や機会を支援します。

外遊びの機会と場の拡充

子どもたちが身近な場所で外遊びができる環境や、自然と触れあえる場を拡充します。また、外遊びを支える人材を育成するとともに、子どもやその保護者が気軽につどい、遊ぶきっかけをつくる活動を支援します。

身近で自然と触れあえる場や外遊びの環境整備

身近な場所で利用できる公園緑地を計画的に整備していきます。

外遊びの拠点の整備

プレーパークを地域の外遊びの拠点として、外遊びの機会を拡充していきます。プレーパークのない砧地域に設置を検討していきます。

身近で自由に外遊びができる機会と場の充実

区と区民が連携し、子どもたちが身近な場所で自由に外遊びができる機会として、プレーリヤカー、プレーカー、きぬたまあそび村等を充実していきます。

外遊びを見守り・支える人材の育成

外遊びの場において、子どもの遊びを引き出し、遊びを見守り支える人材の育成を図ります。

外遊びの啓発・推奨

子どもや保護者に対して、子どもの成長や生きる力を育むうえで重要な役割を果たす外遊びの大切さを啓発・推奨していきます。

子どもの活動を支える地域の子育て力の向上

活動の支え手となる地域の人材の育成・確保が図られ、子どもの成長と活動を大人が見守り支える地域づくりを推進します。

子どもの成長と活動を地域の大人が見守り支える仕組みづくり

子どもの活動を支援し、地域の中で大人が子どもを見守り成長を支える地域づくりを進めます。

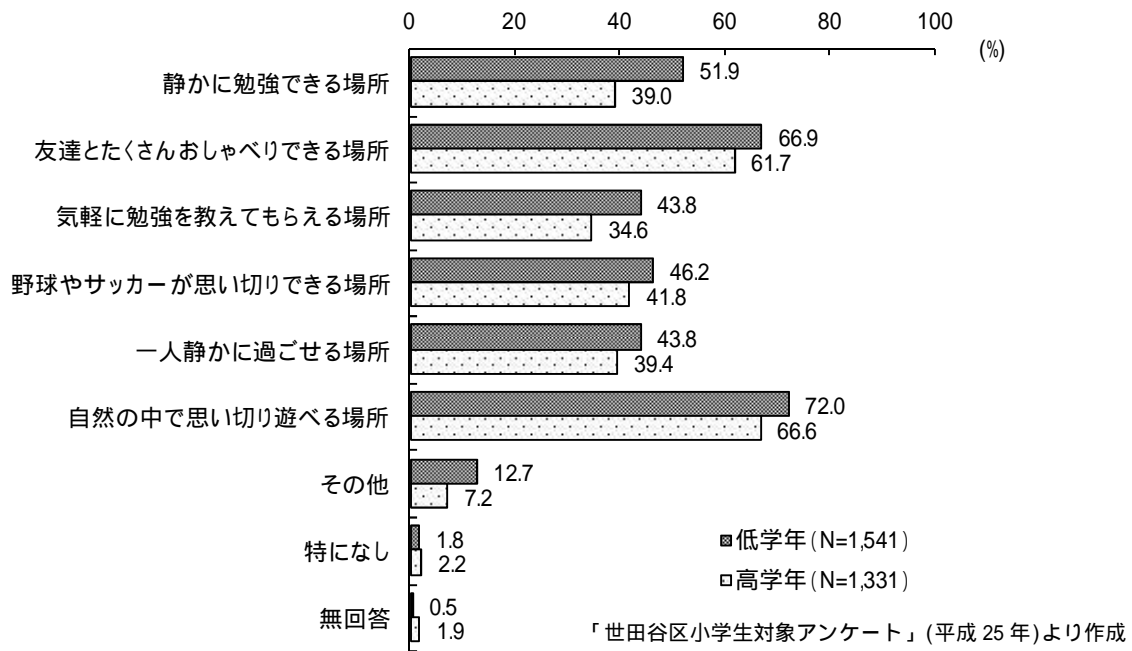
子どもの成長と活動を見守り支える地域人材の育成

研修や活動を通して、地域で相互に学びあい育ちあう地域活動の担い手を育成することにより、地域の子育て力を高めていきます。

子どもの活動を支援する地域人材のネットワークづくり

子どもの活動を支援する地域の大人たちが、情報交換を行い様々な課題を共有することで、適切な支援を実施し解決に至るよう、ネットワークづくりを支援します。

あったらいいなと思う場所（小学生）



(2) 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

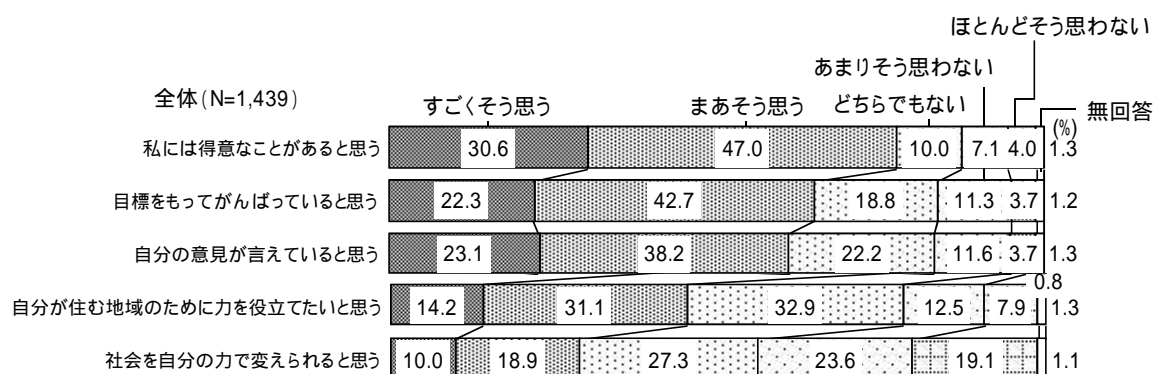
現状と課題

- ・ 子どもの社会性や自主性を育むために、子どもが自分の意見を表明する場や参加・参画する機会を充実する必要があります。
- ・ 参加・参画の機会や活動の場の情報が子どもに届いていなかったり、子ども自身の参加意欲の醸成が十分でないことが、活動の活性化や拡大への課題となっています。
- ・ 地域での体験を重ね成長した子どもが次の世代の担い手となるなど、地域での活動が世代交代しながら継続・循環していく仕組みづくりが求められています。

目標

- ・ 子どもの意見表明の場や、子どもが主体的に関わり運営する企画が増えるなど、参加・参画の機会が拡充されている。
- ・ 子ども自身の参加・参画への意識が醸成され、活動の活性化が図られている。
- ・ 多くの子どもが大人とともに地域社会の担い手の一員として地域での活動に参画しており、その体験を通じて地域の担い手へと、また、年少者の活動を支える、つなげる、大人との間に立つ立場へと育ち、地域での子どもの参加・参画が世代交代しながら継続している。

中高生世代の日ごろの思い



「世田谷区中高生世代対象アンケート」(平成 25 年)より作成

施策展開

参加から参画へ、地域での場と機会の提供

地域の中で、子どもが主体的に関わり運営、企画する活動の場や機会を拡充することにより、地域活動に参画する子どもが増え、地域に愛着を持ち、主体性を持って地域活動に取り組む意識が醸成され、今の、そして次代の地域社会の担い手への成長につなげていきます。

地域での参画の場と機会の充実

身近な地域において子どもが主体的に関わり運営・企画する活動の場や機会を充実します。

活動や活動する子どものつながり、ひろがりを支える仕組みづくり

地域を越えて実施する子どもの参画事業を充実することにより、主体的に地域での活動を実施している子ども同士が知りあい・交流する機会をつくり、人と活動がつながり、広がっていく仕組みをつくりまします。

地域に関わりたい子どもが活動の場につながる仕組みづくり

地域に関わり、主体的な活動を行いたい子どもが活動の場につながることでできる仕組みを構築することにより、地域活動への意識を持つ子どもがその機会・きっかけを失うことのないよう周知・仕掛けづくりを進めます。

子どもの意見表明の推進

子どもの意見表明の場を設定し、子どもが地域に関心を持ち、地域や社会、区に対して意見表明が行える環境を整えます。また、子どもが運営等に関わる機会を設け、多世代の人と意見を交わしながら運営に携わる経験を通じて、参加・参画意識の醸成と活動の活性化を図ります。

子どもの意見表明の場の設定

子どもが意見表明できる継続的な場を提供するとともに、子どもの意見をしっかりと大人が受け止めていく環境づくりに努めます。

子どもの意見表明の場の周知及び参加者の拡大

参加・参画する子どもが増えていくよう、子どもが意見表明できる場があることや、活動・取組みの内容についての周知を進めます。

6 子どもが育つ環境整備

(1) 地域の子育て力の向上

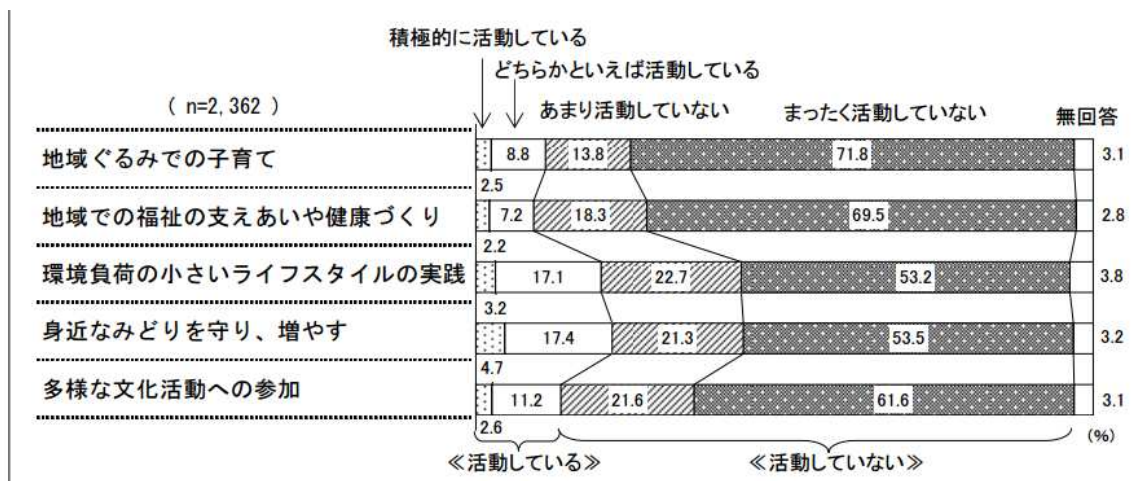
現状と課題

- ・ 核家族化により、子育て家庭には地域での身近な支えが必要とされている一方、地域のつながりの希薄化や、子ども・子育てに対する周囲の理解不足などから、孤立し課題を抱え込む家庭があります。
- ・ 子育て支援活動を継続して行うためのノウハウや人材の確保・育成が十分でないため、活動の継続が困難となる組織・団体があります。
- ・ 子ども・子育てに対するニーズの多様化もあり、多彩な子育て活動団体が存在していますが、個々の活動での対応には限界があり、情報共有をしながら活動を補完しあえるネットワークの形成が求められています。

目標

- ・ 子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運が増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識が醸成されている。
- ・ 保護者・学校・地域・行政の協働により、地域コミュニティが子どもを中心として活性化し、社会全体で子どもの育ちを支えている。
- ・ 地域の子育て活動がより活性化し、子どもや子育て家庭が地域の資源を有効に活用している。

区民参加の取り組み



「区民意識調査2014」(平成26年)より作成

施策展開

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成

子どもたちが乳幼児期から思春期を経て自立していくまでの過程で、子育て中の親とすでに子育てを終えた世代など幅広い世代や立場の違う者同士がともに支えあう関係づくりを進めていくことにより、子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運を増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識を醸成していきます。

子どもの育ちを地域で支えあう取組みの充実

地域で子どもが豊かに育っていけるよう、地域の特色を生かした自主的な活動を支援します。また、地域の子育て支援事業者などと連携しながら地域資源の開発・活用を行うとともに、支援を受けている保護者が支援を提供する立場となって、地域内での支援が循環しながら継続できるような仕組みづくりに努めます。

支えあいのきっかけづくり

地域の子ども・子育て支援活動が、地域の誰にとっても身近なものとなるよう活動内容の発信に努めるとともに、子ども・子育て家庭と地域の交流の機会を充実します。

寄附文化の醸成など、社会で子どもの成長を支える仕組みの充実

子どもの成長や、子育て活動を地域社会全体で支援するため、寄附などの共助の取組みを広げ、浸透・定着させていきます。

子育て活動の支援とネットワーク形成の支援

区民及び地域コミュニティが相互に助けあい、区民の子育てや子どもの自立を支援する活動が充実・拡大することにより、地域の子育て力をより高めていきます。また、子ども・子育て支援活動が交流し、情報交換する機会を設けることにより、活動の活性化を図り地域の子育て力の向上を支えます。

支え手の発掘・育成の支援

活動の支え手の発掘・育成を行うことにより、活動の継続と発展を支援します。

活動の支援

自主的な交流を支援する活動を開始しようとしている団体や、すでに活動中の団体の事業に対し助成をすることで活動を支援していきます。

子育て活動のネットワーク形成と活性化

区内で子ども・子育て支援活動を行っている団体等に交流と学習の機会を提供することで、団体同士のネットワークの構築を促し、地域に活動を発信し、地域の子育て力の向上を図ります。

(2) 社会環境の整備

現状と課題

- ・ 子どもや子育て家庭が安心して気軽に出かけられるためには、まちのバリアフリー化や歩きやすい道路整備などとともに、授乳スペースなどの設備の充実と周知も求められています。
- ・ 子どもの安全・安心が脅かされる事故や事件が増加しており、子どもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。
- ・ 子どもが生きる力を育むためにも、身近で自由に外遊びできる場や、自然と触れあえる環境が求められています。
- ・ 子育て中の女性の就労率が上昇しており、保育・幼児教育の環境整備とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることにより、両立を支援していく必要があります。
- ・ 妊娠から出産、子育てにかかる経済的負担への不安から、子どもを育てたいと考えながらもためらう方もいるなど、子育てを後押しする環境が十分ではありません。
- ・ 子どもが、文化・芸術を身近に親しむ機会が必要とされています。
- ・ 子どもの体力は、体力水準の高かった昭和 60 年と比較して低い水準にあり、特にスポーツをする子どもとしない子どもの体力の差が大きく、二極化が進んでいます。

目標

- ・ バリアフリー整備や授乳スペースの充実など、妊産婦から子育て家庭まで安心して出かけられる環境が整備されている。
- ・ 子どもの安全・安心が確保されている。
- ・ 外遊びの場や、自然と触れあえる環境が身近にある。
- ・ ワーク・ライフ・バランスが推進され、働きながらの子育てで感じる負担が軽減されている。
- ・ 子どもを生き育てたい希望を後押しする環境が整備されている。
- ・ 子どもが、文化・芸術に親しむ機会が充実している。
- ・ 子どもが、スポーツをする機会や環境が充実している。

施策展開

子育てしやすいまちづくり

子どもや子育て家庭が安心して気持ちよく過ごせる環境を整えることにより、暮らしやすく子育てしやすいまちづくりを進めます。

子育て家庭が暮らしやすい住環境の整備

住まいなどのハード面、地域の子育てへの理解などのソフト面の両面から、子育て家庭が暮らしやすい住環境を整えます。

まちのバリアフリー整備の推進

バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインによる整備を推進するため、普及啓発や公共的施設の指導・誘導を行います。交通不便地域の解消や南北交通の強化を図るため、バス事業者と連携し、バス交通サービスを充実します。また、公共交通施設について、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備を進めます。

子育て家庭が外出しやすくなる施設・整備の充実と周知

子育て家庭が外出しやすくなるよう、授乳希望者への対応についての情報を外出時に利用しやすい方法で提供していきます。

子どもが安心して歩ける道路整備

歩道と車道の分離の促進とともに、歩道の電線地中化の促進による歩道の有効幅員の確保等を通じて、子どもが安心して歩ける歩行者空間の確保のための歩道整備を推進します。また、交差点の安全対策として、カーブミラーの設置や交差点のカラー舗装化を進めます。

身近な自然と触れあえる場や、外遊びの環境整備

子どもが生きる力を高めていけるよう、身近な場所に、誰でも利用可能なオープンスペースである公園緑地を配置することにより、自然と触れあえる場や外遊びの環境を整えます。

子どもの安全・安心

子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、「安全の強化」を図り、子どもの健やかな成長を目指します。

地域の見守りによる犯罪防止

子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域でパトロールや見守り活動を実施します。

子どもの危険回避対応能力の向上支援

子ども自身に事故や犯罪から身を守るための教育を実施し、危険に対する対応能力の向上を図ります。

交通安全の啓発

子どもの安全・安心を確保するため、交通安全の啓発を進めます。

危険回避の情報提供・意識啓発

子どもを持つ親に対し危険に関する情報を提供し、子どもの安全に関する意識の向上を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの推進

家族、地域、事業者（産業）が連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを進めることで、男女がともに地域でいきいきと働きながら子育てを担いあう環境づくりを推進します。

事業者への働きかけ

男女がともに家庭と仕事の両立が図れるよう、公平な処遇・男女共同参画に向け先進事業者の表彰や取組みの紹介等による啓発・周知を行うほか、事業者や労働者を対象としたワーク・ライフ・バランスを推進します。

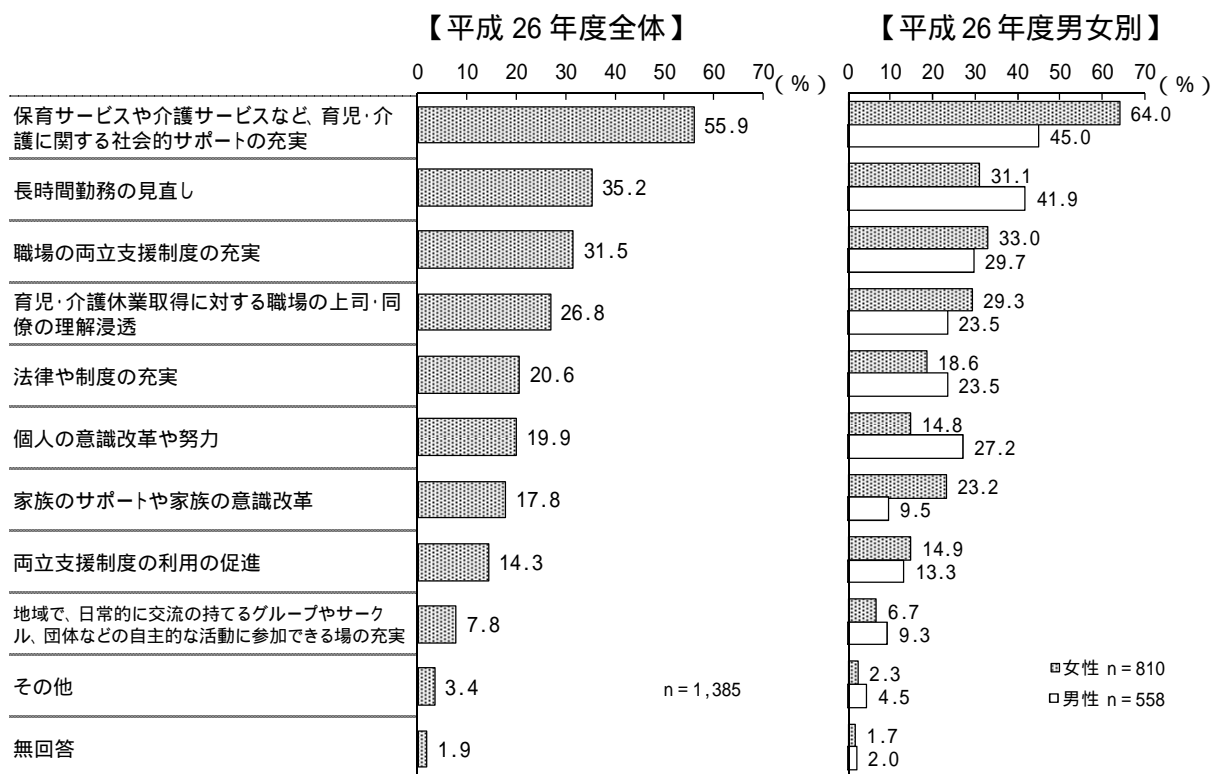
働きながら子育てしやすい環境の整備

子育てと仕事の両立や多様な働き方の推進など事業主が行う職場環境整備について、制度の周知などにより支援を図ります。

仕事と生活の調和の理解・促進

男女が育児や家事等の役割を担う、豊かな家庭づくりに向けた学習機会の提供及び啓発を進めます。

仕事と生活の調和を図る上で、重要だと考えること（最も重要だと思う3つまで回答）



「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(平成 26 年 / 世田谷区)より作成

子どもを産み育てやすい環境の整備

妊娠や子育てに関わる経済的負担の軽減を図ることにより、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

妊娠に関わる助成の実施

特定不妊治療については、国や都の制度の見直し等も踏まえつつ、区独自の支援制度の検討を行います。妊婦健康診査の費用助成についても区の制度の再構築を行い、妊娠に関わる経済的負担の軽減を実施します。

子育てにかかる経済的負担の軽減

医療費や保育料など、子育てにかかる経済的負担について、低所得者に配慮しながら、負担の軽減を実施します。

文化・芸術・スポーツと親しむ環境づくり

子ども期より文化・芸術・スポーツや読書に親しむ環境を整えることにより、豊かで健やかな生活の基礎を育みます。

文化・芸術と身近に親しむ機会の充実

子どもが、想像する力、表現する力、コミュニケーションする力、現代社会の多様性に対応する力をより高めていけるよう、文化・芸術に親しむ機会を充実するとともに、子どもの文化・芸術活動を支援します。

スポーツをする機会や環境の充実

子どもが、スポーツをする機会や環境を充実することにより、子どもの体力向上を図るとともに、大人になっても引き続きスポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現を推進します。

家庭や地域、学校における読書活動の充実

すべての子どもが、それぞれの発達段階に応じて身近な場所で読書に親しむことができ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを進めます。

(3) 子どもの権利擁護・意識の醸成

現状と課題

- ・ 世田谷区では、子ども条例を制定し、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現に向けて、区民とともに取り組んでいます。しかしながら、条例が十分に知られていないことや、内容が把握されていないこともあり、子どもの権利擁護意識の向上へのさらなる取組みが課題となっています。
- ・ 子ども・子育てに関わる事業は、保護者やサービス提供者など大人のニーズ・考えにより構築され、評価されがちです。子どもと関わる大人が、子どもの立場で子どもの権利を理解して接することが重要です。
- ・ いじめや虐待が重大化することを防ぐために、気軽に相談できる窓口の周知や関係機関同士の連携の強化が必要です。

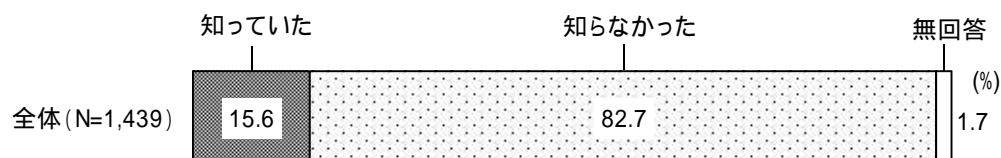
目標

- ・ 子どもの権利を守る規範意識が醸成されている。
- ・ 大人も子どもの権利を理解し、子どもの視点に立った事業や施策の構築・評価が行われている。
- ・ 「子どもの人権擁護機関」が広く認知され、子どもや保護者が気軽に利用できる場となっている。

子ども条例の認知度（中高生世代）



せたホットの認知度（中高生世代）



「世田谷区中高生世代対象アンケート」(平成 25 年)より作成

施策展開

子どもの権利への意識の醸成

子どもだけでなく、保護者や子どもに関わる大人が子どもの権利に対する理解を深めることにより、子どもの権利が守られる社会を実現していきます。

世田谷区子ども条例の周知

子ども条例の内容を子どもに分かりやすく伝えるとともに、大人への周知を積極的に図ることにより、子どもの権利に対する意識を醸成します。

「人権教育」と「生命の大切さ」を学ぶ教育の推進（再掲）

児童・生徒が、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感し、情操を高めながら、豊かな感性をはぐくむ教育を推進します。

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の活動の周知・啓発

気軽に相談できる窓口として、子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称：せたホッと)の活動を区民に周知するとともに、いじめや虐待など子どもの人権侵害を未然に防ぐための啓発を進めます。

子どもの権利を守る体制の充実

子どもの視点に立って子どもが過ごす環境を整えるとともに、関係機関の連携・協力体制を構築することにより、子どもの権利侵害の未然防止と早期対応の実現を図ります。

関係機関との連携・協力体制の構築

子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(せたホッと)と学校、子ども家庭支援センター等の関係機関が日ごろより緊密に連携することにより、子どもの権利侵害を未然に防ぐとともに、いざという時には迅速に対処できる体制を構築します。

子どもが利用する施設や日常過ごす場で子どもの権利を守る体制の整備

子どもが利用する施設や事業、サービス、または日常を過ごす場で、権利侵害が起こることのないよう、子どもの視点に立った事業の評価を行うとともに、基準などに基づきチェックを行うことにより、子どもの権利を守る環境を整えます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められています。

世田谷区では、平成25年8月にニーズ調査を実施し、国の手引きに基づき調査結果を分析するとともに、現実的な事業量と乖離がある事業については、子ども・子育て部会に意見聴取を行いながら補正の考え方をまとめ、事業計画を作成しました。

1 圏域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに需要量見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

世田谷区では、教育・保育事業について、行政区域である5つの総合支所のエリアを圏域とします。そのうえで、保育の必要性があると認定された2号認定(3歳から5歳)、3号認定(0歳から2歳)に対応する確保の内容について、5地域ごとに記載¹する一方、3歳から5歳の学校教育の需要である1号認定については、地域を越えての利用が多くみられる現状を鑑み、世田谷区全域を1つの圏域として確保の内容を記載します。

子ども・子育て支援事業については、世田谷区全域を1つの圏域とします。

	年齢	保育の必要性 ²	認定区分	利用対象施設	圏域
教育・保育事業	0～2歳	保育の必要性あり	3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域
	3～5歳	保育の必要性あり	2号認定	保育所 認定こども園	
			保育の必要性なし	1号認定	幼稚園 認定こども園
子ども・子育て支援事業					

1 5地域ごとの教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期については、101ページの表を参照。

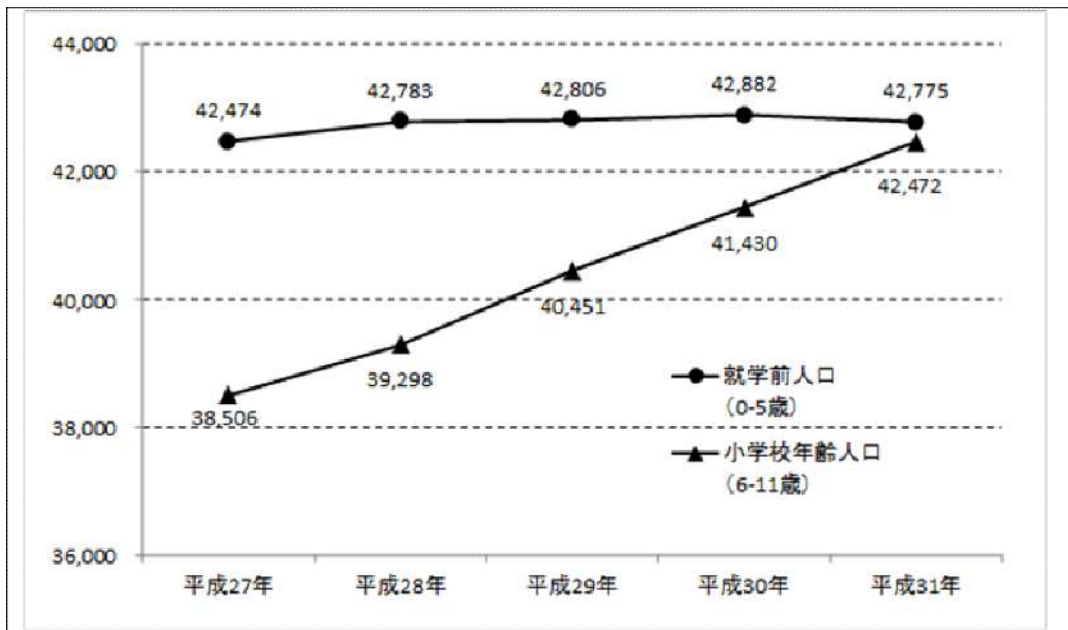
2 世田谷区では月48時間以上の就労などを要件として保育の必要性があると認定しています。

2 推計人口

教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の需要量見込みの算出にあたって、基本となる世田谷区の子どもの推計人口については、区が平成26年2月に実施した推計人口を使用しており下表のとおりです。すでに平成27年1月時点の人口と乖離が生じており、今後の人口動態を踏まえ、中間年を目安として見直しを行うことを予定しています。

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	6,965	6,962	6,998	6,976	6,952
1歳	7,160	7,179	7,176	7,215	7,192
2歳	7,259	7,143	7,162	7,159	7,198
3歳	7,083	7,239	7,124	7,143	7,141
4歳	7,142	7,072	7,229	7,114	7,133
5歳	6,865	7,188	7,117	7,275	7,159
6歳	6,833	6,900	7,224	7,153	7,311
7歳	6,646	6,865	6,932	7,257	7,185
8歳	6,328	6,661	6,882	6,950	7,275
9歳	6,263	6,359	6,695	6,917	6,986
10歳	6,189	6,299	6,395	6,733	6,956
11歳	6,247	6,214	6,323	6,420	6,759

世田谷区子どもの人口推計



「世田谷区将来人口の推計」(平成26年/世田谷区)より作成

3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用によって確保をする対象としては、基本的に1号認定者となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもがあたります。この1号認定者に加え、2号認定者の一部についても対象としています。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもがあたりますが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強い方も同施設を利用するという考え方から対象となっています。

平成31年度の幼稚園、認定こども園教育標準時間利用の需要量見込みについては、1号認定11,574人、2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い方573人の計12,147人となっています。この需要量見込みに対して、平成25年度実績の区内幼稚園等による確保の内容が12,234人となっています。また、世田谷区に住居のある方で区外の幼稚園等を利用している方が2,311人、世田谷区以外に住居のある方で区内の幼稚園等を利用している方が1,099人おり、この数を加減した13,446人が確保されています。需要量見込みを上回る確保がされていることから、平成31年度までの確保の内容を同数の13,446人としています。

		平成25年度(実績)		平成26年度(見込)		平成27年度	
		1号認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い
需要量見込み	需要量見込み					11,394	564
	需要量見込み総計						11,958
確保の内容	特定教育・保育施設 ¹		-		-		1,664
	新制度に移行しない幼稚園 ²		12,234		12,234		10,570
	区外利用 - 区内利用		1,212		1,212		1,212
	確保総計		13,446		13,446		13,446

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)
需要量見込み	11,611	576	11,594	575	11,625	576	11,574	573
需要量見込み総計	12,187		12,169		12,201		12,147	
特定教育・保育施設	1,664		1,664		1,664		1,664	
新制度に移行しない幼稚園	10,570		10,570		10,570		10,570	
区外利用 - 区内利用	1,212		1,212		1,212		1,212	
確保総計	13,446		13,446		13,446		13,446	

1 本表の「特定教育・保育施設」は、新制度の給付対象として確認を受けた幼稚園及び、認定こども園の教育時間利用枠を指しています。

2 確保の内容については、新制度の特定教育・保育施設に「移行する幼稚園等」による確保と、1号・2号等の認定を必要としない「移行しない幼稚園」に分けて記載することになっています。計画策定の時点では、将来の新制度への移行について、事業者の意向の確認ができないため、27年度時点で移行しない幼稚園にかかる確保数を記載しています。

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等によって確保をする対象としては、2号認定者のうち、上記の幼児期の学校教育の希望が強い方を除いた方と3号認定者になります。3号認定とは、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもがあたります。さらに3号認定については、0歳と1、2歳に区分して需要量見込み及び確保の内容と実施時期を定めることとなっています。

平成31年度の保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等については、2号認定の需要量見込み9,262人に対して、9,773人の確保を目指します。3号認定については、0歳の需要量見込み2,911人に対して、2,256人を、1、2歳の需要量見込み6,556人に対して7,882人の確保を目指します。

0歳については、需要量見込みを下回る確保の内容とした一方で、1、2歳については需要量見込みを大きく上回る確保の内容としています。これは、保育所等の整備にあたって、0歳だけの保育所や0歳の定員を下回る1歳の定員の保育所を整備することが現実的でないことから、このような確保の内容となっています。

世田谷区では0歳保育の需要量見込みに対して数値の補正を行いませんでしたが、1歳で保育所等に入れるのであれば、1歳以降から保育を希望する方も多いことがニーズ調査から分かっています。1、2歳の確保内容に余剰が生じることで、こうした方のニーズにも応えられるとの考えから確保の内容を定めています。

		平成 25 年度(実績)			平成 26 年度(見込)			平成 27 年度		
		0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)
需要量見込み								2,917	6,577	9,070
確保の内容	特定教育・保育施設 ¹	680	3,529	6,236	808	4,023	7,146	1,054	4,843	8,323
	地域型保育事業所 ²				28	97		73	188	
	認可外保育施設	637	1,810	562	590	1,593	470	508	1,401	447
	確保総計	1,317	5,339	6,798	1,426	5,713	7,616	1,635	6,432	8,770

平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)	0 歳 3号	1-2 歳 3号	3-5 歳 2号 (保育)
2,915	6,531	9,222	2,930	6,537	9,232	2,921	6,550	9,251	2,911	6,556	9,262
1,234	5,274	9,089	1,348	5,551	9,641	1,366	5,587	9,707	1,384	5,623	9,773
109	260		145	332		217	476		289	620	
488	1,388	426	527	1,489	283	555	1,564	141	583	1,639	0
1,831	6,922	9,515	2,020	7,372	9,924	2,138	7,627	9,848	2,256	7,882	9,773

- 1 本表の「特定教育・保育施設」は、新制度の給付対象として確認を受けた保育所及び、認定こども園の保育時間利用枠を指しています。
- 2 地域型保育事業所 19 人以下の少人数の単位で、満 3 歳未満の子どもを預かる区による新たな認可事業。

名 称	内 容
家庭的保育	2 ～ 5 名の少人数で家庭的な雰囲気のもとで保育を行う。
小規模保育	少人数(定員 6 ～ 19 名)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う。
事業所内保育	会社等の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。
居宅訪問型保育	障害・疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児や、保育施設の急な撤退・定員減少等に伴い、保育が受けられなくなった乳幼児等に対する保育を行う。

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

利用者支援に関する事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。当面の間、各地域2ヶ所にセンター機能を担う1ヶ所を加えた11ヶ所を需要量見込みに設定し、平成30年度までの確保を目指します。

利用者支援事業実施場所(ヶ所)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			11	11	11	11	11
確保の内容	5	5	7	8	9	11	11

時間外保育事業

保育所等において、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。需要量見込みに対して、保育所等の新規整備を集中的に行い、平成29年度までの確保を目指します。

時間外保育事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			3,648	3,675	3,677	3,683	3,674
確保の内容	2,321	2,628	3,000	3,350	3,700	3,700	3,700

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。世田谷区では、小学校内で放課後の自由な遊び場であるBOP事業と一体的に運営を行っています。

低学年では、条件を満たしている児童の受け入れが可能であり、量の見込みに対し確保していきます。また、子どもの多様な遊び場や安定した生活の場を提供できるよう、スペースを確保しながら子どもの成長を支援していきます。

高学年については、BOP、児童館で、児童の成長に合わせ継続してゆるやかな見守りを実施するとともに、プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入るよう地域での見守りを展開していきます。配慮が必要な児童に対しては、放課後児童健全育成事業を6年生まで実施します。

放課後児童健全育成事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み(低学年)			5,523	5,696	5,867	5,956	6,072
需要量見込み(高学年)			2,153	2,176	2,247	2,323	2,388
確保の内容（低学年）	4,338	4,448	5,523	5,696	5,867	5,956	6,072

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間保護する事業です。現在、1歳から12歳の子どもを対象とした「子どものショートステイ」と0歳児を対象とした「赤ちゃんショートステイ」を実施しています。需要量見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

子育て短期支援事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			813	819	819	821	819
確保の内容	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555

乳児家庭全戸訪問事業（乳児期家庭訪問事業）

生後 4 か月に至るまでの乳児がいる家庭へ、保健師又は乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況や育児環境の把握を行うとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。需要量見込みに対応できる委託訪問指導員、嘱託訪問員の現行体制を維持し、職員の資質向上のための研修を充実させます。

乳児家庭全戸訪問事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			7,465	7,462	7,498	7,476	7,452
確保の内容	体制：委託訪問指導員 38 人、嘱託訪問員 5 人 実施機関： 各総合支所		体制：委託訪問指導員 38 人、嘱託訪問員 5 人 実施機関：各総合支所				

養育支援訪問事業

世田谷区では、養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業を中心として実施しており、子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防及び当該世帯の自立を支援しています。需要量見込みに対応できる委託事業者の体制を確保します。

養育支援訪問利用件数(件)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			109	117	125	133	142
確保の内容	実施機関： 各総合支所 委託事業者 14 社		実施機関：各総合支所 委託事業者 14 社				

地域子育て支援拠点事業

世田谷区ではひろば事業として実施しています。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できるひろばで、子育て相談や子育て情報の提供を通して、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。平成31年度までに需要量見込みに対応する箇所数の確保を目指します。

地域子育て支援拠点事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み(人日)			333,608	332,352	333,313	333,341	333,019
需要量見込み(ヶ所)			52	52	52	52	52
確保の内容(ヶ所)	38	41	44	48	50	51	52

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かる事業や、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

幼稚園による一時預かりについては、現在幼稚園で預かり保育事業として実施しています。新制度の実施に伴い幼稚園型の一時的預かり事業が創設される予定です。需要量見込みに対して、これまでの幼稚園の預かり保育事業と幼稚園型一時預かり事業をあわせて、平成31年度までに確保することを目指します。

幼稚園による一時預かり事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			359,175	366,161	365,670	366,715	365,020
確保の内容	289,875	298,275	304,904	319,933	334,962	349,991	365,020

）その他の一時預かりについては、幼稚園による一時預かりを除く上記の一時預かり事業と子育て援助活動支援事業（世田谷区ファミリー・サポート・センター事業）をあわせて確保することとしています。

子育て援助活動支援事業は、児童の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

需要量見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充と世田谷区ファミリー・サポート・センター事業の実施を中心に、平成 31 年度までに確保することを目指します。

その他の一時預かり事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
需要量見込み			191,090	190,853	191,186	191,464	191,243	
確保の内容	一時預かり	99,050	126,050	139,250	162,500	185,750	188,000	190,250
	子育て援助活動支援事業	15,183	15,183	16,701	18,219	19,737	21,255	22,775

現在、類似の事業として世田谷区社会福祉協議会が単独事業として実施している「ふれあい子育て支援事業」の実績と見込を参考に記載しています。

病児・病後児保育事業

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。需要量見込みに対して、平成 31 年度までに確保することを目指します。

病児・病後児保育事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			23,869	24,034	24,052	24,095	24,035
確保の内容	17,400	17,400	17,400	19,200	21,000	22,800	24,100

子育て援助活動支援事業（就学児）

就学前児童に対する子育て援助活動支援事業については の一時預かり事業とあわせて記載することとなっています。ここでは、就学児童に対する子育て援助活動支援事業について記載します。

世田谷区ファミリー・サポート・センター事業の実施により、需要量見込みに対して一定程度の確保を図ることを目指します。

子育て援助活動支援事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			41,636	42,786	44,289	45,151	45,920
確保の内容	3,138	3,138	3,451	3,765	4,079	4,393	4,707

現在、類似の事業として世田谷区社会福祉協議会が単独事業として実施している「ふれあい子育て支援事業」の実績と見込を参考に記載しています。

妊婦健診事業

妊婦に対し都内契約医療機関で全妊娠期間に実施する妊婦健康診査の14回分の費用の一部を負担する事業です。また、里帰り等により都内契約医療機関以外（都内助産所含む）で妊婦健康診査を受診した場合にはその費用の一部を助成しています。量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

妊婦健診事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940
量の見込み(回)	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160
確保の内容	実施場所： 都内契約医療機関		実施場所： 都内契約医療機関				

教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（地域別）

地域	内容	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度								
		2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	2号認定		3号認定 0歳	3号認定 1-2歳					
		1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い			左記以外	1号認定			幼児期の学校の教育の希望が強い	左記以外			1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い			左記以外	1号認定			幼児期の学校の教育の希望が強い	左記以外			
全地域	需要量見込み	11,394	564	9,070	2,917	6,577	11,611	576	9,222	2,915	6,531	11,594	575	9,232	2,930	6,537	11,625	576	9,251	2,921	6,550	11,574	573	9,262	2,911	6,556
	確保	1,664	8,323	1,054	4,843	1,664	9,089	1,234	5,274	1,664	9,641	1,348	5,551	1,664	9,707	1,366	5,687	1,664	9,773	1,384	5,623	1,664	9,773	1,384	5,623	
	内容	10,570				10,570				10,570				10,570				10,570				10,570				
	区外利用・区内利用	1,212				1,212				1,212				1,212				1,212				1,212				
世田谷地域	需要量見込み	2,747	187	2,437	937	1,791	2,871	195	2,471	936	1,777	2,887	196	2,473	939	1,779	2,928	199	2,473	937	1,781	2,913	198	2,475	933	1,782
	確保	2,291	327	1,411	40	79	2,423	363	1,483	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381	1,534	2,534	381
	内容	118	120	322	118	129	349	118	129	349	118	129	349	118	129	349	118	129	349	118	129	349	118	129	349	
	認可外保育施設	2,409	487	1,812	2,409	487	1,812	2,409	487	1,812	2,409	487	1,812	2,409	487	1,812	2,409	487	1,812	2,409	487	1,812	2,409	487	1,812	
北沢地域	需要量見込み	1,316	78	1,286	389	931	1,331	79	1,297	386	917	1,315	78	1,287	385	910	1,304	77	1,281	381	905	1,287	76	1,273	377	899
	確保	1,170	123	621	6	12	1,314	156	699	1,380	174	735	1,380	174	735	1,380	174	735	1,380	174	735	1,380	174	735	1,380	
	内容	47	75	192	47	61	177	47	61	177	31	73	212	31	73	212	31	73	212	31	73	212	31	73	212	
	認可外保育施設	1,217	204	825	1,217	204	825	1,217	204	825	1,217	204	825	1,217	204	825	1,217	204	825	1,217	204	825	1,217	204	825	
玉川地域	需要量見込み	3,125	157	2,471	675	1,794	3,172	159	2,514	675	1,782	3,183	160	2,518	678	1,785	3,190	160	2,525	675	1,790	3,177	159	2,526	673	1,790
	確保	2,145	288	1,298	9	24	2,416	354	1,451	2,587	387	1,530	2,587	387	1,530	2,587	387	1,530	2,587	387	1,530	2,587	387	1,530	2,587	
	内容	134	135	408	134	135	408	134	135	408	134	135	408	134	135	408	134	135	408	134	135	408	134	135	408	
	認可外保育施設	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	2,279	432	1,730	
砧地域	需要量見込み	2,640	118	1,377	515	1,020	2,641	118	1,408	517	1,017	2,593	116	1,417	523	1,022	2,579	115	1,429	523	1,029	2,577	115	1,438	523	1,035
	確保	1,523	172	823	6	27	1,583	184	863	1,643	193	894	1,643	193	894	1,643	193	894	1,643	193	894	1,643	193	894	1,643	
	内容	69	108	287	69	108	287	48	93	262	48	93	262	32	96	270	32	96	270	32	96	270	32	96	270	
	認可外保育施設	1,592	286	1,137	1,592	286	1,137	1,592	286	1,137	1,592	286	1,137	1,592	286	1,137	1,592	286	1,137	1,592	286	1,137	1,592	286	1,137	
高山地域	需要量見込み	1,566	24	1,499	401	1,041	1,566	24	1,499	401	1,041	1,566	24	1,499	401	1,041	1,566	24	1,499	401	1,041	1,566	24	1,499	401	1,041
	確保	1,194	144	690	12	46	1,353	177	778	1,497	213	858	1,497	213	858	1,497	213	858	1,497	213	858	1,497	213	858	1,497	
	内容	79	70	192	79	70	192	79	70	192	53	75	206	53	75	206	53	75	206	53	75	206	53	75	206	
	認可外保育施設	1,273	226	928	1,273	226	928	1,273	226	928	1,273	226	928	1,273	226	928	1,273	226	928	1,273	226	928	1,273	226	928	

第6章 今後の若者施策の取組み

区の基本計画では、「若者が力を発揮する地域づくり」を政策の一つとして位置づけ、若者が多様な交流のなかで成長し、活躍する場を地域との関わりのなかでつくり、若者を核とした地域の活性化を目指すとともに、対人関係をうまく築けない若者などへの支援に取り組んでいます。

区では、これまでも就労支援、健康づくり等、各分野、部門別に若者を応援する施策を展開してきました。今後は、これらの施策とあわせ、包括的に若者の悩みを受けとめ必要なサービスへ案内するといった、区のこれまでの施策同士をつなぐ、また、従来の施策では救うことのできない、施策の狭間で苦しんでいる若者に光をあてる支援施策が求められています。

さらに、地域の再生・活性化に向けて、また、子どもから高齢者までの世代を超えた交流のためには、若者が地域で活発に活動する機会の提供、場の充実は今後、欠くことのできない重要な施策の一つです。

「子ども計画」では18歳までを計画の対象としていますが、ひきこもり、自殺、不登校等に起因する問題は18歳以降も引き続くケースが多く、30歳代までの若者も視野にいたした「切れ目のない支援」がまさに今求められており、こうした趣旨から、幼年期からの「子ども施策」とあわせ以下のとおり若者支援施策を示すこととしました。

1 若者支援施策の推進

(1) 若者の交流と活動の推進

現状と課題

- ・若者が活発に地域で活動し、経験を積み重ねながら成長し、地域の担い手になることが、世代を超えた交流の活性化を生み出すことにつながっていきます。しかし、現在は参加の機会や情報を得る機会が少なく、地域に関心を示さない若者や社会から孤立して悩んでいる若者も少なくありません。
- ・中高生世代が、同世代だけでなく多様な地域住民と主体的に関わりを持ちながら、自主的に活動できる場所、地域の担い手となる若者の育成が求められています。

目標

- ・若者が地域や社会とつながることができる場や機会が充実している。
- ・若者の持つ構想力や行動力、活動力が活性化し、それが地域活動団体、NPO等の協力・連携により地域の活性化にもつながっている。

施策展開

社会教育施設や学校跡地、公共施設を活用した新たな若者の活動支援施設の整備・運営

新たな若者の活動支援施設の運営及び整備を推進し、若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画意識を醸成する。

青少年交流センターの運営

様々なものづくり体験事業、若者支援に関わる指導スタッフの育成等、今後展開する青少年交流センターの事業運営を通して、青少年の自立と成長を促すとともに、青少年自らの主体的な活動の機会を拡充します。

(仮称)希望丘青少年交流センターの整備

中学校の跡地を活用して、青少年交流センターの整備を進めます。

施設の整備にあたっては、当事者である高校生・大学生の意見を構想や設計に反映させる仕組みを整え取り組みます。

既存公共施設の活用検討

図書館や庁舎等、既存公共施設の一部を活用した、地域に身近な若者の居場所、活動場所の創出について検討を進めます。

児童館の中高生世代の活動支援機能の拡充

中高生世代が地域で過ごせる場や機会を拡充し、中高生が主体となった活動の活性化を図ります。

中高生世代が主体となっていく活動の支援

中高生世代が自ら参加・参画して行う活動の支援を進めます。

中高生世代の居場所の確保

中高生世代がゆったりと過ごし、仲間と語りあえる場や機会の確保に努めます。

地域の担い手づくりに向けた地域活動団体との連携

地域の担い手づくりに向けた様々な取組みを行うことを通じて、同世代だけでなく多様な地域住民と若者が主体的に関わりをもちながら連携し、地域の活性化を目指します。

自らの主体的な活動から、地域社会の担い手への成長の支援

児童館を中心に地区の大人たちと若者たちとをつなぎ、ともに地域の中で活動を行うことを通じて、子どもたちが地域社会の担い手へ成長するための支援を進めます。

児童館と青少年交流センターの連携

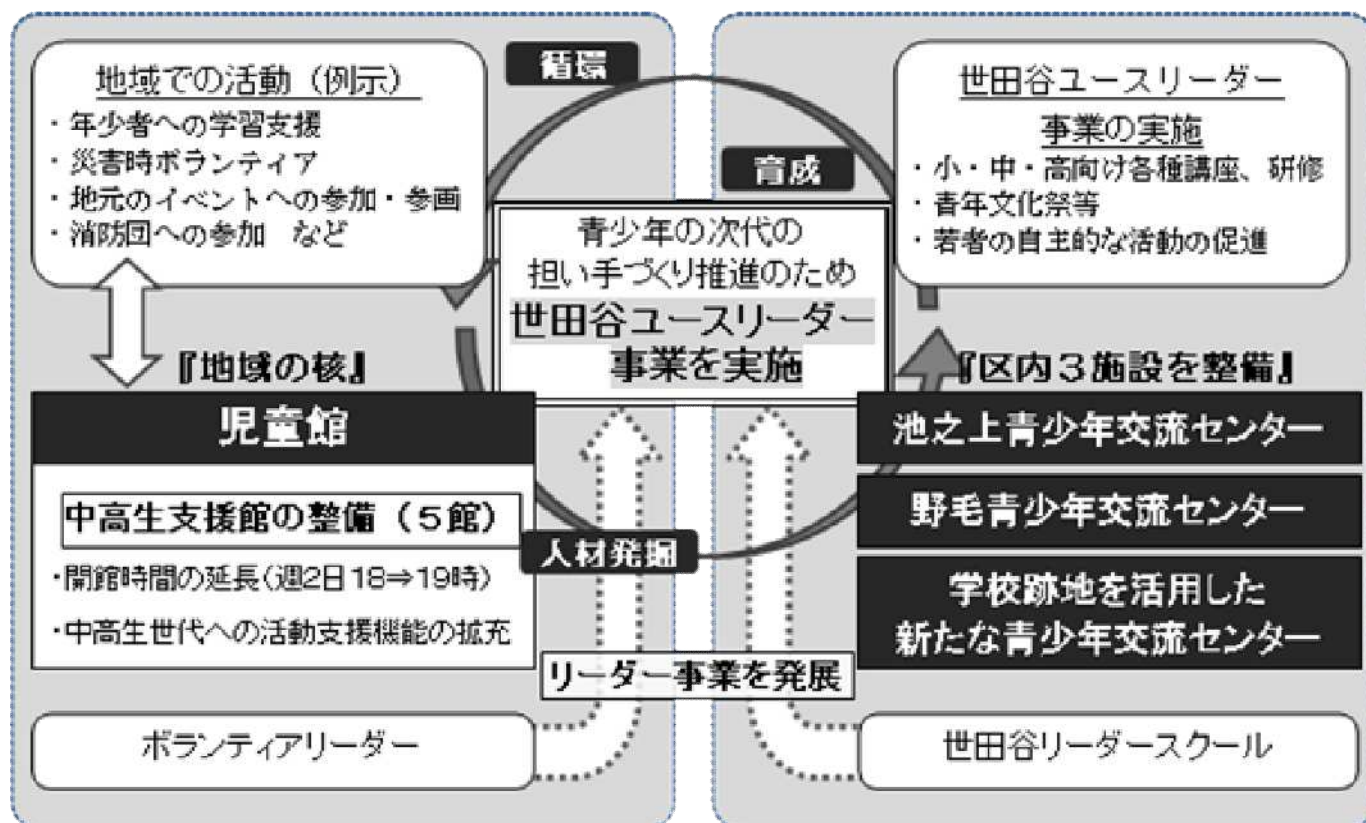
児童館と青少年交流センターで活動する子ども同士の交流の機会を創出します。

若者にかかわる大人の活動の推進

若者の主体的な活動を、地域の大人が支える地域づくりを進めます。

自己形成・自己実現のための場や機会の支援

体験プログラムや講座の実施を通し、子どもの自己形成・自己実現のための場や機会を支援します。



(2) 生きづらさを抱えた若者の支援

現状と課題

- ・長い間の孤立した生活から社会性やコミュニケーション力などの問題が生じて、生きづらさを抱えたまま自立ができない若者や、親の収入に依存した生活を送る若者の状況は社会的損失でもあり、将来の社会的支援の増大につながることも危惧されます。
- ・特に発達障害の若者やその傾向がある若者については、小・中学生のころからのいじめや不登校・ひきこもり、精神疾患等の二次障害により、社会に居場所のないケースが見られることから、家庭・学校・地域の連携した予防的支援やセーフティネットの構築が必要になっています。
- ・就労意欲があるにもかかわらず就労に結びつかない、また、自らの適性にマッチした仕事に就くことができない若者が増えています。学校や社会での居場所を見つけられないひきこもり、ニートといわれる継続した就労が困難な若者の支援の必要性が高まっています。

目標

- ・安心して利用でき、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻せるような「居場所」がある。
- ・相談支援機能が強化され、就労、福祉、医療等の関係機関と連携し、重層的に支援が行える仕組みが構築されている。
- ・若者に対して、将来の職業イメージの醸成、進路を自ら定め、能力を生かせるよう支援するとともに、就職活動の実践能力を高め、就労に結びつける仕組みが機能している。

施策展開

世田谷若者総合支援センターの運営

ひきこもり等の生きづらさを抱えた中高生世代から30歳代までの若者およびその家族を対象とした相談支援とともに、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻すきっかけとなる「居場所」の整備、就労、福祉、医療等の関係機関と連携した重層的な支援を行う機関を整備することにより、若者の社会的自立に向けた支援を行います。

メルクマールせたがやと若者サポートステーションの円滑な連携

世田谷若者総合支援センターを構成する両機関が円滑に連携するための仕組みを構築し、様々な仕事体験ができる支援プログラムの充実をはじめ、就労までを見据えた若者の自立に向けた継続的な支援を展開します。

若者の福祉的就労支援に向けた仕組みの検討

若者の就労支援の充実に向け、就労意欲喚起を図ることを目的とした福祉的就労支援の仕組みの構築に向け、検討を進めます。

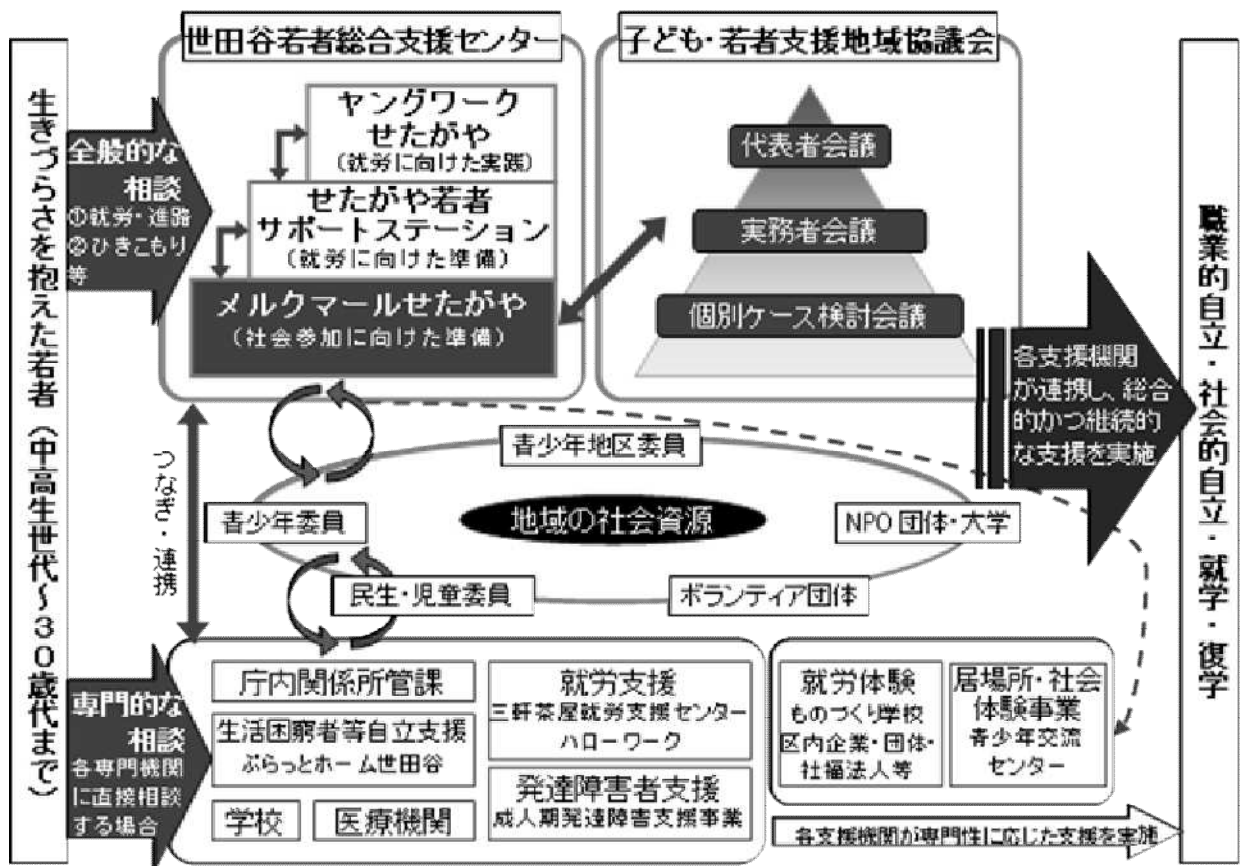
若者支援地域協議会の設置

相談機関、就労、福祉、医療、学校等の関係機関が連携し、重層的な支援が行える仕組みづくりに向けた協議会を設置します。

若者総合支援センターとその他の若者関連の相談機能との連携

若者総合支援センターと青少年交流センター、児童館等、その他の若者にかかる相談を受ける機関をはじめ、複合的な課題を抱える家庭の相談窓口となるあんしんすこやかセンターなど、各種関係機関との連携を強化し、生きづらさを抱えた若者やその保護者に寄り添った継続的・重層的な支援を展開します。

また、生きづらさを抱えた若者像を明確にし、障害がある子ども・若者はもちろん、特に診断等は受けていないが障害が疑われる子ども・若者の支援等、ひきこもり支援のみならず、現場から多様なケースを吸い上げ、様々なニーズを整理し、支援に谷間をつくらぬような支援の仕組み構築に向け、検討を進めます。



子どもの居場所の拠点整備

小中学生の頃からの社会への不適応が原因で、ひきこもり、精神疾患等の障害を抱える若者が安心して利用でき、対人関係や社会生活に体する自信を取り戻せるような「居場所」の整備を行います。また、居場所を通じた家庭、学校地域との多世代交流を行うことにより、若者の社会的自立に向けた支援を行います。

悩みや困難を抱えた子ども・若者支援者・支援機関への支援

悩みや困難を抱えた子どもや生きづらさを抱えた若者の支援を行う人や機関同士のネットワークづくりの支援を進めます。

身近な居場所整備運営者への支援

身近な居場所整備運営を行う地域活動を支援します。

(3) 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

現状と課題

- ・世田谷の持つ魅力ある文化・伝統を継承・発展させていくためには、若者たちの感性、協力が不可欠であり、そうした若者を支援していくことも重要です。
- ・区の若者支援の施策とあわせ、若者自身の主体的な活動を区民が見守り、支援する取り組みが必要です。
- ・若者が地域活動団体と連携し、例えば、その地域の文化創造の拠点をつくりあげる、文化を継承する取り組みを行うといったことは、若者の地域活動や多世代交流をより活発化し、そのことが地域の活性化につながることにまいります。

目標

- ・世田谷の持つ文化の発展、イメージ向上に向けた若者の主体的な取り組みを支援する仕組みが構築されている
- ・若者支援に取り組んでいる区民、地域活動団体を支援する仕組みが構築されている

施策展開

若者、区民、地域活動団体等が取り組む主体的な活動への支援

若者支援に取り組んでいる若者、区民、地域活動団体を支援する仕組みを構築することにより、若者の地域活動や多世代交流をより活発化し、地域の活性化につなげることを目指します。

地域活性化につながる若者の主体的な取り組みへの支援

地域で身近な居場所運営等、若者、区民、地域活動団体等が取り組む主体的な活動への支援を、基金の活用や若者のアイデアの実現を支える方々への協力依頼等を通じ行います。

身近な居場所整備運営者への支援（再掲）

身近な居場所整備運営を行う地域活動を支援します。

区内大学との相互協力による新たな施策の展開

区内大学と区が相互協力し、精神面の不安等で大学に通えない学生に対して、区の相談・就労支援機関等で支援を図る一方、区が実施する青少年の居場所事業の運営について、大学が支援協力を図る仕組みを構築していきます。

若者の情報等発信の活性化への支援

若者にとって日常の身近なツールとして活用されているインターネット、冊子・チラシ等の紙媒体等、様々なツールを活用し、若者の求める情報、発信したい情報の伝達、活動成果を「表現」する機会を活性化する取組みについて検討を進めます。

(4) 子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携

現状と課題

- ・区ではこれまで、「健康せたがやプラン」では、思春期のこころの健康づくり、自殺予防、自殺未遂者支援事業、「産業ビジョン」では、若者の就労支援、「せたがやノーマライゼーションプラン」では、成人期の発達障害者支援事業（UNI）等、各計画に基づき必要な若者支援施策に取り組んできました。今後は、これまでの施策、新たに取組み施策同士の連携を強化し、包括的に若者の自立を支援する仕組みが必要です。

目標

- ・区の展開する若者支援施策の取組みについて、全容が把握できる仕組みが整っている。
- ・若者支援施策に取り組む各分野、部門同士の連携が円滑に行われる仕組みが整備されている。

施策展開

「世田谷若者総合支援センター」の開設に伴う、他部門で行われる「若者支援施策」との円滑な連携手法の整理と、「若者支援ネットワーク」の構築

若者支援施策に取り組む各分野、部門同士の連携を円滑に行い、区の展開する若者支援施策の取組みの全容が把握できる仕組みを整備し、包括的に若者の自立を支援します。

若者支援ネットワークの構築

若者支援に取り組む各機関等との連携、区の取組みの全容が把握できる仕組みを構築します。

第7章 実現の方策

本計画の実現にあたっては、個別事業の進捗とともに、計画全体についての進捗も公開し、区民や学識経験者等が参加する会議で評価・検証を行うこととします。

若者施策の取組みについては、実施状況等を世田谷区子ども・青少年協議会に報告し、評価・検証を行うこととします。また、子ども計画の実施状況等の調査審議を行う機関として、新たに条例で設置した子ども・子育て会議で進捗管理や評価・検証を行うこととします。

1 指標

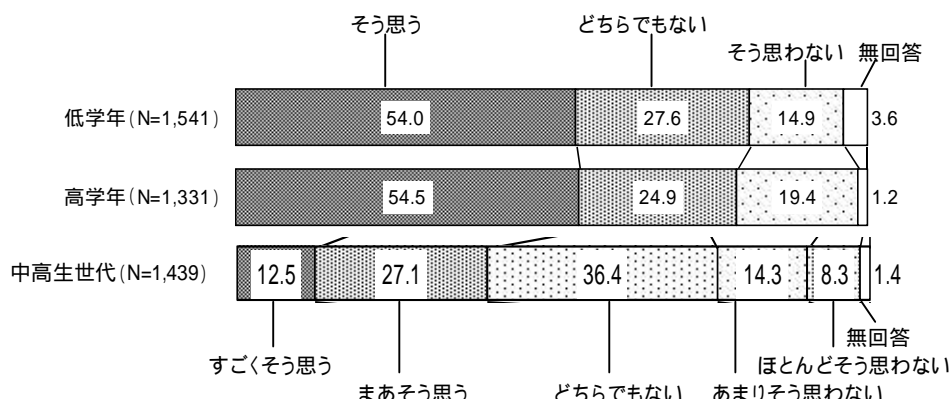
計画全体の進捗を評価・検証を行うための指標を、子どもの視点と保護者の視点双方から設定します。評価・検証は、5年ごとに実施する調査に毎回同一の設問を設け、結果を比較することにより行う。

『世田谷区子ども・子育て支援事業計画』ニーズ調査
 「世田谷区小学生対象アンケート」
 「世田谷区中高生世代アンケート」

(1) 子どもの指標

自分のことが好きだと思う子どもの割合

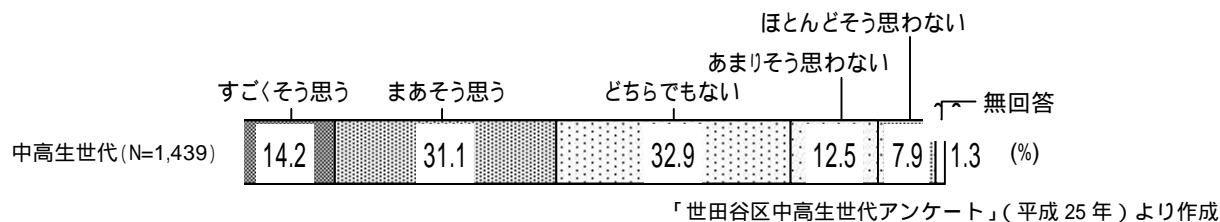
私は自分自身のことが好きだと思う子どもの割合（小学校低学年、高学年、中高生世代）



「世田谷区小学生対象アンケート」(平成25年)
 「世田谷区中高生世代アンケート」(平成25年)より作成

住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合

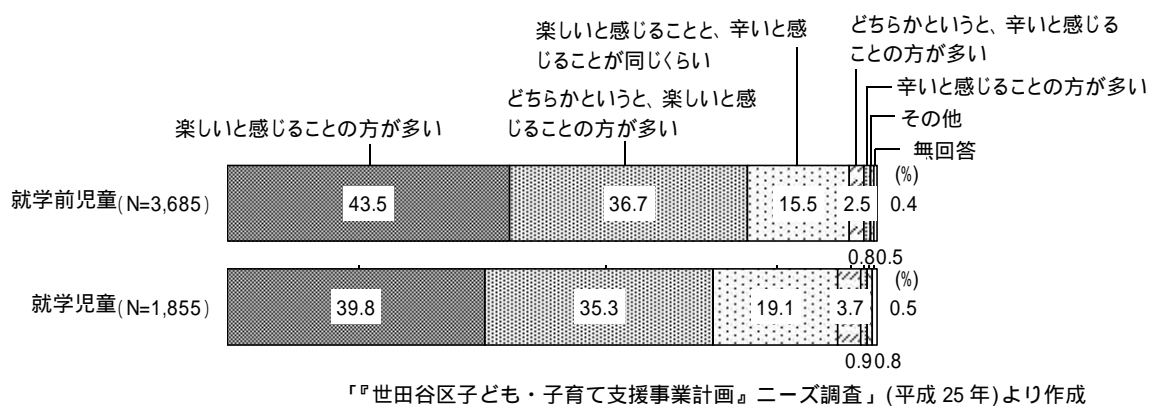
自分が住む地域のために力を役立てたいと思う割合（中高生世代）



(2) 保護者の指標

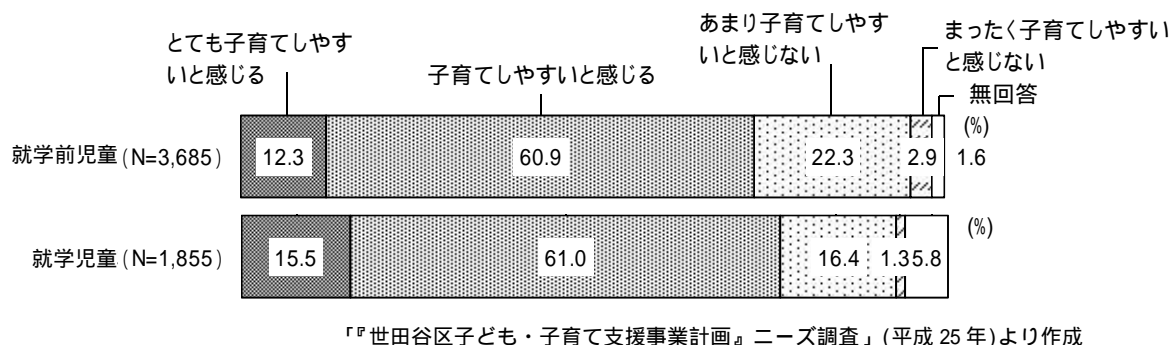
子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合

子育てについて楽しいと感じる程度



子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合

世田谷区を子育てしやすいまちと感じる程度



2 推進体制

評価・検証・推進における組織

(1) 子ども計画の評価・検証・推進

子ども計画の評価・検証・推進にあたっては、次の機関で審議を行います。

世田谷区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、区の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、学識経験者、保育・幼児教育・子育て支援事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

世田谷区子ども・青少年協議会

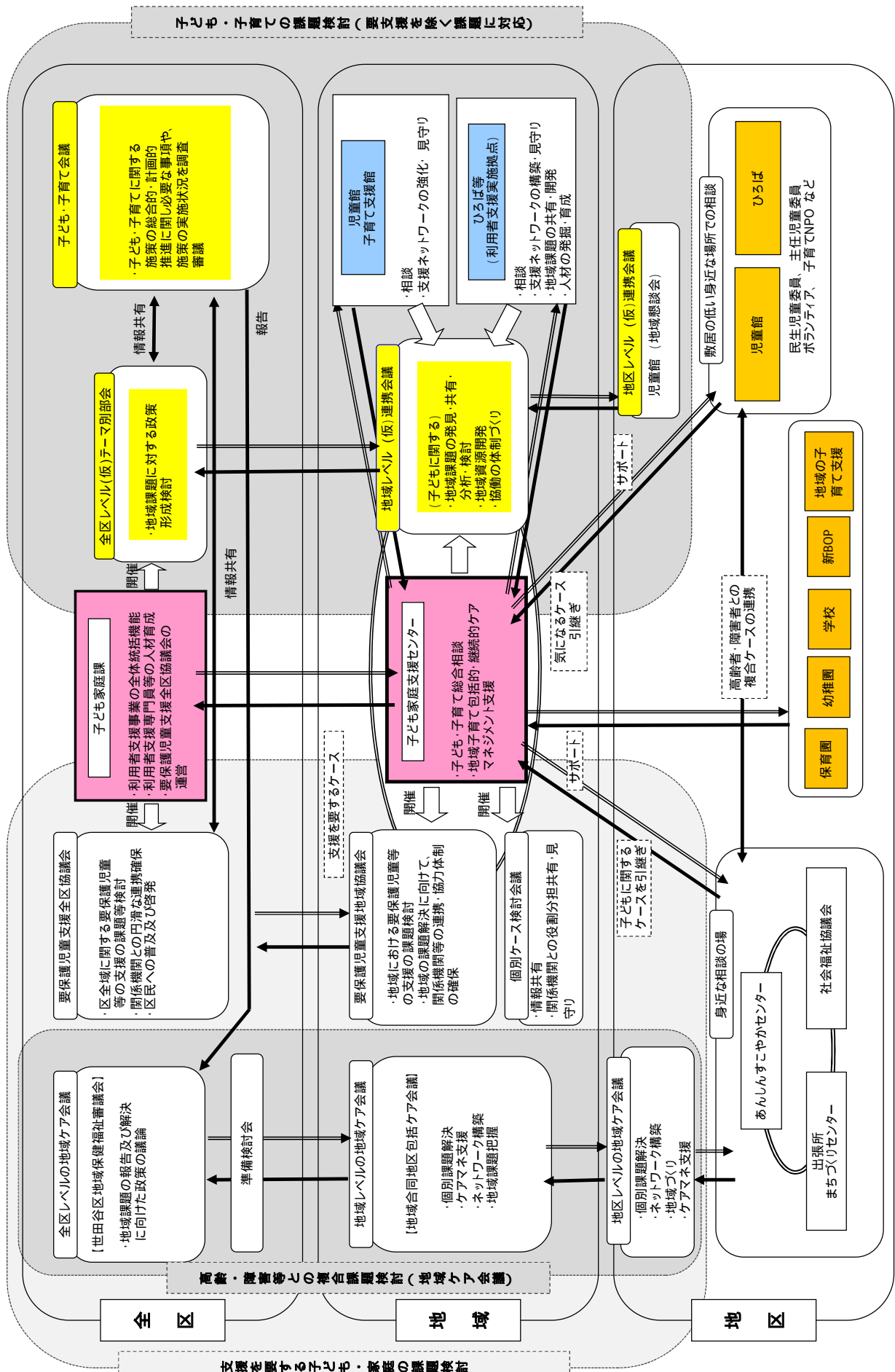
地方青少年問題協議会法に基づき、青少年に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること等を目的として設置された区長の附属機関で、区議会議員、学識経験者、青少年関連事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

世田谷区子ども・青少年協議会には、小委員会の関連機関として中高生を中心とする会議体「ユースミーティング世田谷」が設置され、区の施策に対する提言等が行われています。

(2) 地域福祉の複合的な課題の検討体制

区では、地域包括ケアシステムの対象を高齢者だけでなく、子育て家庭や障害者(児)に拡大していくとともに、地域福祉の複合的な課題に対しては、地区、地域、全区の3層構造の地域ケア会議を設定し、課題の整理・分析・検討を地区・地域から積み重ねることにより政策形成に結び付けていきます。

地域包括ケアの地区展開 体系図(子ども)



第8章 資料

1 計画策定にあたっての検討状況

(1) 世田谷区地域保健福祉審議会子ども・子育て部会による検討

子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、学識経験者、区民等にご意見を伺うため、世田谷区地域保健福祉審議会の専門部会として「子ども・子育て部会」を設置し、「子ども・子育て支援事業計画」及び同計画を内包する「子ども計画（第2期）」について検討いただきました。

回	開催日	主な議題
第1回	平成25年 7月18日	・部会の運営について ・子ども・子育て支援新制度・事業計画について ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
第2回	11月18日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・子ども・子育て支援事業計画の記載事項等について
第3回	平成26年 2月7日	・子ども・子育て支援事業計画需要量見込みの算出結果について ・子ども・子育て支援法に基づき区が条例で定める基準について
第4回	4月10日	・子ども・子育て支援事業計画需要量見込みについて（補正） ・子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が条例で定める基準について
第5回	6月27日	・子ども計画（第2期）中間まとめについて ・子ども・子育て支援事業計画案について ・子ども・子育て支援新制度の実施に向けて区が定める条例について
第6回	7月30日	・子ども計画（第2期）素案について ・子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例（素案）について
第7回	10月29日	・子ども計画（第2期）答申（案）について ・新制度の給付施設・事業にかかる保育料（案）について ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用調整について
第8回	12月25日	・子ども計画（第2期）案について ・子ども・子育て応援都市宣言について ・給付対象施設の確認行為に伴う利用定員の設定について

(2) 世田谷区子ども計画研究会による検討

児童福祉分野等の学識経験者や子ども・子育て施策に関わる専門家の知見を子ども計画の策定に反映させるため、世田谷区子ども計画研究会を設置し、子ども計画（第2期）について検討いただきました。

回	開催日	主な議題
第1回	平成25年 5月31日	・現行子ども計画、区の子ども施策、区の現況について ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票について
第2回	6月20日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票について
第3回	9月19日	・子ども計画アンケート調査について (保育サービス利用者調査、ひとり親家庭調査、中高生対象調査)
第4回	10月11日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・子ども・子育て支援事業計画の記載事項等について ・子ども計画策定にむけた議論について
第5回	平成26年 1月22日	・子ども・子育て支援新制度に向けて区が定める条例の概要について ・子ども・子育て支援事業計画需要量見込み算定結果について ・子ども計画アンケート調査結果について
第6回	3月19日	・子ども計画策定に向けた議論について ・子ども・子育て支援新制度実施に向けて区が条例で定める基準について
第7回	5月21日	・子ども計画策定に向けた議論(骨子、基本的な考え方、計画体系) ・放課後児童クラブについて
第8回	6月19日	・子ども計画策定に向けた議論(基本目標等、中間まとめに向けた議論) ・子ども・子育て支援事業計画案について
第9回	7月23日	・子ども計画(第2期)素案について ・子ども・子育て支援新制度に関する基準等を定める条例(素案)について
第10回	9月4日	・子ども計画(第2期)案の策定に向けた議論について ・子ども計画シンポジウムについて
第11回	10月24日	・子ども計画(第2期)答申(案)について
第12回	12月12日	・子ども計画(第2期)案について ・子ども・子育て応援都市宣言について

(3) 世田谷区子ども・青少年協議会による検討

平成 23 - 24 年度世田谷区子ども・青少年問題協議会では、「世田谷区子ども計画後期計画の評価・検証及び課題整理」をテーマに議論を重ね、平成 25 年 4 月、「次期子ども計画で取り組むべき施策について」として報告がまとめられました。（「第 1 章 3 子ども計画後期計画の評価」参照）

平成 25 - 26 年度世田谷区子ども・青少年協議会では、「若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくり」をテーマに議論を重ね、平成 27 年 3 月を目処に報告をまとめる予定となっており、検討内容について、主に「第 6 章今後の若者施策の取組み」の中で反映しています。

期	会議名称	内容	開催回数
平成 23 - 24 年度	子ども・青少年問題協議会	次期子ども計画で取り組むべき施策について	6 回
	同小委員会		16 回
平成 25 - 26 年度	子ども・青少年協議会	若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくりについて	5 回
	同小委員会		8 回

開催回数については、平成 26 年 12 月末時点の回数

(4) 区民・事業者・子育て支援者との意見交換

区民版子ども・子育て会議での意見交換

子ども計画の策定にあたり、子育て活動の支援団体が中心となって地域で子育て支援を行っている区民や活動団体、子育て中の区民に呼びかけて開催しているものです。毎回テーマを設定し、ワークショップ形式での意見交換を行い、いただいた意見を子ども計画策定の参考としました。

回	開催日	主な議題
第 1 回	平成 26 年 4 月 3 日	子育て支援の新しいかたち～行政にできること、NPO・地域にできること～
第 2 回	6 月 13 日	子育て支援の新しいかたち～行政にできること、NPO・地域にできること～
第 3 回	8 月 8 日	身近な場所で親子の支援をしていく仕組みづくり
第 4 回	8 月 25 日	子どもの生きる力の育み～外遊びについて語ろう！
第 5 回	9 月 25 日	子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上～世田谷の“保育”を考えよう！
第 6 回	10 月 30 日	切れ目のない支援～若者編～
第 7 回	12 月 10 日	みんなで作ってみよう！～世田谷の子ども・子育て資源マップづくり

パブリックコメント等区民からのご意見・ご提案

「世田谷区子ども計画(第2期)(素案)」について、区のおしらせや区ホームページを通じてのパブリックコメントを実施しました。また、パブリックコメント実施期間にあわせて、子ども計画シンポジウムや事業者・子育て支援者・子育て支援団体への意見交換や素案送付などを実施し、さまざまなご意見・ご提案をいただきました。

パブリックコメントについては、平成26年9月22日から10月14日までの期間で実施し、149人の方より252件のご意見・ご提案をいただきました。

・一般

実施日	内容
平成26年9月22日	区のおしらせ特集号
9月22日～10月14日	区ホームページ
10月4日	子ども計画シンポジウム

・事業者・子育て支援者・子育て活動団体

実施日	機関名等	手法
9月7日	つなぐプロジェクト参加団体	つなぐプロジェクト
9月9日	母子生活支援施設長	母子生活支援施設情報交換会
9月12日	保育ママ、保育室、認証保育所	郵送
9月16日	私立認可保育園長	郵送
9月16日	民生委員児童委員会長協議会各地区会長	民生委員児童委員会長協議会
9月16日	主任児童委員	郵送
9月19日	私立幼稚園協会 私立幼稚園長	私立幼稚園協会理事会 郵送
9月19日	青少年地区委員会委員・青少年補導連絡会委員	郵送
10月22日	青少年地区委員会会長 青少年補導連絡会会長	青少年地区委員会・ 青少年補導連絡会合同会長会

・行政機関

実施日	機関名等	手法
9月4日	児童館長	児童館長会
9月8日	新BOP	郵送
9月12日	区立幼稚園長	区立幼稚園長・副園長合同会議
9月16日	区立認可保育園長	区立認可保育園長会
9月17日	区立小学校・中学校長	郵送

(5) アンケート調査

世田谷区子ども計画(第2期)の策定にあたり、平成25年8月から12月までの間に、「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査をはじめ、あわせて5つのアンケート調査を実施しています。調査の概要は下表のとおりです。

	調査対象	調査方法	実施時期	有効回答率
「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査	世田谷区に居住する0～9歳の児童の保護者各年齢1,000人ずつ 計10,000人	郵送配布 郵送回収	平成25年 8月12日～ 9月2日	就学前 61.4% 就学児 46.4%
保育サービス利用者アンケート	保育サービス利用者 3,130人 保育ママ、家庭的保育事業は利用者全員。その他の保育施設は年齢別施設別無作為抽出	施設から対象者へ直接手渡し、郵送回収	平成25年 11月14日～ 12月2日	65.9%
ひとり親家庭アンケート	4,699人 (児童育成手当受給世帯のうち、申請理由が、離婚、死亡、生死不明、遺棄、未婚、保護命令である世帯を抽出)	郵送配布、郵送回収	平成25年 11月7日～ 11月25日	38.1%
小学生対象アンケート	2,933人 (区立小学校の児童、1学年約500人。低学年5校、高学年5校計10校で実施。)	学校を通じて配布・回収	平成25年 11月25日～ 12月13日	97.9%
中高生世代対象アンケート	6,000人 (12～17歳の子ども各年齢1,000人を無作為抽出)	郵送配布、郵送回収	平成25年 11月7日～ 11月25日	24.0%

2 用語解説

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

アウトリーチ

保健・医療・福祉施設等の拠点におけるサービスでは、利用するのに困難で潜在的な支援ニーズがある人に対して、状況に応じて専門スタッフが訪問して施設内と同等の必要なサービスを提供するしくみ。

アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

あんしんすこやかセンター

世田谷区における地域包括支援センターの名称。

生きづらさを抱えた若者

学校生活や就労時の体験、対人関係でのつまずきなどを起因として、社会生活や他者との関わりがうまくいかず、目指す生き方に向かって進めない、または、目指す方向がわからないために悩んでいる若者。

インクルーシブ教育システム

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもを受け入れ、ともに育ち学びあう教育。

エンゼルプラン

少子化対策推進のため、国が1994年に策定した10年間のプラン。「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」

おでかけひろば

子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由につどい、親同士の交流や子育て相談ができる場。

合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活を送る上で状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。

子育てステーション

利便性の高い駅前に設置する「あそび」「そうだん」「あずかり」「ほいく」の4つの機能を集中させた多機能型の子育て支援拠点施設。

子育てひろば

子育て世帯の育児のストレスや不安感の軽減を目的とし、親子が自由につどい、親同士の交流や子育て相談ができる場。児童館で実施している。

子ども家庭支援センター

地域における子どもと家庭の福祉向上を図るため、関係機関と連携しながら相談業務、子ども在宅サービスの提供、養育困難家庭・児童虐待対応、地域活動支援等の事業を実施する。

子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため定められた以下の3つのこと。「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関連法律の整備等に関する法律」

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とし、平成27年4月に本格実施される制度。

子どもの権利

日本国憲法第 11 条の基本的人権の保障などを踏まえ、実定法としては児童福祉法で国民の責務と児童福祉の理念等が明記されている。

また、平成元年には、国連で「児童の権利に関する条約」が採択され、安心して生きる権利、自分らしく守られる権利、豊かで健やかに育つ権利、意見を表明し参加する権利などを守るよう定められた。わが国は平成 6 年に条約を批准した。

支援が必要な子ども

障害や生活困窮、被虐待など様々な要因により、支援を要する状況にある子ども。

就労

本計画において、就労には就業の意も含むものとする。

新 B O P 学童クラブ

保護者が働いていたり病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供する事業。配慮が必要な子どもは、安全確保及び対応が可能な範囲で 6 年生まで受け入れる。

新 B O P 事業

区立小学校施設を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童の健全育成を図る B O P 事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業。

スマイルブック

発達が心配な子を持つ保護者が、子どもの特徴・関わり方・支援方法などを記載する冊子。

ソーシャルワーク

生活していく上での問題を、社会資源を用いて解決したり緩和したりすることで質の高い生活を支援する社会福祉援助技術のひとつ。

地域運営学校

保護者や地域の方が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み。平成 25 年度には区立全小・中学校を地域運営学校に指定。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

配慮が必要な子ども

心身の成長・発達等に起因する問題により、生活をしていく上で何らかの合理的配慮を要する状態にある子ども。

ほっとスクール

心理的理由で登校できないでいる児童・生徒のための「心の居場所」として、自主性を養い、社会性を育みながら学校復帰に向けて気持ちを整えていくための支援を行う施設。

メンタルフレンド

学校生活への不適応により家に閉じこもるあるいは閉じこもりがちな児童・生徒の家庭に派遣され、兄や姉のように接し、自主性の伸長や社会性の発達を促す役割をする、主に心理学を選考する大学生あるいは大学生（登録制）。

養育困難家庭

日常生活における児童の養育に支障が生じている家庭。

要保護児童

保護者に監護されることが不適切であると認められる児童。保護者のない児童。

リカレント学習連携講座

区内大学と連携し、区民向けに行われている各種の公開講座。

レスパイト

乳幼児や、障害児（者）、高齢者などをケアしている家族などが、一時的にケアから開放され、休息をとれるようにする支援。

子ども・若者部子ども育成推進課

世田谷区子ども計画（第2期）素案に対する区民意見と区の考え方について（案）

意見募集期間 平成26年9月22日（月）～10月14日（火）

意見提出人数 149人（ハガキ106、封書1、ファクシミリ3、ホームページ11、持参3、シンポジウムにおける計画素案に対する意見25）

合計意見数 252件

1 計画・施策全体に関すること 19件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	子ども主体、子どもがいきいきわくわくそだつまち等計画の方向性に賛同する。今後の取組みに期待する。	4	ご賛同いただき、ありがとうございます。「子どもがいきいきわくわく育つまち」は、本計画が最終的に目指すべき姿であり、その実現に向けては、子どもや保護者はもちろん、事業者や子育て支援者、区民の皆様の理解・協力が欠かせません。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。
2	内容は良いと思うので、広く区民に周知してほしい。	3	「子どもがいきいきわくわく育つまち」は、本計画が最終的に目指すべき姿であり、その実現に向けては、子どもや保護者はもちろん、事業者や子育て支援者、区民の皆様の理解・協力が欠かせません。広く区民の皆様に周知を図り、地域で子どもを見守り支える環境づくりに努めてまいります。
3	計画の理念を損なうことなく、着実に実施してほしい。評価・検証ができる体制を整え、また、実効性のある計画としてほしい。	7	本計画の推進にあたっては、数値目標をはじめとする施策・事業の実施状況の把握等、適切な進捗管理を行います。また、「世田谷区子ども・子育て会議」や「世田谷区子ども・青少年協議会」等の学識経験者や事業者、区民等で構成する機関で、評価・検証・推進について審議を行い、計画の着実な推進を図ってまいります。
4	財政面の記載がないが、減収の可能性もあるなか、実現可能な計画となっているのか。	2	子ども・子育て支援法により策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」については、5年間の期間の中で計画的に整備を進めるものです。また、その他計画全般にかかる各施策展開についても、計画案に掲げる重点政策や世田谷区実施計画に掲げる施策などを踏まえつつ、今後10年間で、計画的かつ着実に推進できるように努めてまいります。
5	将来の子育て環境を見据えたプライオリティ(重要優先度)の設定が必要ではないか。	1	

6	「切れ目ない支援」について、「妊娠期から」という記述に加え、「18歳まで」という文言が入ると良い。	1	計画案では、子ども施策と密接に関わる若者施策を見据えた検討を行っており、今後の若者施策についてもお示ししております。子どもから若者まで切れ目なく支えていくため、18歳以降の施策も含めた体制を整えることとしています。
7	世田谷の保育は子どもの育ちをしっかりと考え保育してきたので、計画作成にあたり、保育園長OGは重要な役割を果たせると思う。	1	計画案の策定にあたっては、「世田谷区子ども・子育て部会」において議論を重ねてまいりました。会議体には、保育園長をはじめ、各種保育施設の代表が委員として参加し、現場で実際に子どもと関わる方々のご意見をいただきながら策定を進めています。

2 子育て家庭への支援 24件

	意見の概要	件数	意見に対する区の考え方(案)
1	「三つ子の魂百まで」世田谷子育てを目指し、3歳までは親の手でじっくり子育てを楽しみ、しつけることが、心身共に成長し豊かな人間性を持つ子どもの育ちにつながる。3歳まで親元で育てられた「基礎」のしっかりした子どもを育てていくよう世田谷区が発信すべき。	1	子ども条例第4条では、子どもの養育と成長についての責任等、保護者の努めについて謳っております。一方で、子育てや仕事に対する価値観、ライフスタイル、働き方は多様化しており、保育をはじめとする必要な支援も個々の家庭によって異なります。自身の状況にあった支援につながるができるよう、子育て家庭のニーズに沿った多様な施策を展開してまいります。
2	母親が自分の時間を持つことも大切だが、それは一時の息抜きにしかならない。赤ちゃんや子供とのコミュニケーションを深め、お互いに楽しむことができるとよい。親の子育て力の向上には、おむつなし育児講座が有用で、多くのお母さんに知ってほしい。情報交換や交流の機会、気軽に相談ができる場でもある。0～2歳くらいの子どもを持つ母親の悩みである、夜泣きとトイレトレーニングについて、情報交換や交流できる機会はニーズが高く、対応、検討を求める。	1	現在、区内には様々な子育て支援をされている団体があります。区民及び地域コミュニティが相互に助け合い、区民の子育てや子どもの自立を支援する活動が充実・拡大することで、地域の子育て力がより高まることを目的に、区では、子育て支援活動を行う団体や個人に助成を行っています。いただいたご意見の講座も含め、今後も地域で子育て支援活動を行っている団体への支援を充実し、地域の子育て力の向上を目指してまいります。

3	子育て力に欠ける親が増えており、子育てに必要なノウハウを習得し、子育てに責任と自覚をもつ親となるための支援が必要。	3	いただいたご意見につきましては、今後の子育て支援施策・事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
4	子どもは親をじーっとみている。親は子どもをもっと見てあげてほしい。	1	
5	少々泥を食べたって構わないくらい清潔志向から脱却し、五感はどう育つか、教育や現状報告を子育て世代にして、おらかな子育てへの意識改革をしていくべき。	1	
6	0歳児を持つ親の育児力を高める交流事業BPプログラム赤ちゃんがきた等の全区的実施を。	1	
7	中学生以上になると、自分の人生を自分で進むため、親から自立する準備として、親の言う事を聞かなくなる。子どもは、同じ状況の友達と強がりを行いながら進んでいる。この時、子どもが望んでいる事が、良きアドバイスであり、親は子どもにとって、最も良き、最も強きアドバイザーになるべきで、なれるはずである。	1	子どもの発達段階に応じて、依存と自立の葛藤を抱えている思春期の子どもの発達成長を理解し、親としての関わり方を学ぶことは、家庭教育の大事なテーマのひとつです。親が自信を持って子育てをすることができるよう、家庭教育の支援に取り組めます。
8	公園や児童館で皆と同じ行動ができない子を抱えて一人でしんどそうにしているママによく会う。プレーパークや自主保育ではその子の個性、やりたい事を尊重しており、行き場のないママがここでホッとしている。産前、妊婦学級等でこの場の存在を伝えてほしい。	1	プレーパークや自主保育など、区内には乳幼児が外遊びのできる機会をすすめる活動がたくさんあります。今後は更に乳幼児の外遊びの機会を広げていくことを検討していくとともに、外遊びの活動のPRのひとつとして、母親学級などを利用した産前家庭への周知にも取り組んでまいります。
9	他地域でよくやっているブックスタート(赤ちゃんの定期検診時の絵本プレゼント)を導入してほしい。	2	第2次世田谷区立図書館ビジョン(2015年3月策定予定)の「基本方針1.0歳児からの読書を支える図書館」の中でブックスタート事業を検討しております。

10	在宅で乳幼児を育てている親が、通院や用事の際に、また息抜きなどのために利用できる一時預かりを充実してほしい。	4	多様な生活形態に対応した保育サービス、一時預かり事業の充実は重要であると考えています。計画案では、「親がりフレッシュできる場・機会の充実」、「多様な保育サービスの提供」の一環として、一時預かり事業の拡充について記述しています。
11	区の保育を補完するサービスである世田谷区社会福祉協議会のふれあい子育て支援は、利用時間が7時～21時。6時から利用できるサービスの拡充を求める。	1	いただいたご意見につきましては、今後一時預かり事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
12	地域の人と顔見知りになれ、知らない人に預けるといふ不安もないふれあい子育て支援事業はよい事業だと思う。類似のファミリー・サポート・センター事業を実施すれば、国からの補助金も入り、援助者の研修などを通じて質も向上するので、是非、実施してほしい。	1	いただいたふれあい子育て事業に関するご意見につきましては、世田谷区社会福祉協議会に情報提供させていただくとともに、区といたしましても、子ども計画策定時に行った区民アンケート結果などを踏まえ、各種の子ども子育て支援施策の充実・強化を図る中で、ファミリー・サポート・センター事業についても検討してまいります。
13	産後、リフレッシュのため、ヨガなどに参加したが、どこも自己紹介から始まり、知り合いを作らなければいけない感じがして苦痛で、参加しなくなった。そういう人ばかりではないと認識すべき。	1	貴重なご意見ありがとうございます。イベントに参加される方々が様々な思いをもって参加されていることを受け止め、今後の事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
14	子育ては社会が受け皿になり、乳幼児を持った親が育児から解放される機会が必要。1週間又は1か月に1日、子どもを無料で保育園に預けることを義務化するなど、親ではない別の人が見る機会も必要で、これは虐待の早期発見にもつながると思う。	1	ご指摘のとおり、虐待の予防・早期発見の観点からも、子育て中の親が育児から解放される機会は必要であると考えております。計画案では、親がりフレッシュできる場・機会の充実を掲げ、一時預かりの拡充などを進めることにより育児不安を解消し、子育て期を楽しめる環境づくりを進めることとしています。
15	妊婦期からのマタニティピクス無料レッスン等、妊婦時代から定期的に交流する場を作っておくと良いスタートをきれると思う。	1	定期的な集いではありませんが、各総合支所において、母親学級・両親学級を開催し、地域の中での交流を促すプログラムを実施し、集いのきっかけ作りを行っています。また、地区会館や児童館でも妊娠期からのボディケアなどの場を提供しております。今後の開催について周知を徹底してまいります。

16	ヨガ、ピラティス、ベビーマッサージなどを企画してほしい。また、区にあるそれらの情報をマップに分かりやすくまとめてほしい。(親子で参加できるのか、いくらか等)	1	ご要望の内容の講座は、きっかけづくりのため、各所管で開催されています。継続的实施については、民間のサークル等への参加をご案内しております。イベントや講座のご案内については、ホームページやアプリを活用してご参照いただけるよう情報をまとめてまいります。
17	妊娠期からの支援について、母親学級の土曜実施の充実及び布おむつについて沐浴指導のように教えてほしい。	1	休日実施の両親学級は、事前申し込み制で今年度は回数を増やし、希望者にはほぼご参加いただいております。おむつ替えの実習も時間をとって実施しており、徐々に充実させてまいります。
18	産後の赤ちゃん訪問について、里帰り出産した自治体では望むだけ訪問してくれて、おかげで一番つらい産後1～3ヶ月を乗り切れた。区の赤ちゃん訪問は1回限りで、時間も短く保健師がせかせかしている感じがした。産後1～3ヶ月が心身共に大変な期間なのでその時期にポイントを置いて母子を手厚くサポートすべき。	1	乳児期家庭訪問事業は、産後のデリケートな時期からの支援の要と考え、すべてのご家庭に伺えるよう体制を整備しているところです。初回の訪問は委託指導員であることが多く、1回限りとの説明があったものと思われませんが、必要に応じて地区担当保健師に引継ぎ、継続した支援を行うことができるようにしております。 実体験として、よい印象をいただけなかったことを真摯に受け止め、よりよい支援につなげられるよう努めてまいります。

3 保育・幼児教育の充実 64件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	待機児童の解消に向け、保育所の整備を進めてほしい。	8	近年、子育て世代の就労の状況や就労形態の変化に加え、転入等により区における乳幼児数が増えていることなどから、保育サービス施設利用希望者が非常に多くなっております。 平成26年4月の認可保育園の入園申込者数は5,363人で、待機児童は昨年の884人から1,109人と増加し、2年連続で過去最多を記録してしまい、多くの区民の皆様にご迷惑をおかけしており、誠に申し訳なく思っております。 子ども施策の中でも、保育の基盤を整備し、待機児童を解消することは重要な課題のひとつであり、全庁を挙げて、その解決に取り組んでおります。 区では、人口推計などから算出した需要量見込みに基づき、平成26年4月時点で約13500人の保育定員を、平成31年までに、約2万人まで確保することを目標としております。 今後も、認可保育所の増設を基本にしながら、小規模保育事業などのあらゆる手法を駆使し、保育待機児解消に向けて全力で取り組んでまいります。

2	平成31年度までの数値目標を掲げているが、保育所整備のスピードをあげ、早急に待機児童の解消を図るべき。	3	<p>区は、平成31年までに、約2万人の保育定員を確保することを目標とし、平成27年度に約1,400人分の定員拡充の計画を掲げております。</p> <p>目標の実現には、財源や用地の確保などが重要であり、全庁を挙げて、取り組んでおります。</p> <p>整備にあたりましては、区民の方のニーズの高い認可保育園の新設を中心に、保育の質の確保を図りながら、整備を推進しております。</p> <p>今後も、国有地・都有地・区有地などの公有地や、民有地の活用を促進した用地確保に取り組みますが、保育の質の確保を基本とし、保育が必要なお子さんを一人でも多く、また、1日でも早くお預かりできるよう、保育施設整備に全力で取り組んでまいります。</p>
3	待機児童問題は急務で保育の質の維持というが、質の高い保育を提供できる企業もいるし、将来あるか分からない倒産のリスクなどを過度に警戒することなく、企業参入を本格的に検討すべき。どこでもいいから今とにかく預けたいと言う人も多いはず。	1	<p>区は、平成25年7月に、認可保育園の整備・運営事業者の参入要件を見直し、株式会社やNPO等も認可保育園を開設できることとしました。</p> <p>区としては、子どもの最善の利益を守る観点から、保育運営主体に関わらず、設置の際に必要な確認・審査を丁寧に行うとともに、運営開始後も、運営面に対する支援を積極的に行い、保育の質の確保と保育待機児童の解消に全力で取り組んでまいります。</p>
4	生む時期を選ぶ事なく、4月入園だけでなく途中入園についても真摯に検討してほしい。いつでも入園できれば、長期に育児休暇取得して、低月齢、低年齢の保育の需要が減るのではないか。	3	<p>入園選考につきましては、4月のみならず毎月行なっているところですが、在園児が卒園するなどの理由により4月入園時の入園可能数が最も多くなることはやむを得ないものと考えております。しかしながら、年度途中でも入園しやすいよう施設整備等を進めてまいります。</p>
5	区境付近の区をまたいだ保育サービスの連携を図ってほしい。また、マンション等設置者、病院、寺院、大学等と連携して保育サービスの充実を図るべき。	1	<p>認可保育園の入園申込みにつきましては、住所の制限はなく、区内在住者の区外の保育園への申込みが行えます。</p> <p>マンション等との連携につきましては、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」において、一定規模以上の集合住宅の建築について、保育所等設置の協議を義務付けており、協議の結果、設置予定となった計画地もあります。</p> <p>民有地の活用につきましては、区ホームページやチラシ配布など様々な媒体を通して周知を行っており、頂いたご意見も参考にさせていただき、多様な団体等と協議できるよう検討してまいります。</p>

6	<p>開発に伴い子育て家族が増加しているが、保育園の数は全く足りていない。戸数によっては園の設置を義務付けてはどうか。また、老朽化しているシルバーセンターや児童館等、建て直しがあるなら園と一体化する方法もある。子どもは地域の目が必要。工夫して予算を有効に、目に見える形で使ってほしい。</p>	1	<p>現在、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」において、一定規模以上の集合住宅の建築について、保育所等設置の協議を義務付けており、協議の結果、設置予定となった計画地もあり、引き続き、積極的に設置に向けた協議を進めてまいります。</p> <p>また、公共施設整備方針に基づき、各施設の状況等に応じて、合築、複合化など効率的な施設整備の取組みを進めており、施設跡地に私立認可保育園を整備するなど、公共施設跡地の有効活用につきましても、併せて取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、民有地の土地・建物等も含め、財政的な配慮をするとともに、保育需要を見定めながら、全力で施設整備に取り組んでまいります。</p>
7	<p>保育施設を老健施設とセットにし、将来的な需要増減に備えるべき。</p>	1	<p>保育施設と介護老人保健施設を併設した施設整備につきましては、各施設における異世代間の日常的な交流等が期待できます。両施設を整備できる十分な面積をもった用地を確保する必要があるなど、一元的な整備を推進することに困難な側面もありますが、整備に必要な面積が確保された都有地を活用した施設整備においては、これまでも、保育施設と高齢者施設等が隣接した施設整備に取り組んでおります。今後もニーズに応じて、他の関係所管課と連携しながら、福祉施設整備を進めていきたいと考えております。</p>
8	<p>0歳保育をなくすべき。希望する親は、1歳で入れないと困るという理由がほとんど。0歳児は集団生活に向かず発達の妨げになっているし、親も全て保育園任せで親としての自覚も育たないと思う。</p>	1	<p>0歳児から保育を必要としている方も多くおり、0歳児保育については、引き続き実施していく必要があると考えております。</p>
9	<p>自営業やフレックスタイム等の不規則な就業形態である人も保育園に入れるようにしてほしい。</p>	2	<p>区は、認可保育園の入園選考にあたっては、保育に欠ける程度、すなわち入園の必要性の度合を指数化するポイント制で実施しております。その際、就労要件の場合は、会社勤務や自営業など就労形態が異なっても、週の就労日数や時間により同様に選考を行っております。</p> <p>認可保育園の入園選考では、特定の方にとって有利なことは、他の方にとっては不利になるという関係性があり、選考方法につきましても、保護者間でも立場の違いから様々なご意見がありますが、入園に向けて一斉に効率的・効果的な選考を行うため、客観性・公平性が確保できることからも一定のご理解をいただいているものと認識しております。しかしながら、保育に欠ける度合いを公平に判断する際の手法については、区民の</p>

			皆様の声や社会情勢の変化により、今後も引き続き慎重に検討を重ねていかなければならないと考えております。
10	同ポイントの場合に収入で順位が決まる選考基準を見直すべき。	2	<p>区は、認可保育園の入園選考にあたっては、これまで積み上げてきたポイント制を採用しており、就労や疾病などの状況に基づく実施基準と、兄弟や育休などの状況に基づく調整基準、更には同一指数の場合の優先順位を定め、公平・公正な選考に努めております。</p> <p>こうした中で、同一指数世帯の優先順位につきまして、平成22年4月選考より、所得階層の低い世帯から選考する順番を、それまでの第4段階から第2段階に繰り上げております。これは、21年度の苦情審査会でのご指摘や、平成21年度に待機世帯を対象に行ったアンケート(半数以上が低所得者を優先すべきと回答)の結果を受けて、改めたものです。</p> <p>認可保育園の入園選考では、特定の方にとって有利なことは、他の方にとっては不利になるという関係性があり、選考方法につきましては、保護者間でも立場の違いから様々なご意見がありますが、入園に向けて一斉に効率的・効果的な選考を行うため、客観性・公平性が確保できることからも一定のご理解をいただいているものと認識しております。しかしながら、保育に欠ける度合いを公平に判断する際の手法については、区民の皆様の声や社会情勢の変化により、今後も引き続き慎重に検討を重ねていかなければならないと考えております。</p>
11	世田谷区で育った人には何らかのポイントをプラスするなど選考基準を見直してほしい。	1	区民である期間の考慮については、長年世田谷区に居住している保護者が入園できずに、最近転入してきた世帯の子どもが入園する事例がありますが、転勤が多い職種の方は本拠とする住まいが区内にあっても住所異動せざるをえない事例のあること等を踏まえると、一定の年数で加点ないしは優先することはなかなか難しいところです。今後の検討課題としてまいります。
12	子育てと介護を同時に担っている家庭への支援を整えてほしい。仕事のための保育は整ってきているが、通院、付き添い、介護のための保育が不十分。	1	区立・私立保育園、保育室、一時保育専用施設で実施する一時保育は、保護者が親族の看護・介護にあたるときにおいても利用できることになっています。今後も私立保育園を整備していく際に、一時保育の整備を促進してまいります。

13	就労しているひとり親家庭への支援に最も重要な施策は保育である。病院勤務の看護師や医師をはじめ、介護施設など24時間の交替勤務の職業も増えていることから、朝6時台からの保育時間の開始及び22:15までの延長保育を実施する園の拡充を求める。	1	認可保育園における延長保育につきましては、区民の皆様の多様な勤務形態の方々に対応するため、平成26年12月現在、13時間延長の24時間保育を1園、4時間延長を5園、2時間延長を25園において実施しています。区といたしましては、今後も皆様のニーズをとらえ、ご利用しやすい多様な保育サービスの充実に努めてまいります。
14	延長保育の定員の増加を希望する。	1	認可保育所を中心に整備を進め、保育園の拡充に努め、また、家庭と協力しながら一人ひとりの子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムを作ることができるよう、必要に応じ延長保育の実践をしてまいりたいと考えております。
15	退職保育士をフル活用して突然の急用(例えば病院、介護、上の子の幼児等)に対応できる預かり保育をしてはどうか。当日に預けたい人がいる。	1	退職された保育士の活用も含め、突然の急用に対応できる預かり保育についての参考とさせていただきます。
16	保護者の出産・病気の時、兄弟姉妹の病気の時、24時間すぐに子どもを安心して預けられる保育所や学童保育所を病院隣接地に整備してほしい。現行の緊急一時保育等は急病に対応していない。	1	24時間保育、緊急保育、一時保育は、利用される子どもの人数や年齢、特性、アレルギーの有無等に応じて、職員の配置や食材注文の配慮などを行っているため、お子様を安全にお預かりする上で事前に面接等を行っております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
17	緊急一時保育の制度を見直し、事前に登録を受け付けてほしい。氏名・住所・家族構成等の基本事項を事前に登録し、緊急時に理由を申請するだけにしてほしい。	1	
18	区立保育園での「緊急保育」受入れは全く使えないのが現状。ほととステイなどの一時預かりを含め、事業主と区が協力して保育環境の整備を。	1	
19	園庭がないために近隣の公園を園庭代わりに利用することで近隣住民は苦しみを強いられる。大規模公園はともかく住宅密集地の中の公園には保育園の庭代わりとして立ち入ることを止めてほしい。	1	幼児期に運動することは子どもの成長にとって不可欠なことと考えます。近隣にお住まいの方にご協力とご理解が得られるよう努めてまいりますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

20	区民が安心して、気軽に利用できる価格で、共働き世帯や孫を預かる祖父母も利用でき、土日祝も利用できるベビーシッターサービスの提供を提案する。	1	ベビーシッターサービスの提供については、在宅子育て支援の参考とさせていただきます。
21	小学校低学年くらいまでは病児保育を利用できる制度を設けてほしい。	1	今後も病児保育施設の整備に努め、利用しやすい制度づくりに努めてまいりたいと考えております。
22	認証保育所を利用する人への補助をもっと手厚くしてほしい。	1	区では、認可外保育施設の新制度における認可施設及び事業への移行支援を行っております。新制度の認可施設及び事業となることで、保育内容の充実を図りつつ、応能負担でご利用いただけるようになりますので、認可外保育施設を利用する方への補助と同じ効果が期待できます。 認可外保育施設を利用する方々から利用者への補助を望む声があることは認識しておりますが、区といたしましては、新制度への移行支援を優先したいと考えております。
23	子どもが0歳のときには、少人数での保育が良く、保育ママの育成に力を入れてほしい。	1	「保育ママ事業」は、家庭的な雰囲気の中で少人数保育が行われる点が利用者の方々から評価を受けており、多様な保育ニーズに応える一つの手法であると認識しております。一方で、一軒の家の中で保育が行われる事業の特性から、保育者が孤立しやすいといった課題もあります。 区といたしましては、こうした課題の解決が期待できる新制度上の家庭的保育事業を推進するとともに、今後の保育ママのあり方についても検討を進めたいと考えております。
24	区立幼稚園を限りなく現状を維持した状態で存続させながら保育機能を持たせるよう、今後も尽力してほしい。	1	今後、区立幼稚園は、幼稚園と保育園両方の機能や特長を併せ持つ認定こども園へ移行する予定です。移行にあたり、これまでの区立幼稚園の教育・運営の内容を活かしていくとともに、幼稚園の入園数等を考慮して定数を設定していきます。
25	現在、私立幼稚園は人数が多く狭き門となっており、区立幼稚園に全員の受け皿があると分かれば親子ともども精神的負担が軽減されるため、区立幼稚園は抽選でなく全員入園できる仕組みとしてほしい。	1	幼稚園の学級定員は、職員の配置基準や施設基準があるため簡単に増やすことは困難ですが、子ども・子育て支援事業計画による需要数を指標として判断していきます。

26	幼稚園の入園希望者が増えており、幼稚園浪人が出てきている。幼稚園を増やしてほしい。	4	世田谷区内の私立幼稚園の収容総定員に対する就園率は約90%となっており、区全体としては、受け入れ可能な状況となっております。地域による実情に違いもあることから、今後、検討しなければならない課題と考えています。
27	どこの幼稚園も空きがなく、転入者は幼稚園の入園が難しい、大変であるということの情報を提供するべき。	1	私立幼稚園の入園につきましては、各園が決定しております。空き状況等につきましても、区として把握はしておらず、各園に直接お問い合わせいただいております。
28	区立幼稚園に通っているが、自転車通園が認められておらず、遠い距離から通っている人は皆困っている。園バスが無理ならせめて自転車通園を認め、駐輪スペースを各幼稚園に設けるか、バス等公共機関との連携で通園バスを発行するなど、徒歩通園が困難なケースにも注目して解決先を検討してほしい。	1	幼稚園は一斉の登降園のため、一時的に多くのスペースが必要になるため、園における駐輪スペースの確保や安全管理の問題もあり、困難な状況です。 また、園バスの運行は費用の問題や園での乗降車のための駐車スペースの問題もあり困難と考えます。ご理解、ご協力をお願いします。
29	保育現場では、安心安全である事を第一に考えて、様々な取り組みを実践する必要がある。	1	保育現場では、安心安全であることを第一に、様々な取り組みにあたりたいと考えております。
30	自給率向上、子どもの国内ご飯の食習慣の定着、食育安全上の配慮のため、給食食材はできるだけ国内食材を使用し、自給(ご飯)をできる限り進めてほしい。	1	区立の小中学校では、週3回以上の米飯給食の実施を目指しており、国産米を使用しています。他の給食食材につきましては、生鮮品は国内産を使用することとしており、加工品についても出来る限り国内産を使用することとしております。
31	待機児対策で認可、認証保育所が増えているが、園庭がないなど保育の質が心配なので近くの公立園との連携が図れる施策があるとよい。	1	区では、総合支所管内にあわせ5つの地域(世田谷、北沢、玉川、砧、烏山)で、地域の保育施設が集まり、情報を共有し、地域で支えあい、連携する活動に取り組んでいます。 また、区立小・中学校においても、地域の子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの一環として、各小・中学校の活動に支障のない範囲で、運動会や学芸発表会等の園行事を実施するために、校庭や体育館等学校施設の貸し出しをしています。
32	保育の質の向上に向け、様々な職種や機関での意見交換が重要である。	1	今後とも、研修・保育ネット・事務連絡会など、様々な機会をとらえて、グループワークや意見交換を行うよう努めてまいります。

33	保育に携わっていて、近年子育て力のない親が多いと感じており、保育現場で子育て・親育てができると良い。計画の中で保育に関する取組みがより詳細になるといい。預けっ放しにならないように共に将来の人材を育てるチームになれればいいと思う。	1	保育園の役割として、保護者支援・地域の子育て家庭の支援も重要な役割となっております。また、世田谷区保育理念・方針においても、保護者とともに心豊かな子育てを目指すこととしております。今後とも、保護者が子育てを楽しんでいることができるように、保育の質の向上に取り組んでまいります。
34	保育園の布おむつ利用及び助成について継続すべき。	2	布おむつを使用するか紙おむつを使用するかにつきましては、衛生面も含め保育現場の意向もふまえながら決めていくものと考えております。
35	子どもが主体になるため、現場の保育士自身が保育実践の主体として、生き生きと保育していることが必要。保育内容は現場の子どもとつくるものであり、子どもと若者がいきいきわくわく生きていくために、大人が“いきいきと生きるモデル”であり続けることができる現場を大切にしたい施策を。	1	現在、策定中の世田谷区保育の質ガイドラインにおいても、保育現場に勤務する職員が安心して保育に従事し、常に前向きに保育に取り組む姿勢が大切と考え、職員の労働条件や職場環境の整備など運営体制についての項目を設けております。今後とも、現場の職員が安心して子どもに接することができるような運営体制を整えることができるよう支援を行ってまいります。
36	保育園と名がつくだけで、中身は託児所と一緒に。公園も少なく職員が子どもと走り回っている姿が全く見られない世田谷区では、保育士が確保できないのではないかな。	1	
37	保育士不足解消のため、一定の研修を受けた人に準資格を与えるなどして、子育て支援施設で従事できるようにするべき。	2	区では、これまでも保育士の専門性が重要であるとの認識のもと、保育士の確保・育成に努めてまいりました。今後も、国の動向等も注視しつつ、保育に携わる人材の確保・サポート態勢を築いてまいります。
38	保育士の確保は、厚労省の安易な新しい資格者を任用するのではなく、保育士資格を持ちながら働いていない人材を活用したり、給与、短時間勤務等の処遇の改善・充実によって対応すべき。また、現に保育の補助をしながら、資格取得を目指している人のサポートも必要ではないかな。	1	

39	保育士を確保するとともに、待遇を充実し継続して勤務できる環境整備が必要。	1	保育士の確保のため、処遇改善等更なる待遇の充実に努めております。
40	保育園内において保育士の数が少なく現場はとて大変で、素案に書いてあることを成すためには保育士の適正な人数の確保が必要。	1	これまでも基準に見合った適正な人数の配置について確認しております。今後も適切な配置をしているか確認してまいります。
41	保育士の質という点において質の低い保育士が見受けられ、そのことが改善されるシステムがない。また、運営管理者の中に適さない者がいても何も改善されない。現場の状況をよく把握して対策を。	1	巡回指導相談や研修などの機会をとらえ、保育士の資質向上に努めてまいります。
42	人を育てるということは、未来を育む先行投資であり、時間もコストも心もたっぷりかけなければいけない。ただのサービスではなく、関わる人が子どもの健全育成の視点を大切にして取り組む必要がある。	1	乳幼児をお預かりする保育施設は、子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる責任があります。今後とも、子どもを中心とした保育を推進し、子どもたちにとって最もふさわしい生活の場であるよう努めてまいります。
43	待機児童解消だけでなく、ガイドラインを守ろうとする姿勢があり安心した。保育の質の向上に向けた取り組みを進めてほしい。	1	今後とも、保育の質を維持・向上に取り組み、子どもたちのためにより保育が提供できるよう努めてまいります。
44	子どもが主体。子どもの今を保障しないと未来につながらない。その通りだと思う。区の保育園は固定遊具が少なすぎる。子どもが自体的に行動、遊びを充実させていくためにも、身体づくりのためにも考える必要がある。公園からも遊具が減っている現状を見直し、利用する保護者にも遊びのルールや子を見守る方法などを伝えていく必要がある。	1	区立保育園については、園庭の形状、面積、定員等を考慮して遊具を配置しております。遊びのルールや見守り方法などは公園等を利用する保護者などの中で情報交換などを行なう中で伝えてもらいたいと思います。

45	認定こども園への補助を、子ども数に比例して行うべき。園庭と公園についてもしっかりと確認を。	1	子ども・子育て支援新制度では、教育や保育などに通常必要とされる費用の額などを勘案して国が定めた費用の額が、公定価格として各施設に給付されます。その額は、施設を利用する子どもの数や年齢などに応じて支払われる「基本額」と「各種加算額」の合計となっております。 また園庭につきましては、幼保連携型認定こども園では、園庭の設置が必須事項となっており、その場所についても園舎と同一敷地内又は隣接地に限定されています。
46	保育と幼児教育が別の物かのように捉えていると感じる。保育園では幼児教育が受けられないという不安が保護者の中にある。保育は養護と教育を一体的に行うものという保育指針の基本に立ち返り、保育と幼児教育は本来一体であるとの文言へ書替えを求める。	1	本計画案においては、保育は「保育所等において就学前までの子どもを対象に養護と教育を一体的に行うもの」と定義しており、保育所においても教育が行われていることを踏まえて策定しております。

4 支援が必要な子ども・家庭のサポート 40件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	虐待する親への支援、教育が必要である。	1	家庭内の背景は様々ですので、相談支援体制の充実や親支援講座が効果的に実施できるよう進めてまいります。
2	子育てと介護を同時に担っている家庭への支援を整えてほしい。メンタルサポートを含めて、子ども高齢者家庭が共存できるような仕組みづくりを。	1	介護を担いながら子育てをしている保護者については、介護・付き添い等の時間にもよりますが、一時保育の利用対象となっています。今後、事業計画に基づき、一時保育を含めた預かり事業の拡充を進めてまいります。また、計画案では、重点政策の切れ目のない支援の一環として、地域包括ケアの推進を掲げており、介護、障害、子育て等複合的な課題を抱えた家庭の相談体制の強化を進めていくこととしています。
3	ネグレクトは家庭の中が見えにくく生活の実態が分からない、子どもの生活状況が見えにくい、親との関係が取りにくい、貧困、精神疾患など様々な理由が重なり改善を困難にしている。問題の解決に向けた足掛かりとして、区におけるネグレクト実態を調査し、必要な支援や方法を見出すべきである。	1	虐待の中でもネグレクトは介入が難しいと考えております。時間をかけて保護者、子どもへのアプローチを検討し、調査・分析を蓄積する中で、改善できる方向に進めていくよう取り組んでまいります。

4	学生ボランティア派遣事業について、学生の派遣期間や対象児童の見直しを行い、拡充すべき。	1	いただいたご意見につきましては、今後、学生ボランティア派遣事業の検討を行う際の参考とさせていただきます。
5	ネグレクトを受けている子どもの生活経験の幅を広げる場を提供し、生活文化や生活習慣を習得できるような事業を行うべき。	1	いただいたご意見につきましては、今後、児童虐待防止対策施策の検討を行う際の参考とさせていただきます。
6	ネグレクト問題の解決へ向け、小中学生を持つ親への子育て支援として、研修・講座・ワークショップを実施し、子どもの明日を夢見るポジティブな子育ての実現を。	1	
7	ネグレクト問題の解決へ向け、学童クラブ卒児の夏休み教室を行うべき。	1	いただいたご意見につきましては、子ども計画策定時に行った区民アンケート結果などを踏まえ、各種子ども子育て支援施策の充実・強化を図る中で検討してまいります。
8	マルトリートメント(不適切な養育)を考える講座・講演会の開催や、住民企画による講座やワークショップ開催することを通じて、地域住民の気づきや見守りを推進し、地域が進める虐待防止活動を展開すべき。	1	地域の虐待防止への普及啓発は重要と考えております。要保護児童支援地域協議会を活用した地域の見守り、気づきの感度を上げる等取組みを進めてまいります。
9	医院を受診せず母子手帳を持たない妊産婦やDVから逃げている人への支援を。	1	それぞれの家庭の状況やニーズに応じた、きめ細かい情報提供や相談等の支援を強化してまいります。
10	予期せぬ妊娠をした女性へ支援を。自分では育てられないが出産して特別養子に出すことを希望する人も少なからずいる。特に中絶できなくなった女性を孤独な子育てに追い込まないよう地域での見守りを促進し、育てるのが困難な時には専門機関で支援を。	1	妊娠に伴う悩みや不安については、健康づくり課の保健師がご相談をお受けしております。また、妊娠届出時にアンケートを実施し、妊娠してお気持ちとして戸惑いや辛さ、不安などをお持ちの場合には保健師が面接・電話等でコンタクトをとらせていただくとともに、ご意見のような特別な事情を抱えた方については、東京都の妊娠相談窓口を周知させていただくなどの対応を図っております。さらに、子ども家庭支援センターも妊娠期からの支援を担っており、必要に応じ児童相談所との連携もとりながら、継続した対応を行ってまいります。
11	居所不明児の徹底調査を。	1	子どもの所在と安全を区として継続的に把握するために、住民に身近な基礎的自治体だからこそできる確認体制を構築してまいります。

12	無戸籍の子ども(大人)を調査して、支援してあげてほしい。無戸籍の子どもの親又は本人の手助けが出来る人員を確保し、相談に応じ対処し、また、対応できる窓口があると周知してほしい。	1	戸籍に記載のない方に関する情報の把握及び支援については、東京法務局長の依頼を受けて、区として情報の把握等に努めており、東京法務局と連携し戸籍の記載手続きの支援をしているところです。 また、相談につきましては、全国の法務局や区内各総合支所戸籍係において対応しております。相談窓口につきましては、区の広報等により周知を行ってまいります。
13	無戸籍児という恐ろしい状況を作らないため民法規定の改正を働きかけると共に最低限区内で生まれた子どもの住民票を確実に作ること。	1	出生による住民票の作成は、出生届の受理を基本としつつ、出生届が提出できない場合でも将来的に戸籍の記載が行われる蓋然性が高いと認められる場合などに住民票の記載を行うことができるとされています。区においては、これらを踏まえその手続き等の相談対応を行っております。 住民票を確実に作成するためには、出生届の届出義務者等が戸籍係・出張所等に相談していただき、戸籍に記載し住民票の作成へと支援していくことが、重要であると考えております。
14	認可保育園に障害児枠があるが、実際は集団保育可能な児童だけと制限があり、多くのママたちが仕事を辞めざるを得ない状況がある。入園できず働かないといけなママ達にはベビーシッター代や個別の保育代など別途補助金を支給すべき。障害児手当のみでは生活できず、差別なく保育できる環境を整備してほしい。	1	区では、ノーマライゼーションの考え方を基に、定員に障害児保育枠等を設けることなく、集団保育が可能なお子様について、保育の入所要件に照らし、指数の高い方からご利用いただいています。保育園は乳幼児が集団で生活する場であり、現在の状況では、医療ケアが必要なお子さんなどの重度障害児の保育には限界があります。 重度障害児の日常を過ごす環境の整備や個別の補助につきましては、今後、関係所管課と連携し、検討してまいります。
15	緊急介護人の制度を改正してほしい。(介護事業所の訪問介護を利用できるようにするなど)	1	障害者総合支援法に基づくサービスが充実するよう、ヘルパーの育成等の支援を行うとともに、国に対しても、制度の充実を求めてまいります。
16	短期入所がなかなか利用できない。居宅介護の利用で振り替えできないか。	1	使い切っていない支給時間を、他のサービスに振り替えることはできませんのでご了承ください。
17	移動支援に、保護者帰宅までの居宅介護を含められるようにしてほしい。	1	帰宅後、家事援助か身体介護が必要である場合は、居宅介護を受けられる場合もございます。
18	障害児の「見守り」を、居宅介護で認めてほしい。	1	居宅介護は国の定める制度であるため、区の判断で見守りを認めることは難しい状況です。ご了承ください。

19	移動支援従事者の資格を、保育士、看護師、保健師、助産師、教員や障害児保育の経験のあるベビーシッター等にも認めてほしい。	1	さまざまな経験をお持ちの方がいらっしゃいますが、安心して従事いただくためにも、研修を受講していただく制度になっております。ただし、看護師資格をお持ちの方は、そのまま従事いただくことが可能です。
20	知的障害児の移動支援の通学利用を、保護者の一時的な病気の時や休息の時等にも適用できるように改正してほしい。	1	通学の移動支援については、区として独自に認めているため、限定的な運用となっております。国における制度の見直しの動向を注視し、事業に反映してまいります。
21	障害があるないに関わらず、区民の子どもが地域の小中学校に入学できるようにしてほしい。そのために、通常学級での障害児受入れのための支援員配置や、特別支援学級の増設を求める。特別支援学校に通学すると地域から孤立してしまう。地域の学校に通う事が障害児とその家庭には生きる力になるので、特別支援学校にかかる費用を地域の学校に通えるために使ってほしい。	1	教育委員会では、本人・保護者の意見を可能な限り尊重しながら、障害のある児童・生徒がその年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、今後とも、障害のある児童・生徒の就学先について、保護者、学校とともに考えてまいります。また、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対しては学校支援員を派遣するなどの支援をしております。なお、平成 26 年度から人的支援の充実に向けて、学校包括支援員モデル事業を実施しております。その他に特別支援学校に在籍する児童・生徒が地域の学校に副次的に籍を持ち、交流を通して地域とのつながりを持つことを目的とした副籍制度の利用について就学相談の段階から説明してまいります。
22	通級指導を受けるために在籍校を途中で抜けたり、遅れていったりとその間の授業が受けられない。また、学年が上がるにつれて周囲の目もあり、指導が必要なのに行きたがらなくなる等、指導の時間帯に問題があると思う。在籍校での活動に支障が出ない形で通級を利用するためにも、放課後の時間帯にも通級指導の枠を作ってほしい。	1	通級指導学級は通常の学級に籍を置いたまま、週あたり、概ね8単位時間までの範囲で、教育課程を踏まえた特別の指導を受ける学級です。この指導をすべて放課後の時間に設定すると、児童・生徒の負担が過重になることから、一部の授業に替えて、通級による指導の時間を組み込んで指導を実施しているところです。今後、ご指摘いただいた点を踏まえつつ通級指導学級と在籍校の学級担任、保護者の三者が情報交換を密にしながらより効果的な通級指導を進めてまいります。なお、小学校の情緒通級指導学級について、東京都には児童が学級設置校に通う現在の方式から教員が対象児童の在籍する学校に巡回指導する方式に変えていく計画(特別支援教室構想)がありますので、こうした動向も踏まえ、考えてまいります。
23	発達障害者は特殊ではなく、近頃は多数を占めてきており、子育てできない親にも発達障害が疑われる。広く区民に現状を周知し、対応すべき。	1	発達障害は、見た目には分かりにくく、また、どこからが障害であるかの線引きが難しい障害であることから、周囲から理解されず誤解を招くことも少なくありません。区では、発達障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、地域社会に対する理解啓発に力を入れてまいります。

24	一時保育を充実してほしい。子どもが発達障害疑いで現在療育に通っているが、幼稚園に入れるまでが大変で難儀した。早期から一時保育を利用し、子どもが他の子や大人と触れ合えたらどんなに良かったらと思う。保育サービスをもっと受けられれば早期発見にもつながると思う。	1	区内には、理由に関わらずご利用いただけるほっとステイやおでかけひろば内の一時預かりがありますが、今後も理由を問わない一時預かりが利用しやすくなるよう検討してまいります。
25	子どもを18歳未満で区切らず、18歳以降の発達障害の若者や、診断、指摘がなく特別支援学級等へ通級した経歴がない若者を支援する施設や就業支援等、環境基盤整備を希望する。	1	区では、平成27年3月より、知的な遅れを伴わない発達障害の方を対象とした障害者就労支援センター「ゆに(UN!)」を開設いたします。「ゆに(UN!)」では診断の有無に関わらず発達障害者の就労・自立に向けた相談に応じるとともに、通所施設を併設し就労準備や定着支援等を行います。今後も生きづらさを抱えた若者の支援施策などと連携し発達障害者への支援の取り組みを進めてまいります。
26	民間の発達専門の塾を利用した場合の費用助成や発達障害相談・療養センターげんきでの療育期間の延長、指導日数を増やす必要があると思う。発達には個人差があり、きめ細かなサポートをお願いしたい。	1	区では児童福祉法に基づき、発達障害を含む障害児に対し、集団生活への適応訓練や生活能力の向上のために必要な訓練を継続的に行う場である障害児通所支援の利用に対し費用の負担を行っております。利用に関する詳細はお住まいの地域の総合支所保健福祉課にお問い合わせください。また、発達障害相談・療育センター“げんき”の療育につきましては、ひとり一人の状況に即したきめ細かい支援が行えるよう見直しを検討してまいります。
27	子どもの貧困対策として、空き家を使って福祉喫茶を設置し、学校給食センターと連携して配食サービスを実施する等、貧困家庭の児童への食の支援を。	1	いただいたご意見につきましては、今後、生活困窮家庭に対する支援策の検討を行う際の参考にさせていただきます。
28	生活困窮家庭の子ども達の支援を多様にし、18歳まで確実に支援できると良い。また、子どものことを精神的にも経済的にもまったく受け入れられない親子への支援も考えるべき。社会に出てからでもその人がOKと思えるまで支援し続ける場が必要。支援を受けた人達が成長すれば、それを受け継ぐことができやすい。	1	

29	貧困の再生産(連鎖)を防ぐ施策を。	1	子どもの貧困対策については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、今後、庁内で連携しながら総合的な支援の検討をまいります。
30	学習塾に通わせる余裕のない家庭の子どものために、学習の場や機会を。	2	家庭での学習環境に支障がある場合の学習の場や機会の提供につきましては、今後、庁内で連携しながら、検討をまいります。
31	ひとり親家庭支援のかるがもスタディールームに助けられている。塾に通わせる余裕がなく、今後の継続と、多少の利用料が生じてもいいので回数の充実を求める。	1	いただいたご意見につきましては、子ども計画策定時行った区民アンケート結果などを踏まえ、ひとり親家庭支援策の充実・強化を図る中で検討をまいります。
32	ひとり親への生活できる仕事の斡旋と両立支援を。	1	ひとり親家庭の就業支援や生活支援を含め、その人らしい自立に向けた支援を総合的に推進するため、「せたがやお仕事カフェ」や「ぷらっとホーム世田谷」と事業の連携の強化を図ってまいります。
33	国や自治体の施設では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子会が売店や自動販売機を設置しており、区施設に自動販売機の設置や売上金の分配を求める。また、ひとり親家庭が社会の一員として認知され、共助できる仕組みづくりを。	1	いただいたご意見につきましては、今後、ひとり親家庭に対する支援策の検討を行う際の参考にさせていただきます。
34	保育園や小学校の学級閉鎖時に、インフルエンザにかかっていないひとり親家庭の子どもの保育ができるよう求める。	1	
35	区の施策・イベントに、ひとり親が公平に参画できる仕組みを求める。例えば、子育てメッセにひとり親をはじめとする非正規雇用の人なども参加できるよう、隔年で日曜日にも開催してほしい。	1	
36	らぶらす主催のイベントは、男女共同参画とはいえないことが多く見受けられる。母子及び父子並びに寡婦福祉法と都の5カ年計画を順守し、父子家庭の子にも平等な参加の機会を求める。	1	区では、男女共同参画プラン調整計画に基づき、男女共同参画を推進しています。男女共同参画センターらぶらすは、男女共同参画を推進するための拠点施設で、すべての人がいきいきと暮らせる社会の実現を目指しています。 いただいたご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。

37	ひとり親、生活困窮家庭への支援を充実させることは重要だが、収入のある祖父母の支援があるひとり親もいる。生活環境を精査して、本当に支援の必要な家庭に手を差し伸べてほしい。	1	ひとり親家庭の支援として児童を養育している方に支給する手当があります。国の制度である児童扶養手当は、受給者以外に児童と同居し生計を同じくする祖父母等がいる場合は、その所得も審査し、所得制限限度額を超える所得があると支給を制限しています。 ただし、同じひとり親家庭の手当でも東京都の制度である児童育成手当については、受給者本人の所得による支給制限のみとなっていますので、同居の祖父母等の所得が高くても手当は支給します。 いずれも法律や条例に基づき、世帯の生計方法や住居・同居者等の状況を区が適正に審査し、支援が必要な家庭に対して手当を支給しています。
38	今、ゲームやラインでストレスをためて心の行き場所のない小中高生が多い。世田谷から不登校、いじめ、うつ、暴力のない教育の場が必要で、地域でボーイスカウトのようなものがあるといい。	1	青少年交流センターや児童館では、職員が見守る中で、若者が主体的に活動できる場と機会を提供しています。不登校やいじめ等、生きづらさを抱える若者の支援に向けては、これらの施設を拠点として、地域住民との交流を促進し、地域全体で若者を育てていく視点が非常に重要と考えます。引き続き、地域で次代を担う若者を育成する取組みを推進してまいります。
39	生きづらさを抱えた中高生が悩みを相談できるよう、相談できる場所を整備し、それを周知するとともに、医師や民生委員の数を増やす必要がある。	1	区では、生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた総合的支援を目的として、9月に「世田谷若者総合支援センター」を開設したところです。センターの機能として新設した「メルクマールせたがや」では、施設における相談窓口に加え、児童館、青少年交流センター、学校等での出張相談を実施し、相談機会の充実、周知に努めているところです。今後も、多様な相談に対応していくために、民生・児童委員、青少年委員や就労支援、生活困窮者自立支援、障害支援等を行う各種専門機関と連携を図り、総合的かつ継続的な支援を実施してまいります。

5 質の高い学校教育の充実 26件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	PTA活動の内容の見直しを。家庭教育学習など担当するPTA系の負担となっている。子どもの安全や教育の充実に関わるものに内容を絞り、親の負担の軽減と必要な活動への労力の再分配を望む。	1	女性の就労の広がりや、虐待、いじめやネット依存など子育てと学校を取り巻く社会的な環境の変化は大きなものがあります。PTAは、本来、子どものよりよい教育環境の実現を目指して、保護者と教師が共に学び合い、活動する自主的な団体です。よりよいPTA活動をめざし、幼小中PTAの連合体などと協力連携を進めます。
2	小学校の校庭を平日開放してほしい。	1	平日につきまして主に日中は小学校の教育課程で、放課後は新BOPで使用しております。ただし一部の学校では平日も遊び場開放をしている学校もありますので、今後も安全な遊び場としての校庭利用について取り組みます。
3	自信を持って教育にあたるよう保護者、地域との関係の一層の強化が必要である。	1	区では、「地域とともに子どもを育てる教育」の推進をめざし、全区立小・中学校を地域運営学校に指定しています。全校指定を機に、さらに地域で学校を支える体制づくりのため、保護者や地域の方々をはじめとした学校を支えるボランティア組織の効率的な運営に向け、世田谷版「学校支援地域本部」の整備に向けた検討を進めています。 また、全区立小・中学校の学校関係者評価委員会を設置し、学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの改善・充実に取り組んでいます。
4	通学には保護者や地域のボランティアで人通りの少ない道に旗を持って立って登下校を見守る地域社会であればよい。小学校低学年は登下校時に保護者がついての方が良いのではないかと。	1	現在、区立小学校では、教員、主事による通学路の見守りのほか、小学校64校のうち8割以上の学校が、PTAをはじめ、町会、商店会など地域の皆様のご協力をいただき、登下校時の見守り活動を実施しております。世田谷区では、見守り活動の支援として、子ども安全ボランティア保険への加入を行っています。
5	小学校の通学路を安全な道にしてほしい。細い道路も相互交通ですぐ横が通学路となっているが、白線だけで子どもの安全が守れるのか。すべての登下校の道にガードレールを設置してほしい。	1	これまでも、安全対策としてガードレール等を設置しておりますが、今後も道路状況に応じ、交通安全対策を講じてまいります。

6	<p>義務教育とはどういうものか見直して欲しい。公立校では土曜日も休日。また、義務教育は私立中に行くための進学学校ではなく、小学校は全体児童の社会の教育する場である。家庭の親は幼少期に仕上げをし、学校では大人社会のモラル、マナー等を学んでほしい。又、お金の大事さ、ありがたさを身に付けさせる必要がある。</p>	1	<p>区では、義務教育 9 年間全体を通して質の高い学校教育を推進する「世田谷 9 年教育」を平成 25 年度より区立小・中学校全校で実施しています。地域の区立小・中学校で構成される「学び舎」による学校運営や教育活動を推進するとともに、学習習得確認調査、土曜講習会、朝学習など児童・生徒の基礎・基本をはぐくむ取組みを行なっています。</p> <p>また、子どもたちの道徳性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣や規範意識を身につけることを目的として、「あいさつ」や「思いやり」など月ごとのテーマについて、児童・生徒が目標を設定して取り組む「人格の完成をめざして」を実施しています。</p>
7	<p>「世田谷 9 年教育」とあるが、精神的にも今の子どもはとても幼いと思う。9 年計画に高校も加え、12 年義務教育が実現したら良い。高校を中退すると、個人が相当努力をしないと社会人として生きていくのが困難で、高校卒業の資格があると仕事の選択も広がる。</p>	1	<p>世田谷区教育委員会では、教育基本法等に基づく小・中学校の義務教育 9 年間で、これからの社会を生き抜く力が育成されるよう、「世田谷 9 年教育」をはじめとする教育施策を推進してまいります。</p>
8	<p>区立中学進学率上昇のため、英語が強いといった特徴や地元との交流、都立高校とのパイプ等をもってアピールして地元区立中進学を希望する人を増やす必要がある。区立中学ならでは、と思われるような取組みを期待する。</p>	1	<p>区では、都立高校の良さを児童や保護者に知ってもらうために、小学生と保護者を対象として、特色ある教育活動を行なっている都立高校による説明及び体験事業を行う「小学生のための都立高校体験フォーラム」を開催しています。</p> <p>また、同じ地域や近隣の小学校・中学校が「学び舎」というグループをつくり、協働して授業の質的向上や特色ある取組みを実施しています。そして、区内及び近隣の都立高校と区立小・中学校との連携を進め、授業の改善等を図るため、都立高校の教員の区立小・中学校への訪問授業を実施しています。</p>
9	<p>子どもは、就業を含め、自身が大人になったときのことを考える必要がある。将来を見据えることができる子ども、若者となるように教育をしてほしい。</p>	2	<p>子どもたちの社会的・職業的な自立に向け、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるよう、小・中学校 9 年間を通じたキャリア教育を推進しています。</p> <p>全区立小学校 5 年生、全区立中学校 1・3 年生にキャリア学習ノートを配布するとともに、区立中学校では、区内の商業・工業・農業等の関係者の協力を得るなどして、2 年生を対象に 3 日間程度の職場体験活動を実施しています。</p> <p>また、小学生と保護者を対象として、都立高校の説明及び体験事業を行う「小学生のための都立高校体験フォーラム」を開催しています。</p>

10	若者は議論・問題提起等の基本的なことができるようにならないといけない。また、より国際的となるため、英語等の外国語や情報(ITC)の活用も必須であり、これらが身につくよう教育をする必要がある。	1	区では、「世田谷9年教育」を通じて児童・生徒の基礎・基本をはぐくむとともに、子どもたちが市民としてのよりよい生活習慣や規範意識を身に付けることを目的として、「あいさつ」や「思いやり」など月ごとのテーマについて、児童・生徒が目標を設定して取り組む「人格の完成をめざして」を実施しています。 また、小中学生の海外派遣事業等を通じて国際理解に取り組むとともに、英語によるコミュニケーション能力を育成するイングリッシュタイムの実施など英語教育の充実を図っています。 さらに、教員のICT活用能力や児童・生徒の情報活用能力の育成・向上を図るため、タブレット型端末等のICT機器を活用した授業の推進に取り組んでいます。
11	「世田谷9年教育」について、小学校で説明を受けたが、子どもにとって自分の進むべき道筋、憧れに中学校での生活や先輩の姿が見えてこない。また、学舎が2つに分かれることで重複した中学校に卒業生が分かれる場合、一方に偏りができるのはなぜか。子どもを持つ親にもっと直接訴えてほしい。	1	区では、区立小・中学校が一体となって質の高い教育を実現する「世田谷9年教育」を推進し、学習指導要領を基盤としながらも、世田谷区独自の工夫を加えた「世田谷区教育要領」による教育活動を展開し、平成25年度より区立小・中学校全校で実施しています。 平成26年度からは、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」の内容を踏まえ、「世田谷9年教育」の定着と質の向上のため、学校経営などのモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備に向けた検討を進めています。今後は、予定されている学習指導要領の改訂等、国や都の動向も踏まえ、より一層の充実に向けた検討に取り組んでまいります。 また、学校運営の充実を図るため、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の取り組みなども踏まえ、「学び舎」と学区域の関係についても検討・整理していきたいと考えています。
12	IQの高い子どもは学校の授業がおもしろくなく、強いては不登校という結果になっており、飛び級制度を導入すべき。単教科の飛び級ができれば少しは違うと思う。	1	世田谷区教育委員会では、教育基本法等に基づく小・中学校の義務教育9年間について、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会を生き抜く力が育成されるよう、質の高い教育を推進してまいります。
13	集団プログラムは辞めて個別プログラムにできないか。高い学力ばかりを必要とするわけではない。より高いものが必要な子どもには、大学教授や研究者、塾講師を招くなどより高いものに触れる機会を与え、工芸や芸術、農業や園芸に感心が強い子どもにはそれに触れる機会を与えるべき。	1	「第2次世田谷区教育ビジョン」では「今後10年間の基本的な考え方」として、「一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ」ことを掲げています。いただいたご意見は、今後、「第2次世田谷区教育ビジョン」を踏まえ、様々な取組みを行なう上で、参考とさせていただきたいと考えています。

14	子ども達の健やかな成長のために是非安全な学校づくりをして欲しい。組体操の実施を認めるならば昨今の子どもの成長発達をよく理解し、子どもの安全に十分配慮できるように区として監督してほしい。他にも大雪の日に学校公開を行うなど、安全対策に疑問を感じる事が度々あり、すべての学校で安心して子どもを通わせられるような信頼が持てる学校運営ができることを願う。今一度学校の安全対策全体を見直して欲しい。	1	子どもたちが日々学び、生活する場である学校が安全安心な空間であることが望まれるのは言うまでもありません。 区では、「体育主任研修」において「体育授業における事故防止についての研修」を実施するとともに、校長会等を通じて、児童・生徒の成長発達をよく理解し、事故防止・安全確保について十分に配慮するよう周知を図っております。 また、事故や不審者の侵入等による事件、震災・台風等の災害への対応について示した「学校安全対策マニュアル」を区立小・中学校に配付しております。 今後とも、児童・生徒が安全安心に学び、生活できる教育環境の確保を図ってまいりたいと考えております。
15	学校では教員が誇りを持って指導にあたる環境づくりと教育委員会の全面支援の強化を。	1	教員の研修・研究の充実や資質の向上、学校への支援等のため、新教育センター機能の整備に向けた検討に取り組んでいます。また、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムにより、学校としての組織的・継続的な改善を図るとともに、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりに取り組んでいます。
16	子どもの質を高めるには教員の質的向上が必要で、「道徳」をどう考えているのか。「豊かな人間性」に含まれると良いが、教員の再教育が難しい。一般企業での一年間の研修などを実施すべき。	1	教員の研修・研究の充実等のため、効果的な研修の実施手法の検討等を行なうとともに、新教育センター機能の検討・整備に向けた取り組みを進めています。 また、「人権」や「生命」を尊び、重んずる精神を学ぶことはすべての教育活動に通じることから、人権教育や道徳教育に関する国の動向等を踏まえ、道徳教育センター校の設置、各種研修の実施など、様々な機会を通じて人権教育、道徳教育の推進と教員の資質向上を図っています。
17	小学校はまだ良かったが、中学校の先生は真剣に仕事をしていない。塾に行かないと勉強にならないが、私は塾に行っていないので家でもたくさん勉強しないといけない。学校でもっときちんと教えてほしい。質の高い授業を質の高い先生にしてほしい。	1	区では、義務教育 9 年間全体を通して質の高い学校教育を推進する「世田谷 9 年教育」を平成 25 年度より区立小・中学校全校で実施しています。学習習得確認調査、土曜講習会、朝学習など児童・生徒の基礎・基本をはぐくむ取り組みを進めてきました。また、平成 26 年度からは、「第 2 次世田谷区教育ビジョン」の内容を踏まえ、「世田谷 9 年教育」の定着と質の向上のため、学校経営などのモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備に向けた検討を進めています。今後は、予定されている学習指導要領の改訂等、国や都の動向も踏まえ、一層の充実に向けた検討に取り組んでいきたいと考えています。

18	学校で必要な教材や給食費を無料にしてほしい。日本は教育費にかかる予算が少なすぎて、世田谷区は国に先駆けて子どもの教育費に予算を割いてほしい。	1	世田谷区教育委員会では、厳しい財政状況の中で、教育ビジョンの推進など教育予算の充実に努めているところです。こうした中で、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費・給食費等について援助しております。今後も国の動向等を注視しつつ、予算を有効に活用して教育環境の充実に努めてまいります。
19	区立の中学校と小学校の学区を一致させる動きがあるそうだが、ライフステージの変化は出会いのチャンスでもある。小・中のメンバーが変わらないことは問題で、適度なシャッフルが必要だと思う。	1	地域の区立小・中学校で構成される「学び舎」と学区の関係については、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の取組みなども踏まえ、学校運営の充実に向けて、検討・整理していきたいと考えています。
20	小学校区を維持し、選択制を導入しないこと。	1	区では、地域とともに子どもを育てる教育を進めています。このため、お住まいの住所地によって通学区域を定め、学校選択制を導入していません。
21	学校は住所で分けられているが、小学校も選択できれば良い。	1	区では、地域とともに子どもを育てる教育を進めています。このため、お住まいの住所地によって通学区域を定め、学校選択制を導入していません。ただし、「指定校変更許可基準」に該当し、学校運営上または施設の受入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合は、許可する場合があります。
22	地元で大規模マンションが建設されており、小学生が増えると思うので、小学校を増やしてほしい。	1	今後の児童数の推移を踏まえて、子どもたちにとって、充実した教育活動や良好な教育環境が確保されるよう、取り組んでまいります。
23	40人学級はかなり無理があるように思う。チーム・ティーチングや少人数授業などで個々の生徒に目が行くよう工夫してほしい。	1	少人数指導や複数の教師による協力的指導(チーム・ティーチング)など少人数による授業を実施しており、正規教員の加配や都費講師の配置等、都の制度に加え、区費負担による講師を配置し、区独自の少人数教育を推進しています。
24	子どもが小学校中学年から、しっかりした進路相談に乗れる体制をつくるべき。進路相談の教諭を立て、高校、大学に行くための相談でなく、その仕事に就にはどのようなルートが必要かなどを相談できるようにすべき。	1	各学校の進路指導主任、キャリア教育担当教員を定め、研修を実施し、教員のキャリア教育に関する指導力の向上を図るとともに、キャリア教育に関する研究校を指定して実践研究を進めています。
25	古い幼稚園もあり、耐震設備が整っているのか疑問である。学校設備に予算を増やすことも考えてほしい。	1	施設の耐震性能については、耐震診断を行い確認しております。また、平成26年8月に策定しました「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、区立幼稚園は順次幼保連携型認定こども園への用途転換を進めてまいります。その中で、順次施設の改修・改築を進めていく予定となっております。

6 子どもの成長と活動の支援 27件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	公共の建物の一部に学校から帰った後、友だちと集い・遊ぶ安全な場所を多く作ってほしい。卓球、読書、宿題を一緒にできる程度の場所で、大人が見張れる所を選ぶなど工夫も必要だと思う。	1	区では、子ども達の放課後の遊び場として児童館や新BOP、プレーパーク等を整備しておりますが、大人の目が入った見守りについては、地域・区民と区が協働・連携して展開していけるよう進めてまいります。
2	自らの意思・判断で遊ぶことを通じて、子どもの創造性を育むことが重要であり、自主的に遊ぶ場が必要である。	1	区では、子ども達が自分で過ごし、遊び、学ぶ中で社会性や自主性、創造性を育むために、成長にあわせた見守りを進めております。今後も、児童館事業やイベントを中心に地域・区民との協働・連携により進めてまいります。
3	コミュニケーション能力の向上を目指す教育が重要で、「質の高い学校教育の充実」と「子どもの成長と活動の支援」の2項目に重点を置くべきだと思う。接触・交流・コミュニケーションの場づくりと、それに向けてのモチベーションづくりを。	1	子ども達が社会性や自主性、創造性を育むためには、成長にあわせた見守りや多世代交流が必要であり、今後も、同様の視点に立った事業を進めてまいります。
4	児童館に行かれない、どうやって行ったらいいかわからない人を引っ張りだして欲しい。	1	様々なイベントや広報媒体を通じて、広く児童館の魅力や活動内容のPRを進めるとともに、児童館に関わりのある地域の方々の協力を頂きながら取り組んでまいります。
5	音楽、コンサート、工作、アスレチックなど子どもが室内で安全に遊べて学べる子どもの城のような場所が必要だと思う。昔のように小さい子から小学生までと一緒に遊べる場所をつくってほしい。	1	世田谷区では、25の児童館を設置し、遊びを通じた児童の健全育成を進め、多世代交流の場を提供しております。子どもの城同様の施設整備については、今後の施策の参考にさせていただきます。
6	児童館において、乳幼児が安全に遊べるような配慮と、乳幼児向けの遊具やイベントの充実を。	1	区では、身近な場所で子育て中の親子が気軽につどえる場として、おでかけひろばや児童館子育てひろば事業を展開しております。児童館の子育てひろばについては、乳幼児専用室の整備と合わせ、遊具やイベントの拡充を図ってまいります。
7	学童保育における環境整備についての視点が欠けている。放課後の安全、放課後の子どもの育ち合いをしっかりと施策化してほしい。	1	区では、新BOP事業として学校施設を活用した放課後の安全な遊び場を展開し、自主性、創造性、社会性を養えるよう取り組んでおります。

8	新 BOP 学童クラブの時間を延長してほしい。また、民間学童の利用者に支援をしてほしい。	4	新 BOP 学童クラブでは、平成 25 年度より時間を延長していますが、小学生は児童が通学下校を一人ですること、また長時間学校内にいる負担を考えて、現在の時間としていますのでご理解をお願いいたします。支援につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
9	新 BOP 学童クラブの入所基準の変更を。短時間勤務でも、学校終了時刻が 15 時前の日や学校休業日にも困る。必要な時に学童保育を利用できるようにしてほしい。	1	今後の施策の参考にさせていただきます。
10	新 BOP 学童クラブの一時保育を認めてほしい。配慮が必要な児童は利用日が限られており、児童本人や兄弟姉妹の保護者会にも、子どもを預けられず参加できない事が多いと聞く。一日単位の学童の一時保育が認められるとよい。	1	学童クラブは、生活の場として継続的な保護、育成にかける児童が対象になっています。また、登録だけで利用できる BOP 事業(遊び場)もあわせて実施しています。一時保育につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
11	「地域」は世田谷に限らず広い視野で考えてほしい。過疎化が進む地域、伝統や文化の後継者を求めている地域等々との提携が出来れば、新しい視点での成長と活動の場が生まれるのではないかと。地域外交流の機会の拡充を。	1	「第 2 次世田谷区教育ビジョン・第 1 期行動計画」では、社会体験活動を通じて社会性をはぐくみ、社会の構成員としての自覚や他の人をおもいやる心などを育成するとともに、自然体験学習、移動教室など、子どもたちが「実物」に触れ、感じ、体験する機会の拡充に取り組むとしています。いただいたご意見は、このような取り組みを検討・実施していく過程で参考とさせていただきます。 さらに、多摩川を挟んだ世田谷区と川崎市の子どもたちが、かつての渡し船の復活イベントを行うなど、交流に向けた取り組みを行っています。
12	児童館や小学校を夜間開放し、放課後児童の居場所を作ること。	1	児童の健全育成の観点を踏まえ、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	現状の公園は砂地が多く、風が吹くと砂が舞うため遊びづらい。住宅地にある小さな公園も裸足で走ったり、寝転がれるよう芝生化してほしい。	1	公園改修等の整備にあたっては、地域の要望や公園の規模、利用状況等を考慮しながら広場の整備について検討してまいります。
14	快適で安心して遊べる公園を。子どもが飛び出したりしないよう、公園の外周全周に植木や柵を設け、出入口には扉を設けてほしい。	1	植木や柵、車止めなどを適正に配置し、小さな子どもが飛び出さない公園整備に努めてまいります。出入口についても、それぞれの公園に適した形状を検討してまいります。

15	ボール遊びのできる広場・公園を充実してほしい。	1	公園新設、改修等の整備にあたり、地域の要望や公園の規模等を考慮しながら、ボール遊びのできる場の整備についても検討してまいります。
16	子ども向け公園が少ない。外で体を動かすために、近所で毎日寄れる公園やボール遊びができる広場が必要。大きな公園でなく近くに点在する小さな公園の拡充を。	2	世田谷の公園は全体的に不足しており、特に公園が少ない地域の整備を優先的に進めております。子どもの遊びのためにも、ひきつづき世田谷の公園が充実するよう努力してまいります。
17	公園のソフト面、「人と人をつなげる人」の育成、充実を。与える支援でなく母親に主体性を持たせる子育て支援が一番効果がある。	1	外遊び体験の機会としたプレーパーク、プレーリヤカー等の運営におきましても、場の確保だけでなく、そこに携わる人の関わりが大切と利用者の声を頂いております。今後の外遊びの場と機会の拡充にあたりましても、場の確保とともに、外遊びをサポートする人の育成システムを検討し、計画的に進めてまいります。
18	公園の滑り台は低いもの、高いもの、ブランコは普通のもの、赤ちゃん一人で座れるものと1つの公園で小さい子も大きい子も遊べる遊具があるとよい。	1	公園の新設や改修等に際しては、地域の要望、公園規模や利用状況を考慮しながら、遊具等の配置を検討してまいります。
19	地域コミュニティの形成の施策としてプレーパーク、プレーカーの充実を求める。プレーカーの実施により、子どもだけでなく子育て中の母達が集い、悩みを話したり楽しいひと時を過ごし、「楽しい子育て」につながっている。屋外での遊び場、つどいの場となっているこれらの活動を支援し、継続・充実できるようにしてほしい。	2	プレーパークは区内4ヶ所の公園における常設の冒険遊び場として、またプレーカーにつきましては、プレーパークから遠い地域の公園における出前型冒険遊び場として実施しております。子どもの生きる力を育むための体験の場として、両事業は区の外遊び推進の中心的な役割を担うものとして、今後のあり方を検討してまいります。
20	シンポジウムなどに自ら積極的に出ることのない若者の意見も聞けるといい。	1	計画案の策定にあたっては、中高生世代アンケートを実施し、地域活動等に積極的に参加していない子ども・若者の意見・ニーズも踏まえて策定しています。また、計画案では、子どもの意見表明の推進を掲げ、意見表明の場の設定やその周知に努めてまいります。
21	中高生たちとも関わる活動をしているが、世田谷区の中にも色々な団体があることを知り、このような中高生主体の取組みがもっと盛んになってほしい。	1	児童館や青少年交流センターをはじめとして、区内には中高生の主体的な活動をサポートする施設や取組みがたくさんあります。こういった若者たちの主体的な活動が、更に広がっていくことを応援する取組みを、子ども計画推進とともに取り組んでまいります。

22	子ども達が現在国や区などでなされている子ども・子育て支援について考える場や自分達自身が意見を考え発言できる場を作ってほしい。	1	子どもが社会性や自主性を育んでいくためには、自分の意見を表明する場、地域活動への参加・参画の機会を充実することは非常に重要なことと考えます。区では、こうした機会として、区長の附属機関である「子ども・青少年協議会」に提言を行う中高生主体の「ユースミーティング世田谷」を設置し活動を行っているほか、平成31年開設予定の(仮称)希望丘青少年交流センター整備にあたり、若者の意見を反映させることを目的に、区内在住の高校生、大学生世代の方々を委員とする建設構想委員会設置に向けた準備を進めているところです。今後も、若者支援施策を検討していく中で、このような取り組みとあわせ、地域コミュニティの形成に関わっていけるような機会の充実に努めてまいります。
----	--	---	---

7 子どもが育つ環境整備 35件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	子どもと高齢者が交流する機会をつくってほしい。	2	子どもが健やかに育ち、保護者が子育てしやすいまちの実現のためには、地域での多世代の交流の機会や、高齢者をはじめとする地域の大人が子どもを見守り、子育てを支える環境づくりが欠かせないと考えています。
2	地域での見守りやちょっとした預かり・保育など、子どもの見守りや子育て支援に地域の高齢者を活用するべきではないか。高齢者の生きがいにもつながってくると思う。	4	計画案では、重点政策の「子どもの生きる力の育み」の一環として、「子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成」を掲げ、幅広い世代や立場の違う方々が支えあい、ともに地域の子どもや子育てに関わっていけるよう地域での交流の機会の充実を図ってまいります。
3	産後、誰の支援もなく、一人で頑張っているお母さんがたくさんおり、地域で産後の大変さを気かけ、手助けする社会が必要であり、支援を受けたママがやがて支援をする側にまわるサイクルが求められる。産後ケアの充実が虐待予防につながると思う。	1	いただいたご意見につきましては、子ども計画策定時に行った区民アンケート結果などを踏まえ、産後ケア事業の充実・強化を図る中で検討してまいります。
4	人が成長するためには出会い、感動が必要で、それらは地域の人々の交流「世代の年輪」によってなされてきた。親だけでなく多くの良き大人に囲まれた中で子どもが育つ環境を整える必要がある。	1	子ども達が自分で過ごし、遊び、学ぶ中で社会性や自主性、創造性を育むためには、成長にあわせた見守りや多世代交流が必要であり、今後も、区と地域・区民との協働・連携による環境整備を進めてまいります。

5	未来を支える担い手である子どもを社会全体で大切にすることを意識を持つための啓蒙活動が必要。どの場でも子どもをうるさいと苦情を出す人が多く危機感を覚える。将来を子どもたちに支えてもらうことになるのであり、非常識な時間帯を除けば多少の事は温かい目で見守るのが大人の務めと考える。	1	いただいたご意見のとおり、子どもを社会全体で大切にすることを意識を地域で育む必要があると考えております。計画案では、重点政策の「子どもの生きる力の育み」の一環として、「子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成」を掲げ、子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運を増し、地域で子どもの育ちを見守る意識の醸成に努めてまいります。
6	公園、公共歩道の雑草がひどく遊んでいても虫さされ、転びやすいなど心配が多い。	1	公園の中で、管理の不備による事故が発生しないよう、適正な公園管理につとめてまいります。
7	子どもが安心して歩くことができるよう、自動車、自転車などの運転マナーの向上に向けた取り組みを進めてほしい。	2	小・中学校での交通安全教室の実施、子育て世帯への取組み等、引き続き警察等関係機関とも連携し、自転車安全利用啓発に取り組んでまいります。
8	狭い道路は一方通行にするなど、子どもやベビーカーの親子が安心して歩ける道路にしてほしい。	2	引き続き警察等関係機関と連携・協働して、自転車安全利用啓発などに取り組んでまいります。
9	路地から出る時ミラーの無い場所があり危険なので、カーブミラーの整備を。	1	これまでも、安全対策としてカーブミラー等を設置しておりますが、今後も道路状況に応じ、交通安全対策を講じてまいります。
10	子どもが安心して過ごせる街とするには、地域の住人が見守れる環境づくりが重要。子育て支援として補助金を出すなどして、ワンルーム住居でなく、子育て世帯向け住居を増やし、子どもを見守る環境づくりを。	1	子育て世帯支援策として、本年度より公的住宅のひとつである「せたがやの家」ファミリー型で、家賃補助制度を実施しています。また、既存の区立住宅見直しや都営住宅の区移管にあたっては、子育て世帯を対象とした住戸を増やしていただけるよう努めてまいります。
11	地域で多世代とのつながりの中で子どもを見守り育てられるように「道路の活用」を提案する。道路・交通関係の部署と連携して、この道路の活用が推進されることを望む。	1	計画案では、重点政策の「子どもの生きる力の育み」の一環として、「子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成」を掲げ、幅広い世代や立場の違う方々が支えあう関係づくりを進めることとしています。道路の活用につきましては、関係部局とも連携しながら、今後の施策・事業を検討する際の参考とさせていただきます。
12	子どもを自然の中で育て、集団で走り回って遊べるような自然環境を整えてほしい。	2	区では「世田谷区みどりのみずの基本計画」及び「世田谷区農地保全方針」を策定し、計画的にみどりや農地の保全・創出とみどりや農地を活用したまちづくりを進めております。今後も、子どもが自然と触れ合える環境づくりに取り組んでまいります。

13	榎の交差点から駒大グラウンドの信号までは道路が狭く、通勤時や夕方には交通量がすごいうえ、路線バスが大きく渋滞の原因となっている。路線バスをミニバスにしてほしい。	1	ご指摘の区間を運行するバスにつきましては、鉄道駅までが遠く、区民の方々が南北に移動するための重要な交通手段となっており、バス事業者からは、朝・夕に利用者が多くなり、小型バス(ミニバス)では、乗り切れない恐れが生じるため、現行の中型バスで運行しているとのことです。 また、当該道路の北側で現在工事を行っております、補助54号線の整備後は走行ルートの変更の検討も視野に入れてい、と聞いております。ご意見として、バス事業者に伝えてまいります。
14	民間バスの少ない地域にコミュニティバスの導入を。	1	区では、南北公共交通の強化、交通不便地域の解消を図るため、これまで、コミュニティバスを9路線導入してまいりました。バス導入にあたりましては、道路幅員が狭く、バス路線も限られていることやバス事業者の事業採算性などの課題もありますが、今後も道路整備の進捗状況のタイミングにあわせて、バスが走行できる経路の確保に向け、バス事業者と協議をして新たなバス路線の導入を目指してまいります。また、バスのほか、地域の実情にあった様々な移動手段の活用につきまして検討してまいります。
15	小、中学校の近くで歩道と車道の間ガードレールがない道路や、事故につながるような位置に電柱がある道路では電線地中化を。	2	電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市防災機能の強化など、多くの整備効果があります。今後も引き続き、道路整備と併せて、可能な箇所から計画的に電線地中化に取り組んでまいります。
16	歩きたばこや道路、駅など公共の場での喫煙を禁止してほしい。特に駅周辺や商店街は禁煙エリアとするべき。	3	区では、全域で歩きたばこを禁止しておりますが、路上禁煙地区は、地域の方々のご協力が得られる箇所について指定をしております。歩きたばこやポイ捨て等の迷惑喫煙の防止には、喫煙者のマナー向上が何よりも重要でありますので、いただいたご意見を参考に、今後も周知活動に努めてまいります。
17	子どもが4人いると、学費、塾など経済的負担が大きく、せめて18歳までは支援をしてほしい。扶養の収入限度額が103万円というのも時代と合わないと思う。	1	児童手当は、中学卒業まで子どもひとり当たり月額1万円を支給しております。さらに3人目以降の児童については小学校卒業まで月額5千円が加算されます。(所得制限を超える場合は一律5千円) さらに、中学校卒業まで医療費を無料するなど、子育てへの経済的な負担を軽減する施策を展開しております。
18	3人目の助成をもっと厚くしてほしい。そうすれば、もっと気持ちに余裕を持ちながら育児に家事に頑張れると思う。	1	

19	不妊治療、風疹予防接種(パートナーとなる男性・家族)の助成金額増加を希望する。	1	不妊治療の助成制度は東京都の制度の上乗せとして独自に行っているものです。平成 28 年度からの制度変更は、より安全安心な妊娠出産を支援するための見直しであり、今後も国や都の動向を注視してまいります。また、先天性風しん症候群予防対策として、妊娠希望の女性の方に、東京都の補助を活用して費用助成を行っています。妊娠中の女性は接種できないことも鑑み、そのパートナーにも接種費用の助成ができないか、東京都にも補助の要請を行うなど引き続き検討してまいります。
20	子どもの生きる力を育むためにも、地域の子育て力の向上のためにも、文化芸術の力は有効だと実感しており、「文化芸術体験活動の充実」の視点を加えてほしい。行政と地域が連携・協働して、全ての子どもに「舞台芸術鑑賞」「表現活動」の機会を提供し、「子どもの生きる力」を育み、「文化芸術体験活動」の力を活用した地域づくりを推進していく必要がある。	3	子どもの頃から文化・芸術にふれ、体験することは、創造する力、表現する力、コミュニケーション力、現代社会の多様性に対応する力をより高めることができると考えております。区では、子ども向けに多彩な事業を展開するとともに、「遊びと学びの子どもプロジェクト」や「わくわくサマープラン」などで周知・啓発にも力を入れています。 「第2期文化・芸術振興計画」の中で位置づけているように、今後も、子どもが文化・芸術に親しむ機会を充実するとともに、子どもの文化・芸術活動を支援することで、子どもの生きる力を育ててまいります。
21	舞台鑑賞など文化芸術体験は、費用もかかり、なかなか子どもたちが体験していない現状であるが、心豊かに子どもたちが育つため、心がわくわくする感動の体験の機会を、全ての子どもに保障すべき。学校教育の場であれば、すべての子どもが体験できるため、全ての学校で舞台鑑賞教室を実施してほしい。	1	世田谷区独自の教科である「教科『日本語』」では、中学校「日本文化」領域で取り上げている歌舞伎の鑑賞を通して、日本の伝統的な舞台芸術への理解を深めるため、区立全小学校の6年生を対象にした古典鑑賞教室や、区立全中学校の3年生を対象にした歌舞伎鑑賞教室を実施しています。
22	区の公園や体育館などを利用したスポーツ教室や体操教室を各地域で開催してほしい。	2	区では、生涯を通じ身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指しています。今後、主に学校施設を拠点とし、身近な場所で、いつでも、だれでも気軽にスポーツができる場となっている「総合型地域スポーツクラブ」が、より多くの地域に設立されるよう支援を行うとともに、地域で行われている健康体操やスポーツ活動との連携など、スポーツに参加する機会の充実を図っていきます。

8 今後の若者施策の取組み 4件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	昨年、烏山で行っていたような中高生の集まれる居場所を整備すること。	2	平成25年度にモデル事業として実施した中高生世代応援スペース「オルパ」につきましては、利用者の多くの方々から継続を望む声をいただいたところです。生きづらさを抱えた若者、活動の機会を求めている若者問わず、様々な状況にある若者の地域活動や多世代交流の活性化のためには、青少年交流センター、児童館等の施設に加え、「オルパ」のように、身近な地域で若者が気軽に集うことができる拠点づくりが非常に重要であると考えます。「オルパ」の実績を踏まえ、効果的な身近な居場所等の拠点づくりの手法について検討し、実現に向けて努めてまいります。
2	高校中退者などの居場所づくりが必要である。	1	
3	乳幼児のみでなく、中高生以降の子どもにかかる施策にも真剣に取り組んでいく必要がある。	1	「子ども計画」は18歳までの子どもを計画の対象としておりますが、ご指摘いただきましたとおり、子どもを取り巻く様々な課題は18歳を超えた以降も引き続くケースが多く、30歳代までの若者も視野に入れた「切れ目のない支援」がまさに求められていると考えます。この趣旨から本計画では幼年期からの「子ども施策」とあわせ「若者施策」を新たに盛り込むことといたしました。引き続き関係所管が総合的に連携をとり、組織全体で若者支援施策に取り組んでまいります。

9 その他のご意見 13件

意見の概要		件数	意見に対する区の考え方(案)
1	子ども自身に「生きる」という意識を持たせることを忘れていないか。	1	子ども計画の基本理念として、「子どもは一人ひとりが今を生きる主体である」ことを謳いました。大人だけでなく子ども自身にもそれぞれが「今を生きる主体である」ことを意識してもらえよう、(計画で示すすべての政策を通し)計画の理念の浸透に努めてまいります。
2	子どもの権利ばかりが中心に言われているように感じるが、将来、権利も主張するが義務をきちっと果たす社会を構成していく成人になるためにも、子どもとしての義務、勉強やマナー等身近なものをきちんと教えるべきである。	1	子ども計画の基本理念として、子どもの権利の尊重とともに、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められることを謳っています。また、計画案では、豊かな人間性の育成を掲げ、人間性・道徳性を育むための取組みを進めてまいります。

3	この計画では子どもが毎年1,000人ずつ増えることになっているが、最近の東京の人口集中に対して批判がある中でこの点をどう考えているか。	1	区の子どもの人口増加については、必ずしも転入によるものではなく、出生数の増加によるところが大きな要因となっております。区合計特殊出生率は、年々回復傾向にあり、平成14年の0.77から平成25年は1.04まで回復しました。少子化が全国的な問題となっている現在、区は、子どもの増加(出生増)について、地域に関係なく取組みを進めていかなければならない課題と考えております。なお、東京都の合計特殊出生率は1.13、全国では1.43となっております。
4	現在子どもを産みたいと考え色々調べているが、区のHPが非常に分かりづらい。もう少し誰が見てもすぐに把握できる構成にしてほしい。	1	子ども・子育てに関わる支援やサービスなどは多様であり、子どもの年齢や家庭の状況により必要な情報は変化すると認識しております。ご指摘を踏まえ、必要な情報を得られるよう、区のホームページの情報整理に努めるとともに、子育て応援アプリの周知・活用を図るなど多様な媒体による情報提供を進めてまいります。
5	乳幼児食と老人食の共通点は多いので、給食を老保一元化すれば効率が上がるのではないか。	1	アレルギー対応や献立等で乳幼児の食事と高齢者向けの食事と一緒に調理することは難しいかと思いますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	上記以外のご意見	8	